

令和7年2月
令和7年3月

指宿市議会会議録

第1回臨時会
第1回定例会

指宿市議会会議録目次

令和7年第1回市議会臨時会

会期日程	1
2月3日	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定による出席者	2
職務のため出席した事務局職員	3
開会及び開議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案第1号及び議案第2号一括上程	4
提案理由説明	4
議案第1号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	7
議案第2号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	7
閉議及び閉会	10

令和7年第1回市議会定例会

会期日程	11
2月20日	
議事日程	13
本日の会議に付した事件	14
出席議員	14
欠席議員	14
地方自治法第121条の規定による出席者	15
職務のため出席した事務局職員	15
開会及び開議	16
会議録署名議員の指名	16
会期の決定	16
議案第3号～議案第32号一括上程	16

提案理由説明	16
議案第33号及び議案第34号一括上程	37
提案理由説明	37
議案第33号及び議案第34号（質疑，委員会付託省略，表決）	38
散　　会	38

2月25日

議事日程	40
本日の会議に付した事件	41
出席議員	41
欠席議員	41
地方自治法第121条の規定による出席者	41
職務のため出席した事務局職員	42
開　　議	43
会議録署名議員の指名	43
議案第3号～議案第10号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	43
議案第11号～議案第32号（質疑，委員会付託）	44
散　　会	44

3月13日

議事日程	45
本日の会議に付した事件	45
出席議員	45
欠席議員	45
地方自治法第121条の規定による出席者	45
職務のため出席した事務局職員	46
開　　議	47
会議録署名議員の指名	47
一般質問	47
新宮領　　實　議員	47
1．市長の政策について	
2．自治会組織の存続について	
前之園　正　和　議員	69
1．日常生活に不自由や不都合を感じている人の実態把握と対応について	

2. マイナ保険証問題について	
下川床 泉 議員	76
1. 指宿市史編さんについて	
2. 文化のかおるまちづくりについて	
吉 村 重 則 議員	88
1. ヘルシーランド大規模改修工事について	
2. 教育問題について	
延 会	102

3月14日

議事日程	104
本日の会議に付した事件	104
出席議員	104
欠席議員	104
地方自治法第121条の規定による出席者	104
職務のため出席した事務局職員	105
開 議	106
会議録署名議員の指名	106
一般質問	106
東 伸 行 議員	106
1. 市政運営について	
2. 山川港活性化の本気度について	
松 下 知 恵 議員	121
1. 事務事業評価について	
2. 安全保障問題について	
3. 自転車の交通安全について	
恒 吉 太 吾 議員	135
1. スポーツ・イベントを通じた地域活性化について	
2. 公共施設の環境整備について	
高 田 チヨ子 議員	151
1. 帯状疱疹の予防接種について	
2. 産前産後のサポートについて	
3. 空き家対策について	
議案第35号～議案第37号一括上程	159

提案理由説明	159
議案第35号～議案第37号（質疑，委員会付託）	162
散　　会	162

3月26日

議事日程	164
本日の会議に付した事件	165
出席議員	165
欠席議員	165
地方自治法第121条の規定による出席者	165
職務のため出席した事務局職員	166
開　　議	167
会議録署名議員の指名	167
議案第11号，議案第35号及び議案第36号（委員長報告，質疑，討論，表決）	167
議案第12号～議案第17号（委員長報告，質疑，討論，表決）	169
議案第18号～議案第23号（委員長報告，質疑，討論，表決）	171
議案第24号（委員長報告，質疑，討論，表決）	172
議案第37号（委員長報告，質疑，討論，表決）	174
議案第25号（委員長報告，質疑，討論，表決）	175
議案第30号～議案第32号（委員長報告，質疑，討論，表決）	191
議案第26号～議案第28号（委員長報告，質疑，討論，表決）	192
議案第29号（委員長報告，質疑，討論，表決）	195
議案第38号上程	196
提案理由説明	196
議案第38号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	197
議案第39号～議案第41号一括上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	200
議会活性化等調査特別委員会の中間報告の件（委員長報告，質疑）	201
閉会中の継続調査について	210
議長挨拶	210
市長挨拶	211
閉議及び閉会	211

第 1 回 臨 時 会

令和 7 年 2 月議会

令和7年第1回指宿市議会臨時会会期及び会期日程

1. 会 期 1日間（2月3日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
2月3日	月	本会議	・会期の決定 ・議案第1号及び議案第2号一括上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)

第 1 回 臨 時 会

令和 7 年 2 月 3 日

(第 1 日)

第1回指宿市議会臨時会会議録

令和7年2月3日 午前10時00分 開議

〜〜

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについて
 - 日程第4 議案第2号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
-

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	井 元 伸 明	13 番 議 員	新川床 金 春
14 番 議 員	福 永 徳 郎	15 番 議 員	高 田 チヨ子
16 番 議 員	前之園 正 和	17 番 議 員	下川床 泉
18 番 議 員	西 森 三 義		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	黒 永 英 樹
教 育 長	田之上 典 昭	総 務 部 長	渡 部 徹 也
市民生活部長	富 永 敏 尚	健康福祉部長	出 島 雅 彦
産業振興部長	鴨 崎 一 郎	農 政 部 長	内 村 喜代志

建設部長	高田博憲	教育部長	紺屋聖一
総務課長	濱上和也	人事秘書課長	木下英城
企画政策課長	東忠孝	財政課長	上村圭一郎
商工水産課長	宮地主税	農政課長	前蘭洋一
水道課長	湯ノ口繁生		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	池水拓也	主幹兼調査管理係長	下川裕一
主幹兼議事係長	川畑裕二	議事係主査	古川浩仁

△ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和7年第1回指宿市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東勝義議員及び西田義哲議員を指名いたします。

△ 会期の決定

○議長（西森三義） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

△ 議案第1号及び議案第2号一括上程

○議長（西森三義） 次は、日程第3、議案第1号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについて、及び、日程第4、議案第2号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（打越明司） 今次、第1回指宿市議会臨時会に提出しました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件1件、補正予算に関する案件1件の計2件であります。

まず、議案第1号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

この補正予算は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰などに直面する低所得世帯に対し、速やかに支援を行うための給付金等を2億3,663万1千円であります。急を要しましたことから、令和7年1月7日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める

ものであります。

次に、議案第2号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について、であります。

この補正予算につきましても、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するものであります。

食料品や電気代、燃料代などの高騰により影響を受けている市民の生活を応援し、また、市内の福祉事業所や農水産業、運輸事業、製造事業の事業者に対して、きめ細やかな支援を行うための補助金などの費用について、歳入歳出予算の総額に1億9,195万7千円を追加しようとするものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○総務部長（渡部徹也） それでは、命によりまして総務部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

まず、議案第1号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の令和6年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,663万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を291億3,628万6千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出のほうから御説明いたしますので13ページを御覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節1報酬から節19扶助費までの合計2億3,663万1千円の補正につきましては、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付し、更にこども加算として非課税世帯の18歳以下の児童に対し、1人当たり2万円を給付する物価高騰に伴う低所得世帯支援事業に係る扶助費等を計上したものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款15国庫支出金2億3,663万1千円の補正につきましては、説明欄にお示しの国庫補助金であります。

次は、提出議案の3ページを御覧ください。

議案第2号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について、であります。

別冊の令和6年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,195万7千円を追加し、歳入歳出の予算総額を293億2,824万3千円にしようとするものであります。

第2条で繰越明許費の補正をするものであります。

内容につきましては、7ページの第2表繰越明許費補正でお示しの事項について、繰越明許

費の追加をするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出のほうから御説明いたしますので、15ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、国の補正予算による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係るものであります。

まず、款3民生費、項1社会福祉費、障害者福祉費129万9千円の補正につきましては、障害福祉サービス事業所等に対し、LPガス及び食材費の価格高騰分の一部を支援する障害福祉事業所等物価高騰対策支援事業に係る補助金等を計上しようとするものであります。

同じく、目3老人福祉費1,043万9千円の補正につきましては、高齢者配食サービス事業所に対し、食材費及び燃料費の価格高騰分の一部を支援する高齢者等配食事業者物価高騰対策支援事業に係る補助金等を計上しようとするものであります。

同じく、目8介護保険総務費1,027万3千円の補正につきましては、介護サービス事業所等に対し、LPガス、ガソリン及び食材費の価格高騰分の一部を支援する介護事業所等物価高騰対策支援事業に係る補助金等を計上しようとするものであります。

款5農林水産業費、項1農業費、目5畜産業費2,459万2千円の補正につきましては、畜産農家に対し、配合飼料等の購入経費の一部を支援する配合飼料価格高騰対策支援事業に係る補助金を計上しようとするものであります。

次のページを御覧ください。

項3水産業費、目2水産業振興費225万円の補正につきましては、漁業者が燃費向上のために行う船底の清掃や塗装等に係る経費の一部を支援する漁船省エネ対策事業に係る補助金を計上しようとするものであります。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費1億4,310万4千円の補正につきましては、物価高騰の影響を受けた市民の生活を支援し、消費の下支え及び地域経済の活性化を図るためのプレミアム付商品券発行事業に係る補助金等として1億2,241万2千円、燃油価格の高騰により影響を受けている本市内を運行する路線バス、タクシー等の公共交通事業者及び本市内に本社を有する運送事業者に対し、燃料費の一部を支援する運輸事業者物価高騰対策支援事業に係る補助金として1,109万2千円、物価高騰により影響を受けている製造業者に対し、光熱費及び燃料費の一部を支援する製造事業者物価高騰対策支援事業に係る補助金として960万円を計上しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款15国庫支出金1億4,708万8千円の補正につきましては、説明欄にお示しの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

款19繰入金4,486万9千円の補正につきましては、説明欄にお示しの財政調整基金繰入金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時33分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第1号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（西森三義） これより、質疑に入ります。

まず、議案第1号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、承認することに決定いたしました。

△ 議案第2号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（西森三義） 次に、議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、西田義哲議員。

○6番議員（西田義哲） 議案第2号に関する質疑なんですけれども、物価高騰に対する支援金ということで、農林水産業費において農業費、畜産業費に配合飼料の購入費の経費を一部支援するものを計上していただいております。大変ありがたいことだと思います。しかしながら、本市におきましては、畜産業以外の農家の方、生産経営体もたくさんありまして、1月になってオクラの栽培も始まり、そういったマルチ資材も価格の高騰というのが大分懸念されているんですけれども、なぜこの農林水産業費に関しては畜産業費のこの飼料配合の購入経費のみの支援だったのか、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

○農政部長（内村喜代志） 燃料や資材等の物価高騰の影響は、農家に限らず多くの市民が受けていることから、今回の臨時交付金では全市民を対象として生活支援を行う予定としているところでございます。農業部門におきましては、特に畜産農家の飼料費の経営に占める割合が大きいことから、価格上昇率も高く、より大きな影響を受けていると考えられ、今回は飼料の一部支援を提案したところでございます。

○議長（西森三義） 次に、恒吉太吾議員。

○8番議員（恒吉太吾） 私も議案第2号について、その中で製造事業者物価高騰対策支援事業について伺いたいと思います。

まず、この製造業者というのはどのような業者を指しているのかと、その事業者数を把握していればお示してください。

○産業振興部長（鴨崎一郎） まず、対象となる事業者ですが、指宿市内に事業所を置き、又は指宿市内に製造施設を置く、事業収入額が1,000万を超える法人及び個人事業所ということになります。ちなみに令和4年度にも同様の事業を実施しております。事業者のその抽出ということですが、前回同様、商工会議所、それから商工会にこの製造業で登録をしている事業者さんが約600件ほどあります。さらに、個人事業所の方々に対しては、この商工会、商工会議所に登録されている方以外のところについては、全戸配布でこの事業の趣旨のチラシ配布をさせていただいて、申込みいただくというようなふうに考えております。ちなみに、令和4年度が該当者が39件というような実績でございます。

○8番議員（恒吉太吾） 部長からもありましたが、売上によってということなんです、この売上、決算時期があったり、いろいろあると思うんですが、例えば売上10億以上とか、売上1,000万から5,000万、この売上の基準となる期間というのは、いつからいつまでで考えているのでしょうか。

○商工水産課長（宮路主税） 支援金につきましては、売上に、収入額に応じて支援をするように考えてございますが、各企業決算の時期が違います。過去3期に遡って、そのうち一番収入が多かった決算期の収入額に応じて支援金を支払するようにしたいというふうに考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 最後に三つ目になります。今、部長のほうからも全戸配布で周知するということでしたが、それに伴って申請方法ですね、それとまた大体どのような時期で実施期間を考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○商工水産課長（宮路主税） 実施時期につきましては、今後また細かな制度設計を行っていくところでございますが、3月から4月ぐらいにかけて市民の方々に周知を行い、商工会議所、商工会に加入する方々につきましては、市のほうから郵送で案内をお送りし、申請については、郵送又は直接窓口にお持ちいただく、このような方法を考えているところでございます。

○議長（西森三義） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。
ほかにありませんか。

○10番議員（吉村重則） 通告してないんですけど、今、その事業者の選定なんかもするわけですね。そういう基準といたらいいんでしょうか、予算としてはちゃんと設けていて、その配分しなかった部分、余った部分といたらいいんでしょうか、その対応の仕方はどうするんですか。全体として事業として配分するわけですね。それで余った場合、残額についてはどのような対応を取るんですか。

○財政課長（上村圭一郎） 今回の補正予算第14号につきましては、国からの支援金というか、交付金が1億4,700万ほどあります。これが交付金としてマックスというか、必ず来ます。今回、補正につきましては、これにまた更にこちらの財政調整基金を加えた補正をしておりますので、一応余った場合には、この1億4,700万の中で調整をしていきますので、基本的に残るとということは、今のところ考えておりません。以上です。

○10番議員（吉村重則） いいんですけど、国のほうに返還するのはないということによろしいんですか。

○財政課長（上村圭一郎） 今回、先ほど申し上げましたように、財政調整基金を入れておりますので、余らないようにこちらのほうは執行してまいりたいと考えております。

○議長（西森三義） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

△ 閉議及び閉会

○議長(西森三義) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて、令和7年第1回指宿市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 東 勝 義

議 員 西 田 義 哲

第 1 回 定 例 会

令和 7 年 3 月議会

令和7年第1回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 35日間（2月20日～3月26日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
2月20日	木	本会議	・会期の決定 ・議案第3号～議案第32号一括上程（議案説明） ・議案第33号及び議案第34号上程 （議案説明，質疑，委員会付託省略，表決）
21日	金	休 会	一般質問・議案質疑及び一部討論の通告限（12時）
22日	土	〃	
23日	日	〃	
24日	月	〃	
25日	火	本会議	・議案第3号～議案第10号 （質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・議案第11号～議案第32号（質疑，委員会付託）
26日	水	休 会	総務水道委員会（10時開会）
27日	木	〃	総務水道委員会（10時開会）
28日	金	〃	文教厚生委員会（10時開会）
3月1日	土	〃	
2日	日	〃	
3日	月	〃	
4日	火	〃	文教厚生委員会（10時開会）
5日	水	〃	産業建設委員会（10時開会）
6日	木	〃	産業建設委員会（10時開会）
7日	金	〃	
8日	土	〃	
9日	日	〃	
10日	月	〃	
11日	火	〃	
12日	水	〃	
13日	木	本会議	・一般質問
14日	金	〃	・一般質問 ・議案第35号～議案第37号一括上程 （議案説明，質疑，委員会付託） 総務水道委員会 文教厚生委員会

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
15日	土	休 会	
16日	日	〃	
17日	月	〃	
18日	火	〃	
19日	水	〃	
20日	木	〃	
21日	金	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
22日	土	〃	
23日	日	〃	
24日	月	〃	
25日	火	〃	
26日	水	本会議	・ 議案第11号～議案第32号及び議案第35号～議案第37号 （委員長報告，質疑，討論，表決） ・ 議案第38号上程 （議案説明，質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・ 議案第39号～議案第41号 （説明・質疑・委員会付託等省略，表決） ・ 議会活性化等調査特別委員会の中間報告の件 ・ 閉会中の継続調査について

第 1 回 定 例 会

令和 7 年 2 月 20 日

(第 1 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

令和7年2月20日 午前10時00分 開議

〜〜

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第3号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について
- 日程第4 議案第4号 令和6年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第5 議案第5号 令和6年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第6号 令和6年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第7号 令和6年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第8号 令和6年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第9号 令和6年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 議案第10号 令和6年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第11号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 指宿市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の廃止について
- 日程第14 議案第14号 指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 指宿市保健センター条例の一部改正について
- 日程第16 議案第16号 指宿市今村光雄奨学資金条例の一部改正について
- 日程第17 議案第17号 指宿市考古博物館時遊館C O C C O橋牟礼条例の一部改正について

- 日程第18 議案第18号 市道の廃止及び認定について
- 日程第19 議案第19号 市道の廃止及び認定について
- 日程第20 議案第20号 市道の廃止及び認定について
- 日程第21 議案第21号 市道の廃止及び認定について
- 日程第22 議案第22号 市道の認定について
- 日程第23 議案第23号 市道の認定について
- 日程第24 議案第24号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第16号）について
- 日程第25 議案第25号 令和7年度指宿市一般会計予算について
- 日程第26 議案第26号 令和7年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第27号 令和7年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第28 議案第28号 令和7年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第29 議案第29号 令和7年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第30号 令和7年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第31 議案第31号 令和7年度指宿市公共下水道事業会計予算について
- 日程第32 議案第32号 令和7年度指宿市温泉供給事業会計予算について
- 日程第33 議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第34 議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	井 元 伸 明	14 番 議 員	福 永 徳 郎
15 番 議 員	高 田 チヨ子	16 番 議 員	前之園 正 和
17 番 議 員	下川床 泉	18 番 議 員	西 森 三 義

1. 欠席議員

13 番 議 員 新川床 金 春

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	黒 永 英 樹
教 育 長	田之上 典 昭	総 務 部 長	渡 部 徹 也
市民生活部長	富 永 敏 尚	健康福祉部長	出 島 雅 彦
産業振興部長	鴨 崎 一 郎	農 政 部 長	内 村 喜代志
建 設 部 長	高 田 博 憲	教 育 部 長	紺 屋 聖 一
総 務 課 長	濱 上 和 也	人事秘書課長	木 下 英 城
企画政策課長	東 忠 孝	財 政 課 長	上 村 圭一郎
水 道 課 長	湯ノ口 繁 生		

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	池 水 拓 也	主幹兼調査管理係長	下 川 裕 一
主幹兼議事係長	川 畑 裕 二	議 事 係 主 査	古 川 浩 仁

△ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和7年第1回指宿市議会例例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新宮領實議員及び恒吉太吾議員を指名いたします。

△ 会期の決定

○議長（西森三義） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月26日までの35日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月26日までの35日間と決定いたしました。

△ 議案第3号～議案第32号一括上程

○議長（西森三義） 次は、日程第3、議案第3号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について、から、日程第32、議案第32号、令和7年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの30議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（打越明司） おはようございます。市政運営についての所信の一端と施策の概要を申し上げる前に、この場をお借りいたしまして、2月4日から9日までの間、二度にわたり鹿児島県を襲った寒気や積雪の影響により、被害に遭われました農家の皆様方に心からお見舞い申し上げます。

本市におきましては、2年前の寒波のような大きな被害には至らなかったものの、出荷を目前に控えた豆類などに農業被害が確認されました。日本一の生産量を誇るソラマメやスナップエンドウなど、2月10日現在、約3,000万円の被害額が見込まれているところでありま

す。今後も関係機関と連携しながら、情報収集や事後対策についての巡回指導を続けてまいりたいと思います。

次に、先の定例会以降に実施いたしました主な行事等について、報告させていただきます。

まず、新永吉と尾下の棚田が令和4年3月に農林水産省のつなぐ棚田遺産に選定されたことを契機として、更なる地域の活性化に向けた交流人口の創出を目的として、1月6日に地域おこし協力隊の委嘱を行いました。今回委嘱した小杉正樹さんには、農政課を拠点とし、棚田地域での農作業や環境保全活動、地域活性化に向けた体験型交流イベントなどの企画立案や運営などに取り組んでいただきます。まずは、地域を知り、地域に溶け込んでいただきながら、これまでの技能や経験を生かして、地域課題の解決策を見出していただくことを期待しているところであります。

次に、春の訪れを告げるいぶすき菜の花マラソン大会を1月12日に、いぶすき菜の花マーチを1月25日から26日にかけて開催しました。マラソン大会当日は、時折雨が降るあいにくの天気となりましたが、フルマラソンとファンランニングに国内外から約8,000名のランナーが出走し、池田湖や開聞岳の景色、沿道からの声援、振る舞いなどのおもてなしを楽しみながら、早春の菜の花が咲き誇る指宿路を駆け抜けました。ゲストランナーとして出走していただきました川内優輝選手は、沿道からの声援やおもてなしの感動とともに、指宿市のおもてなしの心は本物だと、雨の日の菜の花マラソンを走って実感できましたとSNSに投稿してくださいました。大会を盛り上げてくださった沿道の皆さん、また、支えてくださったスタッフやボランティアの皆さん、関わってくださった全ての皆様に対して、改めて感謝を申し上げたいと思います。

次に、将棋界で活躍されている佐々木勇気八段と菜の花マラソン大会の大会ゲストとして平成28年から参加をさせていただいている瀬古利彦氏へ、指宿観光大使の委嘱を行いました。佐々木八段は、これまで数々の実績を残されており、かつて公式戦デビュー29連勝中の藤井聡太四段の連勝記録を止めたことでも大きな話題となりました。本市との縁は、平成30年の竜王戦において大盤解説の仕事で訪れて以来、砂むし温泉の強烈なファンとなり、これまでプライベートでも本市の砂むし温泉を楽しむとともに、その魅力を随時発信していただいているところであります。

また、瀬古利彦氏は、箱根駅伝やオリンピックへの出場、福岡国際マラソン三連覇など、日本長距離走での第一人者であります。菜の花マラソン大会スタート時点で選手を盛り上げる光景は、この菜の花マラソン大会の風物詩にもなっており、大会に欠かせない存在となっているところです。今後も様々な場で観光大使として本市を盛り上げてくださることを期待しています。

次に、大学や社会人、プロも参加をする野球の交流戦、薩摩おいどんリーグが2月22日か

ら3月9日までの16日間、県内で開催されることに伴い、1月17日に記者発表を行いました。この大会は、令和5年に薩摩おいどんカップとして始まり、今年で3年目になります。今回から薩摩おいどんリーグへと名称変更をし、本市を含め県内8会場で約120試合を予定しており、初参加となる本市では、3月8日と9日に新川床マリン球場で開催予定となっております。また、3月8日には、本市出身である和田佳大選手が所属する、昨年の日本選手権優勝チームトヨタ自動車の試合が予定されているところでもあります。観戦は無料であります。国内トップクラスのチームの試合を多くの市民に是非間近で御覧になっていただきたいと思えます。

次に、災害時における避難所等で役立ててほしいと、創立60周年を迎えた指宿ロータリークラブから、簡易トイレセットなどの防災用備品が1月21日に寄贈されました。近年、地震や記録的な大雨、台風などの自然災害が激甚化している中で、避難所におけるプライベート空間の確保や衛生面など、環境整備の重要性も高まっています。もしもの場合の重要な防災用備品として、避難所等において有効に活用させていただきたいと思えます。

昨年12月以降、プロアマのサッカーチーム、野球部、ソフトボール部、陸上部など、11チームのキャンプやスポーツ合宿が本市で実施をされ、今後も4チームの合宿が予定されているところであります。なお、現在は、指宿フットボールパークにおいて地元出身の福元美穂選手が所属する女子プロサッカーチームのサンフレッチェ広島レジーナもキャンプを行っております。今後も大会や合宿など、更なる誘致を積極的に行い、各施設のますますの利用促進に努めてまいります。

また、2月の1日から3月31日まで、市内45の飲食店やホテル・旅館などの宿泊施設において、いぶすき春のグルメ祭が開催されています。このイベントは、本市の豊かな食材を活用し、各産業が一体となって食を通じた事業展開により、消費拡大、観光客誘致による地域活性化を目的としており、今回は桜鯛といぶすき野菜をテーマとしたメニューが提供されています。議員の皆さんにも是非一緒に、この情報発信をしていただいて、多くの方に足をお運びいただいた上で、本市の旬の素材を楽しんでいただければと思います。市といたしましては、市民が取り組んでいる様々なイベントについて、関係する皆さんと一緒に盛上げ、多くの方々に楽しんでいただくことで、まちを元気付けていくことができると考えております。これからも皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和7年第1回市議会定例会の開会に際し、令和7年度予算及び諸案件の御審議をお願いするにあたりまして、市政運営について所信の一端と施策の概要を申し述べたいと思えます。

私が、10年後が楽しみになる指宿、20年後はもっと楽しみになる指宿、そんなまちづくりをスローガンに、市長に就任してから、早3年が経過をいたしました。令和6年度においても、将来が楽しみになる町が実現できるよう、私なりに精一杯、市政運営に取り組んできた

ところであります。議員の皆様方にも、市政を運営するにあたり、様々な御指導、御助言をいただきましたことについて、心から御礼を申し上げます。私は、これまで申し上げてまいりましたが、市民をはじめ、地域、市役所、そしてまた市議会がワンチームとなって、同じ目標に向かって努力していくことが、市政運営の一番の要だと考えております。今後も市役所一丸となって、より一層努力してまいりますので、引き続き議員の皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和6年度のスタートにあたり、全職員に対し最高のサービスを最少のコストでという市役所の大原則を示しました。併せて、市民への対応は、一、スピード感をもって、二、わかりやすく、三、最後までという三点を仕事の心構えとして示してまいりました。このことを全職員が理解をし、徹底して実行に移すことで、地方自治法がうたう、最少の経費で最大の効果が得られ、市民サービスの質が更に充実してゆくものだと思っておるところであります。この2つの原則を踏まえながら、令和7年度も引き続き、令和5年度に策定をした「経営改善計画」に基づいて、将来に負担ではなく楽しみを残せるよう、市民の理解を求めながら、着実に財政再建も進めてまいります。

さて、その一環として取り組んでいる歳入確保策についてであります。私自らトップセールスを行うなど力を注いでおります企業版のふるさと納税は、令和6年度の寄附額が約8,000万円に達する見込みであり、前年度の約5.8倍の実績となっております。この場を借りまして、本市を応援していただいた企業の皆様方にも改めて感謝を申し上げたいと思います。また、令和5年度に全職員を対象に稼ぐ市役所職員提案制度を実施をし、今年度、準備を進めてまいりました指宿港海岸緑地の刻印レンガプロジェクトにつきまして、令和7年度から本格的に着手いたします。この事業を通じ、歳入の確保と併せて、指宿港海岸背後地の緑地帯がより多くの人に愛される新たな憩いの場になるものと期待しております。

それでは、各分野における施策の取組状況と今後の方向性を申し上げます。

まちづくりの分野では、人口減少社会に対応していくために、住まいや医療・福祉・商業、公共交通等の様々なまちにとって必要な施設や機能の確保を目的とした指宿市立地適正化計画を令和6年10月に策定いたしました。今後はこの計画に基づき、安全・安心に過ごせる持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を進めてまいります。

指宿港海岸周辺においては、新たな市民の憩いの場や観光の起爆剤として海岸背後地における緑地帯の一部供用に向けて整備を進めます。あわせて、にぎわうまちなかを目指して指宿駅から海岸へ向かう指宿中央通りの道路整備にも令和7年度から着手いたします。

生活環境の分野では、昨年6月から持続可能な資源循環型のまちづくりのため、新たにプラスチック製のスプーンやハンガーなど、プラスチック製品の資源ごみ収集を開始しました。改訂したごみ出しガイドブックや広報紙等で市民への周知に努めたことで、資源リサイクルの推進及び燃えるごみの減量化につなげることができました。令和7年度は、指宿市総

合振興計画を環境面から総合的・計画的に推進する第三次指宿市環境基本計画を策定をし、引き続き、市民・事業者・市などが協働のもと、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の実現を目指してまいります。

農業の分野では、就農支援として、経営を始めて間もない農家に対して、収入保険加入に係る一部支援を行います。これからの本市農業を担う農家の育成確保に向けた取組を拡充しながら、経営安定化と農家の所得向上に向け取り組んでまいります。また、ウクライナ情勢や歴史的な円安の影響などを受け、畜産飼料や資材等が高騰し、経営コストの増加や採算の悪化など、農家に大きな影響を与えていることから、昨年度から、自給飼料増産を図るための協議会を設立し、飼料の作付面積の拡大や飼料自給率向上に向けた取組を進めております。さらに、昨年3月に鹿児島市との市境で確認された特殊病害虫のイモゾウムシについて、関係機関と一緒に調査や拡散防止対策を行ってまいりました。これにより、現在、イモゾウムシは確認されていませんが、今後も根絶に向けた取組を継続いたします。

観光の分野では、ヘルシーランド露天風呂の第2泉源替掘を行った結果、想定をはるかに上回る熱水と蒸気が噴出し、安全で安定した泉源を確保することができました。また、昨年12月には、令和3年11月に法面が崩落し営業を休止しておりました山川砂むし温泉砂湯里が3年ぶりに営業を再開したところであります。温泉施設のリニューアルや展望所の設置、新たな泉源の有効活用など、恵まれたこのエリアの地域資源に感謝しつつ、本市の観光の目玉施設として、国内外を問わず積極的に売り込んでまいりたいと思います。

また、昨年の温泉総選挙2024におきまして、指宿砂むし温泉が湯治ウェルネス部門で全国1位となり、併せて環境大臣賞も受賞しました。現在、筑波大学や鹿屋体育大学とも連携をし、科学的なデータに基づく砂むし温泉の高付加価値化に向けた健康増進効果を検証する事業に取り組んでおります。今後、こういった砂むし温泉の効能などにつきましても、この際、徹底した情報発信を行いながら、官民一体となった誘客を促進してまいります。

さて近年、全国各自治体において宿泊税導入の議論が活発になっております。本市におきましても、昨年7月に指宿市魅力ある観光地づくりの財源検討委員会を設置し、魅力ある観光地づくりの財源導入についての是非、方法、課題について諮問をしたところであります。今後、検討委員会から頂く答申を踏まえて、選んでもらえる、あるいは再び訪れたくなる観光地、そんな指宿を目指して、更に検討を加えてまいります。

地域公共交通の分野では、交通事業者の不採算路線からの撤退による地域公共交通ネットワークの減少や、乗務員不足等による運行回数などの減少により、市民生活や観光客の移動手段確保が限界に来ておりますことから、新たな地域公共交通システム構築に向けた具体的な取組を進めてまいります。

子育て支援の分野では、こども課を新設し、出産から子育てに関する切れ目のない支援の充実を図ってまいります。安心して子どもを生み育て、子どもの健やかな成長を促すため、

子育て世代が手続きしやすいよう、各種申請のオンライン化を推進するなどし、各種検診や教室、相談体制の更なる充実を図るとともに、子ども医療費については、窓口負担のない現物給付化を拡充することにより、妊娠・出産、子育ての各ステージに応じた的確な支援を実現をしてみたいと考えております。

また、一昨年度来、検討してまいりました子どもの遊び場につきましては、ヘルシーランドの大規模改修に併せ、温泉保養館の一部を改修をし、全天候型の遊び場の整備を進めております。今後は、遊び場を通して子どもの発達や子育て世代の交流を促し、市民のみならずヘルシーランドを訪れる観光客にも新たな憩いの場としても提供できるものと考えております。

次に、教育分野ですけれども、中学校の再編に関しましては、西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画に基づいて、西指宿中学校と北指宿中学校を令和9年4月1日に統合することを決定いたしました。今後につきましては、両校の統合に向けて北指宿中学校の校舎などの改修工事を進めてまいります。また、南指宿中学校における老朽化した校舎の改修工事を進め、生徒の教育環境の一層の充実を図ってまいります。

また、市内中学校において、令和3年度にGIGAスクール構想により整備した1人1台端末の更新を行い、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指してまいります。

ひとに関わる分野につきましては、令和6年度につきましても、人口減少に少しでも歯止めをかけるべく、ひとをメインとした施策をワンパッケージで実施をしてみまいりました。令和5年度に、地域創造係を新たに設置をし、この2年間、本市への移住を考えている方に対し、きめ細やかな情報を的確かつ効果的に届けてまいりました。その結果、市の制度を利用して移住された方の数は、本年1月末までの約2年間で69世帯152名となっており、地域創造係設置以前の直近2年間と比べて、約3倍の伸びとなっているところであります。令和7年度においても、空き家活用の推進と合わせて、引き続きしっかりと取り組んでまいります。昨年の施政方針でも申し上げましたが、ひとを制する者こそが、地域間の競争に生き残り、産業や企業間の戦いにも勝ち残れるとの思いから、ひとを各種施策の中心に据えて取り組んでまいりました。令和7年度は、このひとをメインとした施策に加えて、持続可能な域内経済の好循環の仕組みづくりに取り組んでまいりたいと思います。指宿市内の地域資源や異業種とのコラボレーションを生かして新しい人の流れや商機を生み出し、市民所得向上につながるような先進的なアイデアによる取組を支援する域内経済循環促進事業の制度化や、道の駅いぶすき彩花菜館の再整備事業などに取り組んでまいります。

私に残された任期は1年を切りました。これまで述べました各分野の施策はもちろん域内の経済循環を盛んにし、更には外貨を獲得し、そのお金を域内で循環させていく。そして、そこに雇用が生まれ、そのことが、移住・定住にもつながってゆく。このような好循環をつ

くするために、引き続きこの一年間全力を注いでまいります。

それでは、ここからは、令和7年度の主要施策について御説明申し上げます。

まず、市民福祉についてであります。持続可能な地域社会を作っていくためには、今まで以上に市民全体で自助・共助・公助が重要になっていくという認識を高めていかなければなりません。そのため、自主的・主体的な地域づくりのための取組に対しての支援や、自治会加入促進に力を入れるとともに、地域でのデジタル利用の推進を目指し、デジタルボランティアを活用したスマートフォン講習会などの充実を図ってまいります。また、多様な生き方や価値観を認め合い、一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現を目指した男女共同参画の推進については、条例の制定を視野に入れ取り組んでまいります。また、人権に関する啓発活動を更に推進をし、自治体間におけるパートナーシップ宣誓制度の連携協定を進めながら、誰もが人権を尊重され、多様性を認め合えるまちの実現を目指し、引き続き理解促進と支援に取り組んでまいります。

市民の健康と福祉につきましては、市民相互で支え合う地域福祉を推進し、市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安全・安心で豊かな生活を営むことができるよう、生活習慣病や寝たきり予防に引き続き取り組んでまいります。

高齢者の福祉につきましては、第9期高齢者福祉計画に基づいて、高齢者の在宅生活を支援する各種事業を実施するほか、シルバー人材センターや社会福祉協議会などとも連携し、高齢者の社会参加と生きがいづくりや健康づくりの推進など、高齢者福祉の充実に努めてまいります。また、各種介護予防事業を通して地域との交流を図ることにより、高齢者の引きこもりの予防や高齢者を地域で見守る体制を充実させ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう推進してまいります。

介護保険につきましては、第9期介護保険事業計画に基づいた介護サービス基盤の計画的な整備を見据え、介護人材の確保や職場環境の整備に取り組み、介護現場の生産性の向上を推進してまいります。

障害者等の福祉につきましては、障害福祉計画などに基づき、障害福祉サービスの積極的な推進と障害児に対する支援体制の充実を図り、障害者などが自らの意志により地域で自立した生活を送れる社会づくりに努めてまいります。また、認知症高齢者や障害者の財産及び権利を保護するため、第2期成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、中核機関による相談や制度の利用促進を図り、安心して暮らせるよう支援をしてまいります。

児童福祉や母子保健につきましては、第三期子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもを生み育てやすい地域づくりの推進に向け、産科医の確保、産後ケアなどを継続するとともに、多様な保育サービスの充実を図り、子どもを育む環境の計画・整備を進めてまいります。また、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの困りごとなどについて、相談・支援を行う機関として、こども課内にこども家庭センターを設置いたします。

保健、医療につきましては、第二次健康増進計画に基づいて、自主的な健康づくりを支える健幸のまちづくりを基本方針に、医師会や歯科医師会、薬剤師会をはじめ、各関係機関との連携を密にしながら、乳幼児健診・予防接種・各種がん検診などを実施し、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた健康づくりを推進してまいります。

感染症対策につきましては、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月から季節性インフルエンザと同じ扱いとなりましたが、今後とも医師会との連携を図り、各種感染症の防止対策の周知・啓発に努めてまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、鹿児島県国民健康保険運営方針に基づいて、県と一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険税率の決定、保険税の賦課・徴収、保健事業、その他の保険者事務を共通認識の下で実施し、事業の広域化や効率化を推進できるよう、県内の統一的な運営方針により、基本的な方向性・方針について整備を進めてまいります。また、国保財政の健全化を図るため、第3期指宿市データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画に基づいて、特定健康診査・特定保健指導の受診率・実施率向上対策の実施及び生活改善指導や疾病の重症化予防など、きめ細やかな保健事業に取り組むとともに、現状の分析や、取組に当たっての課題の整理・検証を行い、医療費の適正化に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、引き続き円滑な業務運営に努めてまいります。

介護保険特別会計につきましては、第9期介護保険事業計画に基づいて、介護保険制度の安定的な運営を図ります。また、高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になっても可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう、相談支援体制や認知症の早期支援体制、在宅における医療と介護の連携体制の構築などを一体的に推進してまいります。

地球温暖化対策につきましては、2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目標とするゼロカーボンシティの実現に向けて、市民、事業者、市などが一体となって、総合的かつ計画的に取り組めるよう検討を進めてまいります。

地域環境の保全対策につきましては、第二次環境基本計画に基づき、河川・海域の水質状況の監視を行い、悪臭・騒音・大気汚染・不法投棄などの公害に迅速に対応し、原因の把握・指導及び未然防止の啓発を行うとともに、関係機関と連携し、公害防止に努めてまいります。また、鰻池の水質改善対策につきましては、水質改善装置の運転を継続するとともに、定期的な水質検査を実施をし、水質保全に努めてまいります。

生活排水対策につきましては、公共用水域の保全のため、公共下水道事業計画区域外の単独処理浄化槽や汲取便槽を合併処理浄化槽に設置換えした方々に対し補助金の交付を行い、合併処理浄化槽の普及を図ってまいります。

水道事業の給水区域外への飲料水供給につきましては、尾下地区及び畠久保地区の飲料水供給施設の維持管理を適切に行い、安全で安心できる飲料水の供給に努めてまいります。

廃棄物処理につきましては、第二次指宿市一般廃棄物処理基本計画に基づき、更なるごみの減量化に向けて、自治会や学校の出前講座や施設見学の実施により資源ごみリサイクルの意識啓発を図り、プラスチック製品の再資源化促進、生ごみの水切りや食品ロス削減への啓発を強化いたします。今後も、指宿市環境衛生協力会と連携をし、市民の生活環境の改善向上に努めてまいります。

廃棄物処理施設につきましては、南九州市及び指宿広域市町村圏組合と連携をし、各施設の適正な運営管理を着実に推進するとともに、将来のごみ処理・処分方法を十分に検討し、持続可能で経済的な廃棄物処理の実現を目指してまいります。

次に、産業振興についてであります。

農業につきましては、国際的な食料需給問題や気候変動による食料生産の不安定化、我が国の人口減少・高齢化に伴う国内市場の縮小などが進む中で、国の食料・農業・農村基本法が見直され、食料安定供給の取組強化や、次世代につなぐ環境にやさしい農業への転換、新たな技術を活用した更なる生産性の向上、農村・農業に関わる人の増加などが求められているところであります。本市は南の食料供給基地として、持続可能な農業振興・産地づくりを図っていくため、国・県との連携を密にし、多様な主体からなる産業連携、農産物の新たな価値の創出と需要開拓、食・農のつながりを更に強める取組を推進していくほか、農業経営の安定化や産地体制の強化、担い手農家の育成支援、新規就農者や後継者の育成・確保、労働力の確保支援などの各種事業に取り組んでまいります。また、今後の地域農業の在り方を示す地域計画に基づいて、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、遊休農地の発生防止・解消等、農地利用の最適化に努めてまいります。

さらに、中山間地域の機能維持・保全を推進するほか、つなぐ棚田遺産の新永吉、尾下の棚田を核に、指定棚田地域振興協議会等と連携しながら、市外からの関係人口を増やすための環境づくり等を推進してまいります。

農業生産振興につきましては、耕種部門における生産性向上や農作業の省力化、コスト低減対策、自然災害への備えと事後対応、環境負荷低減につながる技術の普及促進、サツマイモ基腐病、病害虫の被害防止・軽減対策等に取り組んでまいります。

また、畜産部門につきましては、近年、リスクが拡大している各種家畜伝染病の侵入防止対策の徹底や環境保全対策の推進のほか、耕畜連携や畜産基盤再編・整備等による自給粗飼料の確保対策に取り組んでまいります。

耕地事業につきましては、農業生産性・経営向上を図るため、農地や農道の整備・保全に努めるとともに、畑かん施設の更新事業や農村地域防災減災事業など、今後も国や県、南薩土地改良区などの関係機関と連携を図りながら、農業生産基盤の整備や防災減災に取り組ん

でまいります。また、地域住民共同で行う農業・農村の環境整備活動及び施設の長寿命化のための活動支援を拡充してまいります。

林業につきましては、森林整備の促進・効率化を図るため、林道の適切な維持管理に努めるとともに、県や地元林業者との連携により、管理が不十分な人工林を集積するため、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度を推進をし、公共施設への木材利用、児童・生徒を対象とした森林環境教育を実施してまいります。また、松くい虫被害対策として、薬剤散布による防除や植林した抵抗性クロマツの保育による松林の再生に取り組んでまいります。そのほか、イノシシやヒヨドリなどの有害鳥獣の捕獲・駆除を実施し、有害鳥獣による被害の防止、軽減に努めてまいります。

水産業につきましては、本市の基幹産業であるかつおぶし製造業の原料確保のため、海外まき網船の誘致に向けた施策を実施するとともに、補助事業を活用した漁業共同利用施設の整備を支援してまいります。また、漁港につきましては、県の漁港整備長期計画に基づき、県と連携しながら維持管理に努めてまいります。

商工業につきましては、喫緊の課題である人手不足の解消のため、地元企業の雇用確保に向けた取組として、新規就業希望者マッチング事業の実施や、外国人材の受入れに係る支援の在り方について、関係機関や団体等と連携を図りながら取り組んでまいります。また、指宿駅前を中心とする商店街の活性化につきましては、通り会の方々に寄り添いながら、一軒一軒の商店の魅力を高めることでエリア全体に観光客や地元客が訪れるような取組を進めてまいります。

地域公共交通につきましては、市民生活に必要不可欠な生活路線の維持と観光客の2次交通確保のほか、山川・根占航路の安定的な運航に努め、持続可能な交通体系を維持してまいります。

特産品の振興につきましては、特産品の国内外への販路開拓・拡大を支援するため、商品開発事業や都市部での大型商談会の出展事業、南薩広域での輸出事業を展開をしております。また、指宿鯉節の持続的な発展を目的に、全国カツオまつりサミットin指宿を開催し、認知度向上や消費拡大を図っております。さらに、道の駅いぶすき彩花菜館及び道の駅山川港活お海道につきましては、指定管理者と連携を図りながら、本市の新鮮な農産物や魚介類、かつおぶしなどの加工品等の宣伝、販売に努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、令和6年度が目標額を達成できそうにないことから、前年度と同額の18億円を来年度の目標とし、再チャレンジをする予定であり、選ばれる返礼品作りのための戦略立案、マーケティング調査等をこれまで以上に強化をしております。

観光につきましては、指宿市観光ビジョンに位置付けられた各種観光施策を実現していくため、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、WEBやSNSを活用した国内外への情報発信やデジタルマップの言語の拡充、地元食材を活用した食の磨き上げや体験コ

ンテンツの造成などに取り組むことで、誘客・滞在時間の延長を図り、域内循環額と観光消費額の増加につなげてまいります。

唐船峡そうめん流し事業につきましては、訪れるお客様が快適に御利用いただけるよう、施設の環境整備を通じて、安全対策やサービスの向上に努めてまいります。

砂むし会館砂楽につきましては、利用料金制や納付金制度などの新たな仕組みを取り入れた指定管理者制度を導入し、検証を行いながら、本市観光を牽引をし、地域に賑わいを創出する施設づくりに努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、気軽にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ推進委員と連携して市民の主体的な活動やスポーツを通じた交流の促進に努め、市民一人1スポーツの実現を目指してまいります。併せて、スポーツ団体や指導者の育成に努め、スポーツ実践人口の拡大と競技力の向上を図ってまいります。また、官民一体型のスポーツコミッションいぶすきと連携し、スポーツ施設の更なる活用と、スポーツ大会やキャンプ・合宿などを通じた交流・関係人口の拡大を図り、指宿の知名度向上と地域・経済の活性化等を推進してまいります。

スポーツ施設につきましては、ネーミングライツ事業に取り組み財源確保に努めるとともに、指宿市公共施設等総合管理計画に基づく施設の集約化などを推進をし、老朽化した施設の解体・改修整備などを行ってまいります。また、関係団体と連携し、市民をはじめとする、利用される方々が利用しやすい環境整備に努めてまいります。

次に、土木行政についてであります。本市の公共事業につきましては、国の施策や地域の実情を踏まえ、市民の社会資本整備のニーズに的確に応えるため、機動的かつ弾力的に進めてまいります。

社会基盤の整備につきましては、幹線道路、生活道路を整備をし、市民の利便性向上を図るとともに、安全で円滑な道路交通の確保、公共下水道施設の整備や公営住宅の整備・改善、河川・海岸等の整備を行い、安全・安心で快適なまちづくりに努めてまいります。また、国の事業であります国道226号北十町地区の歩道整備と交差点改良を推進していくとともに、県の事業であります指宿鹿児島インター線池田工区道路改良事業の整備促進により、市内の道路のアクセス向上に努めてまいります。3月29日には、南薩4市を結ぶ薩摩半島横断道路の早期着工に向けて、南九州市で薩摩半島横断道路整備促進決起大会が開催されます。今後も3市と協力をしながら、県の構想路線に指定されている薩摩半島横断道路の整備路線への格上げに向け、運動を進めてまいります。

生活道路の整備につきましては、継続路線として、丹波校上通り線、松ヶ迫線、坂下線などの改良舗装工事を実施してまいります。また、老朽化したインフラ対策として、引き続き橋りょう補修工事を実施をし、交通の安全性向上を図ってまいります。

指宿港海岸の整備につきましては、国の直轄海岸保全施設整備事業が、令和9年度の完了

に向けて鋭意進められているところであります。また、その背後の港湾緑地は、令和7年度一部区間の供用開始を目指し、太平次公園から砂楽方面に向けて順次整備を進めてまいります。引き続き防災機能の強化はもとより、まちのにぎわい創出の起爆剤として、事業推進に努めてまいります。海岸・港湾事業につきましては、指宿港の浮桟橋補修及び長崎鼻海岸の高波・高潮対策が県営事業で実施される予定であります。

都市計画事業につきましては、指宿港海岸の港湾緑地整備に併せて、指宿駅から指宿港海岸に向かう道路整備にも着手いたします。また、土地区画整理事業に併せて、二月田駅の周辺整備にも着手をし、危険踏切の解消と国道までのアクセス向上を図るため、新たな踏切の整備などを進めながら、住みやすい魅力あふれるまちづくりのため、関係権利者の御理解と御協力をいただきながら、事業を推進してまいります。

公営住宅事業につきましては、市営住宅の維持管理に努め、快適な居住環境の中で暮らせるよう適正に管理してまいります。また、住宅建設事業につきましては、弥次ヶ湯団地1号棟及び2号棟の外壁等改修工事を実施をし、市営住宅の安全性の確保と建物の耐久性及び利便性の向上による環境改善を図り、今後も市営住宅の整備・改善を計画的に推進しながら、良好な居住環境づくりを図ってまいります。

住宅・建築物安全化促進事業につきましては、建築物の耐震化促進事業に該当する大規模建築物や木造住宅の耐震改修などに補助を行い、建築物の耐震化を促進してまいります。また、がけ地近接等危険住宅移転事業に該当する住宅の移転を支援するために補助を行い、市民の生命の安全を確保してまいります。

地籍調査事業につきましては、早期完了に向けて一層の推進を図ってまいります。また、道路等における未登記物件の早期解消を図り、公共用地の適正な管理に努めてまいります。

上水道事業につきましては、水道管の新設、更新を実施するほか、令和2年度から実施しております基幹管路である池田水源地、石嶺配水池系送水管や配水管の更新、水源地や配水池の設備更新を実施をし、水質管理の徹底を含めた水道水の安定供給に努めてまいります。

公共下水道事業の污水整備につきましては、十町土地区画整理事業の進捗に合わせた污水管の新設整備を進めてまいります。令和3年度から実施しております浄水苑の改築更新や污水管の改築更新事業等につきましては、下水道ストックマネジメント計画に基づいて実施してまいります。浄水苑、雨水ポンプ場等の下水道施設の維持管理に万全を期すとともに、公共下水道への排水設備普及促進に努め、快適な居住環境を形成してまいります。

温泉供給事業につきましては、引き続き温泉供給施設等の維持管理を実施し、市営温泉の安定供給に努めてまいります。

次に、教育行政についてであります。本市では、指宿市教育大綱と第2期指宿市教育振興基本計画に基づき、学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携を図りながら、教育行政の推進に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視し、学習指導要領に則った指導の充実を図りながら、これからの社会を生き抜く力の育成に努めてまいります。また、各学校の教育課題を解決するため、小中一貫教育の推進、人権教育の充実及びGIGAスクール構想の充実・推進に努めてまいります。小中一貫教育では、児童生徒の交流活動や教員の乗り入れ授業、指宿まるごと博物館構想に基づいた指宿を学ぶ「いぶ好き『ふるさと学』」を核とした郷土教育、小中学校の教員が授業の在り方や子どもの学んでいる様子について語り合う授業研究会の実施など、9年間の切れ目ない系統的・体系的な学びの中で子どもたちの課題解決を目指してまいります。

生徒指導上の課題につきましては、学校における生徒指導体制の確立や教職員の生徒指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや教育相談員による相談体制の充実に努めてまいります。また、スクールソーシャルワーカーを学校、家庭、地域に派遣をし、関係機関とも情報をより一層共有することで、様々な課題の解決を図ってまいります。

体力・運動能力の向上につきましては、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するために、市内全ての小学6年生が参加する「運動大好き“いぶすきっ子” SportsDay」を開催するなど、積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の育成を図ります。

キャリア教育の推進につきましては、志や夢を持つ子どもを育成するため、小学生による地域の事業所への訪問や中学生による職場体験学習キャリア・スタート・ウィークを引き続き推進してまいります。

児童生徒の安全確保につきましては、実効性のある避難訓練や防災教室、交通安全教室や防犯教室などを通して、発達段階に即した危険予知能力や危険回避能力の育成に努めるとともに、家庭、スクールガード、PTA、地域住民などとの連携を深め、地域全体で子どもを見守り、安全で安心できる環境づくりに引き続き努めてまいります。

教育の情報化の推進につきましては、情報活用能力を学習の基礎となる資質・能力の一つに位置付け、その育成のために必要なICT環境を整え、1人1台端末及びデジタル教科書などを適切に活用できるようにすることで、急激に変化し、将来の予測が難しい社会の変化に対応し、社会で自立していくことができる教育の推進に取り組んでまいります。

中学校の部活動につきましては、学校と地域が協働・融合した形での持続可能なスポーツや芸術文化などの活動のための環境整備を進めるとともに、地域の人材を部活動指導員として任用し、生徒にとっても望ましい、持続可能な部活動の推進に取り組んでまいります。

学校給食につきましては、指宿旬野菜の日を設けるなど、地産地消を推進するほか、郷土食・行事食など工夫した献立を実施しながら、安全・安心でおいしい給食の提供に努めるとともに、施設設備の改修を進めてまいります。また、食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握に努め、除去食や代替食を提供してまいります。

指宿商業高等学校につきましては、専門高校としてビジネスに関する専門的知識や技術を習熟させ、就職だけでなく上級学校進学などの幅広い選択肢がとれる3学科体制により、魅力ある学校づくりを進めて入学志望者の増加を図ってまいります。また、全国初の高校による株式会社指商や指商デパートなど特色ある教育活動を通して、企業や地域社会などでリーダーとして貢献できる人材の育成に努めるとともに、I C P活動を継続させ、おもてなしの心を発信してまいります。さらに、通学が困難な地区から入学したスポーツ活動において優れた資質や実績がある生徒の下宿費の一部を補助することで、部活動の支援も引き続き行ってまいります。

韓国語・中国語の選択学習においては、語学検定合格やスピーチコンテストなど、各種大会参加に向けた勉強会に取り組むとともに、韓国の永化国際観光高等学校との間でホームステイ事業を実施し、語学力と国際感覚の向上を図ってまいります。さらに、全国商業高等学校協会主催の簿記実務検定試験1級などの上級資格取得に向けて、生徒の適性、能力、個性に応じた教育を進め、オンライン公務員講座の継続など、的確な進路を実現できるよう引き続き推進してまいります。

社会教育につきましては、自ら立つ自立、自ら律する自律した市民を自ら育てていくという生涯学習の理念に照らし、住民自身のニーズに基づく要求課題、そして市民として必ず学習してほしい必要課題についても学ぶ生涯学習講座などの充実を図ってまいります。また、まちづくりを主体的に担う人材育成の観点から、各社会教育関係団体の再興・活性化や指導・助言に取り組んでまいります。

青少年の健全育成につきましては、青少年育成推進員をはじめとした指導者の育成や活躍の場づくりを行うとともに、学校応援団や放課後子ども教室など、地域と学校が相互に連携・協働して行う地域学校協働活動事業を推進することによって、ふるさとを自慢できる子どもの育成に努めてまいります。

家庭教育につきましては、家庭教育支援員や子育てサポーターの養成・活用を図るとともに、家庭教育学級等の研修に係る講師を市が派遣する家庭教育講座等支援事業を推進し、学校や幼稚園・保育園・こども園、その他関係機関等と連携をした家庭教育及び子育て支援の充実に努めてまいります。

子どもの読書活動の推進につきましては、市立図書館や学校図書館を活用しながら、学校・家庭・地域における読書の習慣化と環境づくりを図り、読書を通した子どもの育成に努めてまいります。

文化芸術活動の促進につきましては、文化祭やいぶすきシルバー美術展などへの支援を通して、市民による文化芸術の発表と鑑賞の機会を設けてまいります。また、指宿市民会館を活用した文化公演の開催など、自主文化事業に引き続き取り組み、市民をはじめとする多くの方々に利用されるような管理運営に努めてまいります。

地域文化の継承・発展につきましては、市郷土芸能保存会などと連携し、市民がやりがいをもって、各地域の郷土芸能や伝統行事の保存継承活動に取り組めるよう研修の機会を設け、人材育成に努めてまいります。

文化財の保護と活用につきましては、国指定史跡の指宿橋牟礼川遺跡や今和泉島津家墓所をはじめとする、地域に所在する指定文化財等の保護と活用にも努めるとともに、地域をあげた持続可能な文化財保護の体制づくりに取り組み、郷土愛と誇りの醸成を図るため、指宿市文化財保存活用地域計画に基づいた文化財の保護と活用に取り組んでまいります。

時遊館COCOはしむれでは、企画展「大海を渡る山川石～墓石がつないだ薩摩・奄美・琉球～」や各種講座、体験学習等の開催を通して、新たな学びの機会を提供してまいります。

次に、令和7年度の当初予算の大綱について申し上げます。令和7年度の当初予算は、経営改善計画に掲げた基本目標をしっかりと踏まえつつ、一方で、本市が将来が楽しみなまちになるために、真に必要な施策は何なのか、そのことを十分に吟味しながら予算編成に取り組んだところでもあります。

人件費や扶助費の増加に加えて、物価高騰に伴う光熱水費などの様々な経費の増加も例外なく本市の財政にものしかかってきており、大変厳しい予算編成となりました。このような状況の中、経営改善計画の目標を達成できるよう着実に歩みを進めるため、収入の範囲内で支出を抑える、借金はいくら以上増やさないと原則にしながら、取り組んでまいります。

令和7年度は、ひとを中心とした各種施策に加えて、地域経済の域内循環を重要政策に位置づけ取り組んでゆくことを申し上げました。本市の域内で経済を循環させることは、市内の様々な分野の産業の下支えになるとともに、ひいては、市民生活が豊かになり、将来が楽しみになる町につながってゆくものと考えております。こうした域内循環を促すための事業については、当初予算に組み込んだところでもあります。

将来に負担を先送りしないためにも、入りを量りて出づるを制すの原則に基づいて、入りの部分につきましては、引き続き、収益が見込める施設の管理運営には、民間的な発想を積極的に取り入れながら、サービスの向上や収支の改善に取り組んでまいります。また、ネーミングライツをはじめとする広告事業や、ふるさと納税、企業版ふるさと納税につきましても、今まで以上に本市を応援していただけるよう、私自身が先頭に立って、歳入確保に積極果敢にチャレンジしてまいります。出づるの部分につきましては、予算編成時において心掛けましたのは、単年度での大きな支出は、複数年にかけて予算を平準化し、我慢できるものは翌年度以降の実施を検討するなど、本市の財政の体力の中でできる限りの調整を行ってきたところでもあります。

また、事業を実施する中においても、もっと効率的なやり方はないか、創意工夫できる点はないかなど、職員一丸となって常にそのことを意識しながら取り組み、可能な限り最少の

コストで最大の効果をあげることができるように努めてまいります。

令和7年度の当初予算は、一般会計285億1,500万円、国民健康保険特別会計が66億72万3千円、後期高齢者医療特別会計が8億8,833万7千円、介護保険特別会計が59億9,780万7千円、唐船峡そうめん流し事業特別会計が2億9,341万9千円、水道事業会計が収益的收入で7億388万5千円、収益的支出が6億4,368万1千円、資本的收入が3億232万円、資本的支出が7億8,407万3千円、公共下水道事業会計におきましては、収益的收入が7億7,818万円、収益的支出が7億6,444万3千円、資本的收入が4億94万7千円、資本的支出が5億5,108万円、温泉供給事業会計におきましては収益的收入が4,158万1千円、収益的支出が3,565万8千円、資本的支出が1,727万円を計上させていただきました。

以下、一般会計及び特別会計についての主要な施策と歳入歳出予算の概要等については、お示しのとおりであります。

以上、令和7年度の施政方針について基本的な姿勢と予算等について申し述べてまいりました。本市を取り巻く社会経済情勢は、コロナ禍から人の動きや経済活動も活気を取り戻しつつあるものの、物価やエネルギー価格の高騰、深刻な人手不足、度重なる大雨や猛暑といった異常気象など、依然として多くの課題があります。

冒頭でも申し上げましたが、指宿の将来を楽しみなものにしていくためには、様々な課題と向き合いながらも、地域の中でひとと経済、この2つの柱をしっかりと確立していくことが、最も重要だと考えております。地域の経済循環を考える上で、本当の豊かさは、持っているお金、あるいはもらっている給料、あるいはその地域で使われるお金が決め手になってまいります。できるだけ市外の人たちが来ていただいて使ってくれる、お金は地元の人たちの元に入ってくるのが一番いいわけであります。本市の内外から大いに稼ぎ、そのお金を循環させることで人材を雇用し、人材を育てていくことに、引き続き注力してまいりたいと思っております。

さて、巳年は、実を結ぶ年、復活と再生の年というふうに言われます。昨年12月に山川砂むし温泉砂湯里が再オープンをし、ヘルシーランド保養館及び露天風呂もリニューアルオープンに向けて着々と準備を行っているところであります。また、今年に入って、市内の各産業が一体となって、地域活性化に向け食を通じた新たなグルメイベントも開催するなど、将来への楽しみがひとつつつ増えてまいりました。指宿がコロナ禍で失った元気を取り戻し、将来に向けてワンチームで稼げる町を再生してゆく。そんな一年を目指して、市役所一丸となって努力をしていく所存であります。今後とも、議員の皆様をはじめ、市民の皆様の積極的な市政への御参加とたくさんの御意見を賜りますことをお願い申し上げ、令和7年度の施政方針と予算の大綱の説明とさせていただきます。

続きまして、提出議案の、今次第1回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、補正予算に関する案件が9件、条例に関する案件が7件、市道の認定に関する案件が6件、当初予

算に関する案件が8件、人事に関する案件2件の計32件であります。

このうち、議案第3号、令和6年度指宿市一般会計補正予算について、から議案第32号、令和7年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの30議案につきましては、関係部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時19分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（渡部徹也） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

まず、議案第3号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について、であります。

別冊の令和6年度指宿市各会計補正予算予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7億9,526万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を285億3,298万2千円にしようとするものであります。

第2条で繰越明許費の補正をするものであります。内容につきましては、10ページから11ページの第2表繰越明許費補正でお示しの各事業について、繰越明許費の追加及び変更をするものであります。

第3条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、11ページの第3表債務負担行為補正でお示しの事項について、追加及び変更をするものであります。

第4条で地方債の補正をするものであります。内容につきましては、12ページから13ページの第4表地方債補正でお示しのとおり、事業債の追加と、各起債事業費の確定等に伴い限度額を変更するものであります。

今回の補正の主な内容は、令和6年度の事業費の確定や支出見込みに対する予算の整理等を行うものであります。

なお、今回の補正の各目に、人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業等に係る予算の整理に伴う人件費の減であります。各目の人件費につきましては、60ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

また、一般会計、各特別会計の補正予算については、別冊令和6年度指宿市各会計3月補正予算の概要を配布させていただいておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の9ページを御覧ください。

議案第11号、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部

改正について、であります。

本案は、都市計画審議会委員及び景観審議会委員について、大学教授及びこれと同等と認める職にある者の報酬の規定を追加するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、都市計画審議会委員及び景観審議会委員の報酬について、大学教授及びこれと同等と認められる職にある者の区分を追加し、大学教授及びこれと同等と認められる職にある者の報酬の額を月額1万5,300円とし、費用弁償の額を旅費条例に規定する副市長及び教育長の旅費相当額とするものであります。

なお、施行日は、令和7年4月1日としているところであります。

次は、提出議案の39ページを御覧ください。

議案第24号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第16号）について、であります。

別冊の令和6年度指宿市各会計補正予算予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億円を追加し、歳入歳出予算の総額を287億3,298万2千円にしようとするものであります。

第2条で繰越明許費を補正するものであります。内容につきましては、7ページの第2表繰越明許費補正でお示しの事業について、繰越明許費の変更をするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、15ページを御覧ください。

款6商工費、項1商工費、目4温泉施設費2億円の補正につきましては、ヘルシーランド露天風呂の泉源掘削調査により、当初の見込みを上回る蒸気・湯量の噴出が確認されたことから、配管工事等の設計見直しに伴い工事請負費を増額しようとするものです。

次に、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款19繰入金、2億円の補正につきましては、説明欄にお示しの財政調整基金繰入金であります。

次は、提出議案の40ページを御覧ください。

議案第25号、令和7年度指宿市一般会計予算について、から、議案第32号、令和7年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの8議案につきましては、別冊の令和7年度施政方針と予算の大綱の中で、一般会計及び各特別会計等の歳入歳出の概要をお示しし、また、別冊の令和7年第1回指宿市議会定例会委員会参考資料を、お手元に配布させていただいておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民生活部長（冨永敏尚） それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、御

説明申し上げます。

提出議案の12ページを御覧ください。

議案第12号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、であります。

本案は、国民健康保険特別会計の安定的な財政運営及び健全化並びに受益者負担の適正化を図るため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、標準保険料率を参考に、国民健康保険税率について、所得割額を1.20%、均等割額を4,900円、平等割額を3,700円、それぞれ引き下げようとするものであります。

なお、附則において、施行日を令和7年4月1日としているところであります。

次は、提出議案の15ページを御覧ください。

議案第13号、指宿市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の廃止について、であります。

本案は、半島振興法に基づく税制特例措置が非適用となったことに伴い、この条例を廃止しようとするものであります。

なお、附則において、廃止条例の施行期日及びこの条例の廃止に伴い改正が必要となる関係条例の一部改正について、規定しているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○健康福祉部長（出島雅彦） それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の17ページを御覧ください。

議案第14号、指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、であります。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所における保育士等の配置基準について、満3歳以上満4歳未満の児童に係る保育士等の数を、おおむね20人に1人から、おおむね15人に1人に、満4歳以上の児童に係る保育士等の数を、おおむね30人につき1人からおおむね25人につき1人に改正するものであります。

また、栄養士法の改正により、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能になることから、栄養士の配置等を求めている規定について、管理栄養士を追加するものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日及び経過措置を規定しているところであります。

す。

続きまして、提出議案の20ページを御覧ください。

議案第15号、指宿市保健センター条例の一部改正について、であります。

本案は、開聞保健センターの保健センターとしての機能を廃止することに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、開聞地域における保健事業の在り方を整理し、利用の実情に合わせて、保健センターとしての機能を廃止するものであります。

開聞保健センターにおいては、平成27年度以降、指宿市子ども発達支援センターさつき園としても利用してきており、現在、さつき園の所管課が施設の管理も行っております。

また、令和2年度以降は、母子健診は指宿保健センターに集約し、がん検診等は開聞地域の他の施設で実施しており、開聞保健センターについては、今後も保健事業に利用する見込みがないところであります。

なお、附則において、施行日を令和7年4月1日としているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（高田博憲） それでは、命によりまして、建設部所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の27ページを御覧ください。

議案第18号、市道の廃止及び認定について、から、議案第21号、市道の廃止及び認定について、までの4議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

この4議案は、市道の廃止及び認定のため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

廃止路線概要図及び認定路線概要図を提出議案の概要別冊にまとめてありますので、併せて御覧ください。

まず、別冊の1ページと2ページを御覧ください。

古賀線は、道路台帳整備により終点の変更に伴い、既存路線を廃止し、新たに市道認定しようとするものであります。

次に、別冊の3ページと4ページを御覧ください。

指宿駅6－8号線は、道路台帳整備により終点の変更に伴い、既存路線を廃止し、新たに市道認定しようとするものであります。

次に、別冊の5ページと6ページを御覧ください。

指宿駅6－12号線は、道路台帳整備により終点の変更に伴い、既存路線を廃止し、新たに市道認定しようとするものであります。

次に、別冊の7ページと8ページを御覧ください。

指高グラウンド北線は、道路台帳整備により支線を廃止し、新たに市道認定しようとするものであります。

次に、提出議案の35ページを御覧ください。

議案第22号、市道の認定について、及び議案第23号、市道の認定について、の2議案につきまして、御説明申し上げます。

この2議案は、市道の認定のため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

まず、別冊の9ページを御覧ください。

島廻線は、西方字島廻から字島廻までの延長326.8mの区間について、新たに市道認定しようとするものであります。

次に、別冊の10ページを御覧ください。

矢石桁2号線は、東方字塩入中土から十町字飴田までの延長26.7mの区間について、新たに市道認定しようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育部長（紺屋聖一） それでは、命によりまして、教育部所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の22ページを御覧ください。

議案第16号、指宿市今村光雄奨学資金条例の一部改正について、であります。

本案は、これまで高校生等を対象に奨学資金を支給していた指宿市新小田奨学資金基金が令和7年度中に枯渇する見込みであることから、現在、大学生等を対象としております今村光雄奨学資金を高校生等まで広げて支給するために、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、23ページを御覧ください。

まず、高校生等の奨学資金の額を、新小田奨学資金と同額の月額5千円とし、大学生等の奨学資金の額をこれまでと同額の月額1万円と定めるところであります。

次に、第3条において、高校生等と大学生等の定義を定めるところであります。

なお、附則において、施行日を令和7年4月1日としているところであります。

提出議案の25ページを御覧ください。

議案第17号、指宿市考古博物館時遊館ＣＯＣＣＯ橋牟礼条例の一部改正について、であります。

本案は、博物館法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、博物館法の一部改正に伴い、博物館の運営協議会に係る条項につい

て、引用条項を整理するものであります。

なお、附則において、施行日を公布の日としているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西森三義） ただいま議題となっております、議案第3号から議案第32号までの30議案に対する質疑等は、2月25日に行います。

△ 議案第33号及び議案第34号一括上程

○議長（西森三義） 次は、日程第33、議案第33号、人権擁護委員候補者の推薦について、及び、日程第34、議案第34号、人権擁護委員候補者の推薦についての2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（打越明司） それでは、御説明申し上げます。

提出議案の48ページをご覧ください。

議案第33号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、指宿地域の現委員であります東中川祥三氏が本年6月30日をもって任期満了となりますことから、新たに、東中川正昭氏を委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。

なお、同氏は、中学校教諭として37年間勤務し、子どもたちの学力向上、健全育成に努め、たくさんの方々と関わって来られました。また、教員としての経験から、人権に関する知識や経験が豊富であり、年齢や性別によらない様々な人権問題に対する助言や援助が可能であると考えられ、人権擁護委員としての活躍が期待されますことから、当該委員として適任者であると思っているところであります。

次は、提出議案の49ページを御覧ください。

議案第34号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、山川地域の現委員であります堀之内明美氏が、本年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。

なお、同氏は、30年間の保育園勤務や本市の民生委員・児童委員など、長年にわたり人権に携わる経験をされて来られました。また、令和4年7月から人権擁護委員として委嘱を受

け、熱心に活動されておりますことから、当該委員としての適任者であると思っているところであります。

何とぞ、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 41 分

再開 午前 11 時 41 分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案第33号及び議案第34号（質疑、委員会付託省略、表決）

○議長（西森三義） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第33号及び議案第34号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号及び議案第34号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

まず、議案第33号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第34号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、同意することに決定いたしました。

△ 散 会

○議長（西森三義） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 新宮領 實

議 員 恒 吉 太 吾

第 1 回 定 例 会

令和 7 年 2 月 25 日

(第 2 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

令和7年2月25日 午前10時00分 開議

〜〜

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第3号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について
- 日程第3 議案第4号 令和6年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第4 議案第5号 令和6年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第6号 令和6年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第7号 令和6年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第8号 令和6年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第9号 令和6年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第9 議案第10号 令和6年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第11号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 指宿市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の廃止について
- 日程第13 議案第14号 指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 指宿市保健センター条例の一部改正について
- 日程第15 議案第16号 指宿市今村光雄奨学資金条例の一部改正について
- 日程第16 議案第17号 指宿市考古博物館時遊館ＣＯＣＣＯ橋牟礼条例の一部改正について
- 日程第17 議案第18号 市道の廃止及び認定について

- 日程第18 議案第19号 市道の廃止及び認定について
- 日程第19 議案第20号 市道の廃止及び認定について
- 日程第20 議案第21号 市道の廃止及び認定について
- 日程第21 議案第22号 市道の認定について
- 日程第22 議案第23号 市道の認定について
- 日程第23 議案第24号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第16号）について
- 日程第24 議案第25号 令和7年度指宿市一般会計予算について
- 日程第25 議案第26号 令和7年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第27号 令和7年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第27 議案第28号 令和7年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第29号 令和7年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第30号 令和7年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第30 議案第31号 令和7年度指宿市公共下水道事業会計予算について
- 日程第31 議案第32号 令和7年度指宿市温泉供給事業会計予算について

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
5 番 議 員	東 勝 義	6 番 議 員	西 田 義 哲
7 番 議 員	新宮領 實	8 番 議 員	恒 吉 太 吾
9 番 議 員	田 中 健 一	10 番 議 員	吉 村 重 則
11 番 議 員	東 伸 行	12 番 議 員	井 元 伸 明
14 番 議 員	福 永 徳 郎	15 番 議 員	高 田 チヨ子
16 番 議 員	前之園 正 和	17 番 議 員	下川床 泉
18 番 議 員	西 森 三 義		

1. 欠席議員

4 番 議 員	前 原 五 男	13 番 議 員	新川床 金 春
---------	---------	----------	---------

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	黒 永 英 樹
-----	---------	-------	---------

教 育 長	田之上 典 昭	総 務 部 長	渡 部 徹 也
市民生活部長	富 永 敏 尚	健康福祉部長	出 島 雅 彦
産業振興部長	鴨 崎 一 郎	農 政 部 長	内 村 喜代志
建 設 部 長	高 田 博 憲	教 育 部 長	紺 屋 聖 一
総 務 課 長	濱 上 和 也	人事秘書課長	木 下 英 城
企画政策課長	東 忠 孝	財 政 課 長	上 村 圭一郎
水 道 課 長	湯ノ口 繁 生		

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	池 水 拓 也	主幹兼調査管理係長	下 川 裕 一
主幹兼議事係長	川 畑 裕 二	議 事 係 主 査	古 川 浩 仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、田中健一議員及び吉村重則議員を指名いたします。

△ 議案第3号～議案第10号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第2、議案第3号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について、から、日程第9、議案第10号、令和6年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第2号）について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第3号から議案第10号までの8議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第10号までの8議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第3号から議案第10号までの8議案を一括して採決いたします。

8議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第10号までの8議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第11号～議案第32号（質疑、委員会付託）

○議長（西森三義） 次は、日程第10、議案第11号、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、から、日程第31、議案第32号、令和7年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの22議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第11号から議案第24号まで及び議案第26号から議案第32号までの21議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第25号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

△ 散 会

○議長（西森三義） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前10時04分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 田 中 健 一

議 員 吉 村 重 則

第 1 回 定 例 会

令和 7 年 3 月 13 日

(第 3 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

令和7年3月13日 午前10時00分 開議

〜〜

1. 議事日程

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	井 元 伸 明	13 番 議 員	新川床 金 春
14 番 議 員	福 永 徳 郎	15 番 議 員	高 田 チヨ子
16 番 議 員	前之園 正 和	17 番 議 員	下川床 泉
18 番 議 員	西 森 三 義		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	黒 永 英 樹
教 育 長	田之上 典 昭	総 務 部 長	渡 部 徹 也
市民生活部長	富 永 敏 尚	健康福祉部長	出 島 雅 彦
産業振興部長	鴨 崎 一 郎	農 政 部 長	内 村 喜代志
建 設 部 長	高 田 博 憲	教 育 部 長	紺 屋 聖 一
総 務 課 長	濱 上 和 也	人事秘書課長	木 下 英 城

企画政策課長	東 忠 孝	デジタル戦略課長	大 岩 本 幸 司
健康・協働のまちづくり課長	嶺 元 和 仁	環境政策課長	安 留 和 信
国保介護課長	大 牟 禮 伸 英	観光施設管理課長	園 田 浩 一 郎
土 木 課 長	東 恵 一	建 築 課 長	村 永 健 二
教育総務課長	田 中 久 夫	学校教育課長	船 間 秀 仁
生涯学習課長	上 蘭 浩 司	地域福祉課主幹	原 あすか
学校教育課指導主事	永 田 正 宣		

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	池 水 拓 也	主管兼調査管理係長	下 川 裕 一
主幹兼議事係長	川 畑 裕 二	議 事 係 主 査	古 川 浩 仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東伸行議員及び新川床金春議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（西森三義） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

まず、新宮領實議員。

○7番議員（新宮領實） 皆さん、おはようございます。一般質問に入ります前に、本日8時20分頃、柳田校区公民館付近にて住宅火災が発生しました。詳細は分かりませんが、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。また、人的被害のないことをただただ祈るばかりでございます。乾燥注意報が発表される中、市民の皆さんも、今一度、火の始末、火の取扱いは十分お気を付けていただきますようお願いいたします。

本題に入ります。7番、新宮領實です。指宿市議会に議席をいただきまして、2期目の最終年となります。8年目を迎えました。一般質問は本日で20回目となりますが、トップで質問させていただくのは令和2年3月議会以来、2回目です。私はこれまで、自身の政治心情であります、奢ることなく、媚びることなく、手柄ぶることなく、ただひたすら真っ直ぐに、全ては市民のためにという思いを胸に、どんなときでも信念を持って、市議会議員として真摯に取り組んでまいりました。来年、この場に立てるかは分かりませんが、残り1年、悔いのないようにしっかりと働いてまいることを、私を支援してくださる方々や市民の皆さんにお誓いしたいと思います。

執行部の皆さんには、議員の一般質問での指摘案件には真摯に耳を傾け、解決に向けて、鋭意、取り組んでもらいたい。市長、私たち議員も含めて、来年2月にはいよいよ市民からの審判が下ります。今年はその正念場となります。できません、考えていませんの答弁では、市民からの御指示は到底得られることはありません。ネット配信されていることも念頭に御答弁されますようお願いいたします。

本日の質問は、大項目として2点についてお尋ねをします。

1点目は、市長の政策のうち、令和7年度に取り組む重点施策についてお聞かせください。

2点目は、自治会存続についてのうち、公民館長の成り手不足の現状について、市長の認識として、どうお考えになられているか、御答弁願います。

以上、1回目とします。

残余の質問は、関連質問を交えながら、質問通告に従って行いますので、よろしくお願いします。本日は、いつになく傍聴者の方が多く見受けられます。市政に対する関心の高さの表れであろうと拝察いたします。また、議員がどういう質問をするのかという期待もあろうかと思います。その期待にお応えできるか分かりませんが、しっかりと市長並びに執行部にお尋ねしたいと思います。本日の傍聴を心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

○市長（打越明司） おはようございます。今、新宮領議員から触れましたけれども、私もちょうど登庁したばかりでありましたので、今日の火災については、市役所のすぐ近くということで、火災直後に現場に参りまして、怪我人はないということで、その無事を確認してこちらに向かったところでありました。今日は、新宮領議員の方から、正に今年第1回目の一般質問、第1日目の1番目の質問ということで、早速、この7年度に取り組む重点施策について質問していただきました。ありがとうございます。少し時間を取って話をさせていただきたいと思います。できるだけ簡潔にいたします。

令和7年度の重点的な取組としては、まず、組織的な面でいうと、未来を担う子供たちや子育て世代の皆様は、よりきめ細やかなサービスを提供できるように、子育てに関するいろんなところにあった政策を一括して集中的に実施できるように、こども課を新設することになりました。このことによって、出産から子育てに関する切れ目のない支援の充実を図って、子育て世代がワンストップでなんでも相談できる窓口作りに取り組んでまいりたいと考えているところであります。この組織再編については、市長に就任して、まず、最初に取り組んだのが経営改善推進室の設置でありましたけれども、ちょうど就任をして50日目に、その経営改善推進室を設置いたしました。公約どおり、指宿市を将来にわたって盤石の行財政体制を作るために、その計画をしっかりと作ろうということでありました。現在は、経営改善計画に基づきまして、着実にその行財政改革を実行している最中であります。ちなみに、経営改善推進室は、計画をしっかりと作って、その実行に移した時点で、既に廃止をしたところでもあります。また、翌年、令和5年度には、本市への移住・定住、空き家活用を重点施策ということで、地域創造係を新設いたしました。市の制度を利用して、その新設をする前の2年と、新設をしてから後の2年を比較しますと、制度を利用して移住された方々の数は、設置以前に比べて約3倍の方々が指宿に移住をしていただいているという状況にあります。さらに、併せて、指宿市政施行20周年を迎えるのに当たってその準備をしようということで、新指宿市史を編さんする市史編さん室も新設をしているところであります。今、新しく作ったもの言いましたけれども、一方で、部や課、分室等の廃止や統合なども併せて進めてまいりました。結果として、就任時に8部43課ございましたけれども、この令和7年度4月には5部

40課ということになります。都合、3部3課が廃止又は統合ということになったということでもあります。今後も引き続いて、本市の人口動態、あるいは産業の推移を鑑みながら、市役所ができるだけコンパクトで機動的な組織になれるように努めてまいりたいというふうに思います。

また、指宿市内全域で行います、その事業、あるいは政策という面で新規のものを紹介いたしますと、これまでは人を増やす、育てるということを中心に政策に注力してまいりましたけれども、これに加えて、令和7年度は域内の経済循環を盛んにしていこうということで、その取組に着手をしようと考えているところであります。今年度から始まる予定の経済循環の支援制度については、指宿の経済を支えている民間の皆様のやる気と知恵を引き出して、その提案を積極的に支援していく制度を作っておりまして、私もまた、非常にこれには期待をしているところであります。また一方で、これまで、紙による地域の商品券やいぶすきさんぽのようなDXを活用したポイント通貨など、地域通貨の流通を拡充、拡大をしていき、結局はお金を指宿で使う方が得なんだということが、市民、消費者の方々にも、あるいは観光客の皆さんにも、また、サービスを提供する事業者の方々にも浸透していき、地域内で多くのお金が落ちる仕組みができ上がっていくことに向けて取り組んでまいりたいというふうに思います。このことは、指宿への投資を促し、更に雇用の拡大につながっていくのではと期待をしております。是非とも、新宮領議員も先頭に立ってですね、議員の皆さんも、このアナログでもデジタルでもどちらでもいいですので、地域通貨をどんどん使っていただく、あるいは皆さんに紹介していただきますよう、お願いをさせてもらいたいと思います。また、このほか、稼ぐ市役所職員提案ということで、稼ぐ市役所の職員の提案を250件近く集めた中で、対象を受けた刻印レンガプロジェクト、自分の名前、あるいは生年月日であったり、その日を入れたりした記念のレンガを皆さんが協力して、例えば指宿港海岸などに活用していく。こういった刻印レンガプロジェクトを今年はスタートをする。あるいは、二月田駅周辺の整備に着手する。指宿駅から海岸に向かう指宿中央通りの整備に着手をする。いろんな新たな取組を7年度はスタートさせていきたいというふうに思っております。

なお、あと一つだけ申し上げさせていただきたいのは、何かこの、物を整備するということ、割合にこう政治的な成果というふうに言われがちですけれども、私は、将来を楽しみにする町づくりをしようということで、実はこの3年間、例えば、旧指宿市民会館。あるいは昨年度は旧山川町庁舎。そして、今年はB & Gの建物。こういったところについて、きちんと解体をし、整備をし、将来、何か使うことがあったときには、そこをいつでも活用できるような準備をしていこうということで取り組んでおります。大体、この解体をし、整備をしてもですね、あまりよくやったと褒めてくれる方はいないんですけれども、そういう役割は極めて重要だというふうに思っておりまして、この事業に3年間で約8億9,000万、実は投資をしているということでもあります。正に将来に備える、将来のために準備をしていくとい

うことで、そういった取組もしていることを加えさせていただきたいと思います。

いずれにしても、人と経済を中心にして、そしてまた、新しい指宿に向けて計画に沿って、組織と人員を上手くコントロールしながら、将来に向けた準備を着々と進めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

残余の質問につきましては、関係の部長から答弁をさせます。

○総務部長（渡部徹也） 公民館長の成り手不足につきまして、私の方から答弁をさせていただきます。

自治会は、住民の方々にとっても一番身近なコミュニティ組織であるとともに、行政にとって、まちづくりを共に進める大切なパートナーであります。また、災害時や単身高齢世帯が増加する中で、住民同士の助け合いの基礎となる組織でもありますし、誰もが安心して暮らすことができる地域をつくる上で、自治会が果たす役割は重要だと考えております。その代表を担う自治会長は、住民の皆様の意見の取りまとめ、あるいは行政との連携役を担っていただいております、各地域におけるとても重要な存在であると考えております。しかしながら、住民の高齢化や健康問題、仕事、介護など、様々な理由で自治会長の役を担えない方が多くなっておりまして、次の自治会長がなかなか決まらないといった声も聞こえております。自治会長の成り手が見つからない場合、地域コミュニティ組織の存続に大きな影響が生じるのではと危惧をしております。自治会長は地域住民の総意によって選任されることから、市では、相談を受けた際は、話し合い活動の支援を行っているところです。具体例として、令和4年度に、ある自治会から、自治会長不在で後任が決まっていないという御相談を受けまして、関係者の方々と話し合いを行い、市の呼び掛けで地域住民の意見交換会を開催をし、その場で後任の自治会長が決まったということもございます。そうしたことから、今後も引き続き、積極的な支援をさせていただきたいと思っております。

○7番議員（新宮領實） ありがとうございます。重点政策については、端的にお答えいただければと思っておりました。それでも、ある程度詳細をお答えいただき、ありがとうございます。

私は、重点施策のうち、新しく創設されたこども課についてお尋ねをします。創設の目的を再度、お聞かせください。

○人事秘書課長（木下英城） 2023年4月1日にこども家庭庁が設置をされております。市町村においても、母子保健機能と児童福祉機能を連携しながら、子育て世帯などに対する一体的な支援を、切れ目なく、漏れなく対応することを目的とした体制作りが求められておりまして、本市におきましても、母子保健、児童福祉部門の強化を図り、市民の利便性の向上を目的として、新たにこども課を設置するとしたところでございます。

○7番議員（新宮領實） ありがとうございます。こども課の中には幾つの係を配置し、総勢何名体制で臨むお考えでしょうか。

○人事秘書課長（木下英城） こども課内には、保育所等の事務を主に担当いたします子ども保育係と、家庭児童相談等を主に担当するこども相談係のほか、おやこ保健係の三つの係を配置をする予定としております。従事する職員の数につきましては、6年度と7年度、福祉部門について比較して申し上げますと、福祉部門全体で係の総数に変更はございませんが、職員の数としましては、他の部門を少し削減をして、福祉部門に2人程度増員をかけるという予定で、人事異動作業を進めているところでございます。

○7番議員（新宮領實） その人員でしっかり対応できるものと信じておりますけれども。健康、保育、政策支援と、子供のことに关しては全てを網羅した対応ができるものと理解してよろしいでしょうか。

○健康福祉部長（出島雅彦） そのように計画をしているところでございます。

○7番議員（新宮領實） よろしくお願ひします。これからの指宿を担う子供の育成と、子育て世代をしっかりとサポートしていただくようお願いして、次にまいります。

人員削減についてですが、行政改革については令和4年の12月議会で一般質問として取り上げたものですが、その改革が実行されてきたのか。また、これからどうするのかも含めてお尋ねをしてみたい。まずは、人員削減についてお尋ねします。過去3年間の正規職員、再任用職員、会計年度任用職員数の推移を教えてください。

○人事秘書課長（木下英城） 数字が続いてまいりますので、少し聞き取りにくいかもしれませんが、御了承いただきたいと思ひます。各年度の4月1日時点の職員数を申し上げます。令和5年度は、常勤職員455人、再任用職員26人、会計年度任用職員423人、令和6年度は、常勤職員451人、再任用職員24人、会計年度任用職員407人、令和7年度は、常勤職員448人、再任用職員19人、会計年度任用職員410人を予定してあります。

○7番議員（新宮領實） それぞれ904人、882人、877人という推移であるようですけれども、そんなに削減されているとは見えないところでございます。

令和5年度、令和6年度、令和7年度見込みでの福利厚生費を含めた総人件費は、それぞれ幾らになるのでしょうか。

○人事秘書課長（木下英城） 職員人件費の予算総額につきまして申し上げます。令和5年度予算は36億9,290万4千円、令和6年度予算は36億3,301万8千円となっておりまして、令和7年度予算は38億8,113万4千円を予定してあります。

○7番議員（新宮領實） 予算組み、何かと大変ではあるんですが、令和7年度の2億5,000万円の予算としてですね、上がっているようなんですが、人数が減っている分、ちょっと2億5,000万というのがちょっと私、分かりませんが、御説明いただけますか。

○人事秘書課長（木下英城） 確かに、7年度に向けまして、2億5,000万円の増額ということになってあります。2億5,000万円のうちですね、約1億4,300万円、こちらの額は退職手当負担金で、これは退職手当組合が支給をいたします退職金の過去10年分が精算をされまして、支

給額に対し積立金が、指宿市の積立金が不足をしていたということで、これに伴う追加徴収があったものでございます。また、差額の約、残り1億円になりますけれども、この額につきましては、人事院勧告に基づく給料表の改定や共済費の率の改定、児童手当の法改正、それから、来年度を予定しておりますのは、5年に1回の国勢調査が実施されますので、この国勢調査に伴う時間外勤務手当などということになっております。

○7番議員（新宮領實） 分かりました。課長ね、これね、ちょっと御自身に通告してなかったかもしれませんが、近隣の類似市というのは把握していませんか、職員の。なければ結構でございますけれども。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○人事秘書課長（木下英城） せっかくの機会をいただきましたので、指宿市の職員の数ということをお願いしたいと思います。南薩4市で比較をいたしますと、まず、職員の数だけを申し上げますと、多い方から指宿市が322人、次いで南さつま市が311人、南九州市が296人、枕崎市が180人ということになっておりますので、職員の数だけ申し上げますと、指宿市が1番多いということになります。ただ、ここで一つ考慮しなければならないのは、その町に暮らす人々の数、いわゆるその人口を考慮する必要がございます。令和6年1月1日現在での人口ですね、これも多い方から申し上げますと、指宿市が3万7,920人、次いで南九州市が3万2,079人、南さつま市が3万1,720人、枕崎市が1万9,235人ですので、人口でも指宿市が一番多いということになります。今、申し上げましたこの職員の数と人口からですね、人口1万人当たりの職員の数というものを計算してみますと、指宿市が83人、南九州市が92人、枕崎市が94人、南さつま市が98人ということになります。つまり、人口1万人当たりの職員の数は、指宿市が一番少ないということがお分かりいただけるかと思います。本市の職員の数が決して多くない、突出してないということは御理解いただきたいというふうに思っております。

○7番議員（新宮領實） よく分かりました。突然の申し出で、ありがとうございます。

人員削減や事務の効率化を図るためにIT化を進め、デジタル戦略課を創設したと思うが、職員が減らないのはなぜなのでしょう。

○人事秘書課長（木下英城） IT、それから、デジタル技術について、少しお話をさせていただきたいと思っておりますが、そもそもそのIT化、デジタル化というものにつきましては、少子高齢化や人口減少で不足する労働力をデジタル技術で補う目的で進められてきました。なお、DXについては、蓄積されたデータや様々なデジタル技術を活用して、行政サービスの改善を行うことで市民サービスをより利便性の高いものにしていく取組でござい

す。従いまして、IT化、DXということにつきましては、職員数を減らすために取り組んでいるというよりは、不足しているマンパワーをデジタル技術でカバーして、更にサービスの質を上げていく取組でございます。もちろん、取組を進める中で、事務の効率化を加速させ、職員数の削減につなげる視点も必要かと思いますが、一方では、スマートフォンやパソコンに不慣れな方々をサポートしていく人員というものも必要になっていることも事実でございます。職員数につきましては、IT化、DXも含め、事務事業の見直しや組織再編による業務の効率化など、様々な取組を通して、その適正化に今後も努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○7番議員（新宮領實） ありがとうございます。今、市の職員の定年っていうのは60歳満了できて、それからなんて言うんですか、再任用という形でいくと思うんですが、65歳までまだ来ないというところだと思います、再任用の方も。もう来ているんですかね。どうなんでしょう。

○人事秘書課長（木下英城） 現在、60歳で定年をいたしまして、その後、65歳まで再任用でお勤めをいただくという方法が一つ。それと、今、段階的に定年年齢が、引き上げが行われておりますので、60歳到達後に定年をせず、そのまま任用が継続されるという、この二つの方法がございます。一応、再任用制度といたしましては65歳までということで、今、運用しているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 課長のね、答弁では、65歳以上、まだ、なんて言うんですか、雇用されるということなんですけ。それでしたらね、もうどんどん、もうずっと指宿市の職員というのは減らないということになるんじゃないでしょうか。どうなんでしょう。

○人事秘書課長（木下英城） 65歳を超える方々が実際に市役所で勤務をしていただいております。一例を申し上げますと、その技術を持たれた方々ですね。若い職員の採用に一生懸命努めておるところですけれども、なかなかその、やはり昨今の人材不足というのがございまして、若い職員を採用できない。しかし、技術部門での、そういう技術者というものは必要だということもございまして、65歳以後も再任用職員を終えた後、会計年度任用職員として御活躍をいただいているというのが実情でございます。

○7番議員（新宮領實） おっしゃることはよく分かります。でもですね、そこである程度、切っていくないと、切るっていうのは失礼かもしれませんが、しっかりとしたところでいかないことには、もう、この職員の数というのはですね、減っていくかない。だから、市長ね、市の職員はもう65歳でもう満了だと。あとは、なんて言うんですかね、ボランティアでお願いできませんかっていうことは、どうなんだろうかね、

○総務部長（渡部徹也） ベテランの方々の経験、お知恵をお借りしながらですね、今、鋭意、業務もやっているところなんですけれども、なかなかボランティアでというのは難しい面、あろうかと思いますが、現在、市の方ではですね。令和5年9月に策定いたしました指宿市経

営改善計画の中で、本市の人口減少や職員の定年の段階的な引き上げを踏まえまして、定員の適正化の計画というのを作りました。この計画では、令和5年から令和12年までの間にですね、22名の職員を削減していこうというふうに目標を立てております。早速、令和7年度に向けましては、今現在、3名の職員の削減というのを予定をしております、今後もこの定員の適正化計画に掲げた目標を目指して、職員数の適正化に努めていきたいと思っております。

○7番議員（新宮領實） 部長、いいですねって言えないところです。行財政改革の中で人員削減は避けて通れないところです。財政改革の1丁目1番地とこれまでも申し上げてきましたけれども、全くやる気がないのか、職員労働組合の抵抗にあっているのか、敬老祝い金などを縮小するのではなくですね、ここに大ナタを振るうべきだと思います。市長、あなたが描く指宿の未来に向けて羽ばたこうとしてもですよ、職員の重さで飛び立てないのではないですか。今後、人員削減はどういう取組をしていくお考えなのか、御答弁ください。

○総務部長（渡部徹也） 市としては努力をしているつもりではありますけれども、なかなか急激に職員数を減らしていくとなりますと、市民の皆様へのサービスの低下にもなりかねないということから、指宿市と人口規模、あるいは産業構造が似た町が、どのぐらい職員数がいえるのかということも踏まえまして、この適正化の計画を作ったところであります。

一方で、人口が減っていてもですね、道路の維持管理ですとか、あるいは防犯対策、地域の環境を守るための様々な施策というのはずっと続いていくということもございます。また、近年は空き家の対策、あるいは、先ほど話題になりました地域コミュニティの支援、そういった新しい課題も次々に生まれているという状況がございますので、そうした中で、市民サービスの低下を招かないようにしながら職員数の適正化を図っていくということを、我々、今、念頭に置いているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 市長、この件は最後になるんですけれども、人員削減を、俗に言う、パートの皆さんを切って減らしましたではね、お話にならないんですよ。知見を持ったね、再任用の方々はですよ。是非、公民館長をしていただきながらですね、地域の住民の皆さん方にですね、貢献していただければありがたいなと思うんですが、これは答弁はいりません。

次に、部長職廃止についてお尋ねをしてみたいです。部長職の廃止については、当時、市長も前向きだったと思います。組織のフラット化は、庁舎内においてフットワークのいい活力ある組織を目指すことができます。課を横並びにして、市長直轄にすれば、意思決定のスピードアップ、権限の下方委譲、職員の専門性と自主性を育成でき、これほど風通しの良い職場環境はないと思いますが、市長のお考えをお尋ねします。

○人事秘書課長（木下英城） 私どもも議員と同じ考え方を持って、少しずつではございますが、組織のスリム化というものを進めております。その一環といたしまして、令和7年度に

おきましては、現在の市民生活部と健康福祉部、それから、産業振興部と農政部を統合いたしてまいります。一般論といたしまして、意思決定のスピード化が図られるということは組織にとって大切なことであると認識をしております。また、組織の見直しや定員適正化を図ることで、より効果的で効率的な行政運営ができると、こういうふうに考えております。先ほども申し上げましたが、今後も指宿市経営改善計画に基づきまして組織機構の見直しを行ってまいります。

○7番議員（新宮領實） 部長級の職員数の推移を教えてください。

○人事秘書課長（木下英城） 令和4年度が11人、令和5年度が10人、令和6年度が7人ということでございます。来年度、令和7年度は5人体制を予定しております。

○7番議員（新宮領實） 令和7年、残す5人の部署はどこになるんでしょう。

○人事秘書課長（木下英城） 申し上げます。総務部長、それから、市民福祉部長、産業振興部長、建設部長、そして、教育部長ということでございます。

○7番議員（新宮領實） 分かりました。あと主要なところだけが残っているというような感じに見受けられました。

部長職を廃止すれば経費削減にもなります。これからますます人口減少が進みます。それらを見越して、打てる手立ては実行していかなければなりません。どうしても部長職を置かなければならない、その理由も敢えて御答弁ください。

○総務部長（渡部徹也） 私ども、課制の移行へ向けて進めていると。その中で、年次的に部を統合しまして、段階的に少なくなっていくって、来年は5部ということになっております。やはり部制というのは、その部に各課がまたがっているんですけども、その横の連携をしっかりと図る。あるいはどの課の取組とどの課の取組が関係があるのか、そういったことをちょっと俯瞰的に把握をし、指示を出す、あるいは判断をする、そういった役割も果たしているところでございます。これをずっと部長制を維持していくということではなくて、あまりこうドラスティックにやりすぎますと、なかなか組織としてうまく機能しない面もありますので、段階を踏みながらやっていこうという状況に、今、あるところでございます。

○7番議員（新宮領實） 部長職を廃止しようと言っているんですが、今、課長さん方も何人もおられて、今度は俺、部長だったのにといいところですね、私がこういうことを言うもんだから、減ったということで、えらい、私はなんて言うんですかな、石を投げたんじゃないかなと思うところでございますんですけども。やはりね、この部長職を廃止しようと思えばね、令和5年、令和6年、令和7年とね、3回あったんですよ。言えば少しずつね、市長、減ってきたと思うんですけども。私、部長を降格して、即廃止しろとはね、今まで1回も言ったことない。その部長が終わった時点でね、もうその部はね、課長が管理しようということですね、再三、再四、私は申し上げてきたんですけども、これができなかったということはね、市長のリーダーシップの欠如と言わざるを得ないんですけども、そう

いうことでよろしいんですか、市長。

○市長（打越明司） これまでの意見交換を聴きながら、私なりにちょっとまとめさせてもらいたいと思いますけれども、以前も確か新宮領議員の質問に私も答弁をして、部長級についての廃止を視野に入れながらやっていきたいというお話をさせてもらいました。ちょうど私が就任したときはですね。実は、その部長職及び部長級職というのがありましてね、部長あるいは参与と。課長級、それから、参事というものがあつたわけですが、この間、部長の数も減ってきましたが、現在、参与というのは1人もおりません。また、課長というのも、先ほど申し上げたように3課減りましたけれども、それ以外におられた参事という職はですね、もうほとんどおりません。今年、あと1人おったんですが、今回、退職ということになりますので、ほぼ参事職もいなくなるということで、できる限りそのマネジメントをする、全体を見る人が幾らたくさんいてもですね、実際に事業を持って、汗を流す、このいわゆる、我々はよく、それをプレイヤーと言いますが、このプレイヤーの方々ができるだけたくさんいた方が、仕事の効率も上がるし、働き方改革にもなるという、そういう思いがありますので、できるだけ上は軽く、そして、現場で働くメンバーをきめ細やかにという方向でやってきております。先ほど議員の方からも指摘があつたように、その生首、生首と言ひ方はよくないですけどもね、何かを首にしたり、あるいは降格させたりというような荒療治はしないということで、これまでやっておりまして、ただ、その方向に向けて、一番大切なことは、今まで部長が果たしてきたいろいろな調整機能の役割をですね、例えば横の連携を含めて、課長級の皆さんが、十分にその力を付けていけないということが実は非常に大事です。人間というのは、今までその部長がいたのに、急に明日からいなくなるということになると、それで晴れ晴れとしてよかったという職員もいるかもしれませんが、逆に誰に相談してどうやって決めればいいのかという、非常に悩ましい、そういう課長も出てくるというふうに思います。そういうためにはですね、例えば、実はその部長職と課長職の最大の違いは、正にこの議会で答弁をどんどんするかしないかというのも、実はあつたんですね。部長にとっては、議員の皆さんとの間で議論をしていくっていうのは、非常に重たい職務の一つだというふうに皆さん捉えていると思うんですけども、こういったものについても、実はこの2年間、5年、6年はですね、できる限り課長をここに入れて、部長答弁を抑えて、部長はもう1回言えばいいからと、できるだけ課長が、やっぱりその専門家として議員とどんどんどんどん丁々発止のやり取りをしてほしいということで、これまでそれを随分、実は実行してきました。ですから、現場で、やっぱりその一番事業のことは分かっている、現場のことを分かっている人間をですね、もっともっと意思決定をしていったり、課内の動きをですね、きちんと把握をしたいということで、その力を付けてきて、それが大体順次できてくればですね、もう課制に移ることが可能になってくるというふうに思っています。今、ちょうど3年間ですけども、3年間で一気に、やはり、その組織を変えていく

というのはですね、むしろプラスよりもマイナスもたくさん起きてきますので、そこは順次、行き先は間違いなく定めてありますので、そこはもう、議員が考えている方向とはほぼ共有しているということだと思いますので、最終的にはやっぱり、その持続可能な形で、かつ、できるだけコンパクトで機動的な体制をとっていく、意思決定も早い方がいいという方向で、これからも取り組んでいきたいというふうに思います。

○7番議員（新宮領實） 正しく市長が、今、言うとおりの、意思決定を早くするというので、私も提案している。ただね、市民の皆さん方には部長なんて市議会のときに答弁をするばかりじゃないかって思ってたしやる方も結構いらっしゃるということはね、御自身も分かっておいてください。やはり職員同士ね、研さんする環境づくり、これこそが一番大事だと思いますので、これからもその課長さん方にね、一生懸命、切磋琢磨していただいて、御自身のレベルをね、上げられるように、そういう仕組みづくりをしてください。お願いいたします。

次に、すぐやる課の設置についてお尋ねをしてみたい。この件も、市長の施策について、以前お尋ねしました。市民生活の中で相談事があるとき、その課に行けば全てを解決してくれる窓口があるべきとの思いで提唱しました。執行部の答弁として、内容に精通した部署において迅速な対応を行うこととしているので、すぐやる課みたいなことは考えていないとの答弁でありましたので、敢えて今回、お尋ねいたします。菜の花マラソンの際に道路に犬の死骸があり、市民が市役所に連絡したが、市の管轄ではないので対応できないとの回答であった。すぐに対応すべきではなかったんでしょうか。

○土木課長（東恵一） 道路に動物の死骸があるとの通報を受けた場合は、市が管理する道路であれば土木課で、スピード感を持ってすぐに回収を行っているところでございます。休日や夜間の場合につきましても、当番職員を決めておりまして、通報があれば、警備員から当番職員へ連絡がいく態勢を整えております。その場所が国道や県道である場合には、所轄であります国道事務所や県へ連絡し、対応をお願いしておりますが、国道、県道、また、国・県では路線ごとに業者委託をしておりまして、業者が速やかに回収に当たっているとのことであります。ただし、国道、県道なかなか所轄・管轄が分からない場合もございますので、その際は市役所の方に遠慮なく御連絡いただければと考えております。

○7番議員（新宮領實） 東課長ね、対応できなかったから、その方が対応してくださったんですよ。そこのところを忘れたらいけない。その日のうちにね、対応したでは遅いというのがあるんですよ。その日もね、電話してすぐしてくれたのか、夕方したのかでは随分違うんじゃないですか。そこのところはどう思いますか。

○土木課長（東恵一） 連絡を受けたら、確かに早急に対応するのが当然だというふうに考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 特に当日のね、指宿の最大のイベントであった菜の花マラソンです。

やはり、今後はこのようなことがないように是非、対応できるようにしてってください。

ちなみにですけど、2月に、高齢者と私は連絡が取れないという、公民館長としてですね、ことがありました。あいにく土曜日だったのでですね、市の方に電話しましたら、警備員が出ました。事情を説明したけど、担当課員の方ですね、緊急連絡さえ知りませんでした。つないだ先は多分、長寿支援課だったと思うんですが、土曜日に電話して出るはずがないですよ。出ませんねって。それだけだったんです。現実にはね、実際にってこんなもんなんですよ。それで、本当にですね、警備員に指導、教育が本当にできているのか、そのところ、答弁いただけますか。

○総務課長（濱上和也） 今、御指摘いただきました警備員の方ですが、いろいろ、皆様方から御指摘を受けて、その都度、総務の方で御指導というか、そういうことをしているところではございますが、今後も、また、その対応につきましては、指導してまいりたいと思っております。

○7番議員（新宮領實） ここね、非常に課長ね、大事なところなんですよ。土曜日、日曜日に限ってね、いろんな案件が出てくるんですよ。もうこれについてはね、僕らもどうしたらいいのかと。もうこの前なんかですね、ほとんど困り果てた状態でしたので、そのところは、是非ね、警備員の皆様方を集められて、警備員はどこが受けてらっしゃるか分かりませんけれども、その会社を呼んでですよ、そういうところがしっかりとされるようお願いをしておきたいと思います。

砂楽の近くの堤防にウミガメの死骸があり、市役所に連絡したがすぐに対応してくれなかった。市民が回収し市役所に持ってきたが、そのときの対応もよくなかったということなんです。これについてどうお考えですか。

○環境政策課長（安留和信） 御質問の事案について、対応状況を申し上げますと、まず、土木課に通報が入り、同課から砂楽に現地確認を依頼し、現場の特定ができた時点で環境政策課に連絡がございました。環境政策課では連絡を受けて、直ちに現場へ向かいましたが、その間に通報された方がウミガメの死骸を市役所へ持参されたため、結果的に行き違いになったものであると認識しております。今後も、これまでと同様に迅速な対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 御自身たちは対応していただいたお客様にね、感謝の念はあったんですか。御自身たちの正当性だけを今、お聞きしましたけれども、そのときお持ちいただいた方への対応はどうしたのか、答弁を求めます。

○環境政策課長（安留和信） 環境政策課の窓口においても、職員の方で一応持ってこられた方のお話を十分お伺いして、その後のカメの処分につきましても環境政策課の方で対応させていただいたところでございます。今後も、職員の対応につきましては適切な対応ができるように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 今、その言葉、その対応していただいた方も今日、傍聴に来ているかもしれませんがけれども、また、お会いする機会がありましたら、くれぐれもよろしくお伝えくださいますようお願いしときますね。

松戸市には50年以上前からすぐやる課が設置されている。市民からの行政の対応が遅いとよく聞く。指宿市にも一つの窓口で全部が解決できるような、すぐやる課を設置してはどうでしょうか。

○人事秘書課長（木下英城） 市民の皆様から寄せられる困り事や要望、相談などは多種多様であるため、その内容に精通した部署において、迅速かつ効果的な対応に努めているところでございます。しかしながら、市役所の対応が遅いといった御指摘やお叱りの声も頂戴することもございます。一方で、すぐに対応してくれてありがたいといった感謝やお礼の声も頂戴しているのも事実でございます。今後も、市民の皆様の声を聴きながら、より一層迅速かつ効果的に対応することを心掛け、全ての部署においてこれを実践していくこととしております。全ての課がすぐやる課であり、そのことを職員一人ひとりに再認識をさせ、よりよい行政サービスの提供に努めてまいります。

○7番議員（新宮領實） ありがとうございます。全ての課がすぐやる課ですか。いいですね。市民の皆さん、相談事がありましたら、どこでも受けてくれるそうです。良かったですね。できなかったときはどうするのか、今はお聞きしません。市長、あなたも東京に出張に行かれることが多いと思います。是非、足を伸ばして千葉県松戸市ですよ。すぐやる課を視察されてはいかがですか。きっと御自身のお考えも変わってくるんじゃないかなと思います。もし行かれる時は、僕にも声を掛けてください。一緒に行かせていただきたいと思います。お願いをしておきます。これは以上です。

観光施策についてお尋ねします。令和7年度に計画している観光施設整備について、これまで議会で指摘したトイレ、魚見岳の展望台、フェンスの整備については、令和7年度の観光施設整備の計画の中に入っているのか。予算計上はしたのか。私がしたことに対して対応されているか、答弁をお願いします。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 議員御指摘のトイレ、魚見岳頂上の展望台、フェンスについてでございますが、トイレにつきましては、まずは、令和7年2月上旬に魚見岳自然公園のトイレの便座を取り替えているところでございます。また、展望台につきましても、年度内に腐食が見られる床板鉄板等の修繕を行う予定としております。フェンスにつきましては、倒れているフェンスを起し補強するなどの応急措置を行っているところでございます。令和7年度の予算につきましては、池田湖遊園地トイレのろ過器塗装修繕、ろ過器ろ材入替修繕を計上しているところでございます。そのほか、経年劣化等で傷んでいる施設につきましては、今後も計画的に修繕や部品の交換を行っていく予定としているところでございます。

○7番議員（新宮領實） ありがとうございます。一番大事なのは、やはり維持管理につつま

す。維持管理が行き届いていれば、余計な費用も掛かりませんので、お願いしておきます。

砂楽周辺の清掃についてどう考えているのかということで、砂風呂に行く階段下付近にゴミを入れるコンテナなどが置いてあり、見苦しい。観光地という割には整備や清掃ができていないのではないかと、答弁を求めます。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 砂むし場へ降りる階段下付近にコンテナを置いてございます。このコンテナは、砂楽周辺の砂浜に多くの漂流物が上がってくることから、その漂流物を回収して、そのコンテナに入れていくという状況でございます。ただ、議員御指摘のとおり、景観の保全上、あまり良くないということもありますので、今後、指定管理者と一緒に、どういう置き方、見せ方がいいのか検討してまいりたいというふうに考えております。また、砂楽周辺の清掃につきましてもですね、多くの市民、そして、観光客が訪れる場所ですので、指定管理者のまちづくり公社と取り交わしている基本協定書に基づきまして、連携を取りながら、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○7番議員（新宮領實） 先ほども触れたようにね、カメの死骸の件もあります。この件は南理事長にも報告するように。とにもかくにもSNSに投稿されることがなくてよかったと思っています。指宿市の観光施設の中で、一番観光客の訪れる施設は、なんと言っても砂楽であろうと思います。指定管理者には、営業前には海岸から駐車場まで、毎日の清掃を義務付けるようにお願いしてください。よろしいでしょうか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 現在、取り交わしている基本協定書を基に、また、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○7番議員（新宮領實） ありがとうございます。昨日の時点でもね、まだそのままなんですね。かえってヨシズが増えていた。非常にね、せっかくの場所にああいうのはないと思う。だって、チリ箱を自分の家の横にぽっと置いているようなもんですから、非常に僕は、自分の玄関ところだからね、見苦しいと思いますんで、是非、対応を急いでください。指定管理者とはいつ協議するのか、御答弁いただきたいと思います。ウェルネス日本一はね、周辺の美化は関係ないんですかね。どうなんでしょう。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） すいません、今日の朝の段階ですけれども、そのコンテナの周辺のヨシズはもう撤去しておりまして、現在、コンテナと1輪車を1台、置いてある状況でございます。

○7番議員（新宮領實） 迅速にお願いします。

海岸整備をしているが、砂楽横の砂むしの里、交流の広場は、これから何か整備するお考えなんでしょうか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 現在のところ、砂むしの里、交流の広場の整備計画はございませんが、令和7年度に鹿児島県が、砂むしの里、交流の広場から指宿温泉吟松付近までのボードウォークを改修する指宿市摺ヶ浜地区遊歩道等改修事業を実施する予定となっております。

ります。

○7番議員（新宮領實） 併せて、南九州観光マップのですね、劣化も酷いようでございますので、対応方、よろしくお願いをいたしたいと思います。

土木施策についてお尋ねをしてみたいです。道路整備の評価基準について、令和5年12月議会で答弁いただいているが、旧指宿市内には道路整備より前に宅地整備をしているところが多く、私道の問題や地区から要望のある未整備の里道の問題が残っているが、これらを含めて、実質的に評価基準を反映されているのでしょうか。

○土木課長（東恵一） 交通量や家屋の密集度、路面状況などを評価項目とする評価基準によりまして、優先順位の見える化が図られ、有効な手段として、現在、運用しているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 課長、この評価基準制度は、道路新設改良工事で非常に大事なところだと思います。運用を間違えないようにお願いしておきます。

里道を市道に設定することにより、地方交付税が増える聞いたが、どのようなものなのでしょうか。交付税が増えるのであればしない手はないと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○土木課長（東恵一） 市道に認定することにより、道路台帳が整備され、道路延長や道路面積が確定いたします。その数値を国へ報告することで地方交付税算定の基礎数値となっておりますが、必ずしも確実に交付税が増えるというわけではございません。また、市道が増えることによる維持管理費用の増加も見込まれるところでございます。

○7番議員（新宮領實） 道路インフラが進むということは都市計画も進むということです。この整備なくして発展はないと思いますが、シビルエンジニアとしてどうお考えですか。

○土木課長（東恵一） 我々、土木技師としては、盛んにそれを進めてまいればと思っているところでございます。

○7番議員（新宮領實） お願いします。

劣化の酷い魚見岳頂上の道路整備について、頂上から300m前後について、道路に側溝を新たに造ってくれというのではなくてですね、オーバーレイでもいいです。オーバーレイは本当に簡単ですよ。オーバーレイでもいいと思いますんで、早急に対応していただきたい。4月ももう少ししましたら花見シーズンでもあるんです。それには間に合わなかったかもしれませんが、魚見岳は非常にきれいな、いい場所です。あそこのところはやはりガタガタでね、自転車で行ったらこけそうな状態では、本当にいけないと思いますんで、是非、そこのところ対応していただきたいんですが、そこのところはいかがですか。

○土木課長（東恵一） 議員御指摘の市道魚見岳線は確かに舗装の劣化が進んでいる状況であり、我々も確認しているところでございます。随時、道路パトロールを行いながら、レミフアルト補修をしている現状であります。特に補修が必要と思われる箇所につきましては、

舗装を剥いで、補足材を入れ、アスファルト舗装をする工事を行っており、維持管理の面からしても安心して通行できるよう、今後とも整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） よろしく願いをいたします。

自治会組織の存続についてお尋ねをします。公民館長への成り手不足について、市長の考えを聞きました。市長ね、やはり公民館には、なんやかんやですね、雑用が多すぎるんですよ。これも絶大なね、支援をいただきたいなと思っております。そのところで、文書配布の簡素化についてお尋ねをします。毎月2回の文書配布について、回覧文書は多すぎて、文書を仕分けるのも大変な作業なんです。もう10数枚、回覧文書が来る。それを1回1回閉じてですね、皆さん、班長さん方に、我々、回している。いろんな館長さん方でやり方は様々なんでしょうけどですね。この回覧文書を少なくすることはできないんですか。

○総務課長（濱上和也） 市民の皆様に対して行政の情報を広くお知らせするために、毎月2回、ほとんどが公民館長の皆様が兼ねております、行政事務連絡員にお願いをして、広報紙やチラシ等の配布をさせていただいております。行政事務連絡員の方々には、この場をお借りいたしまして感謝を申し上げます。ありがとうございます。現在もなるべく広報紙に情報を掲載するように努めているところではございますが、どうしても間に合わない場合など、チラシ等で周知をさせていただく場合もございます。今後も、可能な限り広報紙に掲載をし、チラシ等を少なくするような努力をしまいたいと考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 広報紙や回覧を全世帯に郵送することは考えられないですか。

○総務課長（濱上和也） 郵送する場合は、配布枚数とかが増えることに伴いまして、印刷に係る費用や多額の郵便料も必要になることから、財政的な負担も大きくなりまして、郵送に切り替えることは難しいと考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 郵送するとしたときのですよ、郵便料は幾らになるか試算をお願いしとったと思うんですが、どうでしょう。

○総務課長（濱上和也） 郵送する文書の重さにより郵便料が違うため確実な費用というのは算出できないところでございますが、年間2回の割合で、申し訳ございません、毎月2回の割合で100g程度の文書を全世帯に郵送する場合で試算をさせていただきますと、年間で約8,400万円の郵便料が必要となると考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 100gじゃ足りないじゃないですか。どうなんですかね。それはそれでよろしいかと思う。

行政事務連絡員へのですね、委託料は、今、お幾らですか。

○総務課長（濱上和也） 令和6年度の行政事務連絡員への委託料の支払い予定額につきましては、合計で約6,800万円となっているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 郵送を考えればですよ、連絡員の委託料ははるかに安いわけですよ

ね。そうしましたらですよ、その差額分ですよ、世帯に応じてですよ、公民館長さん方に報酬というのは考えられませんか。

○総務課長（濱上和也） 繰り返しになるところでございますが、行政事務連絡員の皆様方には、市民に対して、行政の情報を広くお知らせするために、広報紙などの配布などを毎月2回実施していただいております、感謝いたしているところでございます。配布物などを少なくするように努力をしてみたいと考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） この件については、公民館連絡協議会の役員の皆様方からね、また、申し入れなんかもあるかもしれません。ただ、私としては、端的にこういうことはできませんかということで、一公民館長としてね。であれば、全ての皆さん方が受けやすいんじゃないかなと思ったものですから、一応、検討資料として今、申し上げましたんで、総務長ね、そういうところですよ。

各種手続のデジタル化及び職員によるサポート体制についてお尋ねします。自治会長が行う資源ごみの報告やですね、補助金申請等、各種手続のデジタル化はできないんでしょうか。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） 自治会長が行う各種手続のデジタル化につきましては、自治会加入希望連絡や安全灯施設補助申請の事前調査、資源ごみ・粗大ごみ収集立会報告書など、パソコンやスマートフォン等で連絡や報告が可能なものがございます。少しでも自治会長の負担軽減につながるよう、市といたしましても手続のデジタル化を進めてまいりたいと考えているところです。

○7番議員（新宮領實） 私もね、スマホ持っているんですけども、なかなかですね、使いこなせません。やり方が分からないですよ、館長にですね、誰か教えていきましようというシステムというのはないんでしょうか。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） 市では、地域の活性化や課題解決の支援等を目的として、集落支援員を1名雇用しております。現在も集落支援員は、資料作成時のパソコン操作や各種申請の手続等において、自治会長のサポートを行っているところです。事前に御相談をいただければ、地域の公民館等に出向くことも可能となっております。

○7番議員（新宮領實） のちほどこの件には触れますけれども、集落支援員1人でね、188近くの公民館長がいらっしゃる、区長もいらっしゃると思うんですけど、それでできると思いますか。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） 集落支援員に加えまして、各担当職員もおりますので、申請等が重なる時期であっても複数体制で個別に対応できているところです。また、例えば安全灯の補助申請が提出されていない場合には、市から連絡いたしまして、申請漏れがないよう、各自治会に寄り添ったサポートを心掛けているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 分かりました。

市営住宅の入居者への自治会加入義務についてお尋ねをします。ダイワハウスや大東建託、大きなメーカーのアパートを運営しているところはですね、家賃の中でですね、公民館費を徴収している。市営住宅の家賃として徴収できないか。どうなのでしょう。

○建築課長（村永健二） 民間の賃貸におきましては、家賃と合わせて自治会費を収める契約となっている場合があることを確認しております。双方の合意に基づく契約ですので、強制ではなく、あくまで入居者が自治会への加入に合意することが前提となっています。一方、市営住宅につきましては、公営住宅法に基づき運営され、その規定の範囲内で各自治体が条例等を定めております。重要な部分といたしまして、公営住宅法第20条には、入居者から家賃及び敷金を除くほか、権利金、その他の金品を徴収し、又はその入居時に不当な義務を課することができないと規制されております。つまりは、市が市営住宅を運営する中において、家賃や敷金以外の自治会費を徴収することにつきましては、法律により認められていない状況となっています。また、市では、指宿市営住宅管理条例を定めておりますが、これはあくまで上位法である公営住宅法の規定の範囲内で定められております。そのため、上位法の規定から逸脱して、市の条例において、自治会費を徴収する規定を独自に設けることはできないこととなっております。

○7番議員（新宮領實） 期待外れの御答弁、ありがとうございます。

転入時における自治会加入の義務についてお尋ねをしたいと思います。自治会加入について最高裁の判例を言われてしまえば、いつまで経っても義務化できません。市で条例を作ればいいのではないかと、御答弁願います。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） 自治会は法の定めによる組織ではなく、住民の自主的な意思で設立されたものであることから、行政が自治会加入を義務化することはできません。自治会加入につきましては、今後も自治会と連携し、これまでの取組を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○7番議員（新宮領實） 公民館に入らないという人はですね、多いんですよ、実際言って。地域に入らなくてね、有事の際にですよ、何かあったときに、我々は公民館としてね、知らんぷりでいいのかってことです。こういうときにね、市長、どうすればいいと思います。それでもね、公民館に入っていないけど、館長って、人道的にやってくださいよっていうふうになるんですかね。どうなのでしょう。これ、市長がちょっとお答えください。今、聞いておったでしょ、私が言うことを。

○総務部長（渡部徹也） 市としましても、できるだけ住んでいらっしゃるところの自治会に加入をしていただきたいなど、その思いは議員と一緒にあります。もちろん有事のとき、そういう災害のときですね、一番頼りになるのはもう隣近所ですね、分かりやすくいうと。行政の支援、あるいは消防署、警察が間に合わないことがあります。阪神淡路大震災ですね。あのときでも、実際に地域の方、お隣の方に救われたという人が80%以上いらっしゃっ

たという事実がありますので、地区に入っていないから助けないというようなことは、人道的にそれはないと思うんですけれども、なるべく地区に入っていて、お互いに助け合い支え合う、そういったことが望ましいと思っておりますので、市としても地区加入の推進、促進ということは応援をしていきたいと思っております。

○7番議員（新宮領實） もうそのジレンマってのは大変なものなんですよ、実際いってね。だから、どの窓口でもですよ、手続に来たら、必ずその地域に入らなきゃいけない。たまたまね、別に来て、私、近くだからこっちに入りたい、お父さんが住んでいるからあっちに入りたいとか言ってもですね、住民票がそこになったら、必ずそこに入ということを、窓口の人たちはですよ、全部共有しといてくださいね。この窓口で言ったら、よかと言いましたけれどもということがないですよ、だから、指宿市のその住所地に来たら、窓口に来たら、転入届でもですよ、来たら、その地域に入らなきゃいけないんですよということはしっかり申し上げてくださいね。そのところはもう周知しといてください。お願いします。

コミュニティ費などの名目でですね、市税として、これ、公民館費って言ったらおかしいかもしれない、コミュニティ費としてですよ、徴収できないものなんでしょうか。

○総務部長（渡部徹也） すいません。今、あのコミュニティ費の御質問の前の、地区の加入の問題ですね。市でも窓口等では、是非、お住まいの地区にご加入くださいというふうにお願いはしているところなんですけども、どうしてもこう強制はできないということですので、その点は御理解をいただきたいと思います。我々も精一杯お願いは続けてまいります。

○7番議員（新宮領實） これで時間取りたくなかったんですけども、あのね、住民票を届けに来たら、あなたはこここのところに入れるようにしてくださいねって。そこを皆さん、窓口の全ての課員の人たちが共有しておいてほしいわけですよ。こっちはね、いいですよと言ったというわけですよ。そういうことがないように、こっちに入ってもいいですかって言ったら、いいです、構いません。公民館長が了解したらって、そういうことがないように。ここに入ったら、ここに入ってくださいっていうふうにしてくださいっていうことですよ、部長ね。お願いします。

市職員の自治会加入についてお尋ねをします。市全体の自治会加入率、なんでしょう。

（発言する者あり）

○7番議員（新宮領實） はいはい、そうですよ。時間止まっています。

（発言する者あり）

○市民生活部長（富永敏尚） 税は、租税法律主義の原則に基づきまして、法令等の定めがなければ賦課徴収することができないこととなっているところでございます。自治会費につきましては、会の維持運営に必要な費用として集めるものでございまして、税とは性質が異なることから、税として徴収することは適切ではないというふうに考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 市職員の自治会加入の状況についてお尋ねします。市全体及び市職員の自治会加入率はどうなってますでしょうか、答弁願います。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） まず、市全体の自治会加入率につきましては、令和7年1月1日現在でおよそ75.3%になっております。また、市職員の加入率につきましては、今年の3月に実施いたしました職員向けのアンケートにおきまして約95%、指宿市内の市内居住者に限っては約96%という結果が出ているところです。

○7番議員（新宮領實） 職員の積極的な参加を促すため、地区活動の成果を人事評価に含められないでしょうか。

○人事秘書課長（木下英城） 人事評価というものはあくまでも職務上の評価をするものでございますので、地区活動の成果を評価項目に反映させるということは今のところは考えておりません。しかし、地区活動、地域活動、こういったものに職員が参加をすることで、市民の皆様、あるいはその地域住民の皆様が何を必要としているのか把握する機会にもつながります。また、地域課題を探ることができることや、住民の皆様との交流によってコミュニケーション能力や協調性、こういったものを高められるなど、結果として職員のスキル向上も期待できますことから、積極的に参加をすべきであると、こういうふうに考えております。

○7番議員（新宮領實） おっしゃることはよく分かります。それをね、公民館長にですよ、人事評価してもらえばいいじゃないですか。市長って、言えばですよ、この職員はどうですって、それでね、これはもう絶対管理職にしないとダメですよとか、そういうことでね、その評価にしないですかっていうことなんですよ。市長、どうなんですかね。

○人事秘書課長（木下英城） 地区活動、地域の活動というものは、職場外で行われるものでございますので、職場外での活動を職員とかですね、館長さん方の申告のみを持って評価をするということになりますので、その活動を上司である評価者がなかなか把握をできない、いわゆる客観性が乏しい地域活動を評価基準とするのは無理があるだろうと判断をしております。しかしながら、地域活動に職員が携わるということはとても大事なことでありますので、引き続き積極的にですね、参加する職員、これを増やしていきたいと、こういうふうに考えております。

○7番議員（新宮領實） ちなみに皆さん、管理職の方ばかりなんですけど、地域に協力しているんでしょうね。皆さんね。もう当たり前だと思っているんですけども、しないという人がおったら、もう皆さん言ってください、私に。お願いします。市長にはね、人事権がやはりあるわけですから、そのところというのは考えながら、適材適所に人事権を発動してください。よろしくお願いします。

最後になります。地域担当職員制度の導入について、最後、お尋ねします。この件も以前取り上げた事案だが、当初500世帯につき1名をとお願いしたと思います。常に自治会に寄り添い、何かあればすぐに対応してもらえるような地域担当職員制度導入に向けた検討の進捗

状況はどうなっているのでしょうか、御答弁ください。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） 地域担当職員制度の導入につきましては、令和5年度に、外部員で構成される市パートナーシップ推進市民会議や、市長を本部長とし、副市長や教育長、部長級の職員で構成をされる市市民協働推進本部の会議においても協議を行ってきたところでございます。これらの会議の中で、現状でも、担当課による支援のほか、住民である職員が自主的に地域を支援しており、制度化することは慎重に検討する必要があるという意見や、通常業務との兼ね合いなど様々な問題があるといった意見などが出されたところとです。現時点での各地域への担当職員の配置は難しいと考えておりますが、これまで同様、健幸・協働のまちづくり課に配属されております集落支援員と連携をしながら、課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○7番議員（新宮領實） 再度ね、課長ね、お尋ねしますけどね、約188ぐらいの地区がありますよね。何名の集落支援員でね、これから対応してくれるという考えですか。やはり1名ですか、あの女性の方で。あの人、大変だと思うんだけど、1人じゃ。どうなんでしょう。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） 現在、集落支援は1名ですが、各担当職員がフォローに入っております。今のところ1名で十分対応ができているものと考えているところで

○7番議員（新宮領實） 市長にもね、ちょっとお願いしておきますけれども、集落支援員1名じゃ、とてもじゃないけれどもね、大変すぎるんですよ、本当に。もう長続きしないんですよ。せっかくのね、僕らが見ても、なかなか、なんとかさんって言って、名前までは言いませんけど、素晴らしい方だと思いますんで、是非、彼女もやっぱりちょっと楽ができるような形でサポートできるように。だって1人でね、180の地区の方々をサポートするのはなかなか難しいと思いますんでね、そのところもやはりお考えになっておいてください。

最後に、市長ね、公民館長も切羽詰まった状態と察していただきたい。公民館長の成り手が多くて困るぐらいのね、環境を早急に整えていただきたいんですけども、そういうところで、最後のところで御答弁いただけますか。

○市長（打越明司） 各地域での活動については、非常に私も、まちづくりの中では市役所の仕事よりもそちらの方がむしろ重要だというふうに思うぐらい大切なものだというふうに思っています。職員が地域を担当して地域をサポートできればいいよねと、そのことについては是非、研究、検討させてくださいというふうに話をしたことを覚えています。その後そういった研究も今、続けているんですけども、やはり職員を、そもそも市役所の職員として様々な技術や資格やスキルを持っているということ以前に、やっぱりその指宿市の地域のこと、地域でみんながどんな課題を抱えて、どんな生活をしているかいうことを知らない職員が本当に役立てるものだろうかという、やっぱり素朴な疑問を持っております、その地域

をサポートするという目的だけではなくて、市の職員を、地域のことをよく分かることによってその育成していこうと。何をやらなければならないのかということが、よく分かるような職員を1人でも、あるいは地域のためにやっぱもっともっと頑張らないかな、そういうやる気を持ってもらうような育成の在り方。その育成という面からもですね、やっぱり地域との関わりを深くしていくことはもう非常に大事だというふうに思っているところであります。そういう中で、今日はいろんなやり取りがありましたけれども、支援員の対応等についても、私なりにいろいろ研究したんですが、意外とですね、相談はたくさんはないんですよ。やっぱり一定の期間に、例えば今みたいな総会の準備が始まるとか、そういうときなんかいろいろ加勢してくれんか、教えてくれんかという相談は結構あるんですけども、年間を通じてみるとですね、確かに、その複数以上の職員を置かなければならないぐらいなのかというと、実はそれほど大きな分量のまだ相談、駆け込みはまだないというのが現実。しかし、的確にやっぱ応援をできればですね、非常にやっぱり皆さん喜んでいただいて、新宮領議員も私もそうですけれども、やっぱりパソコンとかスマホが絡んでくると、ちょっと厄介なことになったりしますよね。やっぱり公民館長さん方の年代っていうのは、私も含めて大体はアナログ世代なわけです。だけれども、今の仕事の中ではどうしてもデジタルで仕事をしないといけない分野がたくさんあるので、そういう部分については、支援員であったり、今後、職員がサポートできる一番の分野ではないのかなというふうに思っていて、今後は、もう将来的には多くの皆さんが十分に活用できるようになるんでしょうけれども、そういった、今、地域の中でリーダーとなっている方々が一番苦手だとか、一番面倒くさいなと思うところを、やっぱりなんとか応援ができるような、そういう体制を作っていきたいものだなというふうに思います。人事のことについてもですね、地域であの人は、あの職員は一生懸命だよという声をたくさん聞いている。この人は地域にも加入してないらしいという話を聞いている。この2人をどちらを課長にしようかという話になったときには、もう答えははっきりしているじゃないですか。だから、それは人事評価という形で数字にはならないかもしれないけれども、明らかにやっぱり地域のことに熱心な職員は、これはいい職員だと、望ましい職員の姿であるということもう我々も十分分かっていますし、管理職をしているようなメンバーってのは、ほとんど全員がそのことについては十分に僕は自覚をされている職員が多いと思いますので、やっぱりこれからも、この望ましい職員の在り方ということで、できる限りそういったことに参加してもらえるように、また今度も、来月は新しい職員が入ってきますけれども、新しい職員の最初の市長講話では、昨年も一昨年もですね、その地域の皆さんと、是非、仲間になりなさいと、友達を作りなさいと。そのことで自分が住んでいる地域の周辺のことをよく分かってくるからということも、新しい職員には非常に熱心に私も講話をさせていただいております、そういったことが少しずつ、少しずつですね、職員の中に根付いていくのがいいのかなというふうに思います。地域でどんどん

ん人口減少社会中で、いろんなものの成り手不足があるという現状はよく分かっておりますので、可能な限り、いろんな方法でサポートをしてまいりたいと、そのように思います。

○7番議員（新宮領實） 公民館長の皆さんがですね、この一般質問を聞いて、多分、まちづくり課を利用してくれると思っております。一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時40分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

○16番議員（前之園正和） 私は、日本共産党の議員の1人として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から、通告に基づき一般質問を行います。

まず、日常生活に不自由や不都合を感じている人の実態把握と対応についてであります。障害者基本法によれば、障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいうとあります。しかしながら、障害者手帳を持った人だけが障害者ではないし、日常生活に不自由や不都合を感じている人は全てが障害者というわけでもありません。そこで、まず障害者の実態把握についてですが、障害別に実態を把握しているかどうか。身体障害、知的障害、精神障害という大まかな括りだけでなく、もう少し細やかな実態把握ができていれば示していただけたらと思います。また、それぞれの当事者等が望む声を把握し、対応がなされているかどうかを伺います。

次に、障害者として分類されない実態についてですが、例えば要支援や要介護者、あるいは認知症などの場合はどうなるのか。一概には言えないとしても、実態を把握し、必要な支援をすることが求められると思います。そこで、まず、障害者として分類されないまでも生活するにお困りの人として、どのようなケースが考えられるか伺います。併せて、その実態把握がなされているかどうか、また、当事者等の望む声を把握し、対応がなされているかどうか伺います。

次に、マイナ保険証の問題についてであります。昨年12月2日から健康保険証の新たな発行が停止されました。そして、マイナ保険証が推進されています。しかし、マイナ保険証ではカードの券面に資格情報が記載されていないため、マイナ保険証が読み取れないなどのトラブルに備えて、マイナ保険証を持つ人には紙の資格情報のお知らせが届けられております。これは、これまでの保険証と同様の資格情報の記載がされており、トラブルの際はこれを提示するようになっております。マイナ保険証を持たない人には資格確認証が送付されます。保険証を廃止しながら、保険証と同じ資格情報のお知らせや資格確認証を配るのは支離滅裂です。しかも、資格確認書は当面は申請なしで届きますが、法令上は申請が必要です。

当面がいつまでなのかは決まっていません。そこで、順次伺います。昨年12月2日以降に何がどのように変わったのか。事務が煩雑化し、混乱が生じていないかどうか伺います。地方自治体は、国の施策に従わざるを得ない側面があるとしても、直接、住民と接する地方自治体として、紙の保険証を残すべきだったとは思わないかどうか伺います。また、マイナンバーカードを持たない市民が不利益や不便さを受けることにならないかどうか伺って、1回目といたします。

○市長（打越明司） 前之園議員から幾つかの質問を頂戴いたしました。私の方からは、この実態の把握の状況について、お答えさせていただきたいと思います。

本市における令和7年1月1日現在の障害者手帳の所有者は、身体障害のある方に対して交付される身体障害者手帳が2,477名。知的障害のある方に対して交付される療育手帳は477名。精神障害のある方に対して交付される精神障害者保健福祉手帳は330名となっていて、ところでございます。

他の質問につきましては、担当の部長、課長から答弁させていただきます。

○健康福祉部長（出島雅彦） 障害者の要望等について、どのように把握し、対応しているかとの御質問でございます。当事者の要望等につきましては、障害者手帳の交付時に利用できる制度の説明を行うことに加えまして、窓口等で相談のある個別の事案について、その内容に応じて関係部署につなぐなどの対応を行っているところでございます。

次に、日常生活に不自由や不都合を感じている人で、障害者として分類されないケースと実態把握についてでございますが、一般的に障害者として制度の対象となるのは、手帳所持が要件となることが多いため、障害者として分類されないケースとしては、障害の状態が障害者手帳の交付基準に満たない方などが考えられます。障害者手帳所持者以外にも日常生活に不自由や不都合を感じている方がいることは認識をしておりますけれども、実態把握はできていない状況でございます。また、このような不自由や不都合を感じている当事者の要望等についての対応でございますけれども、個別の事案につきましては、窓口等での相談において要望等を把握し、その内容に応じて利用できる制度の案内や関係部署につなぐなどの対応を行っているところでございます。

○国保介護課長（大牟禮伸英） マイナ保険証の問題についてということで、私の方からは3点、答弁させていただきます。

まず、昨年12月2日以降に何がどのように変わったのかという御質問ですが、令和6年12月2日から、従来の被保険者証は新たに発行されなくなり、マイナンバーカードに保険証利用登録をされたマイナ保険証を基本とする仕組みに変わっているところでございます。運用後の主な変更点としましては、医療機関等で保険診療を受けるために提示する被保険者証の取扱いが変わることになります。従来の被保険者証は、有効期限までは使用できますが、その後は、マイナ保険証、又はマイナ保険証をお持ちでない方は資格確認書を提示することにな

ります。また、マイナ保険証を利用登録している方には資格情報のお知らせが交付され、マイナ保険証で読み取りができない医療機関等において、マイナ保険証とともに提示することで受診が可能となります。なお、被保険者証の廃止に伴いまして、長期にわたる保険税滞納者に対する保険税の納付を促す取組としまして、これまで行われてきました被保険者資格証明書に代わりまして、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知がなされ、滞納を放置すると10割負担となる特別療養費と記載されました資格確認書や資格情報のお知らせが発行されることとなります。

次に、事務が煩雑化し、混乱が生じていないかという御質問でございます。マイナ保険証の制度施行後も、就職、退職、転入出等による国民健康保険への加入、脱退等の手続はこれまで同様、必要となりますけれども、新たにマイナ保険証利用登録の確認や資格確認書の発行などの業務が生じているところでございます。これに伴いまして、被保険者への確認事項や説明に多少の時間を要することはございますけれども、お待たせすることのないよう、効率よく事務を遂行できるよう努めてまいりたいと思います。

次に、紙の保険証を残すべきだったと思うがどうかという御質問でございます。先ほど議員もお話されましたとおり、国の制度として保険証の利用登録をされましたマイナナンバーカードを基本とする仕組みに変わっているため、従来の被保険者証を残すといった本市独自の対応は不可能であります。また、国民皆保険制度のもと、マイナ保険証を持っていない方は、新たに発行されます資格確認書で保険診療が受けられます。資格確認書は従来の保険証と同様の取扱いとなりますが、本市としましては、マイナ保険証の利用促進と不安解消に努め、安全な制度としてマイナ保険証への切替えを御理解いただきまして、安心して確実に保険診療を受けられるよう、今後も適切、丁寧な対応に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○デジタル戦略課長（大岩本幸司） マイナナンバーカードを持たない市民が不利益や不便さを受けていないかという御質問です。マイナナンバーカードは、氏名、住所、生年月日、性別、マイナナンバーと顔写真が表示されており、本人確認のための身分証としての利用や、コンビニにおける各種証明書取得の際に利用するなど、活用できる場面が増えてきております。マイナナンバーカードをお持ちでない市民の方については、これまでと同様に窓口において申請や手続を行うこととなりますが、マイナナンバーカードを持っていないということでこれまで受けていた行政サービスが受けられなくなるということはありません。

○16番議員（前之園正和） 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数はお答えいただきましたが、例えば身体障害者手帳にしても、視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害とかいろいろあるわけですが、その細部にわたっての各種手帳の所持者数というのは把握されていればお答えいただきたいし、急々のお話でありますので、されてなければされないということでお答えいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（出島雅彦） 身体障害者手帳の交付状況でございますけれども、まず視覚障害の方が、障害児2名、障害者201名。聴覚・平衡機能障害の方が、障害児が2名、障害者の方が198名。音声・言語機能障害の方が障害者のみ41名。肢体不自由の方が、障害児12名、障害者1,273名。内部障害の方が、障害児8名、障害者が740名という内訳になっております。

○16番議員（前之園正和） 精神障害者保健福祉手帳の方は同じく330ということでしたが、統合失調症、うつ病、そううつ病など、気分障害、てんかんとかいろいろありますけど、こちらの方ももし分かっていたら、お答えいただきたいんですが。

○健康福祉部長（出島雅彦） 細かい内容については、市の方では把握はしておりません。あくまでも級のみの把握ということになります。

○16番議員（前之園正和） 確認ですけれども、障害者手帳を所持している人のみが障害者というのではなく、障害者のうち、一定の基準に達している人が申請によって障害者手帳を所持しているという関係になると思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○健康福祉部長（出島雅彦） そのとおりでございます。

○16番議員（前之園正和） ということは、現状として障害者手帳の所持者数は把握しているが、手帳を所持していない人を含めた全体の言わば障害者数というのは、必ずしも把握されているわけではないということになるのでしょうか。

○健康福祉部長（出島雅彦） そのとおりでございます。

○16番議員（前之園正和） 当事者には窓口などで相談に乗っているということでしたが、困り事に対する対応のため、気軽な相談窓口が必要じゃないかというふうに思われますが、現状はどのようになっているのでしょうか。障害者に関わる相談があった場合に、その職員が答えるということになるのか。あるいは専用窓口みたいなものがあるのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○健康福祉部長（出島雅彦） 専用の窓口というのはございませんけれども、障害の窓口で対応している状況でございます。

○16番議員（前之園正和） いろいろなお困り事をお持ちの方がいらっしゃると思うんですが、そこで、こういうお困りの人はこういう制度があります、こういうお困りの人はここに相談したらどうでしょうかというような、一覧表と言いましょうか、そういう書物を含めて周知のものがあるのかどうか。なければ作る必要がないのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○健康福祉部長（出島雅彦） 一応、そういった制度的なものの案内を記したチラシは作成をしております。また、相談があったときはこういったものも見せながらお話をさせていただくということになっております。

○16番議員（前之園正和） その都度やってるということですが、いわゆる定期的にと、毎年、年度初めにとかいうことを含めて、繰り返し繰り返しやっぱり周知するというこ

とについてはどうでしょうか。

○健康福祉部長（出島雅彦） 広報紙を通じまして、こういった御案内はしているところではございますけれども、毎年、窓口を利用して、こういった相談に乗るとかというような取組は、現在のところはしていないところでございます。

○16番議員（前之園正和） 現在はしていないということですが、やっぱりその広報紙なりで定期的にお知らせをするとか、望む該当者と言いましょかね、そちらの方の立場に立って、丁寧にやっぱり説明を繰り返していくということが、是非、必要じゃないかなというふうに思います。

それから、ヘルプマークについてですが、義足や人工関節を使用している方が、あるいは内部障害や難病の方、外見からは援助等が必要なことが分からない方で、日常生活に、あるいは災害時において、配慮や支援が必要な方もいらっしゃいます。県が障害の有無や障害者手帳の有無に関わらず、ヘルプマーク等の配布対象としているわけですが、しかしながら、ヘルプマークの活用や実態については、なかなか把握されてないのではないかと思います。そこで、指宿市民の間にヘルプマークはどの程度認知されているのか、普及しているのか。発行の仕組みも含めて、実態把握がなされているのか、その辺をちょっとお答えいただければと思います。

○健康福祉部長（出島雅彦） 援助や配慮を必要としていることが外観からは分からない方々が、周囲の方に支援を必要としていることを知らせることで援助が得やすくなるものがヘルプカードと呼ばれているようなものでございます。このヘルプカード、ヘルプマークの配布につきましては、鹿児島県のガイドラインに基づきまして、障害者手帳の有無は問わずに、本人及び家族の申し出によりまして、本市では地域福祉課及び山川・開聞庁舎の市民福祉課窓口で配布を行っております。本市における配布実績につきましては、令和5年度がヘルプカード25件、ヘルプマーク30件、令和6年度が、本年2月まででヘルプカード32件、ヘルプマーク35件となっております。

○16番議員（前之園正和） 各種障害者、障害の中身によっては障害者団体があるもの、ないものというふうに分かれると思うんですが、団体のあるもの、あるいはその当事者の団体のないもの、その辺の把握がなされているのかどうか。また、組織のないもの、障害者団体について、組織がないものについては、行政として組織作りも含めて、なんか手助けできるようなことはないのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○健康福祉部長（出島雅彦） 本市におきます障害者団体につきましては、身体障害のある方の指宿市身体障害者福祉協会、それから、知的障害者のある方や家族の指宿市手をつなぐ育成会がございます。任意団体を含めまして、その他の団体につきましては、市としては把握はできていない状況でございます。ただし、県におきまして、当事者としての経験を生かし、同じ境遇にある方の支援を行うピアサポーターという者が養成をされていることから、その

活用も含めて、市においても、今後、相談に応じて支援を行いたいというふうには考えているところでございます。

○16番議員（前之園正和） 今の答弁は、ちょっと整理して、もう1回お願いしたいと思うんですが、障害者団体のないものについては、当事者団体を作ることも含めて、何らかの助言、あるいは手助けをやっていくというような理解でよろしいのでしょうか。

○健康福祉部長（出島雅彦） そのような考えでいるところでございます。

○16番議員（前之園正和） 是非、それを進めていただきたいと思うんです。

それで、今度はマイナ保険証の問題についてですが、保険証の廃止によって負担は増大しています。資格確認書、資格情報のお知らせを発送する作業は、マイナ保険証を持ってない人を日常的に把握するなど、手間がかかります。速やかに把握しないと保険資格の確認ができず、窓口で10割負担を強いられる事例が生じる可能性があります。これを防ぐのは保険者の責務ですが、大変な作業になります。さらに、これまでの保険証は期限が来れば保険証が送られてきておりましたが、これからはマイナ保険証は5年ごとに役所に行って自分で更新しなければなりません。更新を忘れると窓口で10割負担を求められることも考えられます。資格確認証も法律では希望者が申請することになっておりますので、当面の間は申請なしで送られてきますが、その後はどうなるかは決まっておりません。保険証の廃止によって保険者である市の負担が増えていることは紛れもない事実だと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 先ほど答弁いたしましたけれども、事務が煩雑化し混乱が生じていないかということの御質問だったと思いますけれども、毎年、国民健康保険法にも基づく私どもの事務としましては、毎年、やっぱり法が改正されまして、事務は従来どおりのやり方ではできないものもございまして、まず、現在、国の方でも高額療養費の限度額の引き上げとか、そういったものもありますけれども、実際、そういったことがありますと国の方から通知が来まして、対応方法でありますとか、そういったガイドライン等もですね、示されておりますので、それに基づいて私どもは業務を遂行しているところでございます。現時点で事務が、確かに、マイナ保険証の制度が施行されたことに伴いまして、業務は確かに、議員のおっしゃるとおり、増えているところではございますけれども、市民に迷惑の掛からないよう事前に担当職員で周知を図ってですね、業務内容についてですね、市民に迷惑を掛けないような窓口対応等に努めているところでございます。

○16番議員（前之園正和） それから、地方自治体は、行政の仕組みとして国や県の施策に従わざるを得ない側面はあっても、国や県に声を上げることはできます。マイナ制度のデメリットを指摘し、紙の保険証を復活すべきではないかという立場を国や県に述べる、あるいはそういう立場を表明するということは、できるわけでありまして。その点について、市長、どのように考えますでしょうか。少なくとも、紙の保険証を復活すべきではないかという立場

の表明は必要ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 実際、私どもが住民と接する末端の行政機関でございます。

市民の方からですね、やっぱりその前の保険証に戻すことはできないかとか、そういった電話等による質問等は多数来ておりますが、私どもとしましては、国の制度において、マイナ保険証を推進すべき立場にありますので、従来の保険証の方に戻すという考えはございません。しかしながら、私ども、やっぱり市民の意見を踏まえてですね、聞いた上で、やっぱり上の方に、県、あと、国に対してですね、こういった要望が来ているとか、そういった形でですね、とにかく市民の不便が生じないような形でですね、市長会とか副市長会がございまして、そこら辺で問題提起をしまして、国の方に要望として上げていこうかなと考えているところでございます。

○16番議員（前之園正和） 地方自治体の仕組みとして国や県の施策に従わざるを得ないということは分かった上で、この保険証についてはですね、紙の保険証に戻すべきではないのかという表明をすべきではないかということをお聞きしているわけです。そのことについては、是非、市長にお答えいただきたいということです。市長、どうでしょうか。

○市長（打越明司） 議員の言いたいことは分かるんですけども、実情として、我々が一番理にかなう活動としては、やっぱりその現場の声を聴きながら、市民の方々にとって何がその移行によって不便になるのか、どのようなデメリットがあるのかということをやまず的確にやっぱり把握すること。そのことに対して、様々な機会を通してですね、その改善をやはり要望していくこと。これが一番現実的な手立てではないかなというふうに思います。これをなんて言いますかね、これを戻すか戻さないかという議論は、もっぱら地方自治体の議論にはなじまないと思っておりますので、その推進をする上で、様々な面について必要なことを述べていくということになろうと思います。また、併せて言わせていただければ、そういった仕組みというのは実は議会の方にもありまして、議会の方でも、また、同じように地域、県、全国議長会等々通じながら、やはり現場の方でそのような声が多いぞと、あるいはこういった具体的な課題が多いぞということが十分伝えられれば、そうなれば、国の方でも然るべき対応をせざるを得ないというふうに思いますので、それぞれの立場においてですね、できるだけ地域の声を届けていくという努力を欠かさないようにすべきだというふうに思います。

○16番議員（前之園正和） 私は、昨年12月議会の開会日、11月27日でありましたが、本会議後の議会活性化等調査特別委員会中に急遽、救急車のお世話になり、そのまま51日間に及ぶ入院で1月16日に退院しました。議会事務局をはじめ、居合わせた特別委員会の皆さんの適切な対応をいただき、また、医療スタッフや介護スタッフ、リハビリのスタッフのおかげさまで、ここまで回復することができました。心より感謝を申し上げます。入院直後は歩行もままならず、特に右側は麻痺し、手足のみならず視野も右側が欠け、どちらが右か左かも分

からず、リハビリベッドに横になるときも、枕側に足を伸ばすなどでした。文字を読むことには不自由はしませんでした。文字を書くことはできませんでした。隣に置いた文字や簡単な絵を模写することもできませんでした。パソコンやスマホの入力も作業できず、未だにリハビリ中です。今回、一般質問を行うに当たり、まず考えたのは、障害者を含めて、日常生活に不自由や不都合を感じている人への支援の問題でした。私自身、高次脳機能障害という診断を受けているもとで、なかなか思うような質問もできませんでした。議会の活性化が議論されている中で、議員として何をなすべきか考えるときに、日常生活、日常の活動はもとより、一般質問も議員に与えられた重要な職務の一つと言わなければなりません。そのような立場から今回の一般質問を行ったことを述べて、私の一般質問を終わります。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	0時15分
再開	午後	1時15分

(12番 井元伸明議員途中退席)

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、下川床泉議員。

○17番議員（下川床泉） 昨日は中学校の卒業式でした。とても感動的な卒業式に参加させていただきました。おめでとうございます。そして、本日は公立高校の高校入試の合格発表の日です。見事に合格された方々はおめでとうございます。是非、目標に向かって頑張っていたと思います。残念ながら思いが叶わなかった方々には、人間万事塞翁が馬という言葉を送りたいと思います。この人間万事塞翁が馬という言葉は、中学校時代、ちょうど50年前になるかなというふうに思いますけれども、3年生の時の担任の先生から、高校入試の合格発表の前の日に贈られた言葉でありました。私はその後、それからの人生で、いいことがあったときも、悪いことが起こったときも、うまくいかなかったときも、人間万事塞翁が馬、人間万事塞翁が馬と、この言葉をつぶやきながら過ごしてきました。中学生の皆さんの今後の健闘をお祈りいたします。

それでは、通告してあります二つの項目について一般質問を行います。

まず、1つ目の指宿市史編さんについて質問をいたします。指宿市史編さんについては、3市町合併後、すぐの平成18年の議会で、3市町が合併したので、3つの市史と町史と郷土史を合わせた形の新指宿市史ができないかというふうに考えまして、質問をいたしました。そして、令和2年9月議会で、合併後15年が経過をして、指宿市史編さんについて質問をしてまいりました。令和5年に準備室ができ、令和6年度から市史編さん室が設置されたことに感謝を申し上げます。市史編さん室を中心に準備が進んでいるかというふうに思いますが、現在の進捗状況はどうなっているか、まず、お尋ねをいたします。

次に、2項目目の文化のかおるまちづくりについて質問をいたします。文化的館として中

心となるのが市民会館や博物館、時遊館ＣＯＣＣＯはしむれ、学校や公民館などがあるかというふうに思いますが、そのうちの市民会館について、市民会館の利用状況についてお尋ねをいたします。市民会館は文化の中心、文化を発信する館だというふうに思っています。市民会館が利用されればされるほど、文化のかおるまちづくりに効果、貢献できると思っています。その市民会館の利用状況はどうなっているか、令和5年度、6年度の利用状況について、件数と人数をお尋ねして、1回目の質問といたします。

○市長（打越明司） 下川床議員から、指宿市の市史編さんについての質問をいただきました。

本事業は、令和8年にいよいよ迎えます市政20周年を一つの節目として、本市の自然や歴史、社会の移り変わりなど、先人たちが歩んできた足跡を新たな指宿市史として、時代の切れ目なく編さんし、後世に引き継ぎ、本史の発展につなげていくことを目的に、昨年度、総務課内に市史編さん室を設置をし、スタートしているところであります。事業の進捗状況についてですが、市史ができるまでの流れを大きく三つに分けると、編さん体制の構築、調査及び原稿作成、印刷、製本という順番になってきますが、昨年度から本年度にかけては、編さん委員会や編集委員会、専門部会などの立ち上げなど、主に編さん体制の構築に取り組んでまいったところであります。この体制の中で、どうすれば新たな指宿市史がたくさんの方に読んでいただけるかなどを様々な検討をしながら事業を進めているところであります。本年1月からは、調査や原稿執筆をしてくださる先生方と市史の構成や章立ての検討、文献の調査、現地調査などをいよいよスタートさせたところでございます。

もう一つの市民会館の活用等については、教育長の方に答弁をさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○教育長（田之上典昭） 議員から、文化のかおるまちづくりについて、市民会館の利用状況についてのご質問をいただきました。市民会館は、ふれあいプラザなのはな館と一体的・複合的に活用でき、本市の文化・芸術の向上、新たな文化創造と地域経済の向上に資する芸術・文化の拠点を作ることが基本理念として、令和4年7月31日にオープンいたしました。市民会館の利用状況ですが、令和5年度は856件、2万3,750人、令和6年度は2月末現在で811件、1万9,279人の利用となっており、3月末には昨年を上回る利用件数が見込まれているところでございます。

○17番議員（下川床泉） 市史編さんについて、進捗状況について答弁をいただきました。どのように編さんをしていくのか、どのように市史にしていくかなど、いろいろな観点から協議をしていく場、検討されていく場があるかなというふうに思いますけれども、委員会や専門部会などがあるというような答弁でしたけれども、そのそれぞれの体制と人数、何回開催されたかをお尋ねをいたします。

○総務課長（濱上和也） 編さんを効率よく進めるために、編さん委員会、それから、編集委員会、それから、編集専門部会、三つの組織を設けたところでございます。まず、最上位組織

となります編さん委員会。これにつきましては、市長を委員長とし、教育長、学識経験者、地域住民の代表等9名で構成し、昨年の2月に設置、通算で3回の会議を開き、市史編さんの基本方針や刊行計画など、市史の大きな柱を協議してまいりました。次に、編集委員会でございますが、こちらは、市史を構成する7分野の代表の先生方で構成し、章立てやページへの割り振り、原稿のまとめ、各分野間の情報共有などを行うこととしております。昨年の8月に設置をいたしまして、これまで2回開催をいたしております。最後に、編集専門部会でございます。こちらは、自然、先史、古代など8分野の原稿執筆者となる専門家で構成し、本市、本年1月に設置いたしました。現在は、部会ごとに概要を開きまして、原稿の内容や今後の調査計画について、協議を進めているところでございます。

○17番議員（下川床泉） 三つの委員会と専門部会、専門部会は8分野に分かれているということでした。今まで何回か会合もされているということで、今後の計画についても大分見通しが立っているのではないかなというふうに思いますのでお尋ねをいたしますが、完成予定の新指宿市史は何ページになる予定なのか。また、それは1冊なのか、それとも分冊という形になるのか、そこら辺りをお尋ねをいたします。

○総務課長（濱上和也） 新たな市史につきましては、本史の概要、それから、先史時代から現代までの歴史、自然、民族を掲載する通史編というものを3冊。その通史編の素材となる資料を集め掲載する資料編3冊の計6冊を刊行する計画でおります。ページ数につきましては、市の概要、自然を掲載する通史編1が200ページ、先史時代から現代、民族を掲載する通史編2と3がそれぞれ600ページ、合わせて1,400ページの計画としていただいております。また、資料編の3冊につきましては、それぞれ200ページを計画しているところでございます。

○17番議員（下川床泉） ありがとうございます。すごい膨大なページになるのかなというふうに思いましたけれども、この新市史を何冊ぐらい作成をする予定なのでしょうか、お尋ねいたします。

○総務課長（濱上和也） 現時点でございますが、500部の予定でございます。ですが、今後、編さん委員会で協議を行いまして、最終的にはその編さん委員会の中で決まっていくものと思っております。

○17番議員（下川床泉） あと、完成目標ですけれども、先ほど20周年に合わせてということでございましたが、大体いつ頃という大まかな日程とかが決まっているのであれば、完成目標についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

○総務課長（濱上和也） 先ほど20周年に合わせてということでございましたが、まず資料編の1というのを、その20周年に合わせて令和8年度に予定しております。そのあと、資料編の2と3を令和9年度、それから、通史編の1から3を令和10年度に刊行する計画で進めているところでございます。

○17番議員（下川床泉） 分かりました。資料1が令和8年度に間に合うようにということで準

備を進めているということだろうというふうに思います。

500部作るということですが、完成後はそれぞれ販売をするというふうなことになるかなというふうにと思いますが、その販売価格については幾らというような計画があるのかどうか。ちなみに、今までの指宿市誌、山川町史、開聞郷土誌は幾らで購入できていたのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○総務課長（濱上和也） まず、それぞれの旧市史の金額でございますが、旧指宿市誌は3千円、開聞町郷土誌が4千円で現在も販売をいたしているところでございます。山川町史につきましては、既に完売をしております、現在販売をしておりますけれども、当時の広報紙によりますと5千円で販売をしていたようでございます。新たな指宿市史の販売価格につきましては、今後の編さん委員会で協議を行いまして決めてまいります。

○17番議員（下川床泉） 販売価格についてはまだ決まってないということですが、今までの3千円とか5千円とか4千円とか、いろいろある中での範囲内で決まっていくのではないかなというふうにと思いますが、それでは、今、広報いぶすきなどを活用して呼び掛けていらっしゃる資料とか、どのぐらいの資料が集まっているのか。そしてまた、その集まった資料にはどんなものがあるのか、お尋ねをしたいと思います。

○総務課長（濱上和也） 昨年6月から広報紙等で呼び掛けを行いまして、資料収集を始めたところでございますが、現時点で35件の資料や情報が寄せられているところでございます。そのどのような内容かということでございますが、まず、探索をしていました昭和43年創刊号から昭和46年頃までの旧開聞町の広報紙の御提供をいただいております。それから、昔の地域の様子が分かる家族写真や新婚旅行のときの写真、戦時、戦後の婦人会の資料など、近現代の資料が中心に集まってきているところでございます。

○17番議員（下川床泉） 35件の資料が集まってきているということです。まだ、これからですね、家庭に眠っているいろんな資料があるかなというふうに思いますので、是非、いろんな資料が集まったらありがたいなというふうに思うわけですが、そうやって市民から集めた資料が、市史に載れば一番いいわけですが、市史に載らないものも出てくるだろうというふうにと思いますが、でも、それでも資料としての価値はやっぱりあるのかなというふうに思いますので、そういう資料の保存を考えていく必要があるのではないかなというふうにと思いますが、その保存場所などはどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○総務課長（濱上和也） 御提供をいただきました資料につきましては、資料提供者から一旦お預かりをさせていただきまして、写真撮影やスキャン等によりましてデータとして保存したあとにですね、資料提供者にお返しをしているところでございます。また、現時点においてはですね、例はございませんが、市の施設で保管した方がいいと判断される資料等の提供があった場合には、持ち主の方に御相談をさせていただきまして、御了承がいただけました

ら、図書館や時遊館ＣＯＣＣＯはしむれで保管をさせていただきたいと考えているところでございます。

○17番議員（下川床泉） ありがとうございます。データ化できるものはデータ化をして、保存をした方がいいと、市で保存した方がいいというものがあれば、その方をお願いをして、図書館やはしむれでということでした。

次に、電子版の計画についてです。通史編でも200ページ、600ページ、600ページ、そして、資料編は200ページずつの三つということで、合わせると膨大なページになる本になるわけですが、そういうのをまとめて電子版としての指宿市史はできないものなのか。その何ページもある本を持ち歩くということも大変なことだというふうに思いますので、パソコンやタブレット、携帯などで見られるような形の電子版の計画についてはどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○総務課長（濱上和也） 市史の電子版についてでございますが、PDFデータとして作成することとしているところでございます。また、作成した電子版につきましては、インターネット上での公開を検討しているところでございます。その公開に当たって、有料版とするか、それから無料版とするか、公開時期をいつにするかなどにつきましては、今後、編さん委員会の中で協議をして決めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○17番議員（下川床泉） ありがとうございます。是非、そういうデータ化していただいて、インターネット上の公開というのはほんとにありがたいことだなというふうに思いますが、あとは、販売価格を、本の方はまだ決まってないということでしたし、それと合わせて、インターネット上での販売をどうするかということについても、また、今後、検討課題かなというふうに思いますので、十分検討していただきますようお願いをしたいと思います。

次は、市史編さん室での作業が終わった後の完成後、市史編さん室が解散をしたあとの対応ということでお尋ねをしたいと思いますけれども、完成後はどの課が中心になって資料などを集めていくのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○総務課長（濱上和也） 現時点におきましては、今回の市史が完成したのち、どのような体制で資料の保管や収集等の対応を行っていくか決まっていないところでございますが、今回、市史編さん事業に取り組んだことで、これまで保管されてきた資料や、これから生み出される様々な行政資料、市民保有の資料が、20年、30年後、本市の歴史を示す重要な資料となり、次に本市の歴史をまとめる際にとても役立つものになると改めて認識をしているところでございます。市史完成後の資料収集や保管等の対応につきましては、どのような体制が効率的、かつ効果的であるか、最低限残さなければならない資料は何かなど、今回の市史編さん事業の中で見極めさせていただきまして、完成後の対応を今後、検討してまいりたいと考えているところでございます。

○17番議員（下川床泉） 是非ですね、市史編さん室がなくなったあともですね、資料などを

集め続けてもらいたいとは思っているんです。そうすることによって、また今後、30年後になるのか、40年後になるのか、50年後になるのか分かりませんが、新指宿市史を編さんする際に楽をして完成できるというふうに思うんですけども、その取組についてはどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○総務課長（濱上和也） これ、ちょっと繰返しになってしまいますけれども、市史完成後の資料収集や保管等の対応につきましては、どのような体制が効率的、効果的かというのは今後、検討させていただきながら、最低限残さなければならない資料などは何か、今回の市史編さんの事業の中で見極めをさせていただいて、完成後の対応を検討してまいりたいと考えております。

○17番議員（下川床泉） ありがとうございます。

それでは、市史編さんの項目では最後の質問になるかなというふうに思いますが、完成をした市史を市民や学校など含めて、今後、その市史をどのように使用して、どのように活用する考えがあるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○総務課長（濱上和也） 今回の市史編さん事業は、本市の歴史や社会の変遷を後世に引き継ぎ、さらなる本市の発展に資することを大きな目的としているところでございます。編さん委員や関係者の方からは、市史は郷土愛を育むための教材となったり、歴史を見直すことで新たな発見や価値の再確認など、市政や地域づくりにも役立つという御意見もいただいているところでございます。新たな市史や、今回の事業で得た情報や成果を、学校教育や社会教育、それから、観光、産業分野など多方面で活用できるよう検討してまいりたいと考えているところでございます。

○17番議員（下川床泉） ありがとうございます。是非、いろんなところで活用していただきたいというふうに思いますし、令和8年度に一部の完成、令和9年度、令和10年度に最終的に完成をするということでございますので、とても楽しみにしておりますので、市史編さん室を中心にですね、頑張ってくださいようによろしくをお願いをしたいというふうに思います。

次に、2項目目の文化のかおるまちづくりについて。先ほど教育長先生の方から市民会館の利用状況については答弁をいただいて、市民会館の利用状況が増えていって、大変感謝を申し上げたいというふうに思います。次に、市民会館の自主文化事業ということで、だいぶ力を入れていただいているというふうに思いまして、感謝を申し上げたいというふうに思います。自主文化事業の5年度、6年度の取組について、どのようなものをして、何人ぐらいの参加者がいたのかをお尋ねをいたしたいというふうに思います。

○生涯学習課長（上菌浩司） 本市では、普段、鑑賞することが少ない優れた音楽や演劇などの文化に触れる機会を安価で提供することにより、市民全体の芸術・文化の向上を図ることを目的に、自主文化事業を実施しております。令和5年度は、オーケストラによる演奏会、

演劇公演、歌手を招いてのコンサートを開催いたしました。また、令和6年度は、オーケストラによるファミリーコンサート、落語家などによる寄席を開催しております。人数になりますが、令和5年度、オーケストラによる演奏会が798人、演劇が592人、歌手によるコンサートが766人、令和6年度のオーケストラによるファミリーコンサートが785人、寄席が444人となっております。

○17番議員（下川床泉） たくさんの参加者の方がいてありがたいことだなというふうに思います。コロナ禍前からですね、なかなかこの市民会館の自主文化事業ができなくて、少し寂しい思いをしていましたけれども、新指宿市民会館が完成をしてからは、楽しい企画、見てみたいと思う企画がたくさんあり、文化に親しみが出てくるというふうに感じています。

それでは、自主文化事業とは別にですね、自主文化事業以外で市民会館の活用ということで、来客数を増やすような取組はあるのかどうか、お尋ねをいたします。

○生涯学習課長（上菌浩司） 市民会館の活用により来客数を増やす取組としましては、今年度、アマチュアの方を対象に無料で参加できるイベントを二つ実施しております。一つ目は、ALPHAのまちのちょこっとギャラリーと題し、絵画や彫刻などの物づくりの作家の作品を市民会館のホワイエ等に展示し、1,087人の来場者がありました。二つ目は、ALPHAのまちのちょこっとステージと題し、踊りをテーマに市民会館大ホールのステージでの発表会を開催し、延べ436人の来場者がありました。今後もこのような市民参加型のイベントを開催し、市民会館の利活用の促進に努めたいと考えております。

○17番議員（下川床泉） ありがとうございます。とても興味深い取組ではないのかなというふうに思いました。アマチュアの方々に、実際、無料で舞台のイベントに参加してもらったり、ホワイエを使って鑑賞会みたいなのも開いてくれたということでございましたけれども、とてもいいことだなというふうに思いました。いろんな団体やアマチュアの方々もいらっしゃると思いますけれども、そういう方々に参加をしてもらいまして、このようなイベントがですね、一大イベントになればいいなというふうに思いましたので、よろしく願いいたします。

次に、予算の有効活用のために、1回目の自主文化事業の利益分で2回目の自主文化事業をして、2回目の利益分で3回目の自主文化事業をしていくような方向で、少し多めに自主文化事業を開催をするというような考えについて、何か、私としてはそんな形で何回もやってもらいたいなというふうに思うんだけど、そういうことについての考えをお尋ねをいたします。

○生涯学習課長（上菌浩司） 自主文化事業は、市民の皆様には優れた芸術・文化に触れてもらいたいという思いで、国・県等の補助金を活用して、できるだけ安価な観覧料を設定しており、大きな利益を生む事業ではないところであります。今後につきましても、1人でも多くの市民の皆様に芸術・文化に触れてもらえるように、できるだけ安価な観覧料で市民の皆様

のニーズに合った事業を実施していきたいと考えております。

○17番議員（下川床泉） 実は、この質問は議員になって初めて、議員になってすぐの議会ですね、こういう提案をしたことがありまして、同じように、けんもほろろにですね、答弁をされた思い出がありますけれども、先輩議員から、1年生議員みたいな質問をするなというふうに言われましたけれども、私としてはですね、民間企業でしたらば、利益追求でそのようなやり方をして企画をするというふうに思います。私たちも、若い頃の青年団の時代にはですね、演劇を興行する大衆演劇が市民会館に来た際に、1回140万円の契約で上演をしてもらいまして、青年団は1万2千円で1,100席分のチケットを販売をして、その利益が青年団の資金源の一部になっておりました。そういう活動もですね、何回かしてきているわけですが、市としては、安い値段でいい企画をしてたくさんの方々に見てもらいたいということだと思いますので、であればですね、自主文化事業にたくさんの予算を付けていただければいいのかなというふうに思いますので、もうこのことについてはですね、要望としてお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、博物館の文化事業についてでございます。時遊館ＣＯＣＣＯはしむれが完成をしてもう長くなっておりますけれども、この博物館の令和5年度、6年度の利用状況についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○生涯学習課長（上菌浩司） 考古博物館時遊館ＣＯＣＣＯはしむれの来館者数は、令和5年度が3万3,518人、令和6年度が2月末現在で3万1,704人となっており、3月末には昨年度を上回る見込みとなっております。来館者数の内訳につきましては、市内が7割、市外が3割となっております。また、観覧料につきましては、令和5年度は2月末現在で134万8,850円、令和6年度は2月末現在で252万6,653円で、117万7,803円の増となっており、令和5年度を上回る見込みであります。

○17番議員（下川床泉） 博物館の利用者も少し増えているというような状況で、嬉しい限りでございます。

博物館を利用してもらうためにどのような取組をしているのか。企画展とか遠足や修学旅行などあるかというふうに思いますけれども、その取組についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○生涯学習課長（上菌浩司） 時遊館ＣＯＣＣＯはしむれをより多くの方に利用していただくため、毎年、企画展や著名な研究者を招いての市民のためのいぶ好きふるさと学講座、学芸員による講座、はしむれ子どもフェスティバルなどを開催しております。また、市民の皆様が博物館に対し、より親しみを持っていただくために、石の勾玉作りやオリビン採集といった通常体験や、月替わりでキーホルダーなどを作る月間体験など、ものづくり体験を実施しております。そのほか、修学旅行での利用促進を図るため、本市や鹿児島市などで構成され

る鹿児島県四地区観光連絡協議会の教育旅行等セールスに同行して、大阪府や京都府、広島県、岡山県及び宮崎県にある学校や旅行会社を訪問して施設のPRに努めております。このPRの成果により、令和6年度は大阪府から中学校と高校が各1校、兵庫県から中学校が1校、新規で来館していることから、引き続きPRに努めてまいりたいと考えております。

○17番議員（下川床泉） ありがとうございます。是非、いろんなところでのPRに努めていただいて、たくさんの方に来てもらえればありがたいなというふうに思います。

次は、指宿まるごと博物館のことについてお尋ねをいたしますが、指宿まるごと博物館とは何なのか、分かりやすく説明をしてほしいというふうに思いますし、また、それをする目的についてお尋ねをいたしたいというふうに思います。

○生涯学習課長（上菌浩司） 指宿まるごと博物館とは、指宿市全体を博物館と捉え、市内にある文化財や自然、産業、各種施設、郷土芸能、伝統行事、イベント等の指宿の宝すべてを貴重な博物館の展示品として位置づける考え方のことです。本市では、指宿まるごと博物館の素材である指宿の宝を守り、継承し、活用しながら、まちづくりや人づくりに生かしていく考え方やその実践を指宿まるごと博物館構想として推進しております。

○17番議員（下川床泉） それでは、指宿まるごと博物館では、どのような事業が行われているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○生涯学習課長（上菌浩司） 指宿まるごと博物館では、市内の指定文化財などについて解説した指宿文化遺産図鑑や、指宿まるごと博物館マップなどを作成し、市内の小中学校や公共施設などに配布して、学習や観光客のまち歩きなどに利用していただいております。また、郷土芸能の保存・継承につきましては、市内の全ての郷土芸能と伝統行事を撮影し、映像記録として保存したDVDと冊子の作成や、衣装の新調と道具の修繕などを行っております。そのほか、ふるさとに誇りと愛着を持つ児童生徒を育てるため、市内の小中学校では、総合的な学習の時間を利用して、指宿まるごと博物館構想に基づき、本市にある文化や歴史、自然などを活用したいぶすきふるさと学に取り組んでおり、バスを利用した市内の文化財巡りや郷土芸能を練習して発表する体験学習などが行われております。

○17番議員（下川床泉） ありがとうございます。先日は、橋牟礼川遺跡の100周年の記念事業のシンポジウムも開催をされて、多くの参加者で盛り上がったところでございました。これからも大いにPRをして、たくさんの皆さんに博物館に来ていただきたいというふうに思っています。

次に、文化祭の支援について、校区や地域などに助成をする考えはないのかをお尋ねをいたします。

○生涯学習課長（上菌浩司） 本市では、指宿市文化協会が主催する各地域での文化祭の開催に対して補助金を交付しているところであります。

○17番議員（下川床泉） 文化協会の加盟団体が参加をする文化祭とかはですね、それでいい

のかなというふうに思いますけれども、校区公民館や地域の公民館の中でもですね、そういう事業もやりたいなというところもあるのではないかなと思いますし、現にやっている校区、区もあるのではないかなというふうに思いますので、そういうところへの助成もですね、今後は考えていってもらえればなというふうに思うところでした。

次に、学校の文化的活動について、文化部活動としてはどのような活動があるのか、6年度の中学校の部活動の種類と部員数についてお尋ねをいたしたいと思います。

○学校教育課長（船間秀仁） 市内の中学校には、現在、文化部活動が7部あります。その種類の部活動数と部員数の内訳につきましては、吹奏楽部が4部活動で59人、美術部が3部活動で42人です。このほか、部活動ではありませんが、西指宿中学校に音楽同好会があり、10人が所属しています。

○17番議員（下川床泉） なかなかスポーツ系の部活動と違って、あまり目にしなかったり、陽が当たらなかつたりするところもある文化的な部活動だというふうに思いますけれども、是非、頑張っていただきたいとは思っておりますが、そういう文化部活動の指導者とか顧問というのは、充足をされているのか。それぞれの部活動に何人ぐらいいるのか、専門の先生方がいらっしゃるのか、専門の方が担当していらっしゃるのかをお尋ねをしたいというふうに思います。

○学校教育課長（船間秀仁） 市内の中学校の文化部活動は、全て教職員が顧問をしております。顧問の人数につきましては、1校の吹奏楽部が顧問3名、それ以外の学校の吹奏楽部及び美術部は顧問2名で指導しております。吹奏楽部の顧問は音楽科、美術部の顧問は美術科を担当する教員が主に指導を行っております。

○17番議員（下川床泉） それぞれ専門の先生方が部活動の指導者、顧問に入ってくださっているということで、ありがたいことだなというふうに思います。

それでは、小中学校での文化的活動としてはどのようなものがあり、その活動は充実をされているのかどうか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○学校教育課長（船間秀仁） 小中学校で実施している文化的活動には、児童生徒が各教科等における日頃の学習の成果を発表し合い、互いに鑑賞する学習発表会や合唱コンクールなどと、外部団体等に依頼して多様な文化や芸術を鑑賞する音楽鑑賞会や演劇鑑賞会、地域の伝統文化等の鑑賞会などがあります。令和5、6年度の実績としまして、子供が学習の成果を発表し合い、互いに鑑賞する活動は、全ての学校が実施しております。また、外部団体等を学校に招いて催し物を鑑賞する活動につきましては、令和5年度に10校、令和6年度に11校が実施しております。クラシックコンサート、演劇、人形劇、音楽劇、落語、フラダンスなど、子供たちに対し、質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保しております。

○17番議員（下川床泉） いろいろな学習発表会だったり、合唱だったり、音楽発表会だったり、音楽や演劇の鑑賞会だったりですね、いろいろとされているのだなというふうに思いま

した。

それでは、生涯学習課の方で、学校での文化活動としてはどういう事業があるのかをお尋ねをいたしたいというふうに思います。

○生涯学習課長（上菌浩司） 教育委員会では、日本児童・青少年演劇劇団協同組合に加盟しているプロの劇団をお招きして、青少年に質の高い優れた舞台芸術鑑賞の機会を提供することで、芸術への興味関心を喚起し、豊かな情操を育てることを目的として、市町村による青少年劇場を市内の小学校において実施しております。この市町村による青少年劇場は、輪番制で各年度1校から2校を実施することにより、全ての児童が6年間の間に1度の演劇鑑賞の機会を設けることができるようにしております。

○17番議員（下川床泉） ありがとうございます。いろんな形で学校での文化的活動というものもあるかなというふうに思いましたけれども、文化のかおるまちづくりについては、もうこれで最後の質問になるかなというふうに思います。是非、身近に文化を感じられる体制作りをしてほしいなというふうに思うわけですが、私も高校時代は指宿高校演劇部の卒業でございまして、高校時代、市民会館ですすね、舞台に立ってとても感動した思い出がありますし、青年団の頃も、青年祭という催しが市民会館であって、何度もその舞台に立った思い出があつて、今、その市民会館がないこと自体も寂しい思いをしておりますけれども、これから子供たちのためにもですすね、是非、そんなふうにしなすながら、いろんなところで文化のかおる、文化を感じられるような体制作りをしてもらいたいなというふうに思っております。先ほどもありましたどおり、西指宿中学校のリコーダー部が全国大会に出場したということでもニュースもありましたし、山川高校ではファッションショーも開催をされたというようなニュースも聞いておりますけれども、そんな形で文化のかおるまちづくりについて、市として力を入れたいことはあるのか、どういうことに力を入れればいいのか、市長の思いを、最後にお尋ねをしたいというふうに思います。

○市長（打越明司） 指宿高校演劇部の出身、下川床議員の質問を聞かせていただきました。青年団時代にね、指宿青年団が、餓死御前を演芸でやったりとか、あるいは次の年は演奏でサザンオールスターズを演奏したりとか、その舞台の模様も非常によく覚えております。ここ3年間ですすね、市長に就任して指宿の様々な文化活動に私も、もう可能な限り立ち会ってきたつもりでありますけれども、本当に文化の活動の在り方というのは様々にあるなと改めて思っているところでありますが、とりわけ、この市民会館が、相当な資金を使ってですすね、でき上がつてきて、こうしたものを本当にいい文化の発信地としてどんどんとやっぱり活用すべきだなというふうには思うのですが、今、下川床議員からは、一つのこうイベント、あるいは上演で利益を出して、その利益を使って次のものへつなげていくという、そういう提案がありましたけれども、実は指宿の市民会館ができてから2年間、様々な自主事業をやってきましたけれども、実は非常に担当課も頑張つていまして、比較的安い値段、最大で

も、一昨年の太田裕美さんとかね、庄野真代さんが来たときに2,500円でしたけれども、安い時にはそれこそ千円とか1,500円でもって、しかし、相当に多くの方々が参加をしていただいたおかげで、ほぼ年間の事業はですね、持ち出しがないと。利益を積み立てるほどはないけれども、赤字も出してないというような状況でやれてきたっていうのは、市民の方々も熱心に参加をしていただいた、さらに、それを提供した側もですね、熱心に宣伝をした効果であったなど。しかも、よくいろんなこの文化・芸術のためのこう助成金がありますけれども、くじ引きというか、運の良さ、悪さもあったりしてですね、割とよく指宿は当たりくじを引いたりしているもんですから、そういったものをこう活用しながら上手になんとかやってきたと思います。しかし、年間を考えて365日でどういう活動をしていくかということになると、市民会館の活動については、そのいわゆる利益も上がるような、民間の方々のですね、興行含めて、もっともっとですね、利用してもらえるような努力をしなければならぬというふうには感じています。これをやってくれる、例えばスポーツ施設であれば、今、スポコミがありますけれども、そのスポーツコミッション指宿のような形で、やっぱりいろんなものを誘致をして、そして指宿でどんどん開催してもらおう。願わくば、そこで成功してもらおう。そういった努力を今後もう少し頑張った方がいいのかなというふうに思いますし、文化といえば、やっぱり地域地域で根付いている、いろんな文化的な伝統芸能がありますけれども、これも4年、5年、6年と3年続けて集約する形でフェスティバルをやってきました。それを見て改めて思うのは、やっぱりそういったものをこう連綿として続けている方々もですね、そういった、大きな舞台を準備することで、それをきっかけにして後継者をつくっていく、あるいはいろんな衣装を作り直していく。改めてそこからリスタートを切れるといういい面がありますので、それを育てているのは、やっぱりなんといってもステージを作ってあげること。やっぱり下川床議員が非常によく覚えているのも、やっぱり大きな舞台でやった、その自分の姿をですね、感動的に覚えているんだと思いますが、これがまた、観客席が誰も座ってなければですね、感動よりはやっぱり虚しさと寂しさが襲いかかってくるような気がしますので、やっぱりそういうステージをできるだけやっぱり、市の方では応援をしながら、作っていくことは大事だなというふうに思います。3か年間の伝統文化の芸能フェスティバルについては、非常に僕はいい取組ではなかったかなと思います。一旦、ここで3年間のまとめをしましたけれども、今後もまた、いろんな形でこれを継続していくためにやった方がいいのではないかなと。中川のごちょう踊りは元旦で、もうほんとに準備は大変だろうなと思いますけれども、あれもまた多くの方々が目にこられて、それでそれをビデオで撮影したり、テレビ局が流してくれたり、様々な形がみんなのモチベーションにつながって、やっぱりなんとかしてでもこの伝統をつなげていかなければならないと、そういう思い出になっているんだなと思いますので、やっぱり周辺でのそういう応援の仕方、こういったものについてまだまだ我々も努力できる部分がたくさんあるのかなというふうに感じて

いるところであります。ちょっとざっぱくでまとまりがつきませんけれども、これからもうすね、できるだけそういう機会を増やしながら、お金を出して助成をすればなんとかかなという問題とはまた違うような気もいたしますので、多くのこう参加をされてきた皆さんからは、やっぱり市長、こんなところにお金を使いなさいという意見は随分あります。やっぱり演劇が1回ありましたけど、あのときにも多くの市民の方々が、感想として、やっぱりこういう機会ってのは、やっぱり滅多にない。東京とか、近くても福岡まで行かなければ触れる機会がなかなかないわけですから、そういったものを千円とか1,500円とか、割合にリーズナブルな価格で間近で見ることができるという機会は、正に市が応援してこそ実現をすることでありますから、こういった、やっぱり機会は可能な限り、皆さんが参加しやすい価格を設定をして、多くの方に本物を見てもらう、本物に触れてもらうという、いろんな分野でもですね、東京、大阪まで行かなくてもできるような取組も、市民にとっては非常に大きな栄養剤になるのかなというふうに感じておりますので、できる限り文化のかおるまち、そして、文化を語る市民がたくさん増えてくるような、そんなまちにしていきたいなと、そう思います。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時21分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

○10番議員（吉村重則） 私は、日本共産党の議員の1人として、市民の命と暮らしを守り、平和憲法を守る立場から質問いたします。

現在、審議されている国の予算案は、国民生活を支える予算を件並みに削減し、その中でも深刻な制度改悪の一つが、医療費の自己負担に1か月ごとの上限額を設ける高額療養費制度の上限引き上げです。厚生労働省は、医療費窓口負担の月額を3年かけて段階的に引き上げ、年収370万から770万円の場合、8月には月額8,100円の負担増、最終的には最大6万円近い引き上げを狙って衆議院で強行採決しました。自民、公明、維新が予算強行の際に交わした3党合意は、高校授業料の無償化と引き換えに8.7兆円の大軍拡、医療費4兆円削減という2つの猛毒を国民に押し付けようというものであり、厳しい批判が広がっています。高額療養費の負担増に対して、がん患者の団体をはじめ、国民の怒りの声と運動が急速に広がり、凍結へと追い込んだことは大きな成果であり、白紙撤回させるべきです。学費値上げに反対する学生の歴史的な戦い、選択夫婦別姓制度の導入を求める運動、農業、食糧の危機に対する運動などなど、各分野で国民運動の高揚が生まれています。即ち、あれこれの部分的改良と引き換えに、自民党の延命戦略は思惑どおりに進んでなく、大きな矛盾に陥り、早くも破綻が露わになりつつあるのが現実ではないでしょうか。

それでは、通告に基づいて一般質問を行います。

ヘルシーランド大規模改修について質問いたします。保養センターの改修工事費用は幾らで、露天風呂のたまたま箱温泉の改修工事費用は幾らか。

次に、たまたま箱温泉替掘の泉源の泉質の分析結果はどのようなになっているのか。

教育問題について質問いたします。

西指宿中学校と北指宿中学校は令和9年度に統合するようになっており、令和7年から令和8年で改修するようになっていたが、これまでに改修の要望が寄せられているのか。

次に、不登校児童生徒について質問いたします。不登校児童生徒数の5年間の推移について質問いたします。小中学校別々に、児童生徒総数と不登校児童生徒の児童生徒の5年間の数を質問し、1回目の質問といたします。

○市長（打越明司） 吉村議員から、ヘルシーランドの大規模改修工事についての御質問をいただきました。ヘルシーランド大規模改修工事につきましては、現時点で総額9億5,520万5千円となっております。内訳といたしましては、温泉保養館の分が7億4,980万5千円、露天風呂たまたま箱温泉分が2億540万円となっているところであります。なお、それぞれの工期につきましては、温泉保養館分の工事は令和7年5月7日まで、露天風呂たまたま箱温泉分の工事は令和7年3月28日までとなっているところであります。

残余の質問につきましては、教育長及び担当部課長から答弁をいたします。

○教育長（田之上典昭） 吉村議員から、教育問題について、西指宿中学校と北指宿中学校の統合についての御質問をいただきました。市民の皆様や教職員、児童生徒を対象とした説明会やアンケートを実施した際に、子供たちのためにとたくさんの要望や意見をいただきました。教育委員会では、統合により環境が変わる子供たちや保護者の皆さんの思いを受け止め、いただいた要望などに対応できるよう協議を進め、中学校統合に向けた様々な取組を決定し、学校再編日よりなどで広く周知を図っているところでございます。また、北指宿中学校の学校施設に対する要望につきましては、令和5年度に北指宿中学校の生徒、教職員に施設の変えてほしいところなどのアンケートを行い、特に要望の多かったトイレの様式化や全教室へのエアコン設置などについて、北指宿中学校の校舎改修設計に盛り込んでいるところでございます。一方で、教室のサイズを大きくしてほしい。学年で集会ができるような場所を造ってほしいという要望等もありましたが、校舎の構造上、壊せない壁や柱があり、対応できない部分があることから、その理由については学校へ説明を行っているところです。今後とも、教職員や保護者の方々からの要望があった場合には、これまで同様、しっかり検討し、対応できるものについては応えていきたいと考えているところでございます。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 露天風呂の泉源の替掘について、今回の泉源整備の前後で泉質がどのようにあったかという御質問でございます。露天風呂第2泉源の替掘につきましては、想定をはるかに超える温泉水及び蒸気が噴出をしましたが、泉質はナトリウム塩化

物強塩物温泉で、替掘前後の変化はありませんでした。替掘後の温泉水は温度が100.4度で、湯量が1分間に8000ℓ自噴し、替掘前と比較して大きな温度変化はありませんでしたが、湯量は約4.4倍と大幅に増加をしております。替掘後の蒸気は、温度が103.5度で噴出量が1時間に15 t 自噴し、替掘前の数値が不明なため正確な比較はできませんけれども、蒸気の噴出量は大幅に増加していると考えているところでございます。

○教育部長（紺屋聖一） 不登校児童生徒数の5年間の推移についての御質問に答弁させていただきます。まず、小学校全児童数に対する不登校数でございますが、令和2年度は2,009人に対し27人、令和3年度は1,938人に対し20人、令和4年度は1,884人に対し19人、令和5年度は1,836人に対し24人、令和6年度は1,765人に対し、1月末現在で43人となっております。次に、中学校全生徒数に対する不登校数でございますが、令和2年度は973人に対し32人、令和3年度は996人に対し40人、令和4年度は979人に対し47人、令和5年度は964人に対し49人、令和6年度は945人に対し、1月末現在で75人となっております。なお、本年度から、国や県の不登校調査における不登校の要因や背景の区分が変更になり、障害に起因する特別な教育的支援の求めや相談、個別の配慮についての求めや相談の項目が追加されたことにより、これまで不登校に含めていなかった児童生徒が含まれるようになったことから、不登校児童生徒数が増加したところでございます。

○10番議員（吉村重則） 1回目の答弁をいただきました。

2回目の質問として、この温泉センターの改修工事について、7億から改修がされているわけですけど、これから、改修が終わって、維持管理とかそういうのを考えれば、かなりの維持管理も掛かるんじゃないかと思うんですけれども、この中で、7億からの工事の中で、レストランなんかも廃止しているわけですね。そうなった場合に、これからの維持管理を考えたときに、入浴料だけでその回収といたらいいんでしょうか、維持管理するという面からすれば、どのような方向になっていくのか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） ヘルシーランドの大規模改修につきましてでございますが、今回の施設の改修につきましては、施設の長寿命化に必要な改修を、そして、施設の集約や省エネルギーの導入等を行い、持続可能な施設への改修を行っているところでございます。温泉保養館につきましては、浴槽の規模に大きな変更はございませんが、二つの大浴場に全面改修を行っているところでございます。

ちょっと、維持管理について確認する時間をください。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時35分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） ヘルシーランドは、3施設一体となった施設の維持管理を

していきたいと考えているところでございます。その中で、たまた箱温泉と砂湯里につきましては、高い収益性を見込めるということから、この2施設で利益を確保いたしまして、温泉保養館の運営費を補いながら、将来、リニューアルするときなどの市民の皆様の負担がなるべく生じないような形で、この3施設が一体となった効率的な運営を目指してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○10番議員（吉村重則） 砂むしと露天風呂の方で収益を上げて、温泉センターの管理の方も取り組んでいくんだということですが、そうなった場合、入浴料、使用料だけの維持で収益を求めていくわけですから、どのぐらいの利用者を計算したのか。この大規模改修をする段階で、利用者数とか、その辺も含めて、ちゃんと利益が得られるという中での検討もされていると思うんですよ。ただ、あれが、温泉センターの方が7億、そして、露天風呂の方が2億からの投資、大規模改修をするとなったときに、入浴料とか利用料だけで利益を得るとなった場合には、その辺の計算もされていると思うんですよね、その検討のときに。その辺はどのぐらい検討がされているんですか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 露天風呂、砂むし温泉砂湯里、そして、温泉保養館、3施設におきまして、20年にわたるシミュレーションをしているところでございます。令和7年度で申し上げますと、露天風呂で大体5万7500人の入浴者数。砂むし温泉砂湯里で6万人ほど。そして、温泉保養館で11万人ほどの利用者を見込んで計算をしているところでございます。この計算をしたところ、大体20年間で、この投資した費用をなんとか返せるのではないかなという試算の下、シミュレーションをしているところでございます。

○10番議員（吉村重則） 砂湯里、それにたまた箱について、5万、6万の利用者、7年度でした中での計算だということですが、これ、市民外、ほとんどが県外っていったらいいのか、市外の方だというような計算の上で成り立っているんですか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 温泉保養館につきましては、おおむね9割の方々が市民、市内の方というような実績がございます。一方、たまた箱温泉、そして砂湯里につきましては、逆に9割ほどの方々が県外というか、市外の方々が御利用いただいているというような状況だと考えております。

○10番議員（吉村重則） 温泉センターについては9割の方が市内の方だということですが、利用料、入浴料が大幅に値上げをされているわけですよね。今までのその人数、これまでの利用者の数を計算の上で、この11万というのは出してきていると思うんですが、こんだけ不景気の中で年金も下げられ、生活が本当苦しくなっている中で、近くには地区の温泉なんかもあって、すごく割安で入れるわけですよ。そういう中で、この11万というのは本当に可能なんだろうか。それと、砂むしにしても露天風呂にしても、大幅な値上げをしている中で、観光客は来たとしてもなかなか1回入るのに900円とか千円以上ということになった場合に、これまで1回や2回、旅行に来たから入ることはあっても、景色が人気

あるからということだけでこれだけの人数が計算できるんだろうかと思うんですけども、その辺はどのように考えているんですか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 先ほど申し上げた11万人とか6万人という数字は、平成30年度ぐらいのピーク時の数字を想定して作っているものでございます。料金の変更になりますけれども、こちらの料金の改定につきましては、使用料、そして、手数料等の見直しに関する基本方針に基づいて実施をしております。性質別の受益者負担割合の考え方では、受益者は、ヘルシーランドに入浴をされる方々。そして、公費、税金ですからヘルシーランドに入湯される方々、プラス、ヘルシーランドを全く利用されない方々を合わせた公費が50%ずつの負担となる施設となっているところでございますので、この基本方針に則って料金改定を行ったというところでございます。仮に料金改定をしない場合は、特定の市民が利益を享受する保養施設では、施設利用しない市民の負担が高くなるということもあることから、受益者負担の適正化が必要になってくるというところでございます。

○10番議員（吉村重則） 利用者の税金の投入と利用料による均衡が必要だということで改定をしているという説明だったと思うんですけども、実際それだったら、入浴者、レストランとか、例えば観光で来たのに入浴以外でお金を落とすことは考えられないわけですよね。この利用料とか砂むしに入る料金だけで利益を得ていくという考え方ですので、例えば指宿の特産品を販売するとか、レストランで落としていくとか、そういうのは全然含まれてない中での採算が来るという計算しているわけですよ。そういう面では、本当危険な状態ではないのかなと思うんですよ。ただ、そういう基本方針があつて、それに則って改定することによって、入浴者が減った場合には、かなり減ってくるわけですよ。それは本当、そんだけのゆとりがあつて来られるんだったらいいですよ。ゆとり、本当言って厳しい中で、地元には安い温泉もあるわけですよ。そういう中で、こんだけの人数だけで、あの入浴以外では何もお金を落としていくような、特産品を販売するとか、レストランで食べるとか、そういうものなしで、こういうやり方で本当にいいのかなと思うんですけども、市長、その辺はどのように考えますか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 議員がおっしゃるような形で、市の特産品とかを施設の方で販売していくという考えはもちろん持っているところでございます。あと、また、ヘルシーランド一帯の魅力アップにつながる整備を今回することで、観光客の滞在時間が延伸されますので、地域内で、ヘルシーランド3施設ももちろんですけども、地域内での周遊、そして、飲食、更には宿泊につなげるなど、域内経済循環を促進するような施設整備というような捉え方で進めているところでございます。

○10番議員（吉村重則） その3施設の近辺ではどういうことを検討がされているんですか。

○産業振興部長（鴨崎一郎） 先ほど3施設というようにお話をしましたが、年末にオープンした砂湯里、それとたまたま箱温泉ですね、ここの行き交いが今回非常に短縮されるとい

うようなことで、相乗的にそこで滞留期間が伸びるというようなこと。それと、たまたま箱温泉の方も、今回、カフェコーナーというかですね、レストランがなくなるということなんです。新たにたまたま箱の方に、観光客の多いところにそういったカフェコーナー等を造って、そこで、先ほどあった農産物であるとか特産品をしっかりと出していくというような、一応、計画をしております。それ以外に、以前はなかったそのスメとかですね、たまたま箱の方のスメであるとか、あとは、今回、展望所等も設置しておりますが、そういった今回の整備を一体的に見たときに、いろいろ活用方法が出てくるということです。それから、ちょうど展望所を造る裏の方には、従前からそのフルーツランド等がございますが、特にああいって農産物等がですね、非常に目の前にあるというようなことも一つ強みになっていくのかなと思っておりますので、そういった地域資源をですね、有機的につないでいくというようなことで、ここいらの滞留期間、それからそういった経済活動というのをですね、促進をしていきたいというふうに考えております。

○10番議員（吉村重則） その特産物とかカフェにした場合には、そう大したものではないんじゃないかなと思うんですけど、その辺ではどうなんですか。市営でそういう運営をしていくのか、それとも、完全に民間委託をしてやるのか、その辺はどのように考えているんですか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 今後の施設の運営の在り方については、これからと言いますか、検討を進めていくところではございますけれども、来年度、令和7年度につきましては、市直営で、そういった軽食コーナーの運営は市の特産品を使ってやっていこうという考えでいるところでございます。

○10番議員（吉村重則） さっきも言いましたように、入浴料が大幅に値上げをされているという面から考えれば、かなりの入浴者が減ってくる可能性があるんじゃないかなと思って心配をしているんですけども、その辺はもう十分、計画の温泉センターであれば11万人は確実に来られるという条件の中で、もう考えていると捉えてよろしいんですか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 目標の数値に届きますように、今後、努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○10番議員（吉村重則） 努力をすると言っても、個人の経済的な部分、本当に皆さんかなり苦しんでいますよ。農業にしても、物がそんな出ずに、今年の場合は、本当、いい農家と悪い農家、早く植えて影響のあった人、農家についてはかなり厳しいんじゃないかなと。後で植えた分については、逆に単価が高い関係で、指宿の農業が二分化しているような感じがするし、それとやっぱり中小零細企業にしても、コロナから景気が良くなっている状態じゃないわけですよ。いろいろ、零細企業の皆さんとも話をする中で、コロナのときに保証協会が保証人になって、銀行側がいろんな、まあ貸付けとかしているため、その返済のためにかなり厳しいという状況があるわけですよ。そういう中で、例えば11万人が、半減した場合に

は誰が責任とるんですか。もう簡単に言うけど、そんなもんじゃないと思うんですけれども、それはどう考えるんですか。

○市長（打越明司） ちょっと吉村議員の質問は、この保養館の方であったり、こう収益施設の方であったり、ちょっとこう行ったり来たりしているものですから、ちょっと整理をしてお話すれば、その保養館について収益はプラスになるというふうには考えておりません。どちらかという、こちらは健康増進のために、あるいは市民の方々の癒しの場を提供していくというのが目的ですから、そういったものについて、言ってみれば税金をつぎ込んでしまうということになりますけれども、ここの部分について、3施設、トータルとしてしっかりと総合的な運用をしていこうというのが基本であります。今、レストラン部門についてですね。レストラン部門がなくなると、レストランに来た人たちの収益とか、その人数分が減るのではないかと非常に御心配をされていますけれども、実は、そうではないというのが我々の分析の結果であります。実は、山川町時代にあの施設は、オープンをしてから相当、例えば、役場の方でも、忘年会であるとか、いろんなものをですね、企画をして、あそこでできる限り開くようにしてやってきた経過があります。それでもですね、開館後、指定管理時代も直営時代も含めてですね、1度も黒字になったことがない、ずっと赤字であり続けたというのがありまして、むしろそのことが経営の足を引っ張っているという状況もありました。それで、最初ですね、レストランができた頃に比べると、今はその山川地域内で食事をするところですね、大分こう減ってきて、それで、その上で、あの保養館ですね、レストランなどの食事提供をするですね、むしろ民業を圧迫していった、その周りのですね、他の地域に、今、もうほんとに僅かしか残っていませんけれども、そういったところのお客を取ってしまう可能性もありますので、わざわざ、もう赤字だということがずっと分かっているものについて、これを存続するかしないかということについては、庁内でも相当に議論をした上でこれについては廃止をし、その代わりにその施設を含めて、子供たちが活用できるような施設に造り変えていこうということで、方針を切り替えたところであります。それもまた、市民へのサービスを提供していこうと、これ以上に提供するための一環としてやってきた。一方で、そのマイナス部分、赤字も含めてですね、どうやったら収益を上げられるかということで、残りの、今、説明があったように、9割ぐらいの方々が地域外、県外から利用してくれている、そういうところについては、今度は送客をする旅行会社であるとか、実際に利用している方々、宿泊施設の皆さんであるとか、そういう方々も含めて、かなりたくさんのアドバイスをいただいて、どういうやり方がいいのかということでいろんな提案がありました。当時、あるいはでき上がった時にはまだインスタというのがなかったものですから、今、インスタ映えしないといけないと。インスタ映えしないとなかなか人が集まってこないということで、どこでその写真スポットを造るかとか、あるいはあそこで滞在してもらうために、今も間もなく完成しますけれども、休憩施設を外側にも造ってですね、そ

こでこう、景色をゆっくり眺められる施設であつたりとか、滞在時間を増やすこと。そして、そこで、今、話が出たように、地元のジュースであつたりとか、今、開発されている地ビールであつたりとか、もう地元で作られたものを提供できるような形。あそこはですね、風呂から上がってきても販売機しかないわけです、今は。販売機じゃなくて、もっと取れる、もっと取れるという言い方は良くないですけど、もっとみんなが喜んで食べてくれるような、飲んでくれるものが十分提供できるという判断で、そういった準備を、今、しているところであります。トータルとしては、やっぱりここに投資をしたその金額も含めて、20年という月日の中で、その投資分も含めて減価償却できて、新しく修繕が必要になった、新しく大型リニューアルをしないといけないとか造り直さないといけないというときに、これ以上市民の負担が出てこないような経営をしていこうじゃないか。これまではそうじゃなかったわけです。これまでは吸い込むしかないという状況であつたわけですがけれども、収益を上げて、その上がった部分について、もし、この益金が出てくれば、それを積み立てながら次の時代に送っていこう。市民の負担をこれ以上増やしちゃいけないという、そういう経営をしていこうということで、実は今、砂楽の方が10月1日から500円近く値上げをして1,500円という形、特別期間は2千円という形で、今、運用していますけど、この間、おおむね10数万人のお客さんが来ておりますけれども、この価格についてのクレームというのはほぼゼロです。ですから、価格についての問題。しかも、向こうでは2施設、絶景のたまたま箱温泉と砂むし、二つあるわけです。この二つを組み合わせると2千円程度で二つに入れるという状況でありますので、その辺の価格設定についてもですね、十分に検討した上で、そのくらいはいいのではないかという計算をさせていただいています。少なくとも、毎年持ち出しが出ていくような、さらに、市民に負担をかけていくというようなことには絶対ならないような経営計画、いわゆる横文字で言うとビジネスモデルと言いますけれども、そういうビジネスモデルを作ってますね、シミュレーションを何度も繰り返して、時々、思った以上、ちょっと人の集まりが悪いとか、そういうときには、やっぱり経営計画を修正をしながら、何が足りないのか、何を足せばいいのかということを考えながらやっていこうという決意でやっておりますので、ざっとした形でですね、想像で計画を立てているわけではなくて、いろんな情報を入れた上でですね、慎重に計画を立てながら、これから進めていこうという状況でありますので、安心してとは申し上げませんが、是非、一つ、温かい気持ちで見守っていただければいいかなというふうに思いますね。

○10番議員（吉村重則） 今度の議会にも、ヘルシーのたまたま箱の蒸気の圧が高いのと水量が多いということで2億円の補正予算が上程されているわけですね。そういう中で、やっぱりそういう施設のなもの、休憩所なんかで、そういうお金を落としてもらうような、そういう施設も検討がされているという捉え方でよろしいんですか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 議員おっしゃるとおり、進めているところでございます。

○10番議員（吉村重則） やっぱり利用料は相当上がる。それと、そんだけの7億からの、温泉センターにしても、投資をするとなった場合には、やっぱり採算の部分が出てくるし、地熱が高けりゃ高いほど施設そのものの腐食と言ったらいいんでしょうか、それがやっぱ大きいわけで、これからの維持管理そのものが今回で終わるとかそういうことじゃなくて、それはもう常に起こってくる問題があると思うんで、やっぱそれは採算性、そういうものがあって初めてこんだけの投資をしているということになるわけですので、そういう面では、一番、やっぱり収益の部分、利用者が減った場合のことなんかも問題になってくるんじゃないかと捉えているもんですから、こういう質問になっているんですけども。ただ、維持管理の問題、これから、今回、替掘をした温泉が圧が強い、量も余計出るという中で、温泉の質によって配管が詰まってくる可能性があるわけですね。ですから、これからその辺の維持管理。毎年していくのかどうか。それとも詰まった時点でまた替掘というような体制を取っていくのか、その辺はどのように考えているんですか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 地上部分の泉源の施設の維持管理につきましては、マニュアルを作成しまして、定期的にバルブの開閉やグリスの塗布などのメンテナンスをヘルシーランドの職員で対応していきたいというふうに考えております。一方では、地下部分の泉源施設の維持管理につきましては、議員おっしゃるとおり、坑内の圧力、湯量など、泉源の状態を定期的に確認する必要もあるということもございますので、露天風呂第2泉源の特性を見極めた上で専門業者によるメンテナンス等を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○10番議員（吉村重則） これまでもたまたま箱の第1泉源については、管理が悪かったために替掘をして、それでも温泉が出ずに7,000万、破棄したようなもんなんですよ。そういう面では、維持管理という面で見れば、専門の職員は必ず設けていかなければ、業者の言われるままにしてしまう。今までと一緒で、こうして、昔も維持管理をしないといけないということでやっていたんだけど、指定管理になったことによって、それが管理されずにバルブが効かなくなったという事例もあるわけですよ。だから、今はそうしてやるというけれども、指定管理なんかになった場合にそれがどうなっていくのか。だからこそ専門職を設けるべきだと思うんですけども、その辺はどう考えますか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 専門職員のところではないんですけども、また、今後、同じような詰まりなんかないように、今後、しっかりとマニュアルを作成して対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○人事秘書課長（木下英城） 温泉は指宿市の重要な資源であり、地域の魅力を高める大切な要素であるということは十分に理解をしております。そのため、職員が温泉に関する一定程度の知識を深めるということは必要であると、こういうふうに認識をしているところでございます。

○10番議員（吉村重則） 認識ということは、専門職は設けないという捉え方になるんですか。

○人事秘書課長（木下英城） 専門職員を育成するには、温泉全般、とりわけ指宿の温泉に関する科学的な知識を学んだり、泉源や設備等の維持管理に関わる知識、技術を習得したりする必要がございます。しかしながら、現時点ではそうしたことを一体的に学べる専門機関等が見つかっていないため、引き続きどのような方法があるのか調査研究をしてみたいと、こういうふうに考えているところでございます。

○10番議員（吉村重則） あと、これについてはやっぱり専門職を設けて、ちゃんと市の方で判断ができるような体制をしなければ、業者に丸投げという部分では、本当、駄目だと思いますので、早急に対応をお願いしておきます。

あと湯量も4倍とか、蒸気もかなりあるわけですね。その利活用については検討はされているんですか。

○企画政策課長（東忠孝） 令和6年12月議会の一般質問において、第2泉源のポテンシャルを活用して開発を進めてはどうかとの御質問もいただいたところです。今後、専門家の方にも現地を見ていただき、今回の替掘で得ることができた自然の恵みを余すことなく、本市のために活用していくためには、どのような方法があるのかなどについての御意見をいただきたいと思っておりますが、現時点では具体的な利活用策は持ち合わせていないところでございます。

○10番議員（吉村重則） 時間の関係で教育問題に入りたいと思います。

中学校の統合については、要望については、今後、対応していくという教育長の答弁がありましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

不登校の児童生徒について、かなり、特に国の方針が2項目について変わったにしても、中学校の生徒からしたときに、今年度、かなり多いわけですね。本当言って、この不登校児童生徒のそういう実態について、アンケートとかについてはどうなんですか。

○学校教育課長（船間秀仁） 不登校の児童生徒数は、本市だけでなく全国的に増加傾向にあります。先ほどもありましたが、不登校児童生徒の調査方法の変更も数が増えた一つですが、本市における不登校の要因としては、ゲームやスマートフォンの長時間使用で生活が昼夜逆転になり、朝起きられないことが登校できないことにつながっていたり、友人との関わりの中で悩み、その不安から集団に入っていくことができなくなったりしている事例等があります。また、学習面でつまづきがある、テストで結果が出ないなど、学業の不振によって学校に行きたくないという気持ちが大きくなってしまう児童生徒や、保護者が児童生徒と十分なコミュニケーションが取れないことで孤独感や不安が募り、不登校につながっている児童生徒もおります。

○10番議員（吉村重則） 今年度、6年度で言えば、110名以上の児童生徒が不登校になってる

わけですね。いろんな問題があるのはもう事実で、なかなかそれでも外に出られない子供たちも結構いるわけですので、これ、この児童生徒に対しての支援の内容ですね。どういう支援、とにかくこのままにしていまえば、やっぱり義務教育終わってから閉じこもりになったりとか、いろんな問題が出てくると思うんですね。ですので、この義務教育内である程度の支援ができる部分はすべきだと思うんですけど、この支援の内容はどのようになっているんですか。

○学校教育課長（船間秀仁） 各学校では、不登校児童生徒への支援として、学級担任だけでなく、管理職や養護教諭、スクールソーシャルワーカー、教育相談員による継続的かつ定期的な家庭訪問の実施、不登校支援会議での情報共有、タブレット端末等を活用した授業配信等を行っております。教育委員会としましては、市教育支援センターにおける児童生徒の居場所づくりや保護者の相談体制の充実などに取り組んできたところですが、令和6年度から、新たな取組といたしまして、市教育支援センターに通級している児童生徒や、家からなかなか外に出ることができない児童生徒を対象に体験交流会を実施いたしました。体験交流会の内容としましては、調理実習や、長崎鼻、池田湖を訪問し、自然散策やスポーツ活動を行ったり、学校給食センターを訪問し、小学生と中学生と一緒に給食試食も行ったりしました。このような支援により、昨年度まで登校できなかった児童生徒が余裕教室で自習、自主学習や読書を行うことができるようになったり、校外活動や体験活動等を通して悩みを共有し、ほかの人たちと接することの楽しさに気づき、学校復帰につながる事例もありました。さらに、不登校児童生徒に関わる課題の多くは、その背景に家庭環境や保護者が関係しているものもあります。そのような事例につきましては、警察、児童相談所、地域福祉課、医療機関等とも連携し対応しております。

○10番議員（吉村重則） 家から出られなかった子供も、そういう体験学習の中に参加できたという内容もあったのかなと思って、今、答弁、聞いたんですけども、そういう子供たちが一つのきっかけによって外へ出られる、そういう、学校にも行けるとか、そういうのが出てきているんだったら、それを本当に生かしていくような、フリースクールじゃないですけども、いろんな団体がそういう不登校の子供たちの支援のために取り組んでいるという話なんかも聞いているんですけども、その辺の実態はどうなんですか。

○学校教育課長（船間秀仁） 教育委員会としましては、不登校児童生徒への支援は、一人ひとりが置かれた状況に応じた多様な支援を行っていく必要が重要だと考えております。不登校児童生徒の社会的自立のために、まずは児童生徒が安心して過ごせる居場所づくり。それと、助けを求められる人を増やしていくことが大切だと考えております。そのために、学校や家庭、地域、関係機関が連携を図って、チームとして不登校児童生徒に寄り添った対応が今後とも重要だと考えております。

○10番議員（吉村重則） 関係団体に対して、今、県の方では、来年度からですか、なんか補

助金を出すようなことは検討されているとか、そういう話も聞いているんですけども、その辺は全然、情報は入ってはいないんですか。

○学校教育課長（船間秀仁） 教育委員会としましては、正式な形の情報を把握しておりません。

○10番議員（吉村重則） 指宿市内の中でも、いろんな団体が子供のために力を尽くしているわけですよね。そういう面では、やっぱり財政的な部分、ちょっとでも補助金を出すとか、そういうことについては、今後、検討される考えはないのかどうか。

○学校教育課長（船間秀仁） 先ほども答弁をいたしました、市としましては、まずは、今、設置しております市教育支援センターの機能を、今後ともですね、より充実、機能を強化していきたいと考えております。今年度、体験交流会等を行うことで支援センターの方に通級する児童生徒も少しずつではありますが増えてきておりますので、今後とも、更にいろんな取組を充実させながら、子供たちが支援センターの方に通級する、家に閉じこもっている子供たちが外に出ることができるような支援を行っていきたいと考えております。

○10番議員（吉村重則） 子供たちが外へ出るような支援をしていくという部分では、今、文部省の方で、学びの多様化学校を特別な学校として、文部省が、国が認定すればそういう学校ができるということで、全国では32校が多様化学校として取り組んでいるわけですよね。さっき、先ほどの答弁の中で、そうして、集団で自然観察とか食事とか、料理を作ったりとか、そういう中で、今まで出られなかった子が出てきているという部分では、この学びの多様化学校がすごく大事じゃないかなと思うんですけど、これはどういう中身なんですか。

○学校教育課長（船間秀仁） 学びの多様化学校につきましては、不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校のことです。現在、全国に35校、鹿児島県は1校設置されております。鹿児島県においては、私立鹿児島城西高等学校の普通科、ドリームコースが対象となっております。

○10番議員（吉村重則） 子供たちにとっては、普通の公立の小中学校からすれば多様化の中身だと思うんですけども、その内容については調べてはいらないですか。

○学校教育課長（船間秀仁） 内容につきましては、文部科学省の報告によりますと、学びの多様化学校における教育活動の成果としては、自然や地域の方々との触れ合いを通してコミュニケーション能力が高まり、社会性の育成につながったり、自分のペースに合わせて登校し、生活リズムを児童生徒自身が振り返ることで生活習慣の改善に至ったりした事例などが挙げられております。また、保護者同士で不安や悩みを共有し、保護者の精神的な安定にもつながっているようです。

○10番議員（吉村重則） 子供たちにとってはすごく、自分のあれに合わせて、登校もできたりとか、そういう体験学習の中でいろいろ得られると。このインターネットで調べた例では、多様化学校は学校教育法施行規則に基づいて設置されているので、卒業もちゃんと認め

られるというメリットもあるというのを書かれているんですけども、そういう意味では、本当に児童数に対してこんだけ不登校の児童生徒が増えているというのを考えれば、指宿でも合併、統廃合により利永小もまだ利用されてないと。それと、今度、西中も空いてくるわけですね。そういう面では、本当に申請をして、なんか分校とか、そういう面でもいけるような中身になっているんで、その辺は検討はされてはいないんですか。

○学校教育課長（船間秀仁） 教育委員会としましては、これまで学びの多様化学校の設置につきましては検討していないところです。先ほどもお話しましたが、現在2か所の市教育支援センターを設置しておりますので、学びの多様化学校の教育内容を市教育支援センターの活動に取り入れながら、学校や市教育支援センターへの登校、通級できる児童生徒が増える取組を今後も継続して行ってまいりたいと考えております。地域の方々との交流や自然との触れ合いを通したコミュニケーション能力や社会性の育成、きめ細やかな学習支援などを行いながら、児童生徒の成長につながる取組を今後とも行ってまいりたいと考えております。

○10番議員（吉村重則） 利永がもう統廃合により、今、利用されていない中で、年間250万ぐらい維持管理費が掛かっているような感じなんですよ。ですから、クーラーもエアコンもちゃんとついているわけですので、そういう面では、本当、子供たちにしても苦しんでいる。まだ、それ以上に親としては本当に仕事を続けながら、非常に厳しい中で、そうして苦しみながら子育てをしているわけですよ。そういう面から考えれば、やっぱり子供一人ひとりが大事にされる、本当に自立していけるような条件を作ってあげるべきだと思うんですよ。ですから、場所がなければできないですけども、この資料の中では分校なんかでもできるという中身になっているわけですよ。ですから、本当、早急に検討して、早いうちに、令和9年度からかな、全県に1校は、この学びの多様化学校を設置する方向で国も動いているんじゃないかと思うんですよ。ですから、そういう面ではもう早く手を挙げてやるべきだと思うんですけども、もう考えられないですか、教育長。

○教育長（田之上典昭） 議員が言われるように、生徒たちの学びの場はたくさんあった方がいいというふうに私自身も思っているところです。しかし、先ほど学校教育課長からもありましたように、現在、支援センター、学校の別室、それから家にいる生徒たちについても、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等が訪問して学校に出てくる、来られるようになったり、体験学習を通じて別室に登校できるようになったり、オンラインで学びの場が確保できたりというような形に、現在、指宿市の実態はなっているところです。今日も、先ほど、中学3年生の不登校、欠席が30日以上の子供たちの進路の状況はどうかということで聞いたところだったんですけども、全員が進路実現をしたということも聞いていまして、今、学校を中心にきめ細かに、粘り強く、そういう子供たちとつながりづくりをしているところの成果でもあるのではないかというふうに思っているところです。学びの学校につきましても、様々ないろいろ、教職員の配置、それから施設の整備など予算のこともあった

り、それから多様なカリキュラムを作るということで、いろんなところを検討していかないといけないというふうに思っておりますので、県の動向も含めて、先進地等の情報の収集を、今後、していきたいというふうに考えているところです。

○10番議員（吉村重則） 本当、体験学習を通じてかなり自立できていくと。簡単にはいかないと思うんですね。この前も教員の方とも懇談をしたんですけども、やっぱり1人ぐらい、クラスで1人ぐらいだったら週に3度、4度、面接に家庭まで行っていくことができるんだけど、これは4・5人になったらとてもじゃないけどもうそこまではできないと。だから、1人に当たる時間というのは、週に1回とか、そのぐらいしかできなくなる。人数が多くなればそうになっていくもんだから、本当に自立という面から考えれば、今の状態ではもうほんといつて手一杯なんだと。だから、そういう面では、そういう学びの多様化学校なんかで、本当に取り組んでいければ、子供にとってはすごく大事なんだということも言われていたんですよ。市長、そういう面では、その学校を設立するとなれば、もう市長の権限になってくると思うんですけども、市長、どのように考えますか。

○市長（打越明司） 吉村議員がこの学びの多様化学校というのについて、非常に多くのことを勉強されているということに、まずは感銘を受けているところであります。大分の玖珠町の多様化学校について、ユーアーズターという大きな看板がついている、山の中のいい学校ですけども、鹿児島県については、今、お話があったとおり、私立の高校で一つ、今、指定をされたということありますが、国の方では、令和5年3月と言いますから、約2年前に、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、これをC O C O L Oプランというふうに呼んでいるようですけども、これを取りまとめて、その6月に閣議決定した教育振興基本計画というもので、やっぱり不登校児童生徒の多様な教育機会を確保するというものに向けて、学びの多様化学校を各都道府県、あるいは政令指定都市で1校以上は設置を計画的に進めてほしいということで、今、それを目指しているというような状況のようであります。文科省にとってもですね、この子供の居場所を作っていくという、不登校の子供たちにとってはどういう場所が一番いい場所になるのかっていうのは、その原因とか環境において一人ひとりがやっぱり違うわけですね。それに、今、こう模索をしながら、ある意味それで1か所ずつはトライをしてくれないかという、今、流れの中で、みんながそれに関心を持って見ているというところであります。鹿児島県内でも、この1か月の新聞を読んでおいても、志布志の方で、令和8年度以降にですね、学校を作るという方向で既に方針を作り検討を始めた。ただし、この場合には、学校を作るわけですから、当然その校長先生、教頭先生も含めてですね、確か10名以上の先生を置くということになっていたようですから、志布志市の計画の場合はですね。あるいは、先ほどどういう場所でも使えるというお話があったように、それこそ2、3日前にさつま町が分教室型でやろうかという挑戦をしようか、これも大体2年ぐらいのやっぱり準備期間を経ながら挑戦をしていこうという、そういう動き

があることは私も承知しているところであります。この学びの多様化学校においては、やっぱり体験的な学習というものをできるだけたくさん取り入れながら、児童生徒が幅広い教養を身に付け、将来に向けて社会的自立に結びついていく、そのための資質や能力を育成できることや、少人数の集団教育の中で、多くの職員が1人の児童生徒に寄り添って、丁寧な支援を行うことができる、そういう特徴を持っている。一番大きな、今うちでやっています支援センターとの最大の違いは、支援センターの中では、本来、学校で学ぶように、そこにできるだけ力を付けて誘導してあげるといような応援機能がありますけれども、決してそこは教育機関ではないと。ですから、先生がいて何かを教えるというわけではないので、そこがやっぱり支援学校、この多様化学校の場合には、やっぱり学校ですから、こう時間がかかったり、いろんな多様なものをそれぞれのペースに合わせて、違う形でですね、そのカリキュラムをしっかりと組んであげて、それぞれが卒業していけるような支援をしていくという教育機関だという、これは最大の違いではあります。ありますが、今、答弁の中にもあったように、指宿市には支援センターというのが2か所設けられて、そこに、先生ではないけれども、指導員であったり、その応援をしてくれるメンバーを設置をして、そして、できる限り、個別にですね、応援をしながら戻れるようにと。また、そういう場所だけじゃなくて、学校の中でも、その余裕教室の中に登校してきて、自分で学習を始めたり、まずは保健室からだということで、保健室に登校してきて、保健室で過ごすようになって、一人ひとりはいろんな多様な形でやっている最中で、指宿もそれをできるだけこう学校にこう行かせてあげたいねということで、応援をしているという状況ですから、今、国が取り組んでいるものについては、僕自身も非常に関心を持ちながらですね、その状況をやっぱりこう見極めて、今、我々が与えられている状況で、できるだけやっぱりベストを尽くしながら進めていければなというふうに思っているところであります。国においてのこのいろんな方向性は、この方向で行こうねという方向を示していることは間違いありませんので、我々もそれを否定することなく動向を見守りたいなというふうに、今、申し上げるのがいっぱいいっぱいかなというふうに思っているところです。

○10番議員（吉村重則） 教員の方と面談したときに言われたことは、やっぱり自分でいろんなものをしなきゃならないのに、誰かが交代で入っていて、本当に厳しい状況であるというのだけは言っていましたので、そこは理解しといてください。どうもありがとうございました。以上で終わります。

△ 延 会

○議長（西森三義） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は14日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時31分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 東 伸 行

議 員 新川床 金 春

第 1 回 定 例 会

令和 7 年 3 月 14 日

(第 4 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

令和7年3月14日 午前10時00分 開議

〜〜

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第35号 指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第36号 指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第37号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第17号）について

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
13 番 議 員	新川床 金 春	14 番 議 員	福 永 徳 郎
15 番 議 員	高 田 チヨ子	16 番 議 員	前之園 正 和
17 番 議 員	下川床 泉	18 番 議 員	西 森 三 義

1. 欠席議員

- 12 番 議 員 井 元 伸 明

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	黒 永 英 樹
教 育 長	田之上 典 昭	総 務 部 長	渡 部 徹 也
市民生活部長	富 永 敏 尚	健康福祉部長	出 島 雅 彦
産業振興部長	鴨 崎 一 郎	農 政 部 長	内 村 喜代志

建設部長	高田博憲	教育部長	紺屋聖一
総務課長	濱上和也	企画政策課長	東忠孝
健康・協働のまちづくり課長	嶺元和仁	危機管理課長	打越貴人
財政課長	上村圭一郎	健康増進課長	渡部晃子
商工水産課長	宮地主税	観光課長	山下浩二
スポーツ振興課長	竹山修一	農政課長	前蘭洋一
学校教育課長	船間秀仁	スポーツ振興課主幹	岩元隆哲

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	池水拓也	主管兼調査管理係長	下川裕一
主幹兼議事係長	川畑裕二	議事係主査	古川浩仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、福永徳郎議員及び高田チヨ子議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（西森三義） 次は、日程第2、一般質問を行います。

13日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、東伸行議員。

○11番議員（東伸行） おはようございます。11番、東伸行です。まずは、今年度末をもって退職される職員の皆様に、長年指宿市のために御尽力いただきましたことに御礼を申し上げます。退職後はお体に十分気を付けていただき、長年の経験を今後の指宿市発展のために活用いただければと願っております。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

まず、1問目の市政運営についてであります。市長が就任当時から言われていた稼げるまちについてお聞きします。市長の今期の任期も1年を切りました。我々議員も同様であります。財政的に厳しい中、またこの間、コロナ禍もあり、厳しい市政運営であったことはお察ししますが、指宿市として、市長として、稼げるまちの方向性が見えないと私は感じております。もちろん、市民の皆さんはそれぞれの分野で頑張っておられることは承知しておりますが、行政としてできることがあると思います。そこで、1番目の①になりますが、基幹産業である農業、水産業、観光業について、どのようなことに取り組み、その中からどこを市の柱として推進してきたのか、また推進していこうとしているのか、お聞きします。

2問目の山川港活性化の本気度についてであります。本気度という言い方に心中穏やかでない感情を持たれたかもしれませんが、市民の声を代弁し、指宿市の発展のための重要な問題であるという認識で質問させていただきます。まず、山川港整備促進協議会に対する市の関与についてであります。前回、12月議会でもこの件については質問いたしましたが、また、しつこく質問させていただきたいと思います。令和7年度予算において、補助金として予算計上されたことについては評価しますが、市内各種団体の長が設立発起人となって立ち上げた協議会であります。金額でどうこう言うわけではありませんが、市長としての位置付

けは低いのかなと感じているところであります。昨年の12月議会でも質問しましたが、再度、協議会に対する市長の見解をお聞きします。

次に、2番目、(2)のクルーズ船の寄港に伴う受入体制についてであります。12月議会の時点では、まだ詳細が決まっていないという報告もございましたけども、もう1か月前になりました。詳細は決まっていると思います。その内容をお聞きします。

これで1回目の質問を終わります。次の質問は、1回目の答弁を聞いた上で質問席からさせていただきます。

○市長（打越明司） 東議員から幾つかの御質問をいただきました。その中で、稼げる指宿についての取組についてのお答えをさせていただきますが、基幹産業である今話題になった農業、そして水産業、観光業の取組については、これまで、できる限り人手が足りないということを前提に、人を少しでも増やしていく、育てていくということ、そしてまた、令和7年度については、域内の経済循環を更に盛んにしていくということを中心に取組に着手していきたいと考えております。まず、農業における主な取組については、農業で稼げるまちとして振興を図っていくためには、なんといっても、次世代の農業の担い手確保と、農家が安心して継続的に農業経営を行うことができる、そういう環境づくりが非常に大切であると考えております。担い手確保対策につきましては、これまで取り組んでまいりましたワンストップでの就農相談やニューファーマー講座の開催、人材派遣事業者による労働力確保モデルの実証などのほか、新たに、遠方からも相談しやすいオンライン就農相談の実施や、新規就農者に対する収入保険料の支援を行い、早期の経営安定による農家の所得向上を図ってまいります。また、畜産経営につきましては、現在、子牛の価格がやや持ち直しつつはありますが、飼料価格が高止まりをし、農業の経営負担が大きい状況が続いていることから、輸入飼料の価格に影響を受けない生産体系の構築を目指し、令和6年度に設立した自給飼料の増産のための協議会を中心に、飼料の作付面積の拡大や自給率向上による経営安定と所得向上対策を進めてまいりたいと思います。さらに、令和4年3月につなぐ棚田遺産に認定をされた新永吉と尾下の棚田においては、棚田機能の保全を図りながら、市内の小学生を対象とした食育活動、市内外の住民との交流人口創出を目的としたモニターツアーを実施しておりますが、今後は、Webを活用した棚田の魅力発信や観光業とも連携をしたツアー商品など、新たな観光商材の開発を行い、稼ぐ力の向上に努めてまいりたいと思っております。

次に、水産業につきましては、本市の基幹産業であるかつおぶし製造業を下支えするために、引き続き海外まき網船の誘致に努めてまいります。その中で、これまで現金振込であった水揚奨励金を、令和7年度からは、入港する海外まき網船の船員などに対して、地域経済への波及効果が期待できる地元商品券での支給へ変更することとしているところであります。また、山川町漁協が計画している海業の取組を支援してまいります。海業は、水産庁が推進する施策の1つで、遊休化している漁港施設を有効活用することで、漁港や漁村への交

流人口の増加が図られ、ひいては漁港、漁村の活性化や漁業所得の向上に期待できるものがあります。さらに、地元産の魚や水産加工品による魚食普及を推進してまいります。地元で採れる鮮魚や水産加工品などを活用したイベントのグルメまつりを通じて、市民や観光客に対し、指宿で採れる魚を地元で提供する仕組みづくりを支援していくこととともに、本市で初開催となる全国カツオまつりサミットを通じて、指宿鰹節の知名度向上、地場産業の振興を図ってまいりたいと思います。また、現在、鹿児島県が実施しているアサリやマガキの養殖試験と並行し、本市の新たな特産品化を支援する取組などを通じて、漁業者の所得向上に資する取組に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、観光分野につきましては、令和5年3月に策定した指宿市観光ビジョンの明確な目標として、計画期間の最終年となる令和9年の観光消費額を令和元年と比較をして20%増加させることを目標として取り組んでおります。指宿市観光ビジョンの目標達成のためには、官民の幅広い分野で連携して進めていく必要があります。事業提案や進捗状況の管理などを行う組織として、令和5年4月25日に指宿市観光・経済戦略会議を立ち上げているところであります。令和7年度は、指宿市観光・経済戦略会議の事業実施方針に基づき、今後増加するインバウンド需要を見据えたデジタルイラストマップなどの機能拡充や言語対応、各データを活用したデジタルマーケティング推進体制の整備、地元食材を活用した食の磨き上げなどに取り組み、観光客及び観光消費額の増加につなげてまいりたいと考えております。あわせて、かねてから東議員も御尽力をいただいておりますクルーズ船の誘致については、全国的にも大小様々な規模の港でクルーズ船の寄港が行われ、地域に活気をもたらしているようでございます。本市におきましても、4月の15日には山川漁港沖に、三井オーシャンフジ、7月には指宿港沖ににっぽん丸が寄港を予定しており、市民、地元関係者などと一緒に歓迎のおもてなしをしたいと考えております。クルーズ船の寄港は地域への経済波及効果も大きいことから、今後も継続的に誘致に取り組んでまいりたいと考えているところであります。残余の質問については、担当部課からお答えしたいと思います。

○産業振興部長（鴨崎一郎） 山川港整備促進協議会に対する市の関与についてということで、御指摘の山川港整備促進協議会は、多目的岸壁の整備など、山川漁港の在り方について話し合うことを目的に昨年3月に設立をされております。そして、9月の総会の中で、総会の開催権能、それから各種関係機関への要望活動、視察研修活動の実施について、それと機運醸成活動の実施について、各種行事やイベントの参加について、さらに協議会の予算についてということについての審議がなされておまして、御指摘の予算については、市を含めて10の団体がありますが、それぞれが5万円ずつというような予算について確認がなされていたことから、その分を来年度の予算で計上させていただいたところであります。市としましては、今後、この協議会委員として、他の各種団体の皆さんとともに、山川漁港の今後のいろいろな可能性について、一緒になって議論をしてまいりたいというふうに思っております。

○観光課長（山下浩二） クルーズ船の寄港に伴う受入体制について、12月議会一般質問後の受入れの準備状況等についてお答えいたします。クルーズ船寄港に伴う様々な取組については、南薩4市や、南大隅町、錦江町といった自治体をはじめ、山川町漁業協同組合、ツアー造成を行う旅行会社等関係者と連携を図り、定期的な情報交換を行い、準備を進めているところでございます。昨年12月27日に鹿児島市の北埠頭に三井オーシャンフジが寄港した際には、関係者と一緒に船内セレモニーの様子等を視察したところでございます。また、本年2月12日には、山川町漁業協同組合、菜の花商工会との担当者会を実施し、乗降時の税関検査に伴う乗客の誘導ルートに関することや歓迎セレモニーの内容に関すること、お出迎えやお見送り等の関係団体等の協力体制について協議を行ったところでございます。その後も数回担当者会を開催し、歓迎イベント等の内容の詳細等について協議をしているところでございます。

○11番議員（東伸行） ありがとうございます。それでは、2回目以降の質問に入りたいと思います。まず、稼げるまちの農業に関することからお伺いいたします。先ほどの答弁で、農業従事者等の減少と労働不足によって、資材高騰、円安等の影響などにより、農業経営が厳しさを増しているというような答弁をいただきましたが、自然相手でのことであり、なかなか思うようにいかないのが農業の実情だろうと思います。私が聞いた複数の農家の方々が、農業で生計を立てていくのは難しい、自分の子供や若い人たちに農業を勧めることはどうかと聞かれたら、なかなか責任を持ってやったほうがいいよ、農業はいいよと言えないというような言葉を発する農家の方々が、かなり手広くやっているベテランの農家の方でさえそういうことを言われる人が多いのが現状であります。しかし、これからの社会情勢とか食料事情を考えると、農業は絶対に必要であり、食料の確保として、なくてはならないものであるというふうに私も感じております。そこで、1つずつちょっとお聞きしますが、担い手確保対策としての取組として、ワンストップでの就農相談やニューファーマー講座の開催等に取り組んできたことと先ほど市長のほうからも答弁されましたが、もう少し詳しい内容と、結果として担い手確保になったのか、答弁をお願いします。

○農政課長（前園洋一） まず、そのニューファーマー講座の内容についてでございますけれども、本市の主要品目でございますオクラ、ソラマメ、スナップエンドウにつきまして、補助における栽培技術の現地研修を定期的実施しているところでございます。また、そのほか、新規就農者向けの基礎講座ということで、県とも協力をしながら、経営管理ですとか、あと土づくり、それと病害虫に関する座学研修も実施しているところでございます。そういった様々な取組を実施しているところでございますけれども、そういった成果が出ているのかといったような話でございますが、直近で10年ぐらいの数字で申し上げますと、新規就農者の数につきましては、平均して大体20名弱ぐらいの方々が就農をされているような状況でございます。県全体の状況で申し上げますと、直近で230名ぐらいだったというふうに記憶

をしてございますけれども、それからしますと、指宿市の就農者の数につきましては、県内では比較的多い地域なのではないかなというふうに感じておりまして、こういった取組の成果がですね、一部は出ているのではないかなというふうに感じているところでございます。

○11 番議員（東伸行） 今の現状の御報告だったろうと思いますが、県が230名程度という中で、20名という指宿市の数が非常に多いというような意味だろうと思うんですが、そういった中でですね、近い数年の間で結構なんです、そういう傾向としては、担い手農家の方が徐々に増えていってるというふうに理解していいんでしょうか。それとも、ある程度の確保はされているけども、やはり減ってくる状況のほうが大きいというふうな感じなんですか。その辺のところはどういうふうに受け取っていらっしゃるんですか。

○農政課長（前園洋一） 先ほど、ここ10年ぐらい20人弱ぐらい平均して就農しているといったようなことで御答弁させていただいておりますけれども、直近で申し上げますと、令和4年が18名、あと令和5年度が10名、令和6年度が7名ということで、ここ3年の間では若干ちょっと数が少なくなっているといったような状況です。こういったことも考えますと、農業全体としましては、やはり、まだまだ人数的には確保できていない状況ではないかなというふうに感じているところでございます。

○11 番議員（東伸行） ただいまの数字からしますと、令和4年、5年、6年で18名、10名、7名と、数値的には徐々に減ってきているというような状況だという報告でございましたけども、やはり先ほど私も申しましたが、農業っていうのに、なかなか、他の職業もそうだと思うんですが、今の若い人たちがなかなか仕事、職業ということに対して、魅力を感じていないと。我々の頃はあれをやりたいとかこれをやりたいとかっていうのはいろいろあったんですが、今はとにかく手っ取り早くお金を稼げりゃいいというような状況もあってですね、要するに、今で言うアルバイトですね。そういうので時間単価がいいところにみんな行って稼げばいいというようなことを言う若者もいます。私のところの孫もそういう年代の子がいるんですけども、そういう傾向であるのはそうかなというふうに思っておるんですが、先ほど、またいろんな取組をしてる中で、オンラインの就農相談の実施とか収入保険料の支援という言葉は先ほどの市長からもありましたけども、これによって、早期の経営安定とか農家の所得向上が図られるものなのか、もう少しちょっと具体的に説明ができればお願いしたいんですが。

○農政課長（前園洋一） 令和7年度から一応計画をしてございます、このオンラインの就農相談についてなんですけれども、これにつきましては、なかなか指宿が、例えば東京とか、大都市圏からだいぶ遠い位置にあるということで、鹿児島県の指宿の地で就農をしたいと思ってなかなか相談がしにくいといったようなこともございまして、一応そのインターネットの、Web会議用のツールを活用しまして、オンラインで、テレビ会議のように、就農相談を行うものとなってございますけれども、そういった相談を希望される方から、事前に希望

日時等を添えて申し込んでいただきまして、日程を調整した上で実施をしようというふうに考えているところでございます。そういったことによって、指宿市で就農される方の、そういった機会を増やしていければなというふうに考えているところでございます。それと、新規就農者に対する収入保険の支援でございますけれども、この収入保険の支援につきましては、これまで、令和元年から令和5年までの5年間、農家に対しまして制度の周知を図りたいということで保険料への支援を行った経緯がございますけれども、その結果、県内全体と比較しましても10ポイントほど高い加入率となっているところでございます。現在、この農家に対する支援等を行っていないところではございますけれども、今回新たに、新規就農者向けということで、制度のほうを立ち上げて事業を実践したいというふうに考えているんですけれども、やはりその農家さん自体は、なかなかこの経営を始めた当初のところでは、経営がなかなかこう安定しないということもございまして、その早期の経営安定を図りたいということで、来年度から、新たに支援に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○11 番議員（東伸行） ありがとうございます。このオンライン就農相談とかいうのも令和7年度からと、本格的に実施するというようなお話でしたが、先ほど、そういう遠方からの相談がなかなかしにくい中でということでありましたが、この今まで、今年度までの間にですね、そういう相談がかなりあったというふうに捉えてよろしいんですか。だから、こういうことをやって、やりたいというふうになったんでしょうか。それとも、こちらからそういうことを発信して、こういうのもやっておりますからどうぞというふうに呼び掛けているということなのか。その辺のところはどうなんでしょう。

○農政課長（前園洋一） 指宿市での就農相談っていうのは年に結構な件数来ているところなんですけれども、その半分ぐらいが、やはり市外、県外とかですね、そういった方々が相談に見えているところです。相談の内容につきましては、電話で相談をされたりだとか、あとは、わざわざお越しいただいて相談に来ていただいたりといったようなことになるわけなんですけれども、やはりなかなか遠いということで、足を運ぶとなるとやっぱりこう躊躇をされる方もいらっしゃるだろうということも考えまして、こういったオンライン相談ができればなということで令和7年度から計画をさせていただいたところでございます。

○11 番議員（東伸行） そういう方々が増えて、指宿市の農業に興味を持っていただいて、ひいては、指宿で農業をやりたいという方々が増えればいいなと私も思います。そういうところはまたしっかりとやっていただきたいと思います。あと、畜産農家も厳しい状況のようでもありますけれども、先ほど答弁がありました、令和6年度に設立された自給飼料増産のための協議会、これについて、現6年度、1年足らずですが、どのようなことが協議されて、どういう方向でというようなことが出たのか、そのようなところをお聞きしたいと思います。

○農政課長（前園洋一） この自給飼料増産のための協議会内での協議内容等でございますけれ

ども、令和6年度につきましては、県の事業なども活用させていただきながら、主要作物の作付面積の拡大ですとか、あと栄養価の高い飼料への転換を推進をさせていただいておりました、6年度、今年度につきましては、約30haほどのほ場でこういったものを導入をしているところでございます。また、併せまして、ドローンですとか、あと無人ヘリを活用した飼料作物のは種作業、種まきにおける労力の低減を図ったりですとか、あとほ場での排水対策による飼料作物への生育障害、生育不良などを防ぐ実証のほうも行っているところでございます。令和7年度におきましても、これまで同様の取組を行う予定にしているところですが、それに加えて、人工衛星のリモートセンシング技術というのがあるんですけれども、そういったものですね、地力を判定したりですとか、それによって施肥技術体系の実証を行う予定にしております。それと、粗飼料が余っている農家さんも一部いらっしゃるということもございまして、不足している畜産農家さんとの需給情報を収集しながら、マッチングを図りまして、それと併せまして、飼料作物の栽培と収穫作業を受託する組織です、そちらのほうの立ち上げのほうも、検討しながら飼料作物の確保対策を進めていければというふうに考えているところでございます。

○11番議員（東伸行） 私事ではありますが、昨年まで4、5年に渡ってこの飼料作物についてはいろいろと研究をしたこともありましたが、一般質問で言ったこともありましたが、なかなか実現するというかですね、いい結果を得られなくて、東京のほうの商社等でもすね、来ていろいろ相談をしたこともあったんですが、なかなか思うようにいかないという状況があったことは御存知の職員の方もいらっしゃると思うんですけど、今、本当飼料が高騰して、畜産農家の方々が非常に困っているという中で、今そういうすばらしい、ハイテク機を使って、やっているという状況のようではありますが、そういうことの中で、この飼料が、要は畜産農家の方々が思っているような量、それからその価格って言いますかですね、その辺のところは確保できていくような状況になるのかどうか。それはもう感じだけだろうと思うんですけど、担当部署としてどのようにその辺は把握しておりますか。

○農政課長（前薗洋一） 議員がおっしゃるとおり、なかなか厳しい状況にあるということにつきましては、我々としても認識をしているところでございます。そういったことをですね、踏まえながら、我々もそういった自給粗飼料の確保対策ですとか、あと、そういった先端技術などを活用しながら実証を進めつつ、成果が出ましたら、農家さんにもお返しして、そういった生産技術等の向上のほうに努めてまいりたいというふうに考えているところです。

○11番議員（東伸行） 是非そういう方向で、それが話だけで終わらずに実現に向かっていくように、是非お願いしたいと思います。農業について最後に1つだけちょっとお聞きしますが、棚田遺産ということで、それが稼ぐ力の向上につなげていくっていうのは先ほど答弁でしたが、今のところ、私が見ている限りは、棚田っていうのが昔の農業の手法の遺産であって、それを絶やさないように、田園風景とか、そういうものを確保するためにやっていくと

というようなことで、かなり公費をいろんなところで費やして、いろんな子供たちを呼んだりとか地域の方々を呼んだりとか、今農業支援員とかそういう方々が一生懸命やっていたりするんですけども、これがその稼ぐ力の向上につながっていくっていうふうにするためにはですね、やはりそれを実際農業として担い手を募ってですね、それを、要するにそういう見せるとか発信するっていうだけじゃなくて、そこから収入を得てやっていくということが稼ぐっていうことだろうと思うんですけども、そういうところについては、この棚田遺産を稼ぐ力の向上にするんだということの意味をもうちょっと分かりやすく言っていただきたいと思うんですが、市長でも担当部署でもどちらでも結構です。

○市長（打越明司） 生産財としてそこでどんどん生産をして稼いでいこうということではなくて、今のこういう正に棚田遺産というものは非常に再評価をされて、それが子供たちの食育や学習の場になったり、あるいは観光客にとっては非常にまた行ってみたいところの1つに数えられる。そういう場所のやはり情報発信をしながら、できる限りいろんな体験型の農業観光というものをですね、取り込みながらやっぱり外貨を稼いでいくと。交流人口をそこを起点にしながら増やしていくということでもって少しでも稼いでいこうというのが本筋であるというふうに思っています。

○11番議員（東伸行） 今市長の答弁で状況はよく分かりましたが、私が考える稼ぐというと、要は今までにないお金が入ってきて儲かるということをしすぐ考える、下衆の勘繰りかもしれないですけど、そういった意味ではなかなか、棚田をですね、今、新永吉と尾下とありますけども、私、尾下はもうずっと私も小さい頃から見ておりましたけども、そこから、その稼いで要は儲かっていくんだと、そこで十分な生活ができるんだというようなことに果たしてつながっていくかなという思いがしていたので今そういうことをお聞きしたんですが、それが、市長がおっしゃるように、そういう方向でやっていけばいいなと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

次に、稼げるまちの水産業に関してお伺いします。ここに関しては、2問目の山川港活性化のところと重複するところもありますので、ここでは1点だけ伺います。先ほどの答弁で、山川港内港エリアの再開発を支援しますとのことでありましたが、令和7年度からは水産係が水産航路係となり、山川根占フェリーの業務を担うというふうに聞きましたけども、具体的にどういうことなのか。フェリー運航はなんきゅうフェリーというような船会社がありますので、そこはするんでしょうけど、そのほかのターミナル業務ですとかいろんなことについて市が直接運営するという意味なんでしょうか。そのところをちょっとお聞かせ願ひたいと思います。

○商工水産課長（宮地主税） 新年度から水産航路係ということで名称が変わりますが、今現在、商工水産課におきましては、山川根占フェリーの運航推進協議会の事務局も担っております。この事務局業務を、今まで水産係だったところに新たに航路係として名前を付けるこ

とで事務局業務を行いたいと思っております。具体的にこの協議会の事務局におきましては、利用促進に係ること、山川根占航路フェリーを使うことで、指宿、南大隅町、ひいては薩摩半島、大隅半島の観光交流促進を図ったりすることが1つの大きな目的であります。それから、安定的な航路を維持していくためにということで、今、フェリーターミナルを山川漁港の一角に設けておりますけれども、ここにつきましては、当然その機能の保全、維持というものも関わってまいります。この部分につきましては、漁港施設の中に旅客施設があるということで、やりにくいと言いましたらちょっと非常に言い方が悪いんですけども、山川漁港は水産振興の目的で作られておりますので、どうしても県の漁港漁場課との調整とかそういったものが必要になってまいります。そういった部分では、水産係の中でこういった業務を県と調整していくことが直接的に早く進められるだろうということもありますし、また、山川町漁協が今後、海業ということで、あの辺一帯の再開発と言いますか、今ある冷凍・冷蔵施設を加工施設に改修をしたり、あるいは販売施設を建設したり、そういったものも計画をしております。また、活北海道という指宿市の農水産物を販売する施設もございます。そういった意味では、山川漁港の内港エリアが、今後新たな開発の可能性に向けて動いていくという意味では、水産係を水産航路係として置くことで体制も強化されますし、また関係する方々との連携というものも深まってまいりますので、そういった部分で今後頑張ってまいりたいなというふうに思っているところであります。

○11 番議員（東伸行） 水産航路係とした理由っていうのは今課長の説明でよく分かりましたが、先ほど課長も申し上げましたが、私もですね、この港に関わって何十年もなりますけども、県の方々も、いろんなものをするときには山川港は漁港でしてですね、なかなかいろんなことができないんですっていうふうに言うと、フェリーがあって客船が往来してんじゃないのと、あれはどういう状況でなったんだろうねと、県の部課長の皆さんも、そういうふうにおっしゃってた部分があって、それについては私も全然答えるあれはないので、そうですねっていうふうに申し上げてたんですが、その辺のところも、今後の問題として、その位置付けをはっきりやっぱりさせておかないと、今後、私もいつまで続けられるか分かりませんが、いろんなことを、港のですね、改修なりそういうものをしていくときに、そこが非常に問題になってくるといことがありますので、その辺のところはまた一緒になって、やっていきたいなというふうに思っております。今、課長からありましたように、海業について、私も12月議会で質問させていただきましたけども、これから、内港をもっといろいろ活用していこうと、釣り堀を造ったりとか、いろいろ漁協さん、関係者の皆さんの構想はあるんですけども、そういうことも含めて、やっていきたいと思うので、その水産航路係がいろんなことをそういうのになっていただけないということで非常にありがたいことかなと思うんですが、昨日の組織機構の同僚議員の質問の中でも、この課じゃないですけど、出ておりましたけども、今課長がおっしゃったような、そういうことをですね、やって

いくのであれば、その人員は今の水産係がそのまま水産航路係としてやっていくんでしょうか。その辺についてはですね、業務内容も増えていくんじゃないかと思うんですけども、その辺については、これは通告しておりませんでしたけども、分かる方がいらっしゃれば答弁を願いたいと思います。

○総務部長（渡部徹也） 係員の配置というのは課長の裁量権でもあるところなんですけども、商工水産課につきましては、今以上にちょっとマンパワーがいるだろうということで、その辺りを配慮した人事異動という作業を進めているところでございます。

○11番議員（東伸行） 今、何かしらの増員はあるようなお話だと受け取りましたので、是非その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、稼げるまちの観光業に関して伺います。先ほどの答弁の中で、令和5年3月に策定した指宿市観光ビジョンで、令和9年の観光消費額を令和元年と比較して20%増加させるとの答えがありましたけども、現時点での状況はどうですか。詳しい数字はいりませんが、感触として令和9年にその目標を達成できるというふうにお考えでしょうか。答弁を願います。

○観光課長（山下浩二） 令和9年の目標が20%アップということで掲げてはおりますが、ここ数年の観光客の伸びは非常に厳しいものがございます。ただ、その9年に向けていろいろな施策を打ってますので、この目標に届くように努力していきたいと考えております。

○11番議員（東伸行） 達成できそうもないというふうに受け取りましたけども、もうちょっと明確に、やりますっていうふうにお答えいただきたかったんですが、そういうことも含めてですね、令和5年の4月25日に指宿市観光・経済戦略会議というのを立ち上げていると先ほどお答えがありましたけども、その活動状況についてですね、ちょっと分かっている範囲で結構ですので、お答え願いたいと思います。

○観光課長（山下浩二） 令和6年の状況について御説明いたします。令和6年につきましては、観光・経済戦略会議を2回開催しております。そのほか、幹事会や5者会議と呼ばれる市観光課、指宿観光デザイン、観光協会、商工会議所、菜の花商工会を交えた会議も開催し、更に専門部会で呼ばれます1番大事な部会であります6部会も開催したところでございます。その中で、食と体験をフックとしたコンテンツの磨き上げと販売の促進というものを協議したり、あとは国内外への情報発信に係る基盤強化の施策等について協議をしております。

○11番議員（東伸行） もう少しですね、いろんなことが協議できるのではないかなと、私は個人的には思いますけども、実はこの山川港整備促進協議会と、この観光・経済戦略会議がほぼ内容的にダブっているんじゃないかという話も、当初、我々設立するときに、言われたこともありました。そのメンバーの人員を見ると、ほぼ同じような人員であるのは確かなんですね。そのようなこともあるのかなと思いましたが、我々としては、どうしても山川港という、漁港というところに特化したことから、指宿市全体を見ていこうというふうな位

置付けにあるので、できれば単独でやりたいという思いでこの協議会を設立した経緯がありますけども、その辺のところは、今後ですね、内容的に同じようなところもありますので、一緒にやっていければなと思いますが、そういうところを当事者として、部長、どういうふうに感じますか。

○産業振興部長（鴨崎一郎） この、議員から御指摘のある山川港整備促進協議会につきましては、昨年設立をされたときに、これまであった山川漁港開港促進協議会ですかね、こちらの趣旨と若干進化したような形になっていると思います。当初から山川漁港のその開港というのが出発点であったかに思います。そういった中で、30年来いろんな活動をされていく中で、今、こういったいろんな協議会が立ち上がりながら進めてこられたという経緯があらうかと思います。今回、先ほどの観光・経済戦略会議に対して、この活動ということでの御指摘ですが、議員のおっしゃるとおりですね、この山川港整備促進協議会自体は、特に目的として、行政機関、関係機関と地域住民が協働し、山川漁港の機能強化と整備促進を図ると。それと、地域経済の活性化、雇用創出、人口減少対策に寄与するというのが主な目的で、更に、3つほど柱がありますが、水産物の生産流通の拠点として山川漁港の整備を促進をし、更なる水産業振興を図る。それから、先程来御指摘のあります大型クルーズ船、それから農産物運搬船の発着可能な岸壁整備。それからもう1つ、その防災拠点港というような柱がございますので、非常にこれまでの経緯と、それから今後の港の在り方というところは少し大きな課題になろうかというところからしてですね、今のその経済・観光戦略会議と並走する形でやっていかれるということも1つの形なのではないだろうかというふうには思います。

○11番議員（東伸行） ありがとうございます。今の部長の言われたようなことを、私も同感でありますので、その辺も含めて、私も単なる一員ではありますけども、皆さんと諮りたいなというふうに思っております。あともう1つですね、最後に、池田湖周辺とか、長崎鼻の周遊観光のことがお話としてお聞きしているんですが、池田湖周辺は今すばらしい環境が整いつつあります。ですが、問題は長崎鼻なんですね。皆さんも御存じだと思うんですけども、それこそもう1世紀近く前から観光地でやったところで、当初はそれはかなりののにぎわいがあったところなんですけども、今、長崎鼻に観光客の方々が来て、あの坂を下りて行って、また登って来てとか、いろんな状況の中から、もう上に数件しかないとかですね。今、よく見られると思うんですが、今、夫婦喧嘩中でお店は休みですという看板も出ているところもありますけども、そういった意味で、もう昔風の土産物屋がずらっと並んでという状況もないし、それからそういう動線の問題とか、なかなか足腰の不自由な方は、下まで降りて行ってという状況はなかなかできないというような状況であると思うんですが、その池田湖周辺とかその長崎鼻を含めた観光ルートをこの西側のほうに持っていくってというような状況の話もありましたけども、その長崎鼻については、今後どういうふうに整備をしていこうと

思われているのか、そのようなところをお聞かせ願いたいと思います。

○観光課長（山下浩二） 長崎鼻につきましては、昨年11月に薩摩長崎鼻灯台イベントというものを開催しております。この中で、様々な関係の方々と一緒になってイベントを実施し、多くのにぎわいを創出したところでございます。今後も、こういったイベント等を通じて長崎鼻の活性化を図りながら池田湖が再生できたように、また長崎鼻も何かの形で再生できるように今後も取り組んでいきたいと考えております。

○11番議員（東伸行） それに関しては、池田湖がああいうふうなすばらしい状況に変化するのは、県とかその辺の力添えもあつてのことなんですけども、長崎鼻に関しても、そういった方向のなんか話が現時点あるのかどうか、その辺のところが分かっていたらお聞かせください。

○観光課長（山下浩二） 現時点でどのような事業を活用するかまではまだありませんが、そういったものもできる事業は何かないか検討しております。

○11番議員（東伸行） 地元の人間としてはですね、是非、長崎鼻がまた再生できればなという思いもしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。ここまで稼げるまちについて、農業、水産業、観光業の分野で市としてのお考え、市長としてのお考えをお聞かせ願ったわけなんですけども、この件について市長にお伺ひしたいんですが、今までの施策の中で、これを全て同じように網羅して行って、要は完成させていくというようなことは非常に難しいのかなという状況であると思うんですが、市長の考えとして、この中で、まず稼げるまちについて、なんとかこれはなりそうだと思うようなものがあるんだったら、その辺をお聞かせ願ひたいんですが。

○市長（打越明司） なんとかなりそうだという表現がちょっと難しいですけども、私は、非常に指宿のこの3つの今言った産業は大きな柱であつて、それぞれが相当なやっぱり力を持っているし、現在もそれぞれ日本一位になるような力を持っている分野でありますので、1番大事なことは、やはりそこに人材を切らさないように、やっぱりできる限り人を集めていく、育てていくということが1番大事だというふうに思っています。農政部のほうにも、基本中の基本はやっぱりその人だぞということで、今回取り組むものについても、できる限り多くの人たちが指宿の農業にタッチができるように間口をできるだけ広げろと、アンテナを高くしろということで、リモートを含めたいろんな取組をしてきたわけでありまして。長崎鼻についてもですね、僕も、前後、長崎鼻でのイベントも、またその次の週もちょうどいい頃でしたので行ったんですが、相当な人手で、今でもこれだけの人がお出になるんだなど。あるいは、あそこにある、お土産屋さんとかそういったものを目当てにしているわけではなくて、やっぱり本土の薩摩半島最南端のですね、あの場所でなければという意味で来られている方々がたくさんいる。それをその観光の専門部会のほうで取り上げて、去年は長崎鼻を中心にいろいろ討論しろということで、討論した上でイベントを実施をし、また、あのイベン

トにもいろんな、日本財団とかいろんなところのお力も借りながらやったところですよ。インフラ整備ということ言えば、まだまだ長崎鼻にしても、あるいは池田湖周辺でもですね、御案内のとおり、昨年の災害で、一方は非常に出来上がってきたけれども、一方は、これからあそこをどう整備するかと、大きなやっぱり課題を抱えていますし、また、もう1つの大きな集客施設であるそうめん流しについても、これもこれから様々な整備をしていくという前提で考えれば、鹿児島県とのやっぱり連携は非常に大きな課題であろうなというふうに思っているところであります。農業に関しても観光に関しても、そして水産業についても、いずれにしても、今現在頑張っておられる方々の状況も非常に評価をしておりますし、今年度で言えば、全国のかつおぶしの品評会を、16年振りに山川に持ってきていただいて開催ができた。来年は指宿にとっては初めての全国カツオまつりサミットを開催をし、それと連動して様々なイベントをしていく。海業への展開もあります、本当に地域の皆さんが主人公となってですね、一生懸命盛り上げていこうという姿を強く感じてまして、市としても、本当にできる限りその応援ができるような支援をしたいなと。だから、本当にできるところに精一杯やりたいということでもあります。それぞれがなんとかなるんじゃないかと、必ずものになるというふうに信じて応援しているところです。

○11 番議員（東伸行） なんとかなるじゃなくて、やるんだというふうな市長の決意だろうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2問目の山川港活性化の本気度についてということに関してお伺いしますが、この件に関しては、やはり港湾に関しては県・国の問題であるとの認識がどこかにあるのかなというふうに思っております。もちろん、港湾事業に関しては市が勝手にできるものではないことは承知しておりますが、しかし、市が声を上げなければ、県・国のほうから、これはやりませんかとはなかなか言ってくれないのかなというふうな思いをしております。この2問目は、(1)、(2)一緒に問題提起したつもりで私は挙げておりますので、クルーズ船の寄港を成功させて、また指宿山川港に寄港したいということになれば、やはり下船を安全にスムーズにするためには、直接接岸できる岸壁が必要になるなということがあって、その目的の1つである協議会の第1目的が多目的岸壁の整備であります。クルーズ船のことに関しても、やっとここに来て、少しずつですね、市民の皆様にも周知されて、なんとか皆でもてなして喜んでもらい、次も来てもらうという機運を作っていこうということに盛り上がってきておるんですが、市民の方々、地元の方々が言われるのはなんの正確な情報も入ってこない、どうなっているんだと、そういうのが来るんだって話は聞いているけども、いつ来て、何時頃、どこでどうしてとかっていうようなことが全然聞こえていないと。もう寄港まであと1か月だぞということがありますが、そういうことも含めて、先ほど歓迎イベントの中で、いろいろ申されましたけども、今回の乗船の方法がテンドーボートと言われる船で、何組かに分けて乗船させるということのようなんです、いろんな歓迎セレモニーをする上に

おいても、要は、岸壁があつて、接岸されて、トラップをどんどん皆さん降りてきてついでうことであれば早々時間は取らないと思うんですけども、こうやって分散して運んでくるとなるとですね、最初に降りた乗客の方と最後に降りてくる乗客の方のですね、時間差がかなりあるように思うんですが、その辺のところはどういうふうにお聞きしますか。

○観光課長（山下浩二） 今回の三井オーシャンフジにつきましては、4月15日に山川港の沖、番所鼻灯台の東北東約980mの付近に午前8時から午後5時まで滞在することとなっております。午前8時に船を降り、午前9時半頃から様々なツアーコースに行く段取りになっており、帰りは午後3時頃に戻ってきて乗船するというような流れと聞いております。

○11番議員（東伸行） そうしますと、そういう歓迎セレモニー、お見送り等に関しても乗客の皆さんはほぼ全員そろっているという状況でやれるんだっていうふうに理解してよろしいんでしょうか。

○観光課長（山下浩二） 歓迎セレモニーにつきましてはですね、関係者のみのセレモニーということになっております。ツアーの方々はまだそのままツアーに出発しなければなりませんので、ツアーの方々が出た後に、山川漁港の揚げ場内です、10時半から10時45分の15分程度、船側の代表の方であつたりとか、こちら側は地元国会議員であつたり、県の関係者、4市2町の首長であつたりと、約30名で歓迎セレモニーはすることとなっております。乗客の方々につきましては、下船をされる際に、地元の加工組合の方々がウェルカムドリンクといったものを配布する流れになっております。さらに、ツアー終了後に乗船される際には、ツマベニ太鼓の演奏や漁船による見送り等を考えております。

○11番議員（東伸行） その辺のところをですね、しっかりと関係部署の皆さんと共有していただいてやっていただかないと、いつ持っていけばいいんだとか、いつみんなそろえばいいんだとかっていうことが言われていますので、そういうことをやる最終的な打ち合わせの日程とかっていうのは決めてあるんでしょうか。その辺はどうでしょう。

○観光課長（山下浩二） 関係の方々とは常に連携を取っておりますので、その辺は怠ることのないように今後も取り組んでいきたいと思ひます。

○11番議員（東伸行） 何回もしつこく申し上げますけども、やはり、今の予定としては、南薩4市の、遠くは南大隅2町の首長関係の方々もお招きして、県の方もお招きして歓迎セレモニーをやるっていうようなお話ですので、そこで、できれば、やはりお客さんもいてですね、もうすごくこの町はいろんな方が来て我々を出迎えてくれているんだという思いを伝えるのがいいのかなというふうに思っております。それはもうどうしても、その下船の状況の中です、できないという状況でありますので、そこで、やはり岸壁です。市長。是非その辺のところは真剣に考えていただければと思ひます。もう1つ、地元の有志の方々が、私費を投じて歓迎の花火を打ち上げるというような計画もあるようです。今回のクルーズ船の寄港に関しては十分取り組んでいることは理解しているつもりですが、もっと一生懸命にや

っているところを市民の方々にも見せていただきたい。3万2千t、全長200m、豪華クルーズ船が、この指宿山川港の沖に停泊して、そこから乗客の皆さんが降りてくるという、我々ずっと思い浮かべてきた状況のものからすると、なんとかこれを成功させたいという思いがあります。指宿市には、多種多様な港があります。これからのことを考えるときに、これらの港をどう活用するかが本当重要になってくると思います。もちろんこれは言わなくても分かっているということだろうと思いますが、ここを活用して、市全体の農業とか観光業にも普及させていくことによって、市長が言われている稼げるまちにも必ずつながってくるのかなというような思いをしております。先ほどお話に出ましたが、新年度から組織再編されるその商工水産課の水産航路係も非常に期待をするところでもあります。前回の12月議会で市長は、山川港に関しては東議員の執念を感じますというふうにおっしゃいましたけれども、執念です。山川町時代からですね、山川港のことは取り組んでまいりました。山川港に関しては、まだいろいろと自分なりにいろんな構想を持っております。グローバルな意味でもっと大きな発展も可能なところだと自負しております。私も、いつまでもこういう場で発言できるかどうか分かりませんが、体力の続く限り声を上げていきたいと思っております。長々といろんなことをお聞きしてまいりましたが、最後に市長にこの件に関しての本気度をもう1回強力に発言していただいて終わりたいと思いますから、どうぞよろしくお願いします。

○市長（打越明司） もうすでに腰を上げてみんなで取り組み始めているわけですから、全員真面目に本気で頑張らなくちゃいけないというふうに思っております。その多目的岸壁1つをとっても、全体構想の中で、今、県との間でおおむねどれくらい掛かるのかなというような金額が、100億円程度は掛かるねというお話であります。そうなりますと、指宿市の負担が約2割程度であろうと推定をされますけれども、今の段階でそれぐらいだということです。この構想、県と協議をし、国が認め、応援をすることは決まりという、これまでのいろいろな経緯から考えれば、本当に仕上がるまでの間には恐らく相当な年数が掛かって、私も生きて見ることができるかどうかちょっと分からないというぐらい将来のことをにらんだ仕事になってきますので、やっぱり本当にそれだけのものになるようにしっかり考えなければならぬし、また、今年目標である、地域の方々がそのことを期待をし、またそういう港を造ってほしいという、やっぱり機運がどんどん醸成されるようになっていくことが非常に大事だと、我々もやる以上はですね、将来の方々が本当に良かったというふうなものを作っておく準備をしておく必要があると思いますので、そういうことについては本当に真剣に本気で取り組んでまいりたいと、そう思います。

○11番議員（東伸行） ありがとうございます。先ほど市長がおっしゃいましたように、私もこう言いながら、これが出来上がるときには当然私はもういないだろうと、この世にいないだろうとすることは思っております。ただ、今の若い人たちと話をする中でですね、

東さん、是非それを、いろんな目標を立てて頑張ってください。我々もそれに向けて、20代、30代の若い人たちが、これからの指宿で生活するための励みになるということですので、是非よろしくお願いしますということを言われましたので、最後に付け加えておきます。ありがとうございました。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、松下知恵議員。

○2番議員（松下知恵） こんにちは。2番、幸福実現党、松下知恵です。先ほどの同郷の先輩議員の本当に執念をもって議員生命を掛けられるものがあるっていうのは本当にすばらしいなと思いました。私も負けずに頑張りたいと思います。私も議員になり、4年目に入りました。市民の皆様の声を反映し、市民の皆様がこの時代に指宿に生まれてよかった、指宿に住んで良かったと言っていただけるよう、誠心誠意、頑張ってまいりたいと思っております。

それでは、通告に従い、質問に入ります。1つ目の質問は、事務事業評価についてです。事務事業評価とは、行政評価の1つです。行政の中身は、まず1番大きなトップマネジメントとしての政策があり、その政策を実現するための施策があり、その施策を実現するための事務事業があります。行政の評価は、この段階ごとに政策評価、施策評価、事務事業評価に分けられ、中でも事務事業評価は、担当課レベルで事業を評価し、予算、決算に大きく関連するため、特に重要だと考えます。市長は、かねがね入るを量りて出づるを制すとおっしゃっております。私も、市民の負担を減らすためには、支出を抑えていくことが最も大事だと考えています。ただ、行政は民間のように競争の原理が働きませんので、自己点検が重要になります。そのために重要なものが事務事業評価ではないでしょうか。市長の健全な財政の理想実現に見える化するためにも、是非事務事業評価を公表していただきたいと思います。そこで、1回目の質問といたしまして、本市の事務事業評価の現状についてお伺いいたします。一般会計ベースで事務事業はどれくらいあって、どれくらい評価したのかを、数字と割合で教えていただきたいと思います。

2つ目の質問は、安全保障問題についてです。外交や国防、安全保障問題は国の専権事項ではありますが、いざ、そうした事態に陥れば、実際に不利益を被るのは国民であり、本市の住民でもあります。実は、先日、沖縄の石垣市に行政視察に行つてまいりました。各種ブランド農産品の取組について、と、尖閣諸島について、視察、勉強してまいりました。特に尖閣諸島は、毎日中国の海警船が尖閣諸島周りに何隻も来ていて、日本人であっても漁以外では近づいてはいけないとなっており、今ではその漁もだんだんできなくなっているそうです。沖縄は海を挟んでお隣の県ではありますが、安全保障問題、領土保有問題など、特に石

垣市の方々の緊張感、緊迫感を肌で学んできて、指宿市だってひと事ではないのではないかと思います、今回このような質問をさせていただくことにしました。2月7日の石破総理とトランプ大統領との対談において、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認されましたが、しかし、有事の際、本市としても、市民の命や人権、財産を守るべく最大限の努力をしなければならないと考えます。そこで、まず1回目の質問といたしまして、国民保護計画について、国民保護法の中で市の計画はあるのでしょうか。あるのならどのような内容なのか、伺いたいします。

3つ目の質問は、自転車の交通安全についてです。自転車も車両の一種なので、交通ルールを遵守し、交通マナーをしっかりと実践して安全に利用していただきたいと思います。中でも、令和5年4月より、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。本市では、自転車を利用するのは市民だけではなく外国人も多いかと思いますが、市民も含め、ヘルメットを着用している方が少ないように思われます。自転車に乗る人は、自分の命を守ることからも、ヘルメットの着用は大切だと考えます。そこで、1回目の質問といたしまして、着用が努力義務となった令和5年、6年のヘルメットの着用状況について伺いたいします。以上で1回目の質問を終わります。

○市長（打越明司） 松下議員から事務事業評価についての御質問がありました。元より、本当にこの事務事業評価というのが全ての仕事の基本にあって、このことは非常に大切であるというふうに私も同じ認識であります。令和4年度は、市の単独事業が396事業なんですが、過去評価対象になっておらず、かつ長期間継続して実施をされている80事業について評価をいたしました。過去に事務事業評価を行った173事業を合わせると253事業、割合にして63.9%の評価を行ったところであります。評価の対象としていない36.1%、残りの部分については、人件費や交際費の義務的経費などであります。令和5年度は、令和4年度に評価した事業のうち25事業について再評価を実施したところであります。令和6年度は、この令和5年度の評価結果を参考にしながら、全ての事業について令和7年度当初予算ヒアリングと査定を行い、確認と見直しによる評価を行ったところであります。ほかの質問については担当課長から答えることにします。

○危機管理課長（打越貴人） 市の国民保護計画についてでございます。本市においても国民保護計画を策定しており、内容につきましては、国民保護法及び鹿児島県国民保護計画に基づき、他国からの武力攻撃やテロ攻撃などが発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を保護するため、国・県・他の関係機関などと連携、協力して、迅速かつ的確に市民の避難や救援などに関することを定めた計画となっております。

次に、自転車乗車中のヘルメットの着用状況につきましては、警察庁が都道府県別で調査、公表しております。この調査結果によりますと、鹿児島県の着用率は、令和5年は10.6%、令和6年は19.2%、前年より8.6%の増となっているようです。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。これより2回目以降の質問に入ります。ただいまの答弁で、事務事業評価の本市の現状について伺いました。では、どういった方法で事務事業評価を行っているのでしょうか。伺います。

○財政課長（上村圭一郎） 事務事業評価につきましては、事業の中から選定した事業について、評価調書を作成し、継続、改善、縮小、廃止などの評価をする方法と、予算ヒアリングと査定により評価を行う方法の2つの方法で行ってきております。令和4年度と令和5年度は、公益性、必要性、有効性の3つの基本原則を基に、21項目の評価の視点からなる評価調書を所管部署が一次評価として作成し、必要に応じてヒアリング等も実施し、二次評価を行っております。令和5年度は、令和4年度に改善と評価した25事業について、所管部署の一次評価を基に改善内容などを確認し、二次評価を行い、最終評価をしております。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。しっかりと総務省の政策評価に関する標準的ガイドラインに沿った評価を行っているのですね。しかし、市民の視点に立ち、分かりやすく言うならば、1、そもそもその事業は必要なのか、市が税金を使わないとできないのか、緊急性が高いのか、2、目標の結果は成果に結びついているのか、3、もっと安くできないのか、黒字化できたのか、税金以上のリターンがあったのか、4、不公平な事業になっていないかなど、誰が見ても分かるようなチェックポイントを用いて事務事業評価を行い、是非市民に公表していただきたいと思いますが、現在、事務事業評価の内容が市ホームページに掲載されていません。公表すべきではないでしょうか。伺います。

○財政課長（上村圭一郎） 当初予算や決算などについては広報紙やホームページでお知らせをしておりますが、事務事業評価の内容や評価結果については、議員御指摘のとおり、ホームページに掲載していないところでございます。市の予算がどのように使われているのか、その財源はどのように捻出されているのかということを市民に知っていただくことは大切なことであり、必要なことであると考えております。今後、他市の事例等も参考に、財政に関する充実した情報発信に努めてまいりたいと思います。

○2番議員（松下知恵） 是非、前向きに検討していただきたいと思います。事務事業評価をきちんと公開することにより、市がどういう事業をしているのか、それに対して、どういう目的で、どういう人を対象に、どの事業にどれくらい税金が使われていて、どういう成果が出ているのかなど、市民が市の事業を知ることになるし、チェックができるということは非常に有益だと思われます。事務事業評価を公表していないのであれば、決算の関係書類である、これですね、主要施策の成果説明をホームページ上に公開することはできないのでしょうか。伺います。

○財政課長（上村圭一郎） ただいま議員のほうから貴重な御意見いただきましたので、早速、毎予算書などと同様に決算附属書類も公表するよう検討をしてまいりたいと考えております。

○2番議員（松下知恵） よろしくお願ひします。広く市民がアクセスできるようにするだけでも、一定の行政の透明性と説明責任を果たすことにつながるのではと思います。

それでは、その事務事業評価は市の施策にどのように生かされているのか、お伺ひいたします。特に、先進的な取組を行っている自治体として兵庫県西宮市がありますが、その西宮市は、1、市民満足度の高い行政サービスの提供、2、行政の透明性と説明責任、3、職員の意識改革という3つの目的を掲げ、事業目的に対する成果や達成度を評価し、その結果を行政運営の改善につなげているそうですが、指宿市はどのような目的を持って事務事業評価を行っているのでしょうか。お伺ひいたします。

○財政課長（上村圭一郎） 令和5年度に策定した経営改善計画において、持続可能な行財政基盤の構築を図るため、基金の繰入れに頼らない財政構造を構築する、償還元金の範囲内で市債借入れを行う、この2つの基本原則と、持続可能な財政運営、公共施設等の管理運営の最適化、行政サービスの質の向上と効率化の3つの視点で行財政改革に取り組んでおります。また、事務事業等の見直しの基本的な考え方として、限られた経営資源を無駄なく効率的に活用し、市民に真に必要とされている事業に集中的に投入するために事務事業評価を行っているところでございます。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。それでは、そのような目的で行った事務事業評価は市の施策にどのように生かされているのでしょうか。お伺ひいたします。

○財政課長（上村圭一郎） 財源には限りがあるということを念頭に置きまして、新規事業についてはスクラップアンドビルドを基本とし、既存事業については不断の見直しを行い、真に必要な事業を実施しなければならないと考えております。例として、今和泉分室と池田分室の廃止やレジャーセンターの営業時間の見直しなどにより、施設の維持管理経費や人件費などを削減いたしました。また、敬老祝い金を見直し、約880万円削減いたしました。単に削減するだけではなく、記念写真の撮影や商品券を選ぶことができるなど、対象となる高齢者の方に喜んでもらえるような見直しを行ったところでございます。削減した財源を基に、移住・定住の促進や空き家活用などの人口減少対策事業の拡充、学校給食費等補助金の拡充や子ども医療費助成の対象年齢の引上げなどの子育て支援などを行っております。なお、令和7年度は、就農支援として、新規就農者に対する収入保険加入に係る一部支援や、持続可能な域内経済の好循環の仕組みづくりとして、域内経済循環促進事業などの新規事業に取り組んでまいります。各事業の目的に対する成果や達成度等を担当部署自ら検証し、その内容を客観的な視点で評価することで、将来が楽しみになるまちとするための新たな事業や拡充すべき事業の財源確保につなげております。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。市民も議員も市に対して要望をたくさんします。そうすると、市はその要望に少しでも応えようと、あれもやらなきゃいけない、これもやらなきゃいけないと事業がどんどん増え、予算が膨れ上がります。そして、1回上げた事

業を縮小するのは難しいのではと考えます。そこで、事務事業評価を行うことで、膨らみすぎた事業を見直すことができるのではないのでしょうか。そこで作り出した財政的な余力で本当に使いたいところに使えるのではないかと思います。そこで、限られた予算の中で事務事業評価を行い、本当に必要なものに使っていただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○財政課長（上村圭一郎） 限られた予算の中で、市に必要な行政サービスを効率的に行っていくためには、事務事業を評価し、見直すという作業を常に行っていくことが重要であると考えております。今後も、経営改善計画に掲げる目標を達成するために、市役所で働く全ての職員が本当に必要なものは何かを考え、事務事業評価を行っていくことにより、行政サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

○2番議員（松下知恵） では、最後に、3つ市長にお伺いいたします。1つ目、東京都品川区の区長は、徹底した情報公開と事務事業評価で無駄を削減し、毎年1%、約20億円の財源を捻出することを公約に掲げ、実際に23億円を捻出したそうです。東京都品川区のように、市長として毎年〇%無駄を削減ということを宣言するのはどうでしょうか。できないのであれば、その理由は何ですか。お伺いいたします。

○市長（打越明司） 今のこれまでのやり取りの中でもありましたように、この事務事業評価をするというのは、節約、節減をするということが目的ではなくて、そのことで新たな事業、時代に合った、又は拡充すべきものの財源に充てていくという目標を持ちながらやっていくということが本当は1番いいんだらうというふうに思います。その中で、今、松下議員の提案は十分に選択しうる1つのやり方だというふうに思います。対象のこの品川区については、約2千億円の予算を持った自治体でありますので、1%、20億円ということが目標になるということになります。ちなみに、指宿市の場合はですね、現在、目標は、先ほどから財政課でもお話ししてますように、分かりやすく言うと、収入の範囲内で支出を行っていくという、原則として分かりやすい目標を定めてやっているところであります。しかし、実は今回の編成を含めて、3回予算編成に最初から携わったんですが、非常に難しいわけでありまして、まだ1度も守れたことは実はありません。例えばですね、今回、令和7年度の予算編成の場合で申し上げますと、予算編成の性質上、どうしても収入を多め多めに見るということはなかなか正しい方法ではありませんので、少し収入を厳しく見積もる分がありますけれども、その部分については基金で当初は補うということで考えてもですね、最大予算の3%以内ぐらい、金額で言えば8億5,000万円程度ぐらいまでが当初基金で補って予算を立てるという範囲内かなというふうに思うんですが、今回の予算編成では、ちょうど最初の予算編成の中では支出のオーバー部分が結果として約20億8,000万円でありまして、率にすると7.3%に達しております。最大の理由は、今年の場合で言えば、北指宿中学校と南指宿中学校を同時に改修スタートしていく、その改修に関わる費用が14億5,000万円という非常に費用が多い

ということもあり、これが最大の原因にはなっていますけれども、この事業もですね、避けては通れないという事業でありますので、今回は予算計上させていただいたところであります。令和4年2月に市長に就任をして、最初に提出させていただいた令和4年度当初予算については、骨格予算でありましたので、その内訳は、繰入れが非常に多くて、収入の範囲内で支出を収めるという基本原則からは誠に程遠い状況でありました。そのことから、早速、再入、歳出両面を見直して、財政基盤を確立するために真に行うべき事業かどうか、廃止、縮小、先送りできるものはないか、成果、効果はあるのかなど幅広く検討をして見直した結果、これを全ての部署に指示をして見直しをしたんですが、結果、約7,400万円を節約することができたのですが、それは当時の予算規模、約260億円ぐらいの予算規模から見て0.3%足らずの見直しになったわけであります。このような状況において、まず私どもが努力すべきことは、議員が御指摘しているとおり、全ての事務事業の評価を正しく行うことが大切だということです。そして、それを実現するためには、私が市役所の大原則として掲げている最高のサービスを最少のコストでという目標を、単なる掛け声ではなくて、実際に実行していけるかどうかということになります。つまり、事務事業を担当するそれぞれの全ての職員が、自ら実行している事務事業を本当に評価する力を付けて、優先順位をしっかりと決められるというふうになることが大変大切だと思います。また、これは一朝一夕に実現できることではありません。そこで、直ちに令和12年度を目標年度とする経営改善計画を策定をさせていただき、令和5年10月から取組を始めていることは議員もよく御存じのとおりであります。また、基本目標を達成するための取組として、経営改善計画を策定した後、早速各部において、令和12年度までに、中期的な中で経常経費を1億円以上削減するための計画を各部に作成をすることを指示をし、令和7年度当初予算編成から計画に沿った見直しが行われているかどうかを確認しながら予算編成を行っているところであります。よって、私どものまちでは、まずは入るを量りて出ずるを制すること、つまり、収入の範囲内で支出をコントロールできるということになることが当面の最大の目標であるというふうに考えております。

○2番議員（松下知恵） 大変よく分かりました。東京都杉並区では、かつて、ダム経営の思想に基づき、減税自治体構想を描き、毎年一定額の予算を積み立てていたそうです。本市でも、災害や不況による財政悪化によって市民の負担が増えることを避けるためにも、日頃から事務事業評価で無駄を削減し、余裕資金を様々な基金に積み立てていくことでダム経営を実現することができると考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（打越明司） この杉並区のダム経営というのは、私の師匠でもあります、松下幸之助さんがかねがね提唱している考え方であります。ですから、実はこのダム経営に挑んでいた杉並区長も私の同級生でありまして、私と机を並べて勉強した親しい友人の1人であります。ちょうどその当時、山田さんという方ですが、区長をしている時代、指宿をよく知っていた

当時のJリーグのチェアマンの川淵三郎チェアマンから紹介してもらったということで、杉並区の小学校の校庭の芝生化をやりたいということで、是非そのモデルに池田小学校を勉強させてくれということですね、当時、指宿のほうにもお出いただいて、どうやって池田小学校を芝生化していったか、どうやって管理をしているかということ勉強しながら、それを杉並区でも実行していったそうであります。そういう親しい友人でありますけれども、やはりこの節約をすることによって生み出された財源というものを一定額を基金に積み立てながら将来に備えていくということは、いざという時の機動的な財政出動を可能にしておくということができる、これは非常に実行すべき目標だというふうに私も思います。実際に、例えば本年度、昨年6月に起きた大雨あるいは8月の台風に関する災害復旧については、急遽約1億1,300万円を財政調整基金から取り崩して財政出動をして、なんとか急場をしのいでいったということもございました。経営改善計画の中でも、令和12年度までの8年間で最低20億円の基金を積増しをして強財政基盤を固めていこうという計画でありますけれども、これについては現在、計画どおりにほぼほぼ進んでいるという状態です。正に指宿市は他の自治体にはなかなかないような収益を可能とする施設を幾つも持っております。代表的なものは唐船峡そうめん流しであったり、あるいは直営でないものも含めれば砂楽やヘルシーランドの3施設、あるいはまちの入口と奥座敷にあります2か所の道の駅、池田湖パクスなど、数えれば非常に枚挙に暇がないわけですが、こうした施設を単に運営をして売上を伸ばせればという目標ではなくて、運営に関わる人件費、様々な経費、そこに整備するために投資された税金などを踏まえて、今後必要になる施設のリニューアルや再整備に必要な資金を確実に積み立てて、将来の市民に可能な限り負担にならないように準備をしておくということも、私の公約である将来が楽しみになるまちということに資するものだというふうに考えております。是非、今年度の決算時から、議員がお話をしているように、目に見える形ですね、そういった準備をしていく、市民や議会の皆さんに情報公開をして、いつでも、どんな状況で将来に備えているのかということが分かるようにやっていきたいなというふうに考えております。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。では、最後の質問です。市民税減税を行った事例として名古屋市が挙げられますが、本市も事務事業評価で財源を捻出し、住民税の減税はできないのでしょうか。お伺いいたします。

○市長（打越明司） 減税についての御意見であります。一般論として、税の使い方としては大別すると2つの使い方があります。1つは、普通に市民サービス向上を目的として、政策の推進のために様々な政策やインフラの整備などに使っていくということ。もう1つは、税を減らすことが市民サービス向上への政策の柱だということで、減税にその財源を充てていくというやり方。この2つの方法があると考えられます。しかし、私たち指宿市は、実は自らの財政だけではなく、市民サービスを自分たちの税収だけでは賄えないので、国や県の支援

を受けながら行政サービスを実行している自治体であります。言い換えれば、経済的に自立をできていない子供が親や兄から仕送りを受けながらなんとかやっていっている状態とも言えます。その子が仕送りをしたお金がうまくやったら余ったということで他の人にお小遣いをあげたりしたら、親や兄はどういうふうに見るかということでもあります。現実として、指宿市が自分たちの努力によって収入を増やしたり、あるいは支出を節約してできた財源を市民に減税という形で政策を実施したら、国や県からその分は必要ないのだねという判断で、同じ額を交付税などから減額されるということが考えられます。つまり、指宿市が仮に1億円の減税を実施した時には、その分は交付税措置から減額される可能性があり、実際には約2億円の負担ということにもなりかねないわけであります。全額を自分たちで賄える交付税ゼロの自治体でない限り、節約分を減税することは非常に難しいのではないかなというふうに思います。やはり、節約分を有効な政策に向けるなり、将来に備えて基金として積み立てるという選択のほうが望ましい税の使い方ではないかなというふうに思っているところであります。

○2番議員（松下知恵） 市長、丁寧な御答弁ありがとうございました。現在、市民の皆様は、収入の半分が税や社会保険料で取られる五公五民に苦しみ、更にそこに物価高が加わり、泣きっ面に蜂の状態です。この問題の根本的な原因は国政にあるのは間違いありませんが、地方行政においても、少しでも税の使い方を効率化して、1円でも多く市民の負担を軽くできるように心を砕く必要があるのではないのでしょうか。もちろん、全ての職員の皆様は、少しでも住民サービスを向上させたい、あるいは住民の暮らしを少しでも良くしたい、地域のために尽くしたいという情熱を持っておられると思います。でも、昔から言われているように、魚を与えるよりも魚の釣り方を教えなさいという考え方がありますが、税金の使い方も、市民の皆様が自助努力して自分の足で立てるような使い方をしていただきたいと思っています。そのような視点で事務事業評価を行い、無駄な仕事を減量して、少しでも財政の余力を生み出していただきたいと思います。そして、何度も申し上げますが、市の事務事業評価を市民の皆様にも分かりやすく客観的な指標を用いて評価し、その結果を是非とも公開していただきたいと思います。それをお願いいたしまして、次の質問に入ります。

それでは、安全保障問題について、2回目以降の質問に入ります。1回目の答弁におきまして、本市の国民保護計画についてお伺いいたしました。では、市の国民保護計画と地域防災計画との違いは何でしょうか。お伺いいたします。国民保護計画の内容は地域防災計画で対応できないのでしょうか。お伺いいたします。

○危機管理課長（打越貴人） 地域防災計画は、市内における大雨や台風、地震などの自然災害を想定したものであります。一方、国民保護計画が対象となるのは、他国からの武力攻撃やテロ攻撃などを想定したものととなります。また、武力攻撃は広範囲となり、避難について

も、県境を越え、広範囲、長期間になることも予想されるなどの特有の事項について定めているところです。なお、対策本部の構成や職員の配備体制などに関しましては、基本的には自然災害の体制と同様となり、国民保護計画に定めのない事項については、市の地域防災計画の定めに基づき対応することとしております。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。では、武力攻撃の事案になれば、Jアラート、全国瞬時警報システムが発出すると思いますが、避難場所はどこになるのでしょうか。お伺いいたします。

○危機管理課長（打越貴人） 本市の避難施設につきましては、指宿総合体育館や県・市の公共施設などとなっております。約50か所が指定されております。なお、国民保護法施行令第35条の規定に避難施設の基準が定められており、公園、広場、その他の公共施設などとなっております。また、同法の第148条に避難施設の指定が定められており、鹿児島県が指定をしているところです。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございました。では、計画について、市民への周知はどのようにしているのでしょうか。お伺いします。

○危機管理課長（打越貴人） 市民への周知については、市のホームページに国民保護計画や避難施設、弾道ミサイル落下時の行動などを掲載し、周知を図っているところです。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。ただいまの答弁にありました周知を図るとは、情報を効果的に伝えて認識を広げるという意味ですが、私のように何かきっかけがあり、ミサイルが飛んできたときに、どこに避難すればよいのだろうと思う人は市のホームページを見てもみるかもしれません。でも、普通に暮らしている市民はどうでしょうか。絶対に起きてはならないことではありますが、もしかしたらということを想定して、防災計画と同じくらい広く市民への周知を図っていただけるようお願いいたします。

台湾有事の際の対応について、本市への影響についてお伺いいたします。習近平主席が、国家主席として今3期目ですが、台湾を中国の一部とし、統一を最終目標として武力行使も辞さないと明言しております。台湾有事は日本の安全保障にも直結すると米軍との連携を強化しています。もちろん、石垣島周辺は緊張しております。でも、あそこでもしも台湾有事が起こった場合、本市へはどのような影響が考えられるか、お伺いいたします。

○危機管理課長（打越貴人） 台湾有事等が起こった場合、本市へはどのような影響が考えられるかということなのですが、報道などによりますと、台湾有事が起こった場合は、台湾には多くの日本企業が進出していることから、台湾で生活されている約2万1,000人の日本人も危険にさらされることとなり、同時に日本経済にも大きな影響を及ぼすと言われております。日本は食料をはじめ様々な物資を外国からの輸入に依存しておりますので、台湾周辺の海上交通路が封鎖されますと物資の供給が滞り、日本全体で品不足による物価高騰などの可能性があり、市民生活にも様々な影響が懸念されております。場合によっては台湾に近い沖縄県

からの避難者受入れも想定されているところでございます。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。ただいまの答弁にもありました避難者の受入れについて伺いいたします。台湾有事で避難が必要となった場合、国としての対応となるとありますが、国、県、市の連携はどのようになっているのでしょうか。基本的な流れをお聞きいたします。

○危機管理課長（打越貴人） 国は、台湾有事に限らず、国内で武力攻撃が迫った場合は、国民保護法に基づいてその情報を把握し、国民に警報を発令します。その際、避難が必要となった場合は、関係都道府県に対し、避難とその受入れを指示いたします。国から指示を受けた都道府県は、避難住民の輸送や宿泊場所などの受入調整を行い、市町村に受入要請を行います。受入要請を受けた市町村は、求められた支援を行うことができない場合や正当な理由がない限り、必要な支援を行うこととなっております。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。実は、昨日のニュース、そして今朝の新聞にこのような記事が載っていたんですけれども、台湾有事を念頭に沖縄県から避難計画が掲載された指宿市でも避難者を受け入れる計画となっていました。その内容はどのようなものか、教えてください。

○危機管理課長（打越貴人） 本日の朝刊などで報道されましたとおり、鹿児島県は、沖縄県からの避難を受け入れる初期的な計画案を示し、沖縄県宮古島市民の一部、約1万4,000人を、避難当初1か月の間、指宿市を含む県内4市内のホテル、旅館で受け入れる方針で調整を進めております。市としましては、県から避難者受入れの支援要請があった場合は、今後示される初期的な計画に基づいて協力してまいりたいと考えているところです。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。では、避難者受入れの要請があった場合、指宿市はどのような支援を行うのでしょうか、伺いいたします。

○危機管理課長（打越貴人） 市としましては、避難した住民に対する支援として、食料、飲料などの生活必需品や仮設住宅等の供給、医療や通信手段の提供、避難住民の安否情報の収集、提供などの支援を行ってまいります。

○2番議員（松下知恵） 詳しく説明いただきました。ありがとうございます。それでは、日本領土問題について伺いいたします。まず初めに、児童生徒への教育について伺いいたします。石垣市では、小学校5年生と中学校1年生にこのような冊子を配り、尖閣諸島の地理や歴史、環境などを学び、尖閣諸島は日本の領土であり、石垣市の行政区域であることを確認し、市としての取組なども学んでいるそうです。指宿市立学校の児童生徒は、我が国の領土である竹島や北方領土、尖閣諸島についてどのようなことを学んでいるのか、教えていただきたいと思います。

○教育部長（紺屋聖一） 我が国の領土を正しく理解することは極めて重要であることから、現在の学習指導要領では、小中学校の社会科、高等学校の地理歴史科及び公民科において、児

童生徒の発達段階に応じ、領土に関する教育を行うこととなっております。本市では、小学校5年生、中学校1年生と3年生、高等学校の全学年で、竹島、北方領土、尖閣諸島について学んでいるところでございます。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。子供たちも終戦の日に、原爆のことや特攻隊のことなど思いを巡らし平和について学びます。それと同じように、領土問題も1つの平和問題であると考えますので、是非、小学校の高学年ぐらいからディスカッションやグループワークなどの学習も取り入れていただきたいと思います。

それでは次に、市民への啓発について伺います。領土問題について市民への啓発を行っているのでしょうか。

○総務課長（濱上和也） 日本政府は、一般的に、他国との間で解決すべき領有権の問題という意味で領土問題という表現を使っており、ロシアとの間の北方領土問題及び韓国との間の竹島問題について、日本が関わる領土問題としておるところでございます。領土問題に関する市民への啓発につきましては、本市では特に行っていないところでございます。

○2番議員（松下知恵） 領土問題について、今後市民への啓発を行う予定はあるのでしょうか。何か取組が考えられないのでしょうか。伺います。

○総務課長（濱上和也） 国におきまして、北方領土問題等の日本の領土をめぐる情勢について情報発信を行っており、毎年2月と8月を北方領土返還運動全国強化月間として、全国各地で講演会やキャラバン、パネル展を開催するなど、国民一人ひとりの理解と関心を深めるための様々な広報、啓発活動が行われているところでございます。領土問題は、国の専権事項とされる安全保障や外交問題に密接に関係する案件でもありますので、改めて本市が主体となって市民への啓発活動を行うことは考えていないところでございます。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。きっとこのような質問をしても市としては答えようがないだろうと思いました。ちょっと困らせて申し訳ありませんでした。私が今回このような一般質問をすることで、少しでも市民の方に緊張感を持っていただけたらなと思っています。今年は戦後80年を迎えます。日本がこうして平和を維持できることは大変素晴らしいことであり、そのための先人たちの知恵と努力に対し、惜しみなく敬意を表したいと考えております。しかし、こうして日本が戦後の平和を謳歌できたことは決して当たり前のことではありません。今も世界では戦争で苦しんでいる人々がいることも事実です。冒頭でも申し上げたとおり、いざそうした事態に陥れば不利益を被るのは市民です。安全保障問題も、単なる安全保障問題で終わらせることなく、住民自治の意識を高めることも大事なのではないかと思います。一方で、危機の時代ではトップのリーダーシップというのも大変重要となってまいります。市長におかれましても、持ち前のリーダーシップを遺憾なく発揮されて、この安全保障問題に対して自治体の長として最大限に取り組んでいただけるようお願いいたします。

では、最後の質問に入ります。自転車の交通安全について、2回目以降の質問をいたします。令和5年、6年度の市内中学校及び指宿商業高等学校の自転車通学生の数と、自転車通学の許可条件としてヘルメットを着用を定めているのでしょうか。お伺いいたします。

○学校教育課長（船間秀仁） 令和5年度に自転車通学を行っていた生徒は、中学校に309人、指宿商業高等学校に26人おりました。令和6年度に自転車通学を行っている生徒は、中学校に293人、指宿商業高等学校に17人おりました。自転車通学を行う際の許可条件として、全ての中学校及び指宿商業高等学校においてヘルメットの着用を義務付けており、全員がヘルメットを着用した上で自転車通学を行うよう指導しております。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。令和6年度、市内の小学校、中学校、指宿商業高等学校で自転車に関する安全指導、交通安全教室についてどのようなことが行われているのでしょうか。お伺いいたします。

○学校教育課長（船間秀仁） 自転車に関する安全指導や交通安全教室につきましては、全ての小中学校及び指宿商業高等学校において実施しております。児童生徒が自ら危険を予測し、回避する力を身に付けられるように、臨場感がある交通安全教室の実施が求められていることから、全ての学校において、警察署等から外部講師を招聘し、交通ルールに関する法律を確認したり、動画視聴を通した指導を行ったりしています。また、警察官付き添いのもと、校庭に設置した模擬道路や交差点、学校周辺の道路を活用したり、自動車学校の教習所を使用したりして、充実した実技指導になるよう工夫した取組も行っております。さらに、自転車通学生に対しては、自転車の整備点検やヘルメット着用及び自転車損害賠償保険加入状況などの確認などを年度初めや学期初めにおいて定期的の実施しております。

○2番議員（松下知恵） 私がまちで会う子供たちは、小学生も中学生も、そして山川駅から帰る高校生も、みんなヘルメットを着用しています。しっかりと学校での指導が行き届いているのだと感心しております。それでは、ヘルメットの着用について市民への周知はどのように行っているのでしょうか。お伺いいたします。

○危機管理課長（打越貴人） ヘルメットの着用については、市のホームページをはじめ、全国交通安全運動、県交通事故防止運動に合わせ、広報紙での周知や、指宿交通安全協会とともに車両による広報活動を実施しております。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございました。それでは、外国人技能実習生の周知についてお伺いいたします。まず初めに、現在、指宿市内に外国人はトータルで何人いるのでしょうか。お伺いします。

○商工水産課長（宮地主税） 現在、指宿市に住民登録されている外国人は、2月末現在で760名になります。そのうち、技能実習と特定技能の在留資格を有する外国人は560名で、本市の第一次産業、第二次産業、第三次産業に携わっていただいているところでございます。

○2番議員（松下知恵） たくさんの外国人の方がこの指宿で働いてくださっているんですね。

言葉も文化も違うこの日本で、指宿で一生懸命働いてくださる姿に心から感謝しております。しかし、その外国人技能実習生の多くが自転車を利用していますが、ルールを知らないが故、道路の真ん中を運転したり、並列運転など、歩行者、特に高齢者からしたら非常に危なく、私自身も何度もひやっとなることがあります。児童生徒は、先ほどの答弁でもありましたとおり、交通安全講習会など行っており、しっかりと交通ルールを遵守していると思われます。そこで、外国人技能実習生に対して、市主催で交通安全講習会を開催又は指導できないのでしょうか。昨年、市交通安全協会が開催した3世代ふれあい自転車安全利用競技大会に、外国人技能実習生が初めて15名参加いたしました。理事の立場で私も会場にいましたが、非常に好評だったんです。是非、市主催の交通安全講習会を開催していただけないかなと思っております。また、事業所に市から案内等を行い、講習会へ参加を働き掛けられないのでしょうか。お伺いいたします。

○商工水産課長（宮地主税） 外国人技能実習生の自転車運転マナーにつきましては、市としても市民から御意見を受けておりましたので、早速、市内で主に活動している管理団体にお伝えしましたところ、所属する技能実習生などへの指導を徹底するというございました。基本的に、技能実習生などが受入事業所に配属される際には、管理団体が1か月ほど日本語やごみ出しなど日本での生活を行う上で必要な事項を研修していただいております。合わせて交通ルール等につきましても研修を行っているというふうに聞いております。また、これまでも市に対して、市内にある技能実習生を受け入れている管理団体や事業所、外国人が居住する地区公民館等から講習会の要望等があった際には、関係機関や市で連携して出前講座を行うなどしてございまして、交通安全教室の開催希望に対しましても、関係機関を紹介するなどして交通安全の周知啓発に努めてきているところでございます。今後も、同様な相談がございましたら、関係機関と連携しながら講習会の開催に協力してまいりたいというふうに考えております。

○2番議員（松下知恵） この私の一般質問の取材後に、答弁にもありましたように、管理団体の方への助言をしてくださったおかげで、ここ数日、ヘルメットを着用している技能実習生の姿を多く見掛けるようになりました。迅速な対応、本当に感謝いたします。ありがとうございました。

それでは最後に、いぶりんの利用者への周知についてお伺いいたします。いぶりんは年間どれくらいの利用者がいるのでしょうか。また、外国人の利用者はどれくらいでしょうか。教えていただきたいと思います。

○観光課長（山下浩二） レンタサイクルいぶりんは、指宿市が購入した電動アシスト自転車等を、指宿市観光協会に貸与し、指宿市観光協会を実施主体として平成23年7月から実施しております。令和7年2月には、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、新規車両の購入、バッテリーの買換えと既存車両の更新作業を行い、現在68台の車両で事業を実施し

ております。全体の年間利用者数は約1,400人で、外国人の利用者数につきましては、最も外国人利用者が多い指宿駅の観光案内所の直近4か月のデータでは、利用者239人のうち47人で、約20%の割合となっているところでございます。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。利用を希望する外国人に対して交通ルールに関する説明をどのように行っているのでしょうか。伺いたいします。

○観光課長（山下浩二） いぶりんを利用するときは、貸主であります指宿市観光協会と電動アシスト自転車貸渡契約書を締結することとなっております。この契約書の中には、利用時間や保険の内容、利用上の注意、禁止行為等が掲載されており、走行中のヘルメットの着用についてもお願いという形で掲載し、御利用いただいているところでございます。しかしながら、今のところ多言語用の契約書がないため、外国人利用者が多い指宿駅の観光案内所では、利用申込みの際に、案内所に配置している中国語、英語等に堪能な職員が口頭による契約内容の説明を行っております。そのほか、宿泊施設等ほかの貸出拠点においても、施設スタッフや翻訳アプリ等を活用し、説明を行っていると同っております。

○2番議員（松下知恵） 外国人用にパンフレット等を作成する予定はないのでしょうか。伺いたいします。

○観光課長（山下浩二） 現在、外国人に対しては口頭のための説明が主となっていることから、指宿市観光協会では、国等が発行している外国人向け交通事故防止広報用チラシ等を参考にしながら、貸出窓口で配布するための外国版チラシの作成を検討していると同っております。また、今後増加するインバウンド需要を見据え、市では令和6年度の貸出車両の更新に合わせて、デジタルイラストマップを活用し、多言語に対応したサイクリングマップの作成に取り組んでおり、多言語による交通ルールの周知につきましても対応できるよう準備を進めているところでございます。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。ヘルメット着用はあくまで努力義務です。でも、あの小さなヘルメットを着用するだけで命を守れることもあります。実際に知り合いが中学生の頃、自転車で転び大怪我をし入院しました。その時、ヘルメットを付けていたから頭を守ることができ大事に至らなかったそうです。たくさんある観光地からこの指宿を選んで旅行を楽しんでくださっている外国人も、朝早くから夕方まで指宿の発展のために働いてくださっている外国人技能実習生も、指宿市がお預かりした大切な命です。私たちが交通ルールやマナーをしっかりお伝えして、誰一人事故なく自転車を利用していただけるよう、市のほうでも交通マナーの周知、啓発をよろしくお願いいたします。

今回も様々に3つの質問をさせていただきました。この3つの質問に共通するのは、知ることです。事務事業評価では、市長の入るを量りて出ずるを制すの奥底に流れる財政に対する熱い思いを知りました。そして、市民の皆様にも、是非、事務事業評価を通して、自

分たちの血税がどのように使われているかを知り、チェックしていただきたいと思います。安全保障問題では、世界で起こっている戦争のニュースが流れても頭の中に入ってこず、日本ではあんなことがあるわけない、理性的に考えてもう二度とあるわけがないと能天気になっていましたが、そうではないと知り、市の国民保護計画など教えていただき、大変勉強になりました。自転車の交通安全では、外国人観光客や外国人技能実習生が悪いのではなく、ルールやマナーを知らないだけだと、指導すればきっと子供たちのように安全に自転車を運転してくれるだろうと思います。話は少し逸れますが、3月3日の指宿商業高等学校の卒業式で、教育長が告示の中で、課題発見力という言葉卒業生に贈っていらっしゃいました。将来を見据えた時、私たちが持つべきは課題を発見する力、すなわち、なぜと疑問を持つ力で、と。なるほどと感動いたしました。日々生活する中で、なぜ、と課題を発見し、こうやっていつも一般質問をさせていただき、市民の思いや行政のことを深く知り、市民の皆様と一緒に、市長の目指す将来が楽しみになる町、そして市民の皆様が毎日毎日輝かせてやり切ることができるような政治を実現して、元気な人たちで溢れる指宿を作ってまいりたいと考えております。その目標に向かい、令和7年度も課題発見力を発揮して、どんどん一般質問をしていきます。執行部の皆様、よろしく願いいたします。それでは、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時25分

再開 午後 1時28分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員。

○8番議員（恒吉太吾） 8番、恒吉太吾です。入るを量りて出づるを制す、市長が常々話される言葉であります。午前中の同僚議員への答弁において、令和4年度当初予算編成において、歳入歳出の見直し、財政基盤見直しで260億円のうち約7,400万円の節約、率にして0.3%の見直しとお話がありました。各部・課が大変苦労しての見直しの額であったと思います。しかし、一方、コストを意識した打越市長の行財政改革の考えが、全ての職員に本当に共有されているのでしょうか。このコスト意識の点から、通告や事前の担当職員との話し合いを基に、今回、質問を行いたいと思いますので、まず、その点を先にお伝えいたします。

それでは、通告に基づき質問いたします。令和7年2月、県内各地で3年目を迎えた薩摩おいどんリーグが開催されました。本市も3月8日、9日に開催されました、トヨタ自動車対福岡ソフトバンクホークス戦が開催され、このトヨタ自動車には社会人ナンバーワンショートストッパーとの呼び声高い、本市出身の和田佳大選手も所属し、地元を大いに沸かせてくれました。このような試合を、そして、地元出身の選手をこの指宿の地で観戦できることは、子供たちにとって大きな夢や憧れを持つことにつながり、我々大人にも素晴らしい時間とな

りました。前回の一般質問において、この薩摩おいどんリーグの開催を提案いたしましたが、それから時間もない中で開催にこぎつけた当局、スポーツコミッションいぶすきに感謝申し上げ、質問に入ります。

まず、スポーツイベントを通じた地域活性化について、1点目、市長にこの薩摩おいどんリーグを観戦した率直な感想をお伺いいたします。

2点目、経済波及効果と観客数について、2024年は県内42チームの参加で、全体として経済波及効果は7億円、2万人以上の観客でしたが、今回、本市での経済波及効果と開催された2日間の観客数についてお尋ねいたします。

次に、公共施設の環境整備についてお尋ねします。環境整備の中で、照明のLED化について質問いたします。2023年11月、スイス、ジュネーブで開催された水銀に関する水俣条約第5回締約国会議、COP5において、水銀添加製品である一般照明用の蛍光灯を、その種類に応じて、2022年末までに製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定しました。今後、LED照明の計画的な更新が必要となります。LED照明は、水銀ランプなどに比べ、省エネ性がアップするため、年間電気代の削減と年間電力量削減による脱炭素が図られます。LED化の推進は、カーボンニュートラルの実現に寄与するだけではなく、本市が進める財政負担の軽減、平準化にもつながります。以上の点を踏まえて、質問に移ります。

1点目、防犯灯、安全灯、商店街街路灯の総数とLED化率についてお尋ねいたします。

2点目、体育館のLED化率についてお尋ねいたします。

3点目は、先ほど述べた高圧水銀灯の製造及び輸出入禁止、一般用の蛍光灯の製造と輸出入を禁止する、いわゆる2027年問題に対して、公共施設照明のLED化計画の全庁的な計画や移行スケジュールがあるのか、お尋ねいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○市長（打越明司） 恒吉議員から、薩摩おいどんリーグの開催に関する御質問をいただきました。今回、おいどんカップからおいどんリーグへと少し装いを変えましたけれども、本市にとっては初めての参加ということで、今回、初めて新川床マリン球場で薩摩おいどんリーグの開催がありました。実行委員会の御厚意で、社会人チャンピオンのトヨタ自動車と、プロチームであるソフトバンクホークスというすばらしいマッチメイクをしていただき、県内外から選手、スタッフ、観客等を含めて、2日間で千人近い方々にお越しをいただきました。当日は残念ながら雨が降り続く中で、少し肌寒い状況でもありましたので、もし良いお天気ですと温かい指宿らしいお天気だったらもっとたくさん来たんだろうと、本当に悔やむところもありましたけれども、キッチンカーの出店、あるいは、龍桜高校や鹿児島城西高校によるブラスバンドの応援演奏、また、地元の子供たちによるダンスパフォーマンスや観戦した子供たちへの交流体験イベントなど、試合もさることながら、スポーツイベントとしても大いに楽しませていただいたところでもあります。今後も、この大学、プロ、あるいは社会人とい

った、このカテゴリーを超えた高いレベルでの交流戦が県内各地で開催をされ、地元の子供たちが間近で観戦し、体感をすることにより、競技力の向上につながり、野球への興味・関心を喚起し、野球の普及にも大いに寄与されることだと実感をしたところであります。今回の新川床マリン球場の試合は、3月8日に2試合、9日には1試合が開催されましたが、特に8日のこのゲームはピックアップゲームということで選ばれて、豪華な対戦カードとともに多くのイベントも開催され、2日間で経済波及効果も1,000万円程度と見込まれたのではないかと試算したところであります。

残余の質問については担当課長から答えます。

○危機管理課長（打越貴人） 防犯灯、安全灯、商店街街路灯のLED化率についてでございます。令和7年1月末現在で、市が設置している防犯灯につきましては、指宿地域467基、山川地域154基、開聞地域100基の合計721基で、LED化率は45%となっております。

次に、自治会が設置している安全灯につきましては、指宿地域2,508基、山川地域1,064基、開聞地域734基の合計4,306基で、LED化率は93.6%となっております。

なお、通り会が設置している商店街街路灯につきましては、10通り会の合計で364基、LED化率は99.7%となっております。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 体育館3施設のLED化率についてであります。指宿総合体育館は平成29年度に、山川勤労者体育センターは令和5年度に全ての照明設備をLEDへ改修済みであります。開聞総合体育館はまだLED化への改修工事が行われておらず、令和7年度で予算計上させていただいたところであります。

○財政課長（上村圭一郎） いわゆる2027年問題への対応のLED化の全庁的な計画や移行スケジュールについてという御質問をいただきました。2027年末をもって蛍光灯の製造と輸出入が廃止になる、いわゆる2027年問題、これを踏まえた公共施設におけるLED化につきましては、具体的な施設ごとの移行計画は策定しておりませんが、使えるものはできるだけ長く使っていこうという観点から、各施設の改修や照明の取替修繕に合わせて、順次、LED化への移行を進めていきたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） ありがとうございます。市長の思いであつたり、まず、この野球のほうですが、経済波及効果、観客数、もう少し、本当ですね、雨が降らなければという思いはあります。それでも、今まで野球を見たことがない方、うちの母なんかもなんですけど、指宿でしているから、有名なところだから見に行ってみようか。そういった方々も多かったように伺っています。雨でしたが、後ろのほうは屋根がありましたので、濡れることもなく見れたという声も一部伺っております。その中でも初めての開催、いろいろ大変な点はあったとは思いますが、実際に開催される中で、何かこう問題点と言いますか、課題、そういったものがなかったかどうか、お尋ねいたします。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 来年に向けての課題としましては、まず、新川床マリン球場

の球場確保となります。この時期は1月から3月までの公式野球の春季キャンプで全て予約されます。今回の球場利用に関しましては、薩摩おいどんリーグ実行委員会とキャンプ利用者との協議の結果、今回の日程で球場利用が可能となったところであります。今後も、薩摩おいどんリーグ実行委員会とキャンプ利用者との協議を踏まえながら、本市としましても、両者にとって最良の方法を調整していきたいと考えているところであります。また、ハード面の課題としましては、新川床マリン球場は県道横に隣接していることから、今回のような高いレベルでの硬式野球の試合が開催されますと、ファウルボールの飛球が心配されるところであります。特に三塁側は多くの車が往来することから、今回のファウルボール対策としましては、県道沿いの防球ネットの設置、球場敷地内への駐車禁止、ホイッスルや看板等でのファウルボールの注意喚起などを実施したところであります。ファウルボール対策については、今後も引き続き、他球場等を参考に、効果的で効率的な対策ができるよう調査研究してまいりたいと考えているところであります。

○8番議員（恒吉太吾） やはり、3塁側、低いというのはどうしても今後、なかなか改善は難しいと思うんですが、今回のように道路沿いに防球ネットを張ったりとかいろんな対策をしていただいて、今後も続けていただきたいと思います。今、課長のほうから、何かもう来年もしたいなみたいな気持ちににじみ出るような発言だったんですが。市長、もう来年も開催すると、もうこの場で宣言してもらえないでしょうか。

○市長（打越明司） 今回は初めてだったこともあり、当時、ピックアップゲームにも選ばれて、おいどんリーグ実行委員会の実行委員長も一緒に僕と観戦をしておりましたけれども、非常に評価も高く、これは来年もきっと良いことがあるなというふうには思っているんですが、あくまでも開催地をベースにキャンプを張る、そういうチームの参加というのがおおむね前提でありまして、今回は、トヨタ対ソフトバンクというのは、それぞれこうやってこられて、しかも地元、指宿に泊まっていたということ、非常にありがたい形でしたけど、もう一つの大学チームが、指宿でキャンプ中の野球部が、いろいろ練習試合をしてもらったと。そういう意味では、まずは、来年もまた、今年のように、ほとんど切れ目なくですね、いろんなところがキャンプを続けていただく、参加をしていただくということと、そのチームが是非、おいどんリーグでも交流したいなということを望んでいただければですね、非常にマッチメイクしやすいな、参加しやすいなというふうに思いますので、様々な条件はあろうと思いますけども、是非、1度スタートした以上ね、今後は更に発展できるようにやっていきたいと思います。

○8番議員（恒吉太吾） 私もちよっと先走ってごめんなさい。様々な課題はあると思います。日程の調整、グラウンドの確保、そういったものを含めながら、是非ですね、来年も開催していただくようお願いして、次の質問に移ります。

今ありました、やはり、この地元にキャンプして宿泊していただいてる、今度は見に来る

方は遠方から来られて交流人口の増加につながる、そういった取組が来年も必要になってくる、今年以上に必要になってくるのかなと思います。先ほどありましたが、キッチンカーがあったり、いろんな高校生によるブラスバンド、そういったいろんなものもあったと伺いますが、あと1年かけて準備ができるのであれば、来年もっと様々な取組できるのではないかと思います、来年の開催に向けてですね、今の段階でどのような取組、これをしてみたいとか計画があればお伺いいたします。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 今回、2日間という日程でありましたが、多くの来場者が指宿までお越しいただきまして、野球の振興はもとより、指宿の知名度向上や地域経済への活性化につなげていけたのではないかと考えております。また、今後でもですね、スポーツコミッションいぶすきと連携を図り、スポーツイベント等の誘致や運営支援、情報発信やPR活動、利用者ニーズに対応するため、ワンストップ窓口で一生懸命おもてなしもできるよう、協議してまいりたいと考えているところであります。

○8番議員（恒吉太吾） もう是非ですね、チーム関係者はもとより、見に来られた観客の方も楽しめるような、また、指宿にまた、もう1回来たいと思えるような、また、そのような取組をしていただきたいと思います。

次に、なのはな館屋内多目的広場の活用についてお尋ねします。先月ですかね、開聞総合グラウンドでトヨタレッドテリアーズが春季キャンプを行いました。中にですね、ちょっと降雪によりましてグラウンドが使えない、屋外が、ということがありまして、急遽、こちらの屋内多目的広場での練習に切り替わった日がありました。ただ、この屋内多目的広場にある練習用の防球ネットというものがございませんので、地元の野球チームのほうから、厚意でですね、お借りして対応することになったと伺っております。ネットがあれば練習の幅も広がりますし、何より、屋内で練習ができるということが広まれば、更なる合宿であったりキャンプの誘致、これにもつながるのではないかというふうに思っております。また、このトヨタのチーム関係者の方からも、是非、この防球ネットの設置に対して要望をいただいておりますが、今後、設置の考えがないかどうか、お伺いいたします。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） 防球ネットの設置につきましては、令和2年第1回定例会で議員から御質問をいただいた経緯がございます。その当時、専門業者に現場を見ていただき、御意見や見積りもいただいたところです。設置については可能とのことでしたが、天井の低い位置にある複数の梁やベンチを兼ねた作りとなっている、壁側でのボールの跳ね返りの心配、また、それらを回避する位置による圧迫感の懸念、更には、設置費用が935万円と高額であったことなどから、これまで設置に至っていないところです。

○8番議員（恒吉太吾） なかなか高額でありますし、今、いろんな、やっぱり、ネットがちょっと低いというところは、なかなか打球が飛ぶ時難しいので、例えば移動式のネットであったり、そういったものも考えられますので、今後是非、検討していただきたいと思います。

モニターをお願いいたします。これ、今、お話しておりました屋内の多目的広場になります。ちょうど真ん中、電球が切れているのが皆さん分かりますでしょうか。これ、わざと切っているわけではなくて、切れているということなんです。切れたままではですね、例えば今回のキャンプであっても、ボールが見えないといった危険性もありました。早急に、私が質問した、通告した時にはまだ切れたままだったんですが、早急に交換ができないのか、お尋ねいたします。モニター、結構です。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） 今年度末での取替を計画しておりましたので、利用に支障があった箇所につきましては、既存ランプへの交換を終えているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 早期に対応していただいております。ちなみに、交換したランプ、ランプとおっしゃったんですが、これ、LED照明の交換、今、財政のほうからは、段階的に切り換えていくということだったんですが、今回、LED照明の交換だったのでしょうか。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） 今回、交換をしたのは既存のメタルハライドというタイプで、LEDランプではございません。

○8番議員（恒吉太吾） 先ほど何か財政課長のほうからも切り替える、ちょっと違うのかな、ここは。まあいいです。次に移ります。

次に、公共施設の環境整備についてお尋ねします。まず、LED化のメリットについてお尋ねいたします。

○財政課長（上村圭一郎） 施設の照明器具をLED化することのメリットといたしましては、蛍光灯などの従来型の照明よりも一般的に電力が小さく、長寿命であると言われており、また、長期的な面からランニングコストの軽減が期待できると考えております。また、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出量の削減も期待できることから、地球温暖化防止につながると認識しているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） ありがとうございます。次はですね、先ほど1回目で答弁いただきました、防犯灯などのLED化率について答弁いただいたんですが、まだ100%には、特に防犯灯に関しては45%ということですね、やはり、早急にLED化を進めてもらいたいと思うんですが、実際、換える時に金額が発生しますが、残りの全てをですね、LEDに交換した場合の費用はそれぞれどれくらいになるか、概算で構わないので、分かれば教えてください。

○危機管理課長（打越貴人） 防犯灯を水銀灯からLEDへ交換した場合、令和6年度の1基当たりの費用は9万6千円ほどとなっております。既存の水銀灯は、あと396基が水銀灯でございますので、全てを交換した場合は3,800万円ほど掛かる見込みでございます。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） 各自治会で設置する安全灯は現在、全部で4,306

灯あり、そのうちLED化されていないものは276灯です。LEDの取換工事費は、LEDの大きさや明るさなど、機種や設置場所などにより単価も異なり、一概には申し上げにくいところですが、今年度の自治会からの申請によると、1灯当たり平均1万6,380円で、残り276灯の総工事費は452万880円となります。このうち1灯7千円が市の補助金の対象となることから、市の事業費としましては193万2千円が必要となるところです。

○8番議員（恒吉太吾） 今、安全灯の市の持ち出しと言いますか、あったんですが、もう防犯灯のほうは、どれぐらいになるのか、もし分かれば。市の持ち出しと言いますか。お願いいたします。

○危機管理課長（打越貴人） 防犯灯の交換につきましては、3,800万円ほど、全て換えた場合はですね、掛かる。全て市の持ち出しとなっているところです。

○8番議員（恒吉太吾） 先ほどから述べています、2027年という一つの区切りがありますので、3,800万円、大変大きな額ではありますが、段階的にですね、しっかりと進めて、1年となるとなかなか大きな額ですので、残りの期間で、順次、年次的にですね、財政課長からも年次的に進めるというお墨付きをいただいていますので、是非、お願いいたします。

次に、2027年問題への対応について質問に移ります。冒頭でもお話しましたが、2027年末までに水銀添加製品である一般照明用の蛍光灯の製造及び輸出入が段階的に廃止されることが決定しております。もう決定しているわけです。なので、今からですね、早め早め準備をしていくことが大切ではないかというふうに思います。第4次指宿市地球温暖化防止実行計画の取組の中で、照明のLED化を検討すると明記されております。検討だけではなく、しっかりと目標を定めた計画、そして、実行に移してもらいたいと思います。2027年問題が間近に迫る中で、改めてになるんですが、本市のLED化計画をどのように進めていく考えなのか、お尋ねいたします。

○財政課長（上村圭一郎） 今、議員からもございましたとおり、市の地球温暖化防止実行計画において、市の設備や施設などの更新については照明のLED化を検討するとしておりますとおり、施設などの更新に合わせて順次、LED化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 是非、順次ですので、屋内多目的広場もお願いしておきたいと思います。関連してのお尋ねになります。今回、令和7年度ですね、施政方針と予算の大綱の中で、指宿市総合振興計画を環境面から総合的・計画的に推進する第3次環境基本計画の策定というものがございます。この環境基本計画とはどのようなものか、まず、説明をお願いいたします。

○市民生活部長（富永敏尚） 環境基本計画についてのお尋ねでございますが、まず、国の環境基本法というのが前提にございます。これに従いまして、国も基本計画を定めておりますから、都道府県レベル、我々市町村レベルでも、それを踏まえて今、計画を策定しているところ

ろでございます。内容といたしましては、大気であったり、あとは河川、湖沼、それから、海域、それから、野生生物、ごみ問題、こういった多岐にわたるもので、総合的なそういった環境保全を目的とした計画となっているところでございます。お尋ねの7年度のその部分でございますけれども、今回、7年度、8年度から17年度までの10か年を期間とする計画を策定いたしたく、今議会に上程しているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 説明ありがとうございます。この第3次環境基本計画の策定の前に、現在はまだ、と言いますか、第2次環境基本計画なんですけど、この中で、主体別行動指針の取組として、高効率照明器具の採用に努めるという文言があります。策定が平成28年ですの、当時はまだ、この高効率照明器具という、ちょっと何か、ちょっと分かりにくいような言い方なんですけど、この高効率照明器具というのは、LED照明も含むという認識でよろしかったでしょうか。

○市民生活部長（富永敏尚） 議員お見込みのとおりというふうに認識しているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 今、部長のほうから、基本計画について、10か年、今回で言えば、次回というか、令和8年から令和17年ということ、今後10年を見据えての計画ということになると説明をいただいたんですが、そのために、そのためにと言いますか、2027年問題にどのように対処していくかって、10年のスパンで考えると、ちょっと近すぎるのかなという、アクションを起こすとか実行するというのを明文化するのは、この基本計画の中では難しいのかなというふうには思うんですけども、やっぱり、それでも、この基本計画の中にですね、是非、これから作成するわけですから、やはり、このLED化、どうするのか、目標であったりそういった対象ということですね、具体的な目標とか取組、もう是非、入れてほしいというふうに思います。これはもう市民生活部長にお答えいただきたいんですが、どのような認識を持ってこれから策定に取り組む考えがあるか。範囲は広いと思うんですよ。その中でも、このLEDについてですね、どのような認識を持って取り組んでいくお考えがあるのか、答弁をお願いいたします。

○市民生活部長（富永敏尚） 先ほど申し上げましたように、この環境基本計画の中身が、大気であったり水ですね。川であったり、湖であったり、海であったりとかですね、こういった水の問題、それから、生物多様性の問題もございます。さらには、ごみの資源化、減量化、こういったところもその分野、大きな重要な分野の一つになっております。このように、多種多様なそういった環境について作り上げていく計画でございますので、そこに、おっしゃられるその2027年とかLEDとかそういうのも、これはもうもちろん含まれるところでございますけれども、そこに特化した形で個別具体的にその目標数値を揚げたりとかして策定していくことはですね、いろんな分野がございますので、極めて難しいなというふうには考えているところでございますけれども。その議員御質問のそういった背景に、こういったい

ろんな事柄を一つ一つ確実に積み上げていくと、それが環境保全につながる、何とかしないといかんじゃないかというような意図があるとすればですね、そういったことは私どももいちいち、同じ考えでおりますので、そういったことを踏まえましてですね、この計画につきましては、いろいろな各分野のですね、まずは、現状をしっかりと把握をした上で、LED、そういったものも含めてですね、一つ一つの項目について、一つ一つずつは規定はできませんけれども、その方向性について、描くべきその環境像というものを実現できるような形でですね、盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○8番議員（恒吉太吾） やはり、ちょっと、少し濁しながらという気もしますが、是非、踏み込んで策定に取り組んでいただきたいと思いますので、そこはもうお願いとしておきます。

開聞総合体育館改修事業についてお尋ねいたします。この改修事業なんですけども、令和6年度に外壁改修や防水、照明のLED化などの改修工事を行うとして、3億300万円の予算が組まれておりました。建築分野、建築工事ですね。こちらが外壁改修や防水になると思うんですが、2億4,050万円、そして、電気設備で5,950万円。まず、この電気設備5,950万円がLED化の事業に当たると思うんですが、その認識でよろしかったでしょうか。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 令和6年度の開聞総合体育館改修工事に関してであります。当初は、屋根、外壁、サッシ廻りの改修や雨漏りに伴う施設内部の改修のほか、メインアリーナ、サブアリーナのLED化を行う計画でありました。しかしながら、令和6年2月の落雷により、キュービクル内部が一部破損し、また、キュービクルの全体的な老朽化により、早急に交換が必要となったことから、緊急に取替工事を行ったところであります。このため、令和6年度は、外壁と屋根の防水工事のほか、施設内部の改修工事や電気設備であるキュービクル取替工事を行い、LED設備工事につきましては、令和7年度で再度予算計上させていただいたところであります。

○8番議員（恒吉太吾） 今、キュービクルの破損理由、もう少し詳しく聞かせてほしいんですが、一部破損ということなんですけど、例えば雷が直撃したものなのかどうか。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 昨年、令和6年2月21日の落雷により、直撃、すみません、直撃かはちょっと分かりませんが、落雷によって体育館の施設が停電になったところであります。次の日に業者に状態を確認していただいて、落雷により、計器用変圧器が焼損し、電圧計や電力系が作動しない状況でありました。また、真空遮断器にすすが付着し、絶縁低下が確認されており、今後、保護装置が作動し、停電が発生するおそれがあると。再度停電となった際は、周辺地域にもちょっと影響が考えられるとの報告を受けたところであります。

○8番議員（恒吉太吾） 老朽化などもあり、工事、改修って言うんですかね、しないといけないというところだったんですが、この工事費と言いますか、幾らだったんでしょうか。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 工事費は3,639万7千円となっております。

○8番議員（恒吉太吾） 電気設備として5,950万円組まれておって、今、このキュービクルに3,639万ですね、約。でしたので、2,300万ほど、残と言ってはおかしいですが、ありますが、その差額ですね、全てではないとしても、今、メインとサブアリーナのLED交換とありましたので、何らかのLED改修工事が行われたのか、もしくはこの余った残はどこにいったのか、お伺いいたします。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 執行残においてはですね、未執行としております。また、先に執行されたキュービクル工事においては、追加工事等も予想されたことから、途中のその執行残で工事をするとはしなかったところであります。

○8番議員（恒吉太吾） その後の工事ってそんな、更にお金が掛かるというのを予想されたということですか。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 途中でサブアリーナ、メインアリーナをLEDにすることなく、とりあえずは一旦、金額については執行しなかったというところであります。

○8番議員（恒吉太吾） とりあえずって言いますけど、本来はこのLEDをするための予算じゃなかったんですか。キュービクルのためじゃないでしょ。

○議長（西森三義） 誰が答弁されますか。

○財政課長（上村圭一郎） 議員おっしゃるとおり、令和6年度の予算でLED化工事を計上しております。今スポーツ振興課長から答弁があったとおり、落雷によりキュービクルが故障したということで、そのほうに予算を使わせていただいたところでございます。議員のおっしゃる、できる分だけやるという考え方もあろうかと思いますが、ただ、2か年に分けてしまうと足場等の費用がまた、そこでまた追加になるのかなということで、6年度についてはLED化の工事については見送ったというところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 今、足場の話が出ましたけど、元々LED工事の足場、もう1個のほうの工事に一緒に組み込まれていないですか。

○財政課長（上村圭一郎） 令和6年度でも組まれていますが、それをまた7年度にするとなると、また更に、7年度で足場が必要になるということでございます。

○8番議員（恒吉太吾） では、7年度は足場代は必要ないんですね。

○財政課長（上村圭一郎） 7年度におきましても足場代が必要になりますが、6年度は執行しなかったもので、6年度の場合には足場が必要なくなっているというところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） だから、もう足場代はLEDのためだけの足場として組まれたのか。別の外壁工事なんかもあったわけでしょ。そっちのほうに一緒に入っていたんじゃないんですか。

○財政課長（上村圭一郎） 外壁工事とLED、場所が外側と内側ということになります。ですので、体育館内部で足場を組むということは、別にまた、足場を組まないといけないと考えております。ということは、その足場代というのはまた、この5,900万の中には入っていない

かったというところでございます。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 足場代につきましてはですね、建築工事と電気設備工事を一体化に行う予定であったことから、足場代については建築工事費の予算の中に計上していたところであります。しかし、LED改修工事を見送ったことから、建築工事費の予算に含まれていた、LED改修工事用の足場代は未執行となり、令和7年度予算に再度計上させていただいたところであります。

○8番議員（恒吉太吾） 財政課長、どうですか。

○財政課長（上村圭一郎） 先ほど私が答弁したのと多分一緒だと私は思っております。

○8番議員（恒吉太吾） 一体化って今、おっしゃっていたんですけど、一体化じゃないんですか。それでLEDと分けていたわけじゃないんじゃないんですか。

○建設部長（高田博憲） 恐らく、今の答弁におきましては、予算段階では建築の中に外部足場と内部足場とございました。ところが、キュービクルの故障に伴いまして想定外の支出が発生をいたしましたものですから、実際の工事においては外部足場のみで工事を発注をいたしまして、内部の足場の予算は、予算と言いますか、額は入っていないというところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） はい。ようやく理解しました。ありがとうございます。確認になりますけど、電気設備工事からキュービクル工事にですね、変更したということですが、これは地方自治法第220条第2項による流用であると。予算の執行上必要があり、何ら問題はないという認識でよろしかったでしょうか。

○財政課長（上村圭一郎） 議員のおっしゃるとおり、地方自治法第220条において、予算の流用、目・節の流用については市長の権限とされているところで、問題はないと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） であってもですね、予算の流用というのは必要不可欠な必要最小限度にとどめるべき、ここはしっかりと留意していただきたいと思います。この流用以外の方法について、どのような共有がなされたのか、その上で、あえてこの流用を行った理由をお尋ねしたいと思います。と言いますのが、直撃があったのが令和6年2月21日ですので、まだ令和6年度予算の前ですので、その点をお伺いいたします。

○財政課長（上村圭一郎） 議員おっしゃるとおり、年度初めですぐ流用という形になってしまいました。それについては、議会に対し説明に來なかったことについては配慮が欠けていたなと考えているところなんです、そのあと、補正等の検討を、関係課と協議をいたしました。このLED化を送ることによりまして、スポーツ振興助成金という助成金を活用できるんじゃないかという検討をいたしまして、その団体に確認をし、該当するかどうかということで、今、その申請に向けて準備をし、その助成金を活用し、LED化も進めようということで検討したところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） ちなみに、そのスポーツ振興助成金の額、幾らでしょうか。

○財政課長（上村圭一郎） 当初予算で2,000万円計上させていただいております。

○8番議員（恒吉太吾） 今回ですね、私がこの開聞総合体育館について質問すると聞いて、市民の方からいろいろとお話をきまして、サブアリーナのことを質問すると思われる方がいらっしやっただけです。お話を聞くとそういうことかと思ったんですが、この体育館の改修工事に関連することですので、お尋ねいたします。開聞総合体育館で、このキュービクル以外にも使用ができない設備があると伺っておりますが、どの施設設備になりますでしょうか。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 開聞総合体育館のサブアリーナにあります、電動椅子ですね。電動椅子が今、ちょっと故障をしている状況であります。

○8番議員（恒吉太吾） 今、故障しているって、皆さんお聞きしましたよね。では、いつから使用ができないのか、把握していればお尋ねいたします。

○スポーツ振興課長（竹山修一） すみません。私どももちょっと今、手元に資料がありませんので、ちょっとお答えすることができないところであります。

○8番議員（恒吉太吾） 去年ですよ、去年。このキュービクルとあんまり変わらないんじゃないですかね、時期は。じゃあ、まあそこは置いて、この可動式の観客席が壊れている、動かないというところで、これがまた、改修と言いますか、設備改修ですかね。できるために見積もりを行ったのか、その額が幾らか、お尋ねいたします。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 電動椅子の修繕費につきましては、見積りは徴取しているところですが、今、手元に資料がありませんので、金額まではちょっとお答えできないところであります。

○8番議員（恒吉太吾） 市民の方からもですね、困っているという声、大きな声が上がっているんですが、なぜこのサブアリーナの移動式観客席の可動設備の改修工事、行わないのか。1年以上ほったらかしですよ。この理由をお尋ねいたします。しない理由があるからしないんでしょう。

○議長（西森三義） 誰か答弁できますか。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時19分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 電動式椅子、観覧席についてであります。現在、故障しているところは後ろの座席でありまして、前は電動で動く状態です。後ろが動かない状態、故障しているところについては、パイプ椅子等で対応をさせてもらっているところであ

ります。また今後、改修をかけようということで、現在、見積り等も徴したところであります。今後、更に、修繕に向けて協議してまいりたいと考えているところであります。

○8番議員（恒吉太吾） 休憩もたくさんあったので、その見積りが幾らだったのか教えてください。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 税込みで約300万円となっております。

○8番議員（恒吉太吾） この300万円を1年ほったらかしている理由、もう1度お願いいたします。

ごめんなさい。もう一つ。この件について。総務部長、もちろん御存じ、市長も御存じで、協議された上で、300万円は出せないという判断だったのかどうか。

○総務部長（渡部徹也） もう大変申し上げにくくて、私も遺憾に思っておりますけども、この情報について承知をしておりますでした。我々も気に掛けて、しっかりと情報共有をするべきでありました。

○8番議員（恒吉太吾） 開聞、私、4部作と呼んでいて、その第1弾の開聞総合グラウンドも同じことがありましたよね。何も変わっていない。半年経っても。何なんですか。上に報告をしっかりと上げてくださいよ。その上で、協議した上で、出せないんだったら出せない、見送るんだったら見送るで良いですけど、その話すら行かないって怠慢じゃないですか。その点どうでしょうか。

○産業振興部長（鴨崎一郎） 正に御指摘のとおりで、大変そこに対しては申し訳なく思っております。私どもの中でも、先ほど、課長のほうから答弁があった内容につきましては、正にその指定管理者の方々の点検の項目で上がってきている事項で、その中で優先度というのを一定、担当レベルで評価をし、財政と協議をするというような手続を通常取るわけですが、その辺で配慮がない、そういった御指摘を受けてもしょうがないというようなことがあったのは事実かと思えます。改めまして、申し訳ございません。謝っておきます。

○8番議員（恒吉太吾） 市長をはじめ、総務部長も今しっかりとこういった今、故障があるというのは認識していただいたと思いますので、300万円なんとか捻出していただいて、これは指宿市、特に開聞の方々にとっては大変重要なですね、施設でございますので。ただし、流用はしないでくださいよ。ちゃんとしっかりと正規のルールで、流用もルールではありませんけども、していただくように、議会のほうにもちゃんと報告していただくようお願いいたします。改めて、移動式観客席の早急な改修工事、行う考えはないか、できないのか、お伺いいたします。

○産業振興部長（鴨崎一郎） 先ほども課長が答弁いたしましたけど、緊急度というところからすると、市民サービスをしっかりとスピード感を持ってやるという趣旨からすれば、早急に検討しなければならない事項ではなかろうかと思っております。

○8番議員（恒吉太吾） ありがとうございます。キュービクルのほうに戻りたいと思います。

一つ確認なんですけど、キュービクル本体、単体に対しての保険というのは掛かっていなかったんでしょうか。そういった制度というのがあるんでしょうか。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 今回、キュービクルに関しましては、ちょっと、保険に掛かっていなかったところでもあります。

○8番議員（恒吉太吾） 確認ですが、保険に掛かっていなかったのか、保険を掛けていなかったのか、どちらでしょうか。

○財政課長（上村圭一郎） 市の掛けている保険なんですけど、体育館の場合、通常の体育館の敷地内に、体育館本体のほうに保険を掛けておりまして、キュービクルが別にありまして、その部分については掛けていなかったところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 掛けることはできるけども、掛けていなかったという認識でよろしいでしょうか。

○財政課長（上村圭一郎） 掛けられるかどうかは保険会社のほうに確認しないといけないので、ここでちょっと答弁はできないところですが、確認して、掛けられるようであれば掛けてまいりたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） キュービクル、この開聞だけではなく、市が持っているほかの施設でも、キュービクルの破損があったように思いますが、どこだったのでしょうか。ちょっと私、失念してしまったんですが、覚えていれば教えていただきたいと思います。

○財政課長（上村圭一郎） 今、資料ございませんので、ちょっと答弁は致しかねるところです。

○8番議員（恒吉太吾） 多分、えぷろんはうすであったと思いますので、それ以外にも、市の公共施設、保険が掛けられないとおっしゃっている、屋外に、ほぼあると思いますので、一斉に点検していただいて、今後ですね、保険会社との協議になると思います。掛けられるのであれば、しっかりと掛けていただければ、今回みたいなことは起こらない。起こったとしてもわざわざ流用しなくても済んでいるわけですから、その点は、急々をお願いしたいと思います。今後ですね、ますます異常気象により自然災害が多発しまして、落雷、また、台風などによる停電なども予想されております。今回、落雷によりキュービクルは壊れてしまったわけですが、まず、このキュービクルに対してですね、例えばこの雷サージ電流の流入を防ぐLAであったり、SPD設置は行われていたのか、まず、お伺いいたします。

○建設部長（高田博憲） すみません。その雷を防ぐための機能についてはですね、修繕でしか上がってきておりませんので、その設備があったかどうかについては、ここで答弁することができませんので、差し控えたいと思います。

○8番議員（恒吉太吾） 答弁は差し控えられるかもしれませんが、これ大事な問題だと思うんですね。これから、このキュービクルを守るために、この高圧の、日本語で言えば高圧避雷器と言うんですか、がなければですね、これからも異常気象の中でまた、同様のこと

が起こって、また、同じように多額のお金を持ち出さないといけない。保険も入ったか入っていないかも分からない。同じようなことを何回も何回も繰り返すことになるわけですよ。であるならばですね、しっかりとこの高圧避雷器、設置をしていただきたいと思います、今ないのであれば、その考えがないか、お願いいたします、

○建設部長（高田博憲） 議員御指摘のとおり、この異常気象でいろんな事態が考えられますので、早急に全庁的な、全庁的などと言いますか、キュービクル設置場所については、その内容について調査をしたいと思います。

○8番議員（恒吉太吾） 是非ですね、やるべきことをしっかりと、手を抜かずに実直にしていだきたいというふうに思います。これがですね、一番の、もう今日、昨日から、今日からなんですが、皆さんが、議員もおっしゃっている、一番の行財政改革につながるんじゃないですかね。無駄なお金を使わない。こんなことをしとけば、いつまでも市長のおっしゃっている行財政改革、一向に進まないですよ。この今回のキュービクル、そして、LEDの、令和7年度も8,200万という金額になってですね、上昇、いろんなものが含まれて上昇しているのはあるんですけども、昨年だけじゃない、一昨年からですね、もう労務費の高騰であったり、材料、いろんな資材の高騰というのはもう分かっているわけです。建設部長、ですよ。

○建設部長（高田博憲） おっしゃるとおり、資材の高騰であり、人件費の高騰というのは避けられない問題であろうかと思います。

○8番議員（恒吉太吾） ありがとうございます。是非、その点はもうこれからも多分予想がつく、どんどん上がっていくんじゃないかと、また、今度は働き方改革の問題もありますし、今の状況でも更に上昇する、いろんなものが上がっていくのは予想がつくわけです。であるならばですね、やはり、もういろんなことを、すべきことをしなかったというのはですね、その予想ができなかった、見通しが甘かったというのは、もう大いにこれは反省していただく点ではないかというふうに思っております。これ、上に報告しない、見てすべきことをしない怠慢というのは、これ一般企業なら大きな責任問題ですよ。ありえない話。市長にちょっとお伺いしたいんですけど、このような状態でですね、行財政改革うんぬんよりも、まず、市の職員の皆さん、何か意識の改革するのが先じゃないかなというふうに思うんですが、市長、まだこれからも声高に行財政改革、我々と一緒に、職員と一緒に進めていく、一緒にやっていきますか。

○市長（打越明司） どのような状況であろうと、これについては着々と進めていくしかないというふうに思っておりますので、今、私どもの市政の大目標の一つですので、それはきちんとやっていきたいと思います。今回、今のやり取りを聞きながらですね、私なりに少しまとめさせてもらえれば、昨年、電気工事という、体育館をいろいろ整備をする電気工事の中で、LED化をする予定であったと。それについては内側に足場を組み、実行する予定であ

ったと。この当初、予算化されておりました5,950万の中には、LED交換の工事費が入っておりますが、足場については建築費のほうに入っていますので、結果的に、去年は内側の足場を使わなかった。LEDの工事をしなかった。しかし、キュービクルの急遽、工事を優先をした。その結果、私の認識では、去年は年度末に6,000万円余りを減額補正をして、一旦その工事、余った分を落としております。さらに、今、お話の中で、7年度に持ち越した場合に何か有利なものはないかということで検討して、スポーツ振興くじの助成金事業で最大2,000万円の交付が受けられるということで、このことも含めて今回、新たに出した金額が8,200万円、これには足場代とLEDの交換代と入っているという状況。実は更に、この追加工事で新たな照明器具を、外部の照明器具が腐食しているというのが見つかって、これも追加で600万円程度を入れようということで、これも入って8,200万円ということであります。うち、1年間遅れてきたことで考えられる値上がり分というのも、おおむね、金額は報告はもらっていませんけれども、幾らかの、先ほど部長からもありましたような、物価上昇というのもあったと思いますが、判断としては、その時点で、かなり早い時期ですから、現実にはやって進めていって、足りない分を追加補正をするというやり方が一つあります。その際でも、反省すべきは、同じ電気工事の中身が、別の電気工事になりましたので、そこについては、議員の皆さんに当初説明したことと中身が少し変わっていますので、そこについては、ルール上の違反ではないけれども、道義的に見て説明をするタイミングがあったよねということは、やっぱり、一つの反省点だろうというふうに思います。現実でいくと、もう一ついぶすきスポーツクラブに委託をお願いをして、様々なスポーツ施設や設備について管理をお願いしてるわけですが、ここがずっといろんな点検をしてきて、これについてもスポーツ振興課のほうでは、やっぱり、本当に早急に、すぐ市民に対して、非常にですね、不便を強いるものと、何とかここは、いろんなほかのやり方ですね、できるものと、そこら辺りは現場で判断をして、できるだけ私も現場現場ですね、一番、事業を持っている近いところの人間が、その優先度なり、適正な値段を判断すべしということを言っておりましたので、そういう意味では、今回は現場のほうで優先度を、それを高くない位置にしたということであったというふうに、今、私も聞きながら、内容的には初めて聞いたことですので、思うことでありました。いずれにしても、今回のことを一つのまた、ケーススタディという形ですね、受け止めて、今後、そういったスポーツ施設や様々なものの改修においてですね、やっぱり、計画的にしっかりと優先度の高いものを間違えないように判断をしていくと、そして、できるだけ最少のコストで、しかし、最高の施設整備をしていくということは常に念頭から離れないように、頑張っていけるよう励ましていきたいというふうに思っております。

○8番議員（恒吉太吾） 現場に責任を持たすというのは、逆に現場の方にとってはとても働きがいがあるというか、そういうことになりますので、そういう点はしっかりとしながら、で

も、報告というところはしていただくようお願いしたいと思います。あとですね、スポーツ振興助成金、最大、私は2,000万、丸々出るのかと思ったんですが、最大2,000万ということですので、実際どれだけ補助が出たのか、しっかりと議会のほうにもまた、教えていただきたいと思います。

今回もですね、ちょっと開聞、私、開聞の問題で4つ取り上げたいことがあって、今回2つ目になりました。残り、任期はもう少しですけども、残りの2つもですね、しっかりと、しっかりと、追求というわけではないですが、問題点を出して、より良いまちになっていくようにしていきたいと思います。

最後になりますが、改めてこの2027年問題について、2027年以降は蛍光灯の供給が厳しく制限され、2027年に近づけば近づくほど蛍光灯の供給不足、LED照明の材料価格や設置コストの高騰も、すでに今の段階で、建設部長からもありましたが、もうすでに容易に推測されるところでございます。対応をですね、先延ばしすると、コスト面や運用面での大きな負担となる可能性が出てまいります。これから適切な時期に公共施設照明のLED化を計画的に推進していくことは大変重要となってまいります。財政が厳しいから、時間が足りないからできなかったといった最悪な選択肢は、言い訳をすることのないように行ってもらいたいと思います。また、環境政策課等と連携を図りながら、計画を着実に推進していただくことをお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時49分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

○15番議員（高田チヨ子） 皆さん、こんにちは。公明党の高田チヨ子でございます。令和7年3月議会最後の質問者となりました。同僚議員7人がそれぞれに一生懸命訴えていることに、みんなすごいなあ、素晴らしい、とことん突っ込んで質問する、これが議員としてあるべき姿なのかなと思ったところです。私も最後まで元気いっぱい行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

3月8日は国際女性デーに制定されています。今日は思いがけず女性にチョコレートやケーキをいただきました。忘れていたんですけど、今日はホワイトデーだったんですね。バレンタインデーもしなかったのに、本当にありがとうございました。来年お返しができたらいいなと思ったところでした。国際女性デーとは、女性の権利、政治、経済分野への参加を推進していくために、国連によって制定された日だそうです。制定されたのは、国際婦人年の1975年3月8日です。この日は、黄色いミモザの花を贈るようになっているそうです。

また、令和6年度は地球温暖化の影響を受け、異常気象の頻度が高まり、台風や集中豪

雨、更には、火災も頻発化しました。また、昨日の朝の火事にも驚かされましたね。物価も高騰し、市民の皆様、特に農家の方々も大変な生活を強いられているのではないのでしょうか。でも、そんな中でも子供たちの言動や振る舞いに心が癒されることがありました。

私は毎朝、立哨をしています。その時の出来事を少し紹介したいと思います。去年のある日、歩いてきた子供からお手紙を頂きました。「チヨ子おばちゃん、毎日ありがとうございます。」と感謝の気持ちが書かれていました。私はとても嬉しくなりました。また、3学期が始まった日、「おはようございます。」と言うと、「お久しぶりです。」と言うではありませんか。さすがに5年生。こんな会話ができるんだなと私は感心しました。それから、寒くなったためなのか、最近、歩いてくる子供たちが少なくなってきました。そんな中の出来事です。2月4日はとても寒かったので、歩いてきた子はたった1人でした。翌日5日は雪が積もりました。さすがに今日は雪が積もっているから誰も来ないかなと思っていたのです。でも、何とこの日は7人も歩いてきたのです。おまけに最後に来た子は「おばちゃん、雪だるまを作ったよ。」と嬉しそうにかわいい雪だるまを見せてくれました。本当に子供たちは雪が大好きなんだなと思いました。また、最近、ビニール袋を持ってくる子がいるんです。

「どうしたの。」と聞くと、「ゴミを拾っているんだよ。」と言うではありませんか。子供たちのこんな姿に、何かほのぼのとした、何とも言えない嬉しい、温かい気持ちになりました。子供たちとのこのような出来事は、何にも代えがたい、立哨をしたことに対しての御褒美だなと思ったところです。

話は変わりますが、この3月をもって退職されます職員の皆様、長い間、市政発展のために御尽力を賜り、改めてその御労苦と御功績に深甚なる敬意を表します。今後は、健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を郷土、指宿市発展のために生かしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問を行います。まず初めに、带状疱疹の予防接種についてお伺いいたします。このことについては先の12月議会でもお尋ねしましたが、带状疱疹が定期接種化されたことをまだ御存じでない市民の方もいらっしゃると思いますので、再度、带状疱疹についてお伺いいたします。初めに、带状疱疹の罹患率についてお伺いいたします。

次に、産前産後のサポートについてお伺いいたします。まず初めに、妊産婦をサポートする事業として、指宿市としてはどのようなことに取り組んでいるのか、お伺いいたします。

3点目に、空き家対策についてお伺いいたします。指宿市内にある空き家数はいくらあるのでしょうか。そのうち使用できるものはどのくらいあるのでしょうか。お伺いいたします。以上、3項目についてお伺いいたします。これで1回目の質問を終わります。

○市長（打越明司） 高田チヨ子議員から最後の質問を、最後の質問者としてのお話をいただきました。私は、空き家対策についてお答えをしたいと思います。

消防団や自治会に御協力をいただき、市内全地域の空き家調査を行っております。調査協

力をいただいた情報を基に、職員が随時、目視による現地調査を行い、本年1月末現在で90.2%の調査を終えたところであります。現状といたしましては、市内には総数3,245棟の空き家が確認をされており、指宿地域では2,160棟、山川地域では643棟、開聞地域では442棟でございます。総数のうち、持ち主の意向にもよりますが、活用が見込まれるものは495棟の15.3%で、指宿地域は251棟、山川地域は161棟、開聞地域は83棟でございます。一部破損や倒壊の恐れで活用に適さないとみられるものや、それに近い家屋は、600棟、18.5%であり、指宿地域は342棟、山川地域は125棟、開聞地域は133棟でございます。また、総数から活用が見込まれるものと危険家屋等を差し引きしました残り2,150棟は、敷地、建物の管理不全や多少の改修などの手入れが必要と見込まれるものであります。

残余の質問については、担当部長からお答えさせていただきます。

○健康福祉部長（出島雅彦） 帯状疱疹は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法に基づく届出対象疾患に含まれていないことから、国や地域での発生件数を把握することはできないところでございます。ただし、帯状疱疹患者を対象としました疫学調査によりますと、調査開始当初の1997年の1年間で千人中3.61人であったものが、2020年には6.5人となっておりまして、増加傾向にあるとのことでございます。なお、年代につきましては、50歳代以降で発症率が高くなり、70歳代でピークを迎え、80歳までに3人に1人が発症すると推定されております。

続きまして、産前産後の妊産婦をサポートする事業についての御質問でございます。妊娠期から出産後の支援につきまして、まずは、妊娠中の取組として、妊娠届出時に妊婦全員に対しまして個別面談を行い、出産までの期間の個別プランを作成をしております。また、御家族も参加できるマタニティスクールを実施し、赤ちゃんの沐浴や産前産後の妊産婦への支援の大切さについて御家族にも御理解をいただいております。出産後の取組としましては、出産・子育て応援給付金事業が令和5年1月から開始されたことに伴いまして、出産後4か月以内に全ての産婦と面談で養育等の状況確認を行い、必要な支援の把握に努めているところでございます。また、産後1年未満の産婦が利用できる産後ケア事業について案内を行っております。産後ケア事業では、体を休めたり、母乳相談、育児相談などができること、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援を行っております。さらに、生後3か月から7か月の赤ちゃんを対象にした赤ちゃん教室を開催しておりまして、赤ちゃん体操や絵本の読み聞かせを通して、抱っこや語り掛けなどのスキンシップやコミュニケーションの大切さを伝えております。

○15番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

帯状疱疹の罹患者数は、増加傾向にあるということが分かりました。年代については、50歳代以降で発症率が高くなり、70歳でピークを迎え、80歳までに3人に1人が発症すると推定

されているということでした。带状疱疹ワクチンの助成については、12月議会で質問した時、国が定期接種をするようになってからという答弁でした。それがその後、令和7年度から定期接種することが決まりました。それでは、带状疱疹のワクチンとはこういったものがあり、定期接種になった場合、接種費用はどのくらい掛かるのでしょうか。お伺いいたします。

○健康増進課長（渡部晃子） 带状疱疹ワクチンには、生ワクチンと組換えワクチンの2種類があり、いずれか1種類を接種します。国が示す標準的な接種費用は、生ワクチンが1回接種で8,860円、組換えワクチンは1回当たり2万2,060円を2回接種しますので、合計で4万4,120円となっております。接種費用が高額となるため、市から2分の1程度の助成を考慮しており、令和7年度当初予算に計上をさせていただいているところであります。なお、組換えワクチンにつきましては、令和6年12月議会の答弁において不活化ワクチンという名称でお伝えしておりましたが、国の表現に合わせて、今後は組換えワクチンとさせていただきます。

○15番議員（高田チヨ子） 令和7年度から定期接種になるということで、とても喜んでいらっしゃるんですけども、この定期接種になったことによって、接種費用は市が2分の1程度助成するとのことでした。本当にありがたいと思っております。今、生ワクチンと組換えワクチンがあると言われましたが、その違いについてお伺いいたします。

○健康増進課長（渡部晃子） 生ワクチンは弱毒化したウイルスを用いたもので、接種回数は1回、予防効果は接種後1年時点で6割程度、5年時点で4割程度と報告されています。一方の組換えワクチンは毒性を失ったウイルスを用いており、接種回数は2回、予防効果は接種後1年時点で9割程度、10年時点で7割程度と報告されています。なお、すでに公費助成を行っている他市の実績によりますと、生ワクチンより組換えワクチンを打っている方のほうが多い傾向にあるようです。

○15番議員（高田チヨ子） それでは、予防接種を受けられるのは年齢制限があるのでしょうか。また、令和7年度はどのくらいの方が対象になっているのでしょうか。お伺いいたします。

○健康増進課長（渡部晃子） 令和7年度の定期接種の対象者につきましては、年度内に65歳を迎える方、60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方、そして、令和7年度から令和11年度までの5年間は経過措置として、各年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方も対象となります。また、100歳以上の方については、令和7年度に限り、全員が対象となります。令和7年度の対象者数につきましては、約3,400人となっております。

○15番議員（高田チヨ子） 分かりました。対象者数は約3,400人ということでした。例えば、私は今73歳ですが、私も75歳の時に定期接種の案内が来て、受けることになるということですか。また、もしうっかり忘れてしまった場合はどうなるのでしょうか。お伺いいたし

ます。

○健康増進課長（渡部晃子） 議員御拝察のとおり、令和6年度に73歳を迎えた方は、75歳を迎える令和8年度に定期接種の対象となります。そして、全ての65歳以上の方に定期接種の機会を設けるため、令和7年度から令和11年度の5年間、経過措置が設けられますので、定期接種の機会を逃した方につきましては、任意接種となって、全額自己負担で接種を受けていただくことになります。

○15番議員（高田チヨ子） 自己負担となるととっても大変なことになるので、私も来年は必ず忘れずに受けたいと思っております。とても大事なワクチンですが、お1人の方が一生涯に1回しか受けられないということですね。この予防接種を受け忘れることがないようにしてほしいと思います。それでは、市民への周知はどのような方法を考えているのでしょうか。お伺いいたします。

○健康増進課長（渡部晃子） 带状疱疹のワクチンの定期接種化につきましては、広報紙や市のホームページに掲載するほか、対象者の方には予診票を個別に送る予定としており、接種忘れがないような分かりやすいチラシなどの作成をしたいと考えております。インフルエンザワクチンや新型コロナウイルスワクチンと異なって、年度によって対象者が異なることから、希望する方が接種の機会を逃さないように、丁寧な周知に努めてまいりたいと考えております。

○15番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。広報紙や市のホームページに掲載するほか、予診票や参考資料を個別に送付する。また、うっかり忘れることがないように、分かりやすいチラシ等も作成するということでした。本当にありがとうございます。これで私も忘れないで受けることができるんじゃないかなと思います。ありがとうございます。

それでは次に、産前産後のサポートについてお伺いいたします。先ほどの答弁を聞いて、指宿市でもいろいろ取り組んでいることが分かりました。横浜市では、妊婦に対する給食サービスや家事支援を行っているそうですが、指宿市でもこのサービスを実施するお考えはありますか。お伺いいたします。

○健康増進課長（渡部晃子） 本市においては、妊娠した方に対する配食サービスや家事支援は実施していませんが、食事に困っている方には子ども食堂を紹介したり、食料支援を行っている子ども食堂や社会福祉協議会につないだりしております。

○15番議員（高田チヨ子） 給食サービスや家事支援はしていないけれども、子ども食堂を紹介したり、社協につないでいるということでした。それでは、産後ケア事業の実施項目及び利用状況についてお伺いいたします。産婦の負担軽減として、国は、少子化社会対策大綱において、妊娠期から子育て期に渡るまで切れ目ない支援の一つとして、産後ケア事業を令和6年度までに全市町村で取り組むことを目標としています。そこで、お伺いいたします。産後ケア事業の指宿市での利用状況をお伺いいたします。

○健康増進課長（渡部晃子） 産後ケア事業では、産科医療機関や助産院に宿泊したり通所したり、助産師等の専門職が自宅に訪問したりして、育児に関する必要な支援を提供しております。ケアの内容としては、母親の健康管理、授乳や沐浴などの育児指導、発育に関する相談などとなっております。本市では、平成29年度から事業を開始しており、令和2年度までは利用者は年間0人から2人、令和3年度3名、令和4年度6名、令和5年度4名、令和6年度は12月末時点で7名の方が利用されており、増加傾向にあるところです。

○15番議員（高田チヨ子） だんだんと増加して、皆さん利用されているということですね。ありがたいことだと思います。それでは、県内の他市においては、産後ケア事業の自己負担を安くする取組があると聞いています。指宿市でもこのように自己負担額を減らすことはできないのでしょうか。お伺いいたします。

○健康増進課長（渡部晃子） 産後ケアの事業については、令和6年度までは国庫補助金だけでしたが、令和7年度から国庫補助金に加え、県補助金も充てられることになりました。また、鹿児島県においては、独自に産後ケア推進事業費補助金を創設し、産後ケアの利用推進をしているところです。国や県の制度を活用し、利用しやすい事業となるよう、利用者負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

○15番議員（高田チヨ子） お産をして産後うつになったり、子供を放棄する方が1人も出ないように、この産後ケア事業はしっかりと取り組んでいかないといけないなと、そういうふうに思っております。そして、指宿でも利用者負担の軽減を図りたいと、そういうふうに今、答弁を受けました。本当にありがたいと思います。よろしくお伺いいたします。

それでは次に、ワンオペ育児への支援を行うことはできないかということについてお伺いいたします。ワンオペ育児とは、家事や育児を1人でこなす状態のことです。このように、1人で家事や育児をこなすということはとても大変なことだと思います。シングルマザーの方やシングルファザーだけではなく、家族がいても1人で家事や育児をしている方に対して、指宿市でも何か支援をしていることがあるのでしょうか。お伺いいたします。

○健康増進課長（渡部晃子） ワンオペ育児は、シングルマザー、シングルファザーだけではなく、パートナーがいても、どの程度家事や育児の分担をしている方がワンオペ育児となるのか、はっきりした基準がないため、対象者を選別するのが難しい状況です。健診や育児相談などで1人で育児、家事を担っているといった相談を受けた場合は、お話を伺ってお一人おひとりに寄り添った支援を行っております。一例といたしまして、子供を一時的に預けて病院を受診したいという相談が以前あった際には、ファミリーサポートセンターを紹介いたしました。市としては、ワンオペ育児の方だけでなく、子育て世帯全体に対し、様々な支援策を実施しております。来年度、こども課を新設し、出産から子育てに関する切れ目のない支援の充実を図るとともに、安心して子供を産み育て、子供の健やかな成長を促すため、子育て世代が相談に来やすい、そして、手続きしやすい窓口づくりにも取り組んでまいりたいと考

えております。

○15番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。令和7年度からこども課が新設されるということです。この質問をして、あ、とてもタイムリーだったなって、ちょうど良い質問をしたのではないかなと自分なりに喜んだところでした。こども課ができたことにより、子育て世帯の方が何でも相談でき、子育てしやすくなり、とても喜ばれると思います。頑張りたいと思います。

それでは次に、3点目の空き家対策についてお伺いいたします。市内の空き家は3,245棟あるということでした。それでは、空き家バンクの登録数はどれだけあるのでしょうか。令和5年度から教えていただきたいと思います。

○企画政策課長（東忠孝） 空き家バンクの登録件数は、令和5年度が17件、令和6年度は1月末現在で24件で、累計で41件でございます。また、このうち成約件数は、令和5年度が9件、令和6年度は15件で、累計で24件、成約率58.5%でございます。登録の約8割は売却希望となっており、寄せられる相談内容として、所有者が活用されていない実家を手放したい、管理者の高齢化で管理に不安が出てきた、年忌等が終わり処分を検討していた、などがあるところでございます。

○15番議員（高田チヨ子） 空き家バンクの登録数は累計で41件ということでした。そのうち、成約件数は累計で24件、約半分ぐらいですね。現在の空き家対策は移住者に限られているのではないのでしょうか。もちろん、定住の意味から移住者に焦点を当てているんだということは分かります。それでは、移住者だけではなく、市民が空き家を利活用するための支援というのは考えていないのでしょうか。お伺いいたします。

○企画政策課長（東忠孝） 空き家バンクは、市内における空き家等の有効活用を通じ、本市への移住及び定住促進に取り組み、地域の活性化を図ることを目的として制度化いたしました。よって、補助金の交付対象者としましては、転入前又は転入後5年を経過していない方や、外国人技能実習生等の住居として活用を検討される方を対象としております。5年を経過しないとししました理由としまして、転入された方が、当初は賃貸のアパート等で生活をされ、その後、空き家への住替えを検討されることを想定したものです。空き家リフォーム事業補助金は、登録物件が利用者とマッチングし、移住・定住の可能性が高い売買契約が成立しますと、対象経費の2分の1を上限に、50万円まで支援するものです。また、リフォーム工事の実施は市内事業者を利用いただくことを要件としております。現状は、市外からの人口流入を促進し、転出超過の続く社会動態の緩和を図ることを趣旨としておりますので、まずは、この部分を重点的に取り組んでまいりたいと考えております。なお、市民の方が登録物件に住替えを行いたいとの希望がございましたら、補助金の活用はできませんけれども、自由に取引いただけるものでございます。

○15番議員（高田チヨ子） 今の答弁で、空き家リフォーム事業補助金があり、対象経費の2

分の1を上限に50万円まで支援するということでした。私の認識不足でした。以前は確かりフォームの補助金があったよなと思っていたんですけれども、今はなくなっていると思っていたんです。でも、今でも補助金があることが分かりました。ありがとうございます。また、住替えについては、補助金はないけれども、自由に取りできるということでした。市民の皆様が気持ち良く生活できるようになり、将来が楽しみになるようにしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最後に市長にお伺いいたします。昨日の同僚議員の質問でも、重点政策に子ども課と、空き家対策についても言われていたのではないかと思います。とても大事なことでと思いますので、私からも再度、まとめとしてお伺いしたいと思います。市長、どうでしょうか。よろしくお願いいたします。

○市長（打越明司） 改めて、このこども課と、空き家対策についての決意を述べると、このような趣旨だというふうに聞いておりましたけれども、こども課につきましては、産前産後のお子様方を産んだ人たち、そしてまた、生まれた子供たち双方を一貫して支援していくという、そしてまた、子供については本当に様々な問題についての相談に乗って、今、ワンオペ育児というお話がありましたけれども、逆に市役所のほうではワンストップ窓口ということで、1か所で様々な相談ができる状況にしたいなと思っていますところです。今回は、こども相談係とかおやこ保健とかいうところを中心にしながら受け付けますが、こども課全体です、ね、一体的に支援する機能を有する機関ということで、こども家庭センターというものを令和9年度までに作りなさいよという努力規定があるんですけれども、これも併せて、指宿市の場合にはですね、もう、こども課設置と同時にその支援センターをしっかりと作っていくと、こども家庭センターをですね、作って、その全ての支援が行えるように機能を備えていくということを是非、やらせていただきたいなというふうに思っているところであります。今後、本当に子供たちの生まれてくる環境、育てる環境というのは、だんだんだんだん少なくなっていく中ではありますけれども、本当にしっかりとサポートをして、この地域を支えてもらう、あるいは、将来この地域にまた帰ってきて支えてもらう、そういうお宝のような存在でありますので、今回のこのこども課というものをきっかけにして、更に、よく勉強しながら、応援を続けていきたいというふうに思っております。

また、空き家利用については、今、お話がありましたように、基本的にはできる限りこの指宿に人を呼び込んでいこうと。その際、一番大切なことは、住む場所と、あるいは、いわゆる仕事をマッチングさせていくということを中心にしながら、その一つとしてこの空き家を活用していく。逆に言うと、市内で今、増え続けている空き家を少しでも利活用していこうということが目標ではありますけれども、今、お話しのとおり、地元の方々がですね、空き家を活用していくということが、今、市内を歩いていてもいろいろとそういった取組が行われているなということを私も感じています。今の段階では、リフォームして事業に使って

いくような時には、また、違う補助の制度がありますので、そういったものを使っていたくような形になっていますが、事業を展開する場合にはですね。当然ながら、全てこの住居に使う場合でも、助成の条件は、地元の皆さんを使ってねという、地域経済循環が進むようなものについて応援していこうという形になってはいますが、地元の方々が、例えば、民泊できる施設であるとか、あるいは、空き家を活用して、飲食店やその他の様々な事業に活用していくと、こうしたことも含めてですね、今後、応援ができる範囲でいろんな制度を検討していかなければならないなというふうに思っているところであります。いずれにしても、人口減少の時代でありますので、その空き家をまず、危険な空き家にしないということを前提に、使えるうちにしっかりと使う方法を、これからも追いつけていかなければいけないというふうに考えております。

○15番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。今日は3項目にわたって質問をしたわけですが、執行部の皆様、分かりやすく、そして、嬉しい答弁をいただきました。本当にありがとうございます。

最後に、苦しい時間は長く続くが、楽しい時間は早く過ぎる。これは、物理学者のアインシュタイン博士が、自らが提唱した相対性理論の意味を問われて、ユーモアを込めて返事をしたそうです。時間の使い方は心の持ち方で変化します。いつでも前向きに楽しく過ごせたら良いなと思っております。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西森三義） これにて一般質問を終結いたします。

△ 議案第35号～議案第37号一括上程

○議長（西森三義） 次は、日程第3、議案第35号、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び指宿市職員の育児休暇等に関する条例の一部改正について、から、日程第5、議案第37号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第17号）について、までの3議案を一括議題いたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（打越明司） 今回、追加して提出いたしました案件は、条例に関する案件が2件、補正予算に関する案件1件の計3件であります。

それでは、議案の提案理由につきまして、まず、議案第35号、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、国の法律改正に伴い、少子高齢化が進展し、人口減少が加速している中で、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするための必要な措置を講ずるため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第36号、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について、であります。

本案は、令和6年人事院勧告の趣旨に鑑み、職員の給与の額及び各種手当等の内容を改正するため、これらの条例の所要の改正をするものであります。

このほかの議案や詳細な内容につきましては、総務部長に説明させていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（渡部徹也） それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第35号、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の公布に伴い、仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容を御説明申し上げますので、2ページを御覧ください。

まず、第1条の指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、であります。

改正の主な内容は、子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合において、所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を、現行の3歳に満たない子を養育する職員から、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へ拡大するものであります。

また、仕事と介護の両立支援制度を十分活用できないまま介護離職に至ることを防止するため、仕事と介護の両立支援制度について個別に周知し、面談等の措置を講じなければならないこととする規定を新たに追加するものであります。

3ページを御覧ください。

次に、第2条の指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、であります。

改正の主な内容は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

なお、附則において、改正条例の施行日を令和7年4月1日からとするものであります。

次は、提出議案の4ページを御覧ください。

議案第36号、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について、であります。

本案は、令和6年人事院勧告の趣旨に鑑み、職員の給与の額及び各種手当等の内容を改定

するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものです。

改正の主な内容を御説明申し上げますので、5ページを御覧ください。

まず、第1条の指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

改正の主な内容は、別表第1の給与表について、早期に昇格した職員に高い処遇を確保することを重点に置き、職務や職責に応じた給料体系に改定するものであります。また、配偶者に係る扶養手当を令和8年度までに段階的に廃止し、子に係る扶養手当を令和8年度までに段階的に1万3千円に引き上げるものであります。

そのほか、国家公務員から人事交流等により引き続いて職員となった者への地域手当の支給期間や再任用職員への手当支給等の拡充を行うものであります。

11ページを御覧ください。

次に、第2条の指宿市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、であります。

改正の主な内容は、一般職員と同様に扶養手当の改定を行うものであります。

また、再任用職員への手当支給の拡充を行うものであります。

次に、第3条の指宿市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、であります。

主な改正の内容は、一般職員と同様に扶養手当の改定を行うものであります。

そのほか、管理職への管理職員特別勤務手当や再任用職員への手当支給等の拡充を行うものであります。

次に、第4条の指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、であります。

改正の主な内容は、特定任期付職員業績手当を廃止することに伴い、期末手当の支給割合を100分の172.5から100分の95に改定し、新たに勤勉手当を支給し、その支給割合を100分の87.5にするものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日及び経過措置等を規定しているところであります。

次は、提出議案の19ページを御覧ください。

議案第37号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第17号）について、であります。

指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を288億2,298万2千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出のほうから御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款3、民生費、項2、児童福祉費、目2、児童措置費9千万円の補正につきましては、保育所

等運営費に係る保育士の配置加算分等の増加に伴い、扶助費を増額しようとするものです。

次に、歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款19、繰入金9,000万円の補正につきましては、説明欄にお示しの財政調整基金繰入金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時42分

議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第35号～議案第37号（質疑、委員会付託）

○議長（西森三義） これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第35号及び議案第36号の2議案については、総務水道委員会に、議案第37号については文教厚生委員会に付託いたします。

いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

△ 散 会

○議長（西森三義） お諮りいたします。

3月17日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により、休会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、3月17日は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 福 永 徳 郎

議 員 高 田 チヨ子

第 1 回 定 例 会

令和 7 年 3 月 26 日

(第 5 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

令和7年3月26日 午前10時00分 開議

〜〜

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第11号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第35号 指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第36号 指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第12号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第13号 指宿市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の廃止について
- 日程第7 議案第14号 指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第15号 指宿市保健センター条例の一部改正について
- 日程第9 議案第16号 指宿市今村光雄奨学資金条例の一部改正について
- 日程第10 議案第17号 指宿市考古博物館時遊館ＣＯＣＣＯ橋牟礼条例の一部改正について
- 日程第11 議案第18号 市道の廃止及び認定について
- 日程第12 議案第19号 市道の廃止及び認定について
- 日程第13 議案第20号 市道の廃止及び認定について
- 日程第14 議案第21号 市道の廃止及び認定について
- 日程第15 議案第22号 市道の認定について
- 日程第16 議案第23号 市道の認定について
- 日程第17 議案第24号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第16号）について
- 日程第18 議案第37号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第17号）について
- 日程第19 議案第25号 令和7年度指宿市一般会計予算について
- 日程第20 議案第30号 令和7年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第21 議案第31号 令和7年度指宿市公共下水道事業会計予算について
- 日程第22 議案第32号 令和7年度指宿市温泉供給事業会計予算について
- 日程第23 議案第26号 令和7年度指宿市国民健康保険特別会計予算について

- 日程第24 議案第27号 令和7年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第25 議案第28号 令和7年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第29号 令和7年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第38号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第39号 指宿市議会会議規則の一部改正について
- 日程第29 議案第40号 指宿市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第30 議案第41号 指宿市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議会活性化等調査特別委員会の中間報告の件
- 日程第32 閉会中の継続調査について

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	井 元 伸 明	13 番 議 員	新川床 金 春
14 番 議 員	福 永 徳 郎	15 番 議 員	高 田 チヨ子
16 番 議 員	前之園 正 和	17 番 議 員	下川床 泉
18 番 議 員	西 森 三 義		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	黒 永 英 樹
教 育 長	田之上 典 昭	総 務 部 長	渡 部 徹 也
市民生活部長	富 永 敏 尚	健康福祉部長	出 島 雅 彦

産業振興部長	鴨 崎 一 郎	農 政 部 長	内 村 喜代志
建 設 部 長	高 田 博 憲	教 育 部 長	紺 屋 聖 一
総 務 課 長	濱 上 和 也	人事秘書課長	木 下 英 城
企画政策課長	東 忠 孝	財 政 課 長	上 村 圭一郎
水 道 課 長	湯ノ口 繁 生		

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	池 水 拓 也	主幹兼調査管理係長	下 川 裕 一
議 事 係 主 査	古 川 浩 仁	議 事 係 主 任	鮎 川 富 男

△ 開 議

午前 10 時 00 分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、井元伸明議員及び前之園正和議員を指名いたします。

△ 議案第11号、議案第35号及び議案第36号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第2、議案第11号、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、日程第4、議案第36号、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（松下知恵） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました、議案第11号、議案第35号及び議案第36号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月26日、27日及び3月14日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第11号及び議案第35号の2議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第36号については、反対討論として、配偶者の扶養手当を令和8年度より廃止するということについて、働き方の見直しということで、配偶者の労働を増やしていくために廃止するということだが、配偶者の中には様々な理由により働けない方もいらっしゃるから反対するということがあり、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第11号について。大学教授及びこれと同等と認められる職とは、どういう職を想定しているのかとの質疑に対し、医師や有識者など、各種著名な方々が想定されるとの答

弁でした。

その同等と認められる職の判断はどのようにするのかとの質疑に対し、都市計画審議会条例において、学識経験者を構成員とするとなっており、所管課である都市・海岸整備課が専門家として多くの知識を持った方々を選任することとしているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第35号について。

職員が配偶者等を介護する状況に至った旨を申し出たときに必要な措置を講じなければならないということだが、その配偶者等とは何親等までを指すのかとの質疑に対し、配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、配偶者の子、孫、それから、パートナーシップとして任命権者が認められている者、生計を一にする同居者も対象として定めているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第36号について。

子にかかる扶養手当はどのように変更されるのか。またそれは、養子縁組された子も対象となるのかとの質疑に対し、令和7年度が1万1,500円、令和8年度が1万3千円で令和8年度までに段階的に引き上げていく。養子縁組された子も対象となるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○10番議員（吉村重則） 議案第36号に反対する立場から討論いたします。

提案理由が令和6年人事院勧告の趣旨に鑑み、職員の給料の額及び各種手当等の内容を改定するために改正する内容であるが、扶養親族の子供の扶養手当は増額され改善されていますが、配偶者の扶養手当は令和8年度から廃止するようになっており、廃止すべきではありません。

以上の理由で反対討論といたします。

○議長（西森三義） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第11号及び議案第35号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号及び議案第35号の2議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第12号～議案第17号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第5、議案第12号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、から、日程第10、議案第17号、指宿市考古博物館時遊館ＣＯＣＣＯ橋牟礼条例の一部改正について、までの6議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

6議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（東勝義） おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました、議案第12号から議案第17号までの6議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月28日及び3月4日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査

いたしました結果、6議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第12号について。

所得割、均等割、平等割がそれぞれ引下げになっているが、なぜかとの質疑に対し、令和7年度に県に納める国保事業費納付金が、令和6年度と比較し約1億5,400万円の減額となり、全体的に税率についても引下げを行うものであるとの答弁でした。

1世帯当たりどれくらい下がるのかとの質疑に対し、令和6年4月1日時点の被保険者数と令和6年度の所得を用いて試算した場合、1人当たり年額で約9,300円の減額となる見込みであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第14号について。

保育士等の配置基準について、満3歳以上満4歳未満の児童に係る保育士等の数を、おおむね20人に1人からおおむね15人に1人に、満4歳以上の児童に係る保育士等の数を、おおむね30人につき1人からおおむね25人につき1人に改正することになると、人材不足が心配されるが、保育士の確保というのはスムーズに行えるものなのかとの質疑に対し、保育士の確保という面では、事業所側にとっては厳しい基準に変更されるが、保育士側の立場では、1人で見える子供の数が絞られるということで、保育士自体の負担は減ると考えている。保育士確保については、行政も一緒になって確保ができるような取組をしていかなければいけないと考えているとの答弁でした。

基準が変わることによって、指宿市内で何名ぐらい保育士が必要になるのかとの質疑に対し、今回の改正の対象になっている保育事業所は、比較的小規模の保育事業所に限られており、指宿市内には小規模保育事業所A型というのが1事業所あるが、現在、認可の定員が15名となっているため、基準を既に満たしていることから変更は必要ないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第15号について。

開聞地域の妊産婦の方々には、母子健診を指宿保健センターに集約することに御理解いただけているのかとの質疑に対し、妊娠届出や乳幼児健診についても、現在、指宿保健センターで集約して実施している。各種健診については、各校区の公民館や地域の中心的な場所にある施設で健診等を行っており、身近な場所で健診が受けられているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第16号について。

高校生等を対象に奨学資金を支給していた指宿市新小田奨学資金基金が、令和7年度中に枯渇する見込みということだが、新たな資金調達はしないのかとの質疑に対し、新小田奨学

資金は給付型で、昭和45年に新小田栄吉氏から1,000万円の寄附を頂き、その寄附金を原資として高校生等を対象に年間10人に月額5千円を給付してきた。当初は、預金利息のみで運用していたが、預金利息がなかなか付かなくなり、平成17年に利息のみでの運用が難しいということで、新小田栄吉氏の親族の方と協議をさせていただき、原資も取崩しながら運用してきた。今回、原資がなくなるが、市から新たに寄附金をお願いすることはできないことから、もう1回始めるというのは考えていないとの答弁でした。

今村光雄奨学資金も給付型ということだが、いつごろまで給付できる予定かとの質疑に対し、今村光雄奨学資金は、令和3年度に三光機械株式会社様から3,000万円の寄附を頂き、基金として令和4年度から大学生等を対象として、毎年10人に月額1万円、合計で年間120万円を支給してきた。今回、高校生を対象とした奨学金がなくなるということで、三光機械株式会社と協議し、新たに高校生等を対象とした年間10人、月額5千円を給付する奨学資金を快く承諾していただいたことにより、今回の条例改正案を作成した。このような条件で試算すると令和23年度までは運用できると見込んでいるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第13号及び議案第17号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号から議案第17号までの6議案を一括して採決いたします。

6議案に対する委員長の報告は、可決であります。

6議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第17号までの6議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第18号～議案第23号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第11、議案第18号、市道の廃止及び認定について、から、日程第16、議案第23号、市道の認定について、までの6議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

6議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（新川床金春） 産業建設委員会に付託されました、議案第18号から議案第23号までの6議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月5日及び6日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、6議案ともに全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第18号について。

市道の廃止、認定というのは、どういう流れの中で認定、廃止になるのかとの質疑に対し、例えば、今回の古賀線では、延長が延びて終点が変わります。起点や終点が変わることにより市道の見直しとして道路台帳の整備を行い、それに合わせて市道の認定をするとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第19号から議案第23号までの5議案については、質疑、意見もありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号から議案第23号までの6議案を、一括して採決いたします。

6議案に対する委員長の報告は、可決であります。

6議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第23号までの6議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第24号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第17、議案第24号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第16号）について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（新川床金春） 産業建設委員会へ付託されました、議案第24号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、当初の見込みを上回る蒸気、熱水の噴出が確認されたことから、配管等の変更をするということだが、具体的にはどういったことかとの質疑に対し、替掘前に出ていた湯量は1分間に115ℓほどであったが、替掘後は800ℓと大分多くなっている。湯量が4.4倍ほど多くなったので、配管を大きいところで300Aという大きな配管に、1番長いところの配管は150Aに変えるとの答弁でした。

次に、温泉の導入先はたまたま箱温泉だけで使う湯量なのか。たまたま箱温泉のタンクはそのままだと思うが、タンクに入れるためにそれだけ大きな配管が必要なのかとの質疑に対し、たまたま箱温泉の貯湯タンクに送る分と、砂むし温泉のほうに送る分も想定をしているとの答弁でした。

次に、想定よりも多くの湯量が出たのであればバルブで調整はできないのかとの質疑に対し、バルブを閉めることで、蒸気や熱水の量というのは調整できるが、坑内に常時高い圧がかかってしまうため、設備に良くないということと、バルブを閉め過ぎると最終的には自噴が止まってしまうということが懸念される。安全で持続可能な泉源整備ということで、現状ではバルブを全開した状態で運用をしたいと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

△ 議案第37号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第18、議案第37号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第17号）について、を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（東勝義） 文教厚生委員会へ付託されました、議案第37号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月14日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

保育所等運営費9,000万円の増額は、市内の全ての保育施設が対象なのかとの質疑に対し、この運営費は、認可施設のみが対象となっており、市立の利永保育所を除く認可保育所や認定こども園等の合計20施設が対象であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

△ 議案第25号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第19、議案第25号、令和7年度指宿市一般会計予算について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（松下知恵） 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第25号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月26日及び27日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、健幸・協働のまちづくり課所管分について。

共生・協働推進費の中に、みんなのまちづくり事業支援補助金とあるが、これはどういったものなのかとの質疑に対し、この補助金は、令和6年度に創設された補助金であり、公共施設等の維持管理事業に対する補助金、自治会等と連携する自治会等連携事業の補助金、そしてクラウドファンディング事業の補助金の三本柱になっているとの答弁でした。

自治会支援事業の中に、自治会加入促進事業があるが、加入促進活動はどのようにしているのかとの質疑に対し、加入促進活動については自治公民館連絡協議会が中心となって様々行っている。それに対して担当課として協力をしているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、人事秘書課所管分について。

職員の福利厚生の中に、各種健康診断があるが、全員がこの診断を受けるためにどのような計画を立てているのかとの質疑に対し、令和6年度の受診率は99.2%で100%にはまだ到達していない。口頭や文書による案内を行って100%を目指したいと考えているとの答弁でした。

ストレスチェックによる受検件数はどのくらいあるのかとの質疑に対し、毎年ストレスチェ

ックを業務委託しているが、令和6年度については、732名の対象者のうち717名が受検しており、97.95%の回答率であった。その中から高ストレスに該当する方たちについては、カウンセリング受診を案内している。令和6年度は全7回予定しており、現在5回終わって25名が受診しているとの答弁でした。

意見として、職員間のコミュニケーションを図るような福利厚生費の予算を組んでいただきたいというものがありました。

次に、企画政策課所管分について。

道の駅いぶすき彩花菜館再整備事業でPark-PFIを活用してとあるが、設立時のPFI事業との違いは何かとの質疑に対し、前回のPFI事業とは全く制度が異なり、今回のPark-PFI事業は、平成29年に新しく国で制度が導入され、都市公園の中で整備、管理する手法になる。PFIの制度の時は、建ぺい率2%の中で商業施設、交流施設を整備したが、今回Park-PFIの制度では、この建ぺい率が最大12%に緩和されることから活用することになったとの答弁でした。

うなぎの里の再生事業で交流人口や関係人口が増えるのは良いことだと思うが、鰻地区の空き家の活用はこの計画に入っているのかとの質疑に対し、空き家については、令和6年度、空き家の所有者にアンケートを行っており、その回答に基づいて個別に対応しようと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、デジタル戦略課所管分について。

電算システムについて、昨今地震などの大災害がある中で、本市としてデータセンターの活用はどうなっているのかとの質疑に対し、情報行政システムについては、委託している業者のクラウドを使っており、そこでデータを管理しているので、仮に市が災害を受けたとしてもデータがなくなることはない。併せてデータについては、本庁舎でバックアップをとって業務を行っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について。

総務管理費の中の説明で、西側別館と車庫を撤去するとあるが、計画道路はどこまで延びるようになるのかとの質疑に対し、この道路は、現在ある線路沿いの道路につながる、自転車と歩行者の道路になる。その道路設置に西側別館と屋根付きの車庫がかかっているため撤去することになっているとの答弁でした。

市史編さん事業費の内訳を教えてくださいとの質疑に対し、会議や調査を行う先生方への謝金、費用弁償、消耗品等に係るもので、会議の開催等の経費232万2,700円と、現地調査等の経費673万8,290円を合わせて906万1千円を指宿市史資料調査会への負担金として計上しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、危機管理課所管分について。

備蓄用食糧費でゼリー500食分を今回予算計上しているが、万が一災害があったときはそれで事足りると理解してよいのかとの質疑に対し、備蓄用食糧については、賞味期限等があり、多くの備蓄はできないため、市内の量販店等と応援協定を結び、水や食料等を支給してもらえるようにしているとの答弁でした。

危険空き家等解体撤去工事補助金に1,050万円組まれているが、どの空き家をとという予定があるうえでの予算措置なのかとの質疑に対し、住宅で30件、住宅以外で10件の補助対象を予定しているとの答弁でした。

意見として、畑かんの水と上水道をうまく組み合わせて、火災のある際には、山間部にも送水できるような体制を組んでいただきたいというものがありました。

次に、財政課所管分について。

旧学校管理事業として259万9千円計上しているが、その内容は何かとの質疑に対し、旧利永小学校が市の管理となっているので、その修繕料等を計上しているとの答弁でした。

地方交付税を前年度に比べて多く見込んでいるが、これは伸び率を計算する要素があるのかとの質疑に対し、毎年、国から地方財政計画が示される。令和7年度の地方財政計画で国が計画している伸び率が1.6%と示されているので、その率を考慮して計上したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議会事務局所管分について。

政務活動費は現在17名で、改選後は18名で計算されているのかとの質疑に対し、改選までは17名で予算計上している。改選後は今の条例定数が18名であるので、予算の積算上、18名で1か月分を組んでいるとの答弁でした。

負担金が減額になっているのはなぜかとの質疑に対し、年会費として考えられる負担金があり、これはコロナ禍前の状況に戻りつつあるので、その分で増額になっているが、郷土会など隔年で参加するものもあり、そこに旅費が伴うので、その分が減額要素の一つになるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、会計課所管分について。

印刷製本費で封筒を14万枚、一括で印刷するということが、印刷会社に入札した場合、安くなると思われるが検討はしないのかとの質疑に対し、各課で発注すると高くなる可能性があるが、会計課で一括して市全体の分を発注しているので安くなっていると考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、選挙管理委員会事務局所管分について。

期日前移動投票所を導入したと思うが、令和7年度の予算では、どの項目に入っているのかとの質疑に対し、参議院通常選挙では、報酬として移動期日前投票の管理者の2日分と投票立会人2人の2日分が計上されている。市長・市議会議員選挙については同じく報酬として、投票管理者が1日分、投票立会人2人の1日分が計上されている」との答弁でした。

移動期日前投票をすることによって、投票率は上がったのかとの質疑に対し、投票率について比較できるのは、新永吉、鰻、尾下の3地区の平均の投票率であるが、令和3年に執行した衆議院議員総選挙においては51.69%で令和6年が62.75%であったので投票率は上がっているとの答弁でした。

意見として、移動期日前投票所については、十二分に住民に周知徹底をお願いしたいというものがありませんか。

なお、監査委員事務局所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（東勝義） 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第25号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月28日及び3月4日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、住民が望んでいることは何かと考えたときに、幾つかあると思うが、学校給食費を無償にしてほしいということは強い願いであり、県内でも無償にするところが増えてきている。また、子ども医療費については、18歳まで無料にしてほしいというのが市民の願いであるが、これも含まれていない。市民の願いが欠けた予算だということから、反対であるというものがあつた、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、指宿商業高校所管分について。

学校活性化補助金は、何名が対象で、どのような効果があつたのかとの質疑に対し、15人を用途に計上しており、現在は女子ソフトテニス部と陸上部の下宿の補助金として活用している。効果としては、入学をする際に、遠方からの入学者が見込めることで、遠くは喜界島

などの離島からも来ていただいている。女子ソフトテニス部は、九州大会などの大きな大会の出場もしている。陸上部も九州大会の出場や県下一周駅伝にも選手として各地区に派遣しているとの答弁でした。

韓国の永化国際観光高等学校との交流事業は、コロナ前の交流の在り方に戻っているのかとの質疑に対し、令和2年度から5年度の間は、コロナ感染症のまん延で実施をしていなかったが、令和6年度から4名ずつの交流事業として実施しており、7年度も同様にする計画であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、生涯学習課所管分について。

青少年健全育成推進事業の概要に、青少年育成に携わる指導者育成を図ると書いてあるが、どういう指導をするための指導者を育成するのかとの質疑に対し、青少年健全育成費の中で、青少年育成推進員の謝金を計上している。青少年育成推進員を各校区から選定していただき、子供会や地域の中で体験事業をするときに中心となって、コーディネートやいろいろな調整をしていただくなどの活動をしていただいている。活躍の場として、例えば、市の子供会大会や開聞岳に登る指宿を自慢できる子供づくり事業の実行委員として入っていただき、当日の運営や企画の面で知恵を出していただいたり、行動力を発揮していただいたりしているとの答弁でした。

家庭教育講座等の全市的な取組と、特に学校や地域が力を入れているような事業があれば教えていただきたいとの質疑に対し、家庭教育講座等支援事業については、市内の幼稚園、保育園から、小学校、中学校、高等学校、そして、一般のNPOや企業の方も使っていただけるもので、講師謝金を市が負担する制度になっている。実際は、幼稚園や小中学校の家庭教育学級等で活用されており、子育てに関するテーマで学習をしたいときに、学校等が講師の方を選定するが、その講師に対する謝金を市が負担するという形で講師派遣のサポートをさせていただいているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校給食センター所管分について。

給食費については、年々上がってきているのを補助金でカバーして、これ以上は上げないようにすることが基本になっているが、一方で保護者などからは、全額補助によって無償にしてほしいという要求等もあるが、無償化した場合どれくらい掛かるという試算はあるのかとの質疑に対し、令和7年度の学校給食費で試算したところ、トータルで約1億5,800万円の費用が必要になるとの答弁でした。

米の値段が上がっているが、どのくらい上がっているのか。また、順調に入荷はできているのかとの質疑に対し、米の価格については、令和6年度の1学期時点の価格が1kg当たり301円50銭だったのが、令和6年度3月期の時点で1kg当たり670円となっている。価格の高騰はあ

るが、米自体の確保というのは現時点ではできているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、教育総務課所管分について。

小学校、中学校それぞれの管理備品整備事業で、机・椅子購入とあるが令和6年度と比べると値上がりをしているのかとの質疑に対し、金額的なものは持ち合わせていないが、若干値上がり傾向にあるとの答弁でした。

北指宿中学校の武道場は、令和7年度の事業で建て直すのかとの質疑に対し、令和7年度予算で8年度までかけて改築する予定であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校教育課所管分について。

要保護・準要保護の就学援助費について、どのように周知しているのかとの質疑に対し、入学説明会のときに周知するとともに、入学後の4月に再度、児童生徒を通してチラシで周知している。あわせて、市のホームページでも周知しているとの答弁でした。

要保護・準要保護の対象見込人数が、小学校338名、中学校201名となっているが、全体の児童生徒それぞれ何名に対しての見込み人数なのかとの質疑に対し、2月現在で、小学校1,706名、中学校936名に対しての見込み人数であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市民課所管分について。

指宿市のマイナンバーカードの保有率は、何%になっているのかとの質疑に対し、令和7年1月31日現在で80.9%、3万666名が取得されているとの答弁でした。

住民票や印鑑登録証明書などの取得について、庁舎での交付とコンビニでの交付サービスの利用割合は、どうなっているのかとの質疑に対し、令和6年度の実績として、住民票については、1万892件中1,860件で17.1%、印鑑登録証明書については、7,148件中1,339件で18.7%の方がコンビニで取得されているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について。

新規事業の滞納整理システムガバメントクラウドについて、どのようなシステムなのかとの質疑に対し、全国の自治体が利用できる政府で構築された共通の情報システムである。本市でも令和7年度に国の標準仕様に適合したシステムに移行しなければならないことから、この共通システムを導入するものである。ガバメントクラウドとは、クラウド上に住民記録や地方税などの基幹業務を利用できるアプリケーションが複数用意されており、各自治体が個々にシステムを構築するよりもコストが削減できるもので、高度な情報セキュリティのほかに災害対策など、柔軟に拡張できることが大きなメリットになっているとの答弁でした。

市のたばこ税と入湯税が減額で組まれているが、根拠は何かとの質疑に対し、たばこ税に

については、平成26年度以降、受動喫煙対策による喫煙場所の減少や昨今の健康志向の高まりによる喫煙者の減少などにより減少していることから、令和6年度の見込額の96.8%程度の販売本数を見込んで、2億6,200万円の計上としている。入湯税については、令和6年中の指宿市の観光客数において、日帰りについては回復傾向にあるが、宿泊については前年比で93%程度と回復し切れていない状況である。インバウンド客については、前年比で150%と増加はしているが、宿泊施設の客室稼働率の低下などが需要の回復の妨げとなることも考えられる。令和7年度の予算額については、令和6年度の利用者が前年度の95.4%程度となっているので、前年度の95%の5,500万円で計上しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について。

新たに導入予定の火葬場予約システムというのは、どのようなシステムなのかとの質疑に対し、現在、火葬場の予約は、市役所の窓口や電話等で受け付け、確認を行っているが、このシステムは、インターネットを通じて火葬場を予約するシステムで、導入することにより、火葬場の空き状況の確認や予約がウェブ上で24時間行うことが可能となり、御遺族、葬儀社、寺院等の関係者の日程調整をスムーズに行うことができるため、関係者の負担軽減につながる。また、聞き間違いや書き間違い等の防止も見込まれるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、国保介護課所管分について。

全額県補助金が充てられる地域密着型サービスの看護小規模多機能型居宅介護施設の新設を計画しているという説明があったが、どのような内容かとの質疑に対し、看護小規模多機能型居宅介護施設は、今のところ指宿市にはないが、今、ホームページでも公開していることから、介護事業所からいろいろ問合せがある。その内容については、新築もあり得るし、既存の施設を利用するところもあるかもしれない。これから公募するので、新築になるのか既存施設を利用するのか、まだ分からない状態である。使った費用に対して100%補助なので、補助額の上限で予算計上しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、長寿支援課所管分について。

長寿お祝い事業で満88歳と95歳の方に1万円又は1万円相当の祝品とあるが、どちらを選んでいるか統計的なものがあるのかとの質疑に対し、令和6年度は、454名のうち1万円が409名、祝品が45名となっている。祝品については、唐船峡のお食事券、若しくは記念写真の撮影券から選んでいただいているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。

救急医療事業の事業概要の中に、地域住民に対する救急医療知識の普及啓発を図るとある

が、どのような啓発をなされているのかとの質疑に対し、救急車の適正な利用については、指宿医師会と協力して市民の方に周知をしていくように努めている。そのほか、9月の全国救急医療週間に合わせて、市民の方に救急医療市民講座を開いており、救急医療に関する講演や救命措置の講習会などを年1回実施しているとの答弁でした。

指宿医療センターへの麻酔科医確保負担金とあるが、これは麻酔科医1名を確保するための補助金ということかとの質疑に対し、常勤の麻酔科医については、指宿医療センターにいるが、土日祝日等の非常勤の方の確保が難しいということで、地域の医療を支えるために、賃金は医療センターで発生しているが、その方に対する交通費や宿泊費など、指宿市の医療に対応していただくための手立てを行っているとの答弁でした。

意見として、女性に対する救急蘇生措置について、社会の中でやりにくいという捉え方をされている方々が多くいるので、救急蘇生措置は、男女共に助けなければならないという観点から、措置の方法をしっかりとやっていただきたいというものがありました。

次に、地域福祉課所管分について。

新設されるこども課のみが保健センターに入ること、保健センターの役割について支障はないのか。また、転入された方々が、住民票の異動を市民課の窓口で手続した後、保育園への入所手続などをするため、保健センターに移動しないといけない。ワンストップではできないということになるのかとの質疑に対し、保健センターとしての役割は、これまでどおり保健センターを使って健診等を行う予定である。保育園の相談や妊娠をされてる方の手続などは、ワンストップというわけにはいかず保健センターに来ていただくことになるとの答弁でした。

池田保育園の大規模修繕工事について、どのような修繕で、工事の間は保育事業に対して影響がないのかとの質疑に対し、池田保育園については、大規模修繕となることから、園庭若しくは隣接地を借り上げて、仮設の施設で保育事業をしながら、園舎修繕をするという計画になっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（新川床金春） 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第25号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

ます。

本委員会は、去る3月5日及び6日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農業委員会事務局所管分について。

荒廃農地等利活用促進交付事業について、事業費は15万円ということだが、面積としてどれだけという計画があるかとの質疑に対し、1,000㎡当たり3万円なので、50a分を見込んでいるとの答弁でした。

農地利用最適化交付金が、前年度と比較して増えている理由は何かとの質疑に対し、農地利用最適化交付金の積算根拠は、前年度の取組実績に応じて次年度の交付金が決まる仕組みになっていることから、令和7年度の交付金の予定額が増額になっているとの答弁でした。

以前の委員会で農地利用最適化推進委員だけでなく、農業委員にもタブレットを配布すべきという意見があったが、予算に反映されているのかとの質疑に対し、農業委員と推進委員が二人三脚で活動できる体制となっていることから、タブレットは農業委員と推進委員で共有し、活用している。令和7年度予算の中には、新たなタブレット購入費用は計上していないとの答弁でした。

農業者年金の加入者が非常に少ないが、農業者の何割ぐらいの方がこの年金に加入しているのかとの質疑に対し、加入率は把握していないが、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を更に図るために、農業委員・推進委員による更なる加入推進の強化に、事務局も含めて努めてまいりたいと考えているとの答弁でした。

意見として、農業者年金に多くの皆さんが入っていただけるように推進していただきたいというものがありました。

次に、農政課所管分について。

防災営農施設整備事業について、被覆資材の更新のみで新設が出されていないが、その理由を把握しているかとの質疑に対し、資材等が全体的に高騰していることも一つの理由でないかと思っている。令和7年度については、被覆施設更新が3件の計画で、残念ながらハウス建設に関しましては計画がないとの答弁でした。

防災営農施設整備事業について、以前は被覆の更新というのは対象になっていなかったが、どの程度までが新しく認められているのかとの質疑に対し、降灰によって劣化が起きるので、その透過率をハウスごとに計り、透過率がある一定以下になった場合に事業実施できるとの答弁でした。

新規就農者育成総合対策事業について、令和7年度の採択予定者が6人とあるが、これは応募者と同数かとの質疑に対し、令和7年度は、これから申請をする方を見込んだ人数になるとの答弁でした。

経営開始資金の採択を受けるための条件というのは厳しいのかとの質疑に対し、45歳以下の認定新規就農者になる方が対象で、認定農家と同じような形で、5年後の目標を設定していただき、計画書を審査会で審査して認定をしていただくことになるとの答弁でした。

意見として、新規就農者育成総合対策事業は、担い手不足を解消する一つの施策として評価できるので、条件の緩和や申請等の簡略化を図りながら推進していただきたいというものがありました。

次に、耕地林務課所管分について。

林業振興費の中に新生児へ配布する木製玩具製作業務委託の予算があるが、算出根拠はどうなっているのかとの質疑に対し、指宿市で生まれる子供が年間約200人で、1人5千円ぐらいの単価で、経費を含めて132万円の予算を計上しているとの答弁でした。

有害鳥獣被害状況はどうかとの質疑に対し、有害鳥獣の捕獲事業を実施しており、令和6年1月から12月までの期間の実績で、イノシシが608頭、シカが46頭、タヌキが113頭、アナグマが184頭、カラスが195羽、サルが1頭となっているとの答弁でした。

有害鳥獣被害で農家の皆さんは大変な思いをされていると思うが、その対策はどうなっているのかとの質疑に対し、令和7年度は、イノシシの例を述べると、市の報奨金が6千円、県から頂く補助事業の上乗せが7千円で、合計1頭当たり1万3千円の捕獲報奨金をお支払いする計画である。また、猟友会の捕獲隊員の確保ということで、狩猟免許取得に係る講習会の必要経費に対する半額の補助として、1人5千円の補助を行うとの答弁でした。

畑地帯総合整備事業で給水栓の更新箇所が、1,200か所ということですが、何年ごとに更新しているのかとの質疑に対し、給水栓にも耐用年数があり、耐用年数を迎えて漏水などがあるので、山川、開聞、指宿それぞれの地域で給水栓の更新を計画しているとの答弁でした。

森林経営管理事業に、森林調査用ドローン購入ということで156万2千円あるが、モニターも含まれているのかとの質疑に対し、森林調査用のドローンは、本体1基と周辺機器一式を合わせて予算計上しているとの答弁でした。

ドローンの操作は職員が行なうのか、また、年間何回ぐらい使うのかとの質疑に対し、操作は職員が行なうので、未整備森林の調査などの森林整備に係る調査、伐採届等が出された場所の現地調査、山地などで災害が発生した場合に、現地の状況を早く把握するための調査等に使う予定である。災害等がどれぐらい発生するか、必要な調査がどれぐらいあるかは、今のところ計画としての数字は上がっていないとの答弁でした。

森林の伐採をした後、また同じ杉を植えることで花粉症の問題が発生するが、対策は考えていないのかとの質疑に対し、杉の花粉症の問題が報道でも問題提起され、国あるいは県としても花粉症対策として、杉の花粉が出ない、あるいは出る量が非常に少ないものを開発している段階にある。現在は、従来の杉を植えざるを得ないが、将来的には、杉の花粉が出る量

が非常に少ないものに転換していくとの答弁でした。

意見として、杉花粉について、DNAで花粉が出ないという樹種が出回って、それも1本1本挿し木をするのではなく、種を植えて一遍にできるシステムが構築されているということがテレビで放映されていた。その生産をするために、ハウス内で見渡す限りそういう植林をしてるような土地もあるので、その辺について検討していただきたい。花粉症対策に取り組んでいただきたいというものと、ドローンの導入については、しっかりした運用ができるように、オペレーターの早急な育成を行っていただきたいというものがありました。

次に、建設監理課所管分について。

地籍調査事業について、令和7年度分が全部終わった場合に、残るのはどの場所でどれくらいの面積となるのかとの質疑に対し、面積といたしましては、令和7年度終了後の面積は3.27km²で、メディポリスの下山林部分やいわさきホテル周辺が残るとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。

道路維持費の中でミニホイールローダ購入費606万1千円とあるが、どのように利用されるのかとの質疑に対し、開聞支所で所有してほぼ毎日利用しているミニホイールローダが老朽化していることから買換えを行うもので、2tのものを3tに大型化することで、作業効率の向上や作業員の負担軽減を図るとの答弁でした。

道路や橋梁など、いろいろと改善の要望が来ると思うが、新しい要望が年間何件程度来て、積み残したものがどのくらいあるのかとの質疑に対し、令和7年度に新規で上げている路線は、5路線である。令和6年度末の時点で、改良要望は290件ほど上がっており、それに対して169件が整備済みで、未着工が121件である。今年度の要望も6件ほどあり、進捗率としては、58%ほどとなっているとの答弁でした。

市役所に専門職の技師が何名ぐらいいて、長い方でどれぐらいの方がいるのかとの質疑に対し、土木課と都市・海岸整備課を中心に土木技師が配置されており、人員は25名程度で、それぞれの部署で経験を積みながら、少しでも現場を待たせないような形で対応をしている。経験値としては、1番長い年代で30年ぐらいだが、社会人枠で入ってきて即戦力として現場で対応してくれている職員もいるとの答弁でした。

各地区の道路改良の場所を示した地図で、指宿が30か所、山川が5か所、開聞は1か所しかないが、開聞地域の道路整備は完璧にできているのかとの質疑に対し、開聞地域の場合は、路面調査をした中でも大分路面の状態も良い状況で、維持のほうでの対応ができている。新設改良での路線数は少ないが、開聞地域にも大分維持費として予算を掛けているとの答弁でした。

意見として、地域からの要望に事業が追いつかない状況であるので、予算獲得に一生懸命頑張っていたきたいというものがありました。

次に、都市・海岸整備課所管分について。

二月田駅周辺公共広場整備工事とあるが、二月田駅の設計はどういう形になっていくのかとの質疑に対し、二月田駅の設計は、令和7年度のJR受託設計の中で詳細に詰めていく予定であるとの答弁でした。

指宿駅周辺地区まちなかウォーカブル推進事業は、どういう事業になるのかとの質疑に対し、指宿駅から海岸までの中央通りに魅力を作るということで、具体的には、今の舗装を剥いでグレードアップするような整備を考えているとの答弁でした。

都市構造再編集支援事業とまちなかウォーカブル事業は一体化した事業ということで、海岸道路から指宿駅前までを造り直して、集客力を高めたまちづくりをしていくのかとの質疑に対し、指宿駅周辺の一体となった整備というエリアは、まずは第1期として指宿駅から中央通り、それから海岸にたどり着く。海岸から砂楽までの街路も整備し、それから、最終的には若宮神社まで一体とした温泉街として、この指宿駅周辺の集客を図っていこうという構想で、その第一歩を踏み出したとお考え顶きたいとの答弁でした。

秋元川の河川改修工事においては、いぶすき内科と宇宿ひふ科のところに踏切の拡幅はどうなるのかとの質疑に対し、踏切から線路側は区画整理区域に入っていないので、今後、踏切から上は河川管理者、道路管理者である土木課との協議になるとの答弁でした。

今後、踏切拡幅についてJRと交渉するとしても、完成するのに5年も10年も掛かってしまうのではないのかとの質疑に対し、道路の拡幅について、特にあの線路部分は、民地との境界も狭いので、なかなか拡幅が難しい案件である。ただ、線路の手前と向こう側で大きく差があるので、それは今後の検討課題だと捉えているとの答弁でした。

意見として、秋元交差点から宇宿ひふ科の前を通る道路については、非常に交通量も多く、反対側のほうには人家が建っており、いろいろ大変だと思うが、いろんな方法があると思うので、前向きに検討方をお願いしたいというものと、新しい二月田駅は指宿を発信できるような、充実した施設を有した建築物になるようにJRと協議していただきたいというものと、海岸整備の完成に向け、いよいよ指宿駅周辺から海岸への通りの整備計画が始まるということなので、中央名店街の皆さんの御意見やほかの自治体の事例等を参考にしながら、より魅力あるものにしていきたいというものがありました。

次に、建築課所管分について。

建築物耐震化促進事業補助金の対象はどういった物件なのか。また、がけ地近接等危険住宅移転事業については場所はどこ辺なのかとの質疑に対し、建築物耐震化促進事業補助金については、3階建て、5千㎡以上の建物が要緊急建物と指定をされており、その建物が市内に4事業者あったが、1事業者は既に耐震の事業が終わっており、3事業者が残っている。がけ地近接等危険住宅移転事業を行う場所は、開聞の物袋になるとの答弁でした。

建築物耐震化促進事業補助金は、何年の間に工事をしなさいという縛りはないのかとの質

疑に対し、本事業には期限があり、令和8年3月31日までに設計又は解体工事に着手したものが対象になるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、スポーツ振興課所管分について。

B & G 山川海洋センターの解体事業は、令和7年度で終了するのかとの質疑に対し、令和7年度で全て終わる予定であるとの答弁でした。

体育施設事業の事業費について、年々これだけアップする理由は何かとの質疑に対し、令和6年度は開聞総合体育館の改修事業、令和7年度はB & Gの解体工事が大きな額となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。

水産多面的機能発揮対策事業ということで、藻場の保全に係る予算が組まれているが、指宿市内でも磯焼けの現象が見られるのかとの質疑に対し、指宿市内においても、磯焼けの現象は見受けられる。主な原因としては、ウニによる食害や海水温の上昇などが考えられるとの答弁でした。

地域企業応援センター事業の中に、コア店舗出店支援事業に係る補助金というのがあるが、現在コア店舗は何店舗あり、令和6年度はどういった実績で、令和7年度はどのような計画かとの質疑に対し、コア店舗出店支援事業は、主に市街地を中心とした新規店舗の展開に対する補助になる。現在、改修や新築に対して50万円を上限に10%の補助を行っているが、令和6年度は、コーヒー店1店舗、ラーメン店1店舗の計2店舗がこの事業を利用しており、令和2年度から合わせて14件の交付実績がある。令和7年度は、新規でお店を経営したいという方々が使いやすいような制度に少し変更しようと思っているとの答弁でした。

山川常設市場整備事業について、道の駅山川港活お海道の維持管理に係る経費ということで565万3千円とあるが、主にどのようなことを行うのかとの質疑に対し、設備の修繕料や、Wi-Fi機器の設置に係る業務委託料、備品の購入費についての予算であるとの答弁でした。

活お海道のトイレが非常に臭い。道の駅彩花菜館のトイレと同じようにきれいに管理できないかとの質疑に対し、活お海道のトイレがちょっと臭いがすると聞いたことがある。今後、トイレ改修等も視野に入れながら、原因究明をさせていただきたいとの答弁でした。

交通運輸事業について、市内循環バスや乗合タクシーの運行に係る負担金など、それぞれの金額はどうなっているか。また、令和6年度の実績はどうなっているかとの質疑に対し、令和7年度予算で負担金として3,589万3千円計上している。内訳としては、山川・根占航路運航推進協議会負担金が1,100万円、指宿市地域公共交通活性化協議会負担金が2,489万3千円になる。そのほか、地域間幹線系統確保維持補助金に806万円、廃止代替バス補助金に

2,144万4千円の予算を組んでいる。令和6年度、1月末までの利用状況は、イッシーバスは、2路線合計で5,452名、前年度比で116.3%の利用実績となっている。乗合タクシーは、6路線の合計で2,508名、前年度比で109%の利用となっているとの答弁でした。

域内経済循環促進事業ということで、事業費として1,000万円を計上されているが、具体的な事業内容はどうなっているのかとの質疑に対し、域内経済循環促進事業は、持続可能な域内経済の好循環を生み出すために、指宿市内の産品や人材などの地域資源や異業種同士のコラボレーションを生かし、地域の活性化や稼ぐ仕組みなどを創出し、新しい人の流れや商品を生み出すことで、市民の所得向上につなげるような活動に取り組む団体への支援事業になるとの答弁でした。

意見として、道の駅山川港活お海道のトイレは悪臭がするので、設備改修とあわせて早急に対応すべきでないかというものがありました。

次に、ふるさと納税課所管分について。

指宿フェアによって、令和6年度に新たに取引が始まった商品はあるのかとの質疑に対し、かごしま遊楽館等と連携した形で実施しており、かごしま遊楽館で仕入れていただいた指宿市の商品を市職員と一緒にフェアを行ってPRをして販売している。その中で、新たに商品につながったものはないが、その前の段階で、こういう商品がありますよと遊楽館のほうに紹介をしながらフェアをしているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について。

指宿市観光・経済戦略会議事業の負担金3,900万円は、主にどういうものになるのかとの質疑に対し、国内外への情報発信の強化ということで、デジタルイラストマップの機能強化、地元高校生やインフルエンサーとタイアップしたプロモーション、砂むし温泉の新たな機能効果の情報発信による高付加価値化、指宿港海岸を活用した新たな観光拠点に向けたプロモーション等を行うための予算であるとの答弁でした。

観光コンシェルジュ設置事業について、具体的にはどういったことをやっているのかとの質疑に対し、指宿駅構内の観光案内所に外国語ができる職員を2名配置しており、その人件費になる。1人は中国語、1人は英語に長けた職員で、指宿市に来られる方々に多言語で説明をしていただくことが主な業務になるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について。

そばの館皆楽来の令和6年度の利用者数はいくらになるのかとの質疑に対し、令和6年度の2月末での実績で、食事で利用された方が約1万1千人、プールを利用された方も約1万1千人となっているとの答弁でした。

温泉施設管理事業に指宿市摺ヶ浜地区遊歩道等改修事業への負担金とあるが、この事業は

どこが主体でどのような改修を行うのかとの質疑に対し、県が主体となる事業で、ボードウォークが供用開始から約30年が経過して老朽化が進んだため、施設の利用者や観光客、周辺住民の事故等を未然に防ぐため、改修工事をする。主な改修としては、木製のところをコンクリートの遮熱性がある滑りにくいものに変える改修を行う計画であるとの答弁でした。

公園管理事業費について、6年度から7年度にかけてアップしているが、内訳はどうなっているのかとの質疑に対し、令和6年度から令和7年度にかけて、新規で池田湖遊園地トイレろ過機塗装・ろ材入替修繕、池田湖遊園地複合遊具の階段補強修繕などを計上しており、主に新規の修繕が増えているとの答弁でした。

セントラルパーク指宿の指定管理料に変更はないのかとの質疑に対し、変更はないとの答弁でした。

ヘルシーランド管理事業で事業費が2億6,409万1千円となっているが、どういうところにこれだけの金額が掛かっているのかとの質疑に対し、ヘルシーランド管理事業費は、主にヘルシーランド温泉保養館、露天風呂たまたま箱温泉、山川砂むし温泉の管理事業がメインとなっている。それに加えて、山川砂むし温泉の上にある法面の補強工事が令和7年度には計上されているとの答弁でした。

直営ですること委託料も掛からないはずだが、なぜこれだけの金額になるのかとの質疑に対し、3施設に関わる主なものとして、市職員が3人いる。それ以外のスタッフが32人いるので、その方々の報酬や社会保険料等、交通費のほか、消耗品や光熱水費、修繕費等がある。また、温泉施設の補修や空調設備の保守等の委託料と浴衣等の使用料、リース関係及び法面の工事請負費がある。さらに、露天風呂等でカフェを行うので、そこで使うソフトクリームやジュースの原材料費といったものがあるとの答弁でした。

知林ヶ島については、崖が崩れたというようなことを聞いた気がするが、今は問題なく周遊できるのかとの質疑に対し、渡島されてから階段を使って展望台のほうに行くが、階段のところがまだ復旧されておらず、展望台のところに行くことができないので、周遊はできない状態であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○10番議員（吉村重則） 議案第25号、一般会計予算に反対の討論を行います。

地方自治体の大きな任務の一つは、住民の暮らしを守ることです。今、住民が望んでいることは何か。いくつかあると思いますが、まず一つは学校給食の無償化について、学校給食費を無償化にしてほしいということです。鹿児島県内でも無償にする自治体が増えており、いよいよ緊急の課題となっています。材料費の値上げなどがあっても給食費はこれ以上増やさないとの方針には至っていますが、無償化の方針を確立して当初予算において組み込むべきと考えます。また、子供の医療費については、18歳までの無料化を求めています。新年度予算には組み込まれていません。指宿市は観光と農業を中心としたまちづくりを進めてきました。主な観光の中心は、何といても温泉です。ところが、市の配湯数も民間の配湯数も減少の一途をたどっています。温泉施設に対する抜本的対策が求められています。単に温泉供給事業会計としてでなく、一般会計の中で方針を施策を考えるべきです。これまでの指宿温泉というのは、特別立派な温泉施設が象徴的にあればいいというのではなく、市民が等しく温泉の恵みを受けるということだったのではないのでしょうか。幾つか述べましたが、市民の願いが欠けた予算であり、明るい将来がなかなか見えてこない予算になっていますので、反対といたします。

○議長（西森三義） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第25号、令和7年度指宿市一般会計予算について、を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時45分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

△ 議案第30号～議案第32号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第20、議案第30号、令和7年度指宿市水道事業会計予算について、から、日程第22、議案第32号、令和7年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（松下知恵） 総務水道委員会へ付託されました、議案第30号から議案第32号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月27日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案ともに全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第30号について。

開聞地域の漏水調査について、以前から開聞地域は漏水があり調査を行っているが、なぜ開聞地域だけ頻繁に漏水が起こるのかとの質疑に対し、令和5年度の有収率は、指宿地域、山川地域は90%から95%だが、開聞地域が80%を割っている状況なので、令和7年度も開聞地域を調査したいと考えている。開聞地域はボラ土が多く、漏水した水が土の表面に表れにくいというのも要因の一つであると考えられるとの答弁でした。

池田水源地発電機更新工事に1億4,300万円ということだが、どこをどう整備するのかとの質疑に対し、池田水源地に発電機が2台あるが、1台が古く耐用年数も過ぎている。去年の台風で3日間の停電した時は動いていたが、その後調子が悪くなり危険な状態だったので、発電機を新しくする工事費となっているとの答弁でした。

意見として、開聞地域の漏水調査については、有収率が85%ぐらいになるよう十二分にやっていたきたいというものがありました。

次に、議案第31号について。

マンホール蓋の修繕費で300万円とあるが、それだけマンホールの蓋が壊れるということかとの質疑に対し、車が乗って劣化したところが変形したり、指宿の場合は温泉水も入って錆びるスピードも速く、耐用年数に達していなくても点検すると錆びていて開けにくくなっていたりといった不都合が生じていることがある。その都度替えていくので多めに300万円計上しているとの答弁でした。

汚泥運搬及び処分業務の委託料を組んでいるが、この汚泥というのは温泉水で重金属が入っていて、土に返せない、再利用ができないということかとの質疑に対し、温泉水の関係でヒ素が入っており、堆肥化することができない。本市単独で堆肥化するのは難しいので、セメントの材料などにするために運搬して処理してもらっているとの答弁でした。

意見として、汚泥処理に費用が掛かるので、ヒ素が安全圏内に納まるように研究をしていただきたいというものがありました。

次に、議案第32号について。

温泉供給事業に係る配管の布設替え工事は行ってないが、工事はしなくても大丈夫かとの質疑に対し、配管の布設替え工事については、石綿管であったものをビニールの耐熱管に替えてきており、それが大体終わったところである。令和7年度からは、タンクやポンプなど、老朽化しているものを計画的に更新し、施設の整備を考えているとの答弁でした。

民間の配湯業者が辞めることで、市に申し込みがあると思われるが、その場合、今の湯源で足りるのかとの質疑に対し、水圧や標高などの場所と湯量の関係で、配湯を辞めた業者の全ての利用者の受け入れはできないが、場所によって問題がなければ、相談があれば対応をしているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第30号から議案第32号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号から議案第32号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第26号～議案第28号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第23、議案第26号、令和7年度指宿市国民健康保険特別会計予

算について、から、日程第25、議案第28号、令和7年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長
の報告を求めます。

○文教厚生委員長（東勝義） 文教厚生委員会へ付託されました、議案第26号から議案第28号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第26号及び議案第28号の2議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第27号については、反対討論として、後期高齢者医療制度に反対をし、廃止を求める立場から反対であるというものがあり、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第26号について。

国民健康保険被保険者が対象となる30歳以上の人間ドック及び40歳以上75歳未満が対象の特定健診には、脳ドックは含まれているのかとの質疑に対し、血液検査や体重、腹囲、心電図等の検査を行うもので、脳ドック等は対象にはなっていない。また、被保険者の選択により、人間ドックか特定健診のどちらか一方しか受けられないことになっているとの答弁でした。

国民健康保険税が前年度に比べると7,000万円ほど減になっているが、減の要因はどのように考えているのかとの質疑に対し、県の標準保険料率に合わせて改正し、被保険者と世帯数の減少も加味して計算した結果、全体的に減額となったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第28号について。

成年後見制度利用支援事業について、令和7年度の見込み額は、どのような内容なのかとの質疑に対し、成年後見制度の申立てに必要な費用は、1件当たり約8万円から9万円とされている。成年後見人への報酬については、施設に入っている方は月1万8千円、在宅等の方は月2万8千円を上限に助成を行っている。令和7年度の当初予算として、報酬助成を施設の方3件、在宅等の方3件のそれぞれ12月、申立て件数については、3件見込んでいるとの答弁でした。

高齢者訪問給食サービス事業について、令和5年度が4,948万3,600円、令和6年度1月現在

で4,469万7,910円ということだが、令和7年度は、6,885万2千円ということで、約2,000万円の増で予算を組んでいるが、要因は何かとの質疑に対し、この事業は、給食を提供する際に直接高齢者に手渡しをすることで、高齢者の見守りも行う事業である。令和6年度までは、市内に子供がいる場合は対象外としていたが、市内に子供がいる場合でもなかなか見守りができないケースもあることから、子供と同居している場合を除いて対象とすることにより増額となったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第27号については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

○10番議員（吉村重則） 議案第27号、後期高齢者医療特別会計予算に反対する討論を行います。

後期高齢者医療特別会計であります。この制度は75歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、囲い込み、一人ひとりから保険料を取り立て、受けられる医療を制限し差別する診療報酬で、保険料は年金から天引きし、2年ごとに引き上げられております。この制度の廃止を求める声も大きいものがあります。この制度に反対をし、廃止を求める立場から本議案に反対をいたします。

○議長（西森三義） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第26号及び議案第28号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号及び議案第28号の2議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、令和7年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について、を採決いた

します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

△ 議案第29号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第26、議案第29号、令和7年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（新川床金春） 産業建設委員会へ付託されました、議案第29号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、敷地内樹木伐採業務の事業費467万5千円について、何本の木を切るのかとの質疑に対し、昨年の台風10号の影響により、湧水池周辺に倒木があった。調査の結果、木が大きくなり危険ということなので、民間施設側の木を6本程度伐採するとの答弁でした。

次に、高圧電気料負担金が高額に出ているがどういうものかとの質疑に対し、水道課とメーターが1本になっているため、令和6年度までは、水道課で電気料を按分計算し、水道課に支払っていた。令和7年度からは、水道課が口座引き落としすることになったので、唐船峡が水道課に負担金として支払いをするとの答弁でした。

次に、運動公園の整備について、どういう目的でどういう事業をされるのかとの質疑に対し、唐船峡運動公園駐車場整備事業は、現在エレベーター棟の老朽化が進んでいるので、臨

時駐車場として使っている広場を新たに駐車場として整備するもので、大型バスが入れるように道路拡幅の設計測量を行う。また、公園から虹の橋までの入り口側の通路部分を緩やかな勾配にするとの答弁でした。

次に、購入予定のラジコン式草刈機は人が操作しないといけないのか。例えば、夜に無人で勝手に草を刈るようなものがあるが、どういうタイプのものかとの質疑に対し、有人で職員が操作する機械であるとの答弁でした。

次に、令和6年度は繁忙期に3時間待ちの方がいらっしゃったと聞いている、令和7年度は入場券や整理券などをお渡しするようなことは考えられないかとの質疑に対し、入場券や整理券も必要と考えておりますが、現在、砂むし施設が実施している状況を確認しながら、今後検討していきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第38号上程

○議長（西森三義） 次は、日程第27、議案第38号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（打越明司） 今回、追加して提出いたしました案件は、条例に関する案件1件でありま

す。

それでは、議案の提案理由につきまして、議案第38号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、経営改善計画に沿って掲げた目標を達成していくために、市三役が強い決意を示し、市民や職員にも協力をいただけるよう、令和5年度から始めております給与のカットを引き続き実行し、併せて、財政健全化推進の一助とするものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（渡部徹也） それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第38号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、財政健全化推進の一環として、特別職の給料月額を減額するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

2ページを御覧ください。

改正の主な内容は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間について、市長の給料月額の15%を、副市長及び教育長の給料月額の7%を減額しようとするものであります。

なお、施行日は令和7年4月1日としているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	0時09分
再開	午後	0時25分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第38号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（西森三義） これより、議案第38号に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松下知恵議員。

○2番議員（松下知恵） 議案第38号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

今回、財政健全化推進の一環として市長の給料月額を15%、副市長及び教育長の給料月額を7%減額するということですが、それはこれまでも財政健全化推進に伴う減額を平成18年度から実践されているにも関わらず、一向に市の財政の健全化は進んでいないということな

のでしょうか。そこで市長、副市長、教育長の給料月額を減額して、どのように市の財政の健全化のために使われているのか、具体的にお聞きしたいと思います。

令和5年10月1日から令和6年3月31日の6か月間で、市長、副市長、教育長の給料月額をそれぞれ減額して、減額計が146万8,800円となりましたが、これはどのように使われて、財政健全化にどのような効果があったのでしょうか、お伺いいたします。

また、同じく今回の市長、副市長、教育長の給料減額の減額計は249万4,800円ということですが、これを令和7年度にどのように使い、財政健全化にどのような効果が期待されるのかをお伺いいたします。

○人事秘書課長（木下英城） これまで実施をしましてまいりました削減、それから7年度に向けまして今回御提案をさせていただいております削減額、いずれにいたしましても特定のこの事業に活用しようとか、新規の事業を行うためにこの財源を活用するということではなくて、一般財源として活用していくと、こういうふうな考えでおるところでございます。

○議長（西森三義） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松下知恵議員。

○2番議員（松下知恵） 議案第38号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論をいたします。

市長は、財政再建を公約に掲げ、将来が楽しみになる指宿を目指しておられます。財政再建に向けて人件費を削減しようとする姿勢自体は、入りを量りて出るを制す、正しく私も学んでいる減量の経済学です。財政が赤字なら無駄なお金を使っていると思われるところは襟を正して自主改善をしなければならないと思います。もちろん、民間の会社では例え大会社であっても、巨額の赤字を計上すれば社長は自分の年収を部長級の年収まで切り下げたりします。それは率先して襟を正し、再建の姿勢を示しているのだと思います。でも、人件費を

削るだけ、経費を削るだけでは、1、2年は効果があり、当面は赤字が減って、黒字が減るかもしれませんが、やがて屋台骨が壊れ、だめになってしまうのではないのでしょうか。市の屋台骨は市長、副市長、教育長ではないのでしょうか。ここにいらっしゃる執行部の皆様も、私たち議員も、市の職員の皆様も、1日の持ち時間はみんな同じで24時間です。でも、みんな24時間持っていますが、その1時間当たりの価値は同じではないと考えます。仕事の範囲、密度と量はそれぞれ違うと思います。もし、指宿市で何か大きな事件があったり、市役所職員、それが会計年度任用職員であっても、何か不祥事を起こしたりしたら、真っ先に頭を下げてお詫びするのは市長であり、副市長であります。市内の学校で、もしいじめ等の大きな問題があったら、頭を下げてお詫びするのは教育長です。それだけ責任を取る範囲は広いということです。指宿市全体に責任があるということです。収入が増えるということは、責任を持つ範囲が増えるということで、責任があるから給料に差があるのではないのでしょうか。そうであるならば、報酬を引き下げる前に、市長、副市長、教育長に求められる成果とは何なのか、あるいは責任とは何なのかを、もう一段深掘りする必要があるのではないのでしょうか。これは、パナソニックグループの創業者である松下幸之助先生が、企業の役割や使命を大切にしたこととも通じるものがあると考えます。それがあって初めて、では成果と責任に見合う報酬は何なのかを考えることができ、その次の段階として、報酬が高すぎる、あるいは低すぎる、報酬に見合った仕事できていないから問題だという話ができるものです。だから、単に給与を減らして身を切る姿勢を見せるのではなく、報酬に見合った責任と成果を市民にきちんと見える形で示すことが必要だと考えます。そして今、財政再建のために市がやるべきことは、今回、一般質問でも提案した事務事業評価における事業の見直しだと思います。前年度はこうだったという理由で同じような割合で予算を配分することには問題があり、将来的な発展性がない事業は予算も人員も投下しないという形にシフトしていただきたいと思います。価値を生んでいる事業と価値を生んでいない事業とを見極め、事業を整理してもっと発展的、建設的に財政的な余力を作り出していつてこそその財政再建だと、再度提案いたします。指宿市の財政健全化の推進は、平成18年度から実践されていることであり、特別職職員の給与減額は、その一環として位置付けられているものの、むしろ財政再建の本質を見誤るような改革になりかねない考えるため、議案第38号は反対いたします。

以上で、討論を終わります。

○議長（西森三義） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

前原議員。

○4番議員（前原五男） あまり大げさな話はしたくありませんでしたが、国策として、今インフレターゲット、これを掲げている昨今、なぜ市長、減額報酬を提案されたのでしょうか。逆だと思います、私は。市長だけじゃなくて、全ての財政そのものをパイを大きくして、そ

してそこで市民を潤わせて市民から税金をいただく、そういう経済運営というのを私は目指すべきだと考えているものです。どうか市長とか、副市長とか、教育長の気持ちとしては、俺から身を切るからお前らも気張れよと、いずれ職員に飛び火しかねないです、このやり方は。だから、この議案に対しては私も反対いたします。

○議長（西森三義） ほかにありませんか。

新川床金春議員。

○13番議員（新川床金春） 市長が今回減額ということで出していただいたので、良かったかなと思うんですけど、指宿の財政は県内で何位なのか。それを考えたらですよ、やっぱり市長だけじゃなくて、職員も削るところは削って、先ほど松下議員が言いましたように実際、いろんなことを見直していかないといけない。そうして指宿の借金を減らすことが一番だと思いますよ。私が今まで一般質問でも言いました、事務事業を見直しをしてほしいね、ここはという、市長に提案したけど、それは何も手を付いていない。そういう中で、市長、副市長、教育長が減額するだけでいいのかなと思います。私はいろんなことを見直すことの提起として、私は反対したいなと思っております。よろしくお願いします。

○議長（西森三義） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第38号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

△ 議案第39号～議案第41号一括上程（説明・質疑・委員会付託等省略、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第28、議案第39号、指宿市議会会議規則の一部改正について、から、日程第30、議案第41号、指宿市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正につい

て、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

お諮りいたします。

3議案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思
います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、3議案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決するこ
とに決定いたしました。

これより、議案第39号から議案第41号までの3議案を、一括して採決いたします。

3議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第41号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議会活性化等調査特別委員会の中間報告の件（委員長報告、質疑）

○議長（西森三義） 次は、日程第31、議会活性化等調査特別委員会の中間報告の件を議題とい
たします。

議会活性化等調査特別委員会から会議規則第45条2項の規定により、中間報告を行いたい
との申出があります。

お諮りいたします。

本件は、申出のとおり報告を受けることにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議会活性化等調査特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

議会活性化等調査特別委員長の発言を許可いたします。

○議会活性化等調査特別委員長（田中健一） ただいま、令和7年3月26日、議会活性化等調査特
別委員会中間報告をいたしたいと思います。

昨今の地方議会を取り巻く環境は大変厳しいものがあり、時代の流れに沿って多様化・複
雑化する住民ニーズや地域課題に対応するためには、これまで以上に広範囲にわたる専門性
や知識が求められております。

本市議会では、地方議会を取り巻く環境の変化に対応するため、令和6年9月に議会活性化

等調査特別委員会を設置し、議会活性化への取組や議員定数、議員報酬等の見直しに関して幅広く議論を行っております。

これまで、指宿市議会に関する市民アンケート調査を実施し、枕崎市議会及び日置市議会への視察を行ったほか、全国の人口規模類似市や県内他市の状況など情報収集を行い、様々な観点から議論を行っているところでございます。

その結果、行財政運営のチェック機関としての役割を十分に果たすとともに市民に開かれた議会活動を推進していくためには、議会運営等の改革による議会の活性化に加えて、性別・年齢・職業に偏りがなく、多様な人材が議員として活躍できる環境作りが必要であるとの観点から、議員定数及び議員報酬の見直しも必要であるとの結論に至りました。

このたび、本特別委員会の調査において議論を行ってきた内容を、中間報告としてまとめましたので、ここに報告をいたします。

本委員会では、調査を行う事項として、議員定数、議員報酬、委員会構成、一般質問の在り方、基本条例の5項目を設定しました。また、調査方法としては、これまで、市民アンケートや他市への所管事務調査及び資料請求を行ってまいりました。

まずは、市民アンケートの調査項目として、回答の一部及び結果についての分析を御報告いたします。市民アンケートは、市民の皆様の率直な御意見・御要望を把握し、議会活性化のための資料として活用するとともに、今後の議会改革に反映させることを目的として、18歳以上の市民の中から無作為に抽出された2,000名の方に17項目のアンケートを実施し、郵送で295名、インターネットで73名、合計368名の方から回答を頂きました。

市議会や議員に対する意見としては、まず、あなたの意見や市民の声が市議会に反映されていると思いますか、に対して、思わない・分からないが多数となりました。次に、現在の市議会をどのように評価しますか、に対して、評価しない・分からないが多数となりました。

次に、議員のなり手不足、社会問題となっております。その理由は何だと思いませんか、に対して、議員活動が見えない・市民の政治への無関心・議員活動に魅力がないといった回答が上位を占めました。

このような結果から、市議会に対する厳しい御意見が多いことや、政治や議会に関する市民の感心の低さを示す結果となりました。

次に、あなたは、市民のために議員として働いてみたいと思いませんか、に対して、ぜひやってみたい・条件が整えばやってみたいと答えた方が少数ではあるが一定数いらっしゃったことから、その方々を含めた市民が議員を志して立候補しやすいように、制度上の環境作りにも取り組む必要があると考えます。

次に、あなたが、市議会議員に求めるものは何ですか、に対して、地域が抱える課題の解決・市民と行政の架け橋としての役割と回答した方が多かったことから、議員には、市民や

地域とのつながりを求める方が多く、議員への期待が高いとの見方もできるのではないかと思います。

議員定数に関する意見としては、平成18年の市町合併により新指宿市が発足し、当時の議員定数は26人でしたが、現在の議員定数は18人です。指宿市にとって、妥当だと思う議員定数は何人だと思いますか、に対して、現行と同じ18人と回答した方は35%、現行よりも多い20人・19人と回答した方は7%、現行よりも少ない17人・16人と回答した方は合計33%で、現行の18人と同じ人数又は現行よりも少ない人数とするべきであると考えている方が多数となりました。

議員報酬に関する意見としては、まず、指宿市議会議員の報酬は月額28万6千円です。指宿市の議員報酬について、どう思いますか、に対して、少ないを選択した方が27%となり、多いの17%を超え、妥当であるの26%と同程度という結果となりました。

次に、もし、あなたが議員になろうとしたら、議員報酬はいくらが良いと考えますか、に対して、35万円以上など、現行の報酬額28万6千円よりも多い金額を回答をした方は55%となり、現行の報酬額と同程度と回答した方の11%と、27～28万円未満など現行の報酬額よりも少ない金額を回答した方の22%を大きく上回る結果となりました。

さらに、若者や女性が議員に立候補したいと思うための議員報酬はいくらが良いと考えますか、に対しても、57%の方が現行の報酬額よりも多い金額を回答し、現行の報酬額と同程度を回答した方の7%、現行の報酬額よりも少ない金額を回答した方の16%を大きく上回る結果となりました。

また、議会の活性化のためには何が必要だと思いますか、に対して、市民の声の収集や議会中継などの充実、一般質問など議会内発言の活発化に次いで、議員定数・報酬などの検討と回答した方が多かったことから、現行の議員報酬は妥当である、又は少ないと感じている方が多く、もし回答者自身が議員になった場合の報酬や、女性や若者が議員になった場合の報酬は、現行の報酬額よりも引上げるべきであると考えている方が多いとの見解ができます。また、議会活性化のためには、議会運営等の改革だけでなく議員定数及び報酬に関する議論も必要であると考えている方が多いとの見方ができます。

最後に、指宿市議会に対する意見や要望がございましたら御記入ください、に対しては、市民の皆様から率直な御意見を頂きました。頂いた御意見につきましては、今後の議会活性化等調査特別委員会での協議、今後の議会活動、議員活動の参考とさせていただきます。ありがとうございました。

今回のアンケート調査を実施したところ、今後の議会活性化のためには、一般質問など議会内発言の活発化といった議会運営等の改革が必要であるという意見とともに、市民の声の収集や議会中継の充実など、議会と市民のつながりも大切であるとの意見を数多くいただきました。

また、議員に求めるものとしては、地域が抱える課題を解決してほしいという意見や市民と行政の架け橋になってほしいという意見が多く寄せられ、議員に対する市民の期待は大きいことが分かりました。

議員定数については、現行の18人と同じ人数又は現行よりも少ない人数とするべきであると考えている方が多いことが分かりました。

議員報酬については、現行の報酬額は妥当である又は少ないと感じている方が多く、仮に回答者自身が議員になった場合の報酬額や、女性や若者が議員になった場合の報酬額は、現行の報酬額よりも引上げるべきであると感じている方が多いことが分かりました。一方で、現行の議員報酬は多いと判断している方は、議会活動、議員活動に物足りなさを感じている方が多いことが分かりました。

そのような中で、市民のために議員として働きたいかとの設問に対して、ぜひやってみよう又は条件を整えばやってみようという回答した方が29人と、少数ではあるが一定数おり、うち10人は議員報酬が低いと考えていることから、議員報酬の引上げを一つの要因として議員を志し、立候補を考える方もいるのではないかとの見方もできます。

さらには、議会活性化のためには、議員定数・報酬などの検討も必要であるという意見を多数頂いており、若者や女性が積極的に議員に立候補しやすい環境作りとして専業できる程度の議員報酬が必要であると回答した方が一定数いたことから、今後、市民のために議員として働きたいという方が、議員を志して立候補しやすいような環境作りが必要であると考えます。

次に、本委員会での協議内容について、御報告いたします。

まず、予算特別委員会の設置について協議したところ、本市議会では、予算を所管ごとに分割して付託しているが、枕崎市のように委員会の所管に限らず全議員で予算審査をする方が望ましい。予算委員会の構成や審議方法については、様々なやり方があると思う。今後、枕崎市や日置市に限らず、その他の市議会も参考にしながら検討してはどうかという意見が出され、協議の結果、予算委員会については、設置する方針といたしました。ただし、今後、枕崎市や日置市以外の市議会の委員会構成や審議方法等も参考としながら検討していきます。

次に、委員会における附帯意見について協議したところ、本市議会の委員会における意見は、単なる個人の意見であり、重みはないと感じている。枕崎市や日置市のように委員会としての附帯意見であれば、執行部にも重みのある意見として受け止められるのではないかと。枕崎市と日置市は、委員会における附帯意見の仕組みがあるが、本市議会と同様に委員個人の意見も委員長報告で取り上げている。その他の市議会ではどのようなになっているか調査してはどうかという意見が出され、協議の結果、委員会における附帯意見については、導入するかどうか保留とし、今後、枕崎市や日置市以外の市議会も参考としながら検討していくこ

とにいたします。

次に、適正な議員定数について協議したところ、市の人口が令和6年1月1日現在で3万7,517人である。議員定数18人で割った場合、議員1人当たりの人口は2,084.3人となり、16人で割った場合は2,344.8人となる。市民アンケートの中でも様々な意見があったが、人口の2,500人から3,000人に議員1人程度が良いという意見もあった。それを考えると2人減の16人が妥当だと思われる。令和4年に議員定数を18人に減らした時点で、すでに16人に減らすという話もでていた。16人に減らした際には、議員報酬も検討すべきという話までしてきた経緯がある。いろんな人が議員になれるという多様性の縮小につながるため、議員定数を削減すること自体に反対であるといった意見が出され、慎重に協議を重ね、議員定数については、2人減の定数16人とするとの結論を導き出しました。

次に、適正な議員報酬について協議したところ、議員定数を16人として、議員報酬を40万円程度にすることで、議員報酬のみで生活できるようになり、議員のなり手不足が解消できると思う。議員定数を減らす分、議員の負担が大きくなる。全国の人口規模類似市の報酬の平均を考慮し、さらに政務活動費を廃止した分を報酬に加えて35万円程度が良いと考える。議員を長年続けて子供を育てていくとしたときに、子供を大学まで進学させる場合は議員報酬だけでは不足する。しかしながら、市の財政を考えれば35万円から36万円という金額が本市で妥当ではないかと思う。議員1人当たりの報酬額等が年間で約450万円であり、16人に定数を減らした場合は2人減となり、約900万円の予算が余る。市の財政負担を増やさないため、その900万円を16人で按分した場合、月額では約4万4千円の増となる。さらに、政務活動費を廃止した分の月額1万円をプラスすれば5万4千円の増となり、報酬月額34万6千円となる。全国の人口規模類似市と比較して同程度となるので、妥当であると考えているといった意見が出され、議員報酬については、定数減となる2人分の経費（報酬、手当、負担金、旅費等）を算出し、その金額を16人で按分して増額すること、さらに、政務活動費を廃止し、その金額を報酬の中に組み入れることとし、議員報酬額は、一般議員の報酬額を34万円と試算いたしました。

しかしながら、議員は市の発展並びにより良い市民生活の実現のために努力しなければならない立場であることから、各種会議等への出席に限らず、国や県への陳情活動、先進的な取組を行っている自治体への調査等を行うことも議員としての責務であると考えており、十分な議員活動を行うためには、さらに2万円を加算していただきたい旨の意見が出されました。

一般議員の報酬を34万円とするか、2万円を加算した36万円とするか、採決したところ、36万円とする委員が多数となり、特別委員会としては、36万円で指宿市特別職報酬等審議会へ諮問していただくことを決定しました。

今後の調査については、予算委員会の設置及び委員会における附帯意見等については、枕

崎市、日置市を参考としながら、さらに他市の状況調査を行い、より本市議会に適した体制を協議していきます。

議員定数については、令和7年第2回定例会において、議員定数を16人とする条例改正案を提案する予定であります。

議員報酬については、指宿市特別職報酬等審議会の答申を待ち、その内容を尊重することとします。

その他、本市議会を取り巻く環境の変化に対応するため、引き続き様々な視点から議会改革のための議論を行うこととします。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	1時10分
再開	午後	1時31分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

新川床金春議員。

○13番議員（新川床金春） 議会活性化等調査特別委員会の中間報告について、質疑させていただきます。

いろいろと説明を受けました。皆さんのタブレットには入っていると思いますが、市の財政状況が全国で、そして県内19市でどういう位置にあるのか、令和5年度決算ということで、12ページも記載してありますが、この状況で議員の報酬を上げるということについて、委員会ではどのようなことが話されたのか。

次に、報酬に関することですが、先ほどびっくりしたのはですね、合併前の特別委員会で私はそこにいたんですけど、指宿市議会の見識を深め、そしていろんなことを執行部に提案し、指宿を元気にしようかなということで、政務活動費が平成16年頃だったと思うんですけど、合併前に施行されました。実際、議員はその政務活動費にもらいながら、自分はこれを何をしましたかということ、毎年4月に提出するんですよ。自分の活動状況を提出する、こういうものを廃止をするということになって、報酬はもらうけど、調査研究はしなくてもいいということになっていくと思うんですよ。私はこれがびっくりですね、これまで20年間の政務活動費について、委員会はどのように捉えていたのか、お願いします。

次に、若者が議会に立候補するための取組ということで、報酬もあるでしょうけど、報酬以外ではですよ、だめだと思っております。委員会ではどのようなことをしたら若者が立候補してくれると思って、議員報酬についてまとめの中で、この要望の中で女性や若者が熱意と実行力を持って、優秀な人材が議員として立候補いくだけの環境を整備するとあるんです

けど、どういうことをしようと思っただけ報酬を上げるのか、お願いします。

次に、私はもう26年、7年目に入りますけれども、やっぱり私は37でしたけど、私の先輩は31で立候補しております。若い人たちが議会にしっかりと出てきて、指宿を変えようというためにはですね、やっぱり国会では定年制がいわれたけれども、その定年制がなし崩しになっております。若い人たちが出てくるためには、そこをどうするかという議論はされたのか。定年制について、議論とかされたのか、4項目をお伺いしまして終わります。

○議会活性化等調査特別委員長（田中健一） お答えさせていただきます。

1番目に、市の財政状況について、そういう立場で検討をされたかということですが、3月に特別職報酬等審議会が開催をされる予定ということを知り、まずは報酬等審議会へ諮問するために、そういうところの情報等も併せて添付して申請を上げてあります。

2番目に、議員報酬について、県内の19市で現在13番目のところでありまして、報告であった36万円になった場合に、県内で5番目となります。

続いて3番目の、若者が議会に立候補するための取組については、報酬も含めて一緒に検討されるべきであると思うと言われましたが、我々がまず間に合わせないといけないのは、先ほども言ったように、3月に間に合わせるため。あと、子育て世代の若者と女性の方々に対して、これからしっかり審議もしていこうという段階であります。

4番目の議員の定年制について、これについては委員会の中では審議はいたしておりますが、人は、年齢だけで比べられるものでなく、80代で議員活動をされている方もおり、そこについては委員会として検討はしておりません。以上です。

○13番議員（新川床金春） 答弁が漏れています。指宿の令和5年度の財政状況はどのようなのが漏れています。

○議会活性化等調査特別委員長（田中健一） そこについては、皆さんのタブレットのほうにも情報として流しておりますので、そのところで御確認をいただければありがたいです。以上です。

○13番議員（新川床金春） 要するに、私が聞いたのは、ここで発言してもらえば世界中に飛ぶんですよ。そういう状況を私は狙っていますので、市民が議会報告会、議会の録画を見たときにどう思うかということなので、私が聞いたことは答弁しないと私は次にいけません。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時49分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁をお願いいたします。

○議会活性化等調査特別委員長（田中健一） 1番目の市の財政状況について、先ほども申しましたとおり、委員の方々にも情報として提供させていただいて、委員会の中では数字的には

触れておりませんので、よろしくお願いします。

○13番議員（新川床金春） それでは、2回目の質問に入ります。委員には書類を提供して、この財政状況で7万4千円も上げることがよくできたかと、私は思います。令和5年度決算における財政力指数は0.34で県内19市の14番目である、14番と下位にあると。令和5年度将来負担比率は18.1で下位となっている。この報告書にあるんですよ。この状況で指宿市は財政が厳しいからといって、緊縮財政で受益者負担をずっとお願いしているんですよ。その中で、7万4千円上げることはどういうことなのかなと。私は上げるんだったら、定数を4減にして、半分は市民が使えるようにするぐらいの熱意があってほしいなと思っていました。報酬がですよ、先ほど7万4千円、引き上げるということですが、実際、この中に政務活動費も入っていました。実際、政務活動費は使い勝手が悪いとか、報告書を書かないといけないということも、以前から聞いていました。だけど、議員が活動をしているというのが見えるのは、年度末の報告をしたのが次の議会だよりに載るのでいいのかなと、私は思っていました。が、やっぱりあるところでも言われているのが、議員の政務調査費というのは議員のお小遣いじゃないか思われているところがありました。それを報告書でしっかり指宿市はすると、1円からするということを昭和16年当時ですね、やりましたよ。だから今回、政務調査費がなく、議員報酬を上げるために政務活動費をなくするというのを、本当に寂しく思います。先ほど言われましたけど、実際、何でもできると、使い道はいいんですよ、お小遣いになるんですよ、生活費になるんですよ、調査費じゃないんですよ。そのところをどう思いますか、答弁を求めます。

先ほど、報酬を上げるのが先で、議員が議会に、若い人が議会に立候補するための問題は今後するということでした。それでも、その3か月間の間にですよ、議論はされなかったのか、何かされていたら、そのところを答弁求めます。

次に、議会の定年制について、私は打越市長が青年団の役をしているときに、僕も青年団でいましたけど、あの20代のときに65歳の議員に言われたことがありました。65歳かな、そのくらいの方が、青年団の小僧は黙っておけと言われたことがありました。やっぱり若い人たちがどんどん出てきて、議会を変えていくような素地が私は必要だと思うんですよ。そのときに思ったんですよ、私も65か70は定年やろうかと、自分の中では思っていました。だけど、国もどこも決めていませんので、できたら定年制も検討、今後ですよ、検討できないのか、これはお願いとしておきますけど、どうでしょうか、答弁を求めます。

○議会活性化等調査特別委員長（田中健一） 報酬について、報告の中で言わせていただいておりますが、とりあえず3月に間に合わせるように準備をさせていただきました。あと報酬が上げただけでなくて、やはり委員の皆様が、若い方々や女性の登用、子育ての世代の方々の議会への無関心というものを、とりあえずこの入口だけで考えていたところであります。よって、3番目についても、今後、この件についてはしっかりと8名の委員が導き出し

ていただけるものと、委員長として報告をさせていただきます。

あと議員の定年制については、先ほども申しましたが、それぞれの年齢でそれぞれの考え方、体力、知力というものも様々であろう、年齢を物差しとしてできるのであれば、検討もなされたのであらうと思います。以上です。

○13番議員（新川床金春） この7万4千円で計算しますと、先ほど2名の議員の報酬をと言っていましたけど、7万4千円だと、先ほどは900万だったのが1,400万になりますよ。これにボーナスが入れば、まだ増えますよ。財政状況が厳しい中に、500万以上の金額が上がっていくのかなと思いますが、この7万4千円で間違いはないのか、ここだけでいいです、答弁をください。

○議会活性化等調査特別委員長（田中健一） 報酬等審議会への諮問については、そのようにお願いする書類をつけてあります。その中身については、委員長報告の中でも申し上げましたが、賛成多数による委員会の報告として捉えていただきたいと思います。以上です。

○議長（西森三義） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

前原五男議員。

○4番議員（前原五男） 何が妥当で何が適当、適度、要は決まったところが適量であり、適度であり、適正でありという、私はそのような感じを持っているんですが、委員長、もう一つ聞きたいのが、厚生年金と社会保険、健康保険ですね、私はですね、この制度は若い人にとっては大事なものであらうと思います。それからもう一つ、話し合ったかどうかというのを私は聞きたいところです。定年制というのがありましたけれども、長く務めた人が立派なのか、狭くいた人が立派なのか、あるいは若い人が立派なのか、年取った人が立派なのか、これも選挙制度で我々は選良としてここにいるわけです。それを年齢で区切るというのはいかなものか。その検討はされたかどうかというのがあります。私はもう厳しくは質問をしませんけども、やっぱり諮問前ですので、もう私はこの辺で区切りをつけたいなと思っているところです。2点だけは答えていただきたいと思います。健康保険、年金、これについて検討されたのか。あるいは定年制についても検討されたのか。その辺をお答えいただきたいと思います。

○議会活性化等調査特別委員長（田中健一） 年金というのは、議員年金だということで理解はいたしますが、地方自治体の我々議員がそういうところを選択する場では、私はないと思っています。委員会の中ではそういう年齢が物差しになるようなことも、お話は出ておりません。

（発言する者あり）

○議長（西森三義） 皆さん方に報告いたしますが、今この議会活性化等調査特別委員会がですね、今一生懸命審議中です。そして今日は中間報告です。質疑については、また全部終わっ

て、そのときに質疑をしていただくと、これからまだいろいろ調査をされて、議論が尽くされると思いますので、そういうことで御理解いただきたい。よろしくお願いいたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、議会活性化等調査特別委員会の中間報告の件を終了いたします。

△ 閉会中の継続調査について

○議長（西森三義） 次は、日程第32、閉会中の継続調査について、を議題といたします。

総務水道委員長、文教厚生委員長及び産業建設委員長から所管事務調査を行うため、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△ 議長挨拶

○議長（西森三義） 令和7年第1回指宿市議会定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。今期定例会は、去る2月20日の開会以来、本日までの35日間にわたり、令和7年度予算案をはじめとする多くの案件を終始熱心に御審議いただき、本日ここに全ての日程を終了し、閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、執行部当局におかれましても、円滑な審議に御協力をいただきましたことに対し感謝申し上げます。審査の過程において議員各位から出されました意見、要望等につきましては、十分に尊重し、今後の施策に反映していただきたいと思います。

さて、令和7年度の施政方針においては、10年後が楽しみになる指宿、20年後はもっと楽しみになる指宿を目指し、市政運営に取り組んできたという話がありました。また、市民サービスの質を更に充実させるため、全職員に対し最高のサービスを最少のコストでという市役所の大原則を示し、併せて市民への対応は、1. スピード感を持って、2. わかり易く、3. 最期までという3点の仕事の心構えを示したという話もありました。市議会といたしましても、市民の負託に応えられるよう、更なる議会の活性化を図り、将来が楽しみになるまちになれるよう、執行部と両輪を成し、市政発展に向けてたゆまない努力を続けていく所存であります。

結びに、本年3月をもって退職をされます職員の皆様方には、長い間住民福祉や産業振興に御尽力を賜り、改めてその御苦勞と御功績に深甚なる敬意を表しますとともに、今後とも健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を郷土指宿の発展のために生かしてくださるようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

この際、市長から発言の申出がありましたので、発言を許可いたします。

△ 市長挨拶

○市長（打越明司） 令和7年第1回指宿市議会定例会の閉会にあたりまして、議長から発言のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

去る2月20日に開会されました令和7年第1回市議会定例会もいよいよ本日をもって最終日を迎えることとなりました。今議会に提出いたしました様々な案件につきましては、本会議並びに各常任委員会におかれまして、それぞれ慎重にかつ活発に審議を尽くされ、全ての議案につきまして議決を賜りましたことに、まず厚く御礼を申し上げたいと思います。また、審議の過程で賜りました様々な御意見、御助言につきましては、真摯に受け止め、今後の市政運営について十分に配慮してまいりたいと考えているところであります。

さて、来週からいよいよ令和7年度が始まります。施政方針でも述べましたとおり、これまで人を増やし育てていくという政策に加えて、域内の経済循環を盛んにしていくという取組にも、来年度は着手をしていきたいと考えているところであります。今月23日から市民の生活を支援するという立場で、地域経済の活性化も更に図るためにも、いぶすき生活応援！2.5倍商品券の引き換えが今開始をされたところでありますが、既に市民の皆さんからも大変大きな反響を頂いているところであります。毎日の生活、そして域内の経済循環のために、大いに活用していただきたいものだと思っているところであります。

令和7年度におきましても、議員の皆様をはじめ、市民の皆様方のより一層の御支援、御指導をお願いしますとともに、皆様方の御健勝、御多幸を御祈念申し上げまして、令和7年第1回指宿市議会定例会の閉会にあたりましての御礼、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

△ 閉議及び閉会

○議長（西森三義） 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて、令和7年第1回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時09分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 井 元 伸 明

議 員 前之園 正 和